CZ-4-3
1200404246284

第十九回国会制定法

参議院法制局

第十九回国会制定法

参議院法制局

国立国会
29.10-0
図書館

320.915a 594k
CZ
4
3

凡例

一、本書は、第十九回国会（常会）（昭和二十八年十二月十日から昭和二十九年六月十五日まで）を通過して公布された法律二〇五件（内閣提出一七八件、衆議院議員提出二一件、参議院議員提出六件）を収録した。

二、収録した法律は、その公布番号の順序に従つて配列した。

三、目次（法律の公布番号順）及び部門別索引を掲載した。

右の目次、件名索引、部門別索引及び本文中「（衆法）」又は「（参法）」と表示してあるのは、議員提出の法律案中衆議院議員提出又は参議院議員提出のものであることを示し、その他は、すべて内閣提出のものであることを示す。

国立国会
29.10.-8
図書館
K 7092

目次

○法律第一号　特定海域における漁船の被害に伴う資金の融通に関する特別措置法（昭二九・三・五公布）……一
○法律第二号　当せん金附証票法の一部を改正する法律（昭二九・三・一五公布）……二
○法律第三号　特別鉱害復旧臨時措置法の一部を改正する法律（昭二九・三・一六公布）……三
○法律第四号　昭和二十八年の風水害及び冷害による被害農家等に対して米麦を特別価格で売り渡したことにより食糧管理特別会計に生ずる損失を補てんするための一般会計からする繰入金に関する法律（昭二九・三・一八公布）……三
○法律第五号　開拓者資金融通特別会計において貸付金の財源に充てるための一般会計からする繰入金に関する法律（昭二九・三・一八公布）……四
○法律第六号　緊要物資輸入基金特別会計法等を廃止する法律（昭二九・三・一八公布）……四
○法律第七号　港域法の一部を改正する法律（昭二九・三・二〇公布）……六
○法律第八号　簡易生命保険法の一部を改正する法律（昭二九・三・二三公布）……八
○法律第九号　水産業協同組合法の一部を改正する法律（昭二九・三・二三公布）……八
○法律第十号　遠洋かつお・まぐろ漁業の用に供する船舶につき船舶職員法の臨時特例に関する法律（昭二九・三・二三公布）……九
○法律第十一号　外務省設置法等の一部を改正する法律（昭二九・三・二四公布）……一〇
○法律第十二号　国有鉄道運賃法の一部を改正する法律（昭二九・三・二五公布）……一四
○法律第十三号　輸出保険法の一部を改正する法律（昭二九・三・二九公布）……一四
○法律第十四号　郵便切手類売さばき所及び印紙売さばき所に関する法律の一部を改正する法律（昭二九・三・二九公布）……一五

○法律第十五号　郵便為替法の一部を改正する法律（昭二九・三・二九公布）……一六
○法律第十六号　国立学校設置法の一部を改正する法律（昭二九・三・三一公布）……一六
○法律第十七号　開拓融資保証法の一部を改正する法律（昭二九・三・三一公布）……一八
○法律第十八号　犯罪者予防更生法の一部を改正する法律（昭二九・三・三一公布）……一八
○法律第十九号　学校教育法の一部を改正する法律（昭二九・三・三一公布）……一九
○法律第二十号　公立学校施設費国庫負担法の一部を改正する法律（昭二九・三・三一公布）……一九
○法律第二十一号　農林漁業金融公庫法の一部を改正する法律（昭二九・三・三一公布）……二〇
○法律第二十二号　中小企業信用保険法の一部を改正する法律（昭二九・三・三一公布）……二〇
○法律第二十三号　国際的供給不足物資等の需給調整に関する臨時措置に関する法律の一部を改正する法律（昭二九・三・三一公布）……二二
○法律第二十四号　郵便振替貯金法の一部を改正する法律（昭二九・三・三一公布）……二二
○法律第二十五号　恩給法の一部を改正する法律の一部を改正する法律（昭二九・三・三一公布）……二三
○法律第二十六号　児童福祉法の一部を改正する法律（昭二九・三・三一公布）……二四
○法律第二十七号　母子福祉資金の貸付等に関する法律の一部を改正する法律（昭二九・三・三一公布）……二六
○法律第二十八号　身体障害者福祉法の一部を改正する法律（昭二九・三・三一公布）……二八
○法律第二十九号　未帰還者留守家族等援護法の一部を改正する法律（昭二九・三・三一公布）……三五
○法律第三十号　日雇労働者健康保険法の一部を改正する法律（昭二九・三・三一公布）……三七
○法律第三十一号　財政法第四十二条の特例に関する法律（昭二九・三・三一公布）……三八
○法律第三十二号　資金運用部特別会計法の一部を改正する法律（昭二九・三・三一公布）……三八
○法律第三十三号　農業共済再保険特別会計の歳入不足を補てんするための一般会計からする繰入金に関する法律（昭二九・三・三一公布）……三九

○法律第三十四号　米国対日援助物資等処理特別会計法等を廃止する法律（昭二九・三・三一公布）……四〇
○法律第三十五号　国税徴収法の一部を改正する法律（昭二九・三・三一公布）……四一
○法律第三十六号　国税収納金整理資金に関する法律（昭二九・三・三一公布）……四二
○法律第三十七号　租税特別措置法の一部を改正する法律（昭二九・三・三一公布）……四六
○法律第三十八号　法人税法の一部を改正する法律（昭二九・三・三一公布）……五六
○法律第三十九号　相続税法の一部を改正する法律（昭二九・三・三一公布）……六五
○法律第四十号　酒税法の一部を改正する法律（昭二九・三・三一公布）……六八
○法律第四十一号　印紙税法の一部を改正する法律（昭二九・三・三一公布）……七〇
○法律第四十二号　関税定率法の一部を改正する法律（昭二九・三・三一公布）……七〇
○法律第四十三号　骨牌税法の一部を改正する法律（昭二九・三・三一公布）……八一
○法律第四十四号　砂糖消費税法の一部を改正する法律（昭二九・三・三一公布）……八二
○法律第四十五号　揮発油税法の一部を改正する法律（昭二九・三・三一公布）……八四
○法律第四十六号　物品税法の一部を改正する法律（昭二九・三・三一公布）……八五
○法律第四十七号　製造たばこの定価の決定又は改定に関する法律の一部を改正する法律（昭二九・三・三一公布）……八九
○法律第四十八号　農産物検査法の一部を改正する法律（昭二九・三・三一公布）……八九
○法律第四十九号　食糧管理特別会計法の一部を改正する法律（昭二九・三・三一公布）……九〇
○法律第五十号　国民金融公庫法の一部を改正する法律（昭二九・三・三一公布）……九一
○法律第五十一号　ガス事業法（昭二九・三・三一公布）……九一
○法律第五十二号　所得税法の一部を改正する法律（昭二九・四・一公布）……一〇二
○法律第五十三号　運輸省設置法の一部を改正する法律（昭二九・四・一公布）……一八六

○法律第五十四号　昭和二十八年度における国債整理基金に充てるべき資金の繰入の特例に関する法律の一部を改正する法律（昭二九・四・一公布）……一八七
○法律第五十五号　酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律の一部を改正する法律（昭二九・四・一公布）……一八七
○法律第五十六号　訴訟費用等臨時措置法の一部を改正する法律の一部を改正する法律（昭二九・四・一公布）……一八八
○法律第五十七号　刑法の一部を改正する法律（昭二九・四・一公布）……一八八
○法律第五十八号　執行猶予者保護観察法の一部を改正する法律（昭二九・四・一公布）……一八九
○法律第五十九号　中小企業金融公庫法の一部を改正する法律（昭二九・四・一公布）……一九三
○法律第六十号　航空法の一部を改正する法律（昭二九・四・一公布）……一九四
○法律第六十一号　関税法（昭二九・四・二公布）……二二二
○法律第六十二号　医療法の一部を改正する法律（昭二九・四・六公布）……二三三
○法律第六十三号　下級裁判所の設立及び管轄区域に関する法律の一部を改正する法律（昭二九・四・六公布）……二三五
○法律第六十四号　刑事訴訟法第百九十四条に基く懲戒処分に関する法律の一部を改正する法律（昭二九・四・六公布）……二三六
○法律第六十五号　統計法の一部を改正する法律（昭二九・四・七公布）……二三六
○法律第六十六号　日本銀行券預入令等を廃止する法律（昭二九・四・一〇公布）……二三八
○法律第六十七号　外国為替銀行法（昭二九・四・一〇公布）……二四二
○法律第六十八号　戦傷病者戦没者遺族等援護法の一部を改正する法律（昭二九・四・一五公布）……二四四
○法律第六十九号　国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の一部を改正する法律（昭二九・四・一九公布）……二四四
○法律第七十号　外国人登録法の一部を改正する法律（昭二九・四・二〇公布）……二五七
○法律第七十一号　あへん法（昭二九・四・二二公布）……二五八
○法律第七十二号　清掃法（昭二九・四・二二公布）……二七〇
○法律第七十三号　日本製鉄株式会社法廃止法の一部を改正する法律（昭二九・四・二四公布）……二七四
○法律第七十四号　昭和二十九年度分の市町村民税の臨時特例に関する法律（昭二九・四・二六公布）……二七五
○法律第七十五号　肥料取締法の一部を改正する法律（昭二九・四・二六公布）〔蚕糸法〕……二七五
○法律第七十六号　農林省設置法の一部を改正する法律（昭二九・四・二七公布）……二七六
○法律第七十七号　らい予防法の一部を改正する法律（昭二九・四・二七公布）……二七六
○法律第七十八号　船舶職員法等の一部を改正する法律（昭二九・四・二七公布）……二七七
○法律第七十九号　町村合併促進法の一部を改正する法律（昭二九・四・三〇公布）〔参法〕……二七八
○法律第八十号　狂犬病予防法の一部を改正する法律（昭二九・四・三〇公布）……二八二
○法律第八十一号　消費生活協同組合法の一部を改正する法律（昭二九・四・三〇公布）……二八四
○法律第八十二号　自治庁関係法令の整理に関する法律（昭二九・五・一公布）……二八六
○法律第八十三号　国有林野法等の一部を改正する法律（昭二九・五・一公布）……二八七
○法律第八十四号　保安林整備臨時措置法（昭二九・五・一公布）……二八九
○法律第八十五号　特別調達資金設置令等の一部を改正する法律（昭二九・五・一公布）……二九一
○法律第八十六号　国有林野事業特別会計法の一部を改正する法律（昭二九・五・一公布）……二九二
○法律第八十七号　住宅金融公庫法の一部を改正する法律（昭二九・五・一公布）……二九三
○法律第八十八号　石油及び可燃性天然ガス資源開発法の一部を改正する法律（昭二九・五・一公布）……三〇〇
○法律第八十九号　石油資源探鉱促進臨時措置法（昭二九・五・一公布）……三〇一
○法律第九十号　財政法等の一部を改正する法律（昭二九・五・八公布）……三〇四
○法律第九十一号　国民金融公庫が行う恩給担保金融に関する法律（昭二九・五・一〇公布）……三〇六
○法律第九十二号　商品取引所法の一部を改正する法律（昭二九・五・一〇公布）……三〇七

○法律第九十三号　運輸省関係法令の整理に関する法律（昭二九・五・一二公布）……三一五
○法律第九十四号　物品の無償貸付及び譲与等に関する法律の一部を改正する法律（昭二九・五・一三公布）……三一六
○法律第九十五号　地方税法の一部を改正する法律（昭二九・五・一三公布）……三一七
○法律第九十六号　入場税法（昭二九・五・一三公布）……四一〇
○法律第九十七号　建設機械抵当法（昭二九・五・一五公布）……四一九
○法律第九十八号　公共工事の前払金保証事業に関する法律の一部を改正する法律（昭二九・五・一五公布）……四二四
○法律第九十九号　当せん金附証票法の一部を改する法律（昭二九・五・一五公布）（衆法）……四二五
○法律第百号　利息制限法（昭二九・五・一五公布）……四二五
○法律第百一号　地方財政平衡交付金法の一部を改正する法律（昭二九・五・一五公布）……四二六
○法律第百二号　入場譲与税法（昭二九・五・一五公布）……四三六
○法律第百三号　交付税及び譲与税配付金特別会計法（昭二九・五・一五公布）……四三七
○法律第百四号　経済援助資金特別会計法（昭二九・五・一五公布）……四四〇
○法律第百五号　閉鎖機関令の一部を改正する法律（昭二九・五・一五公布）……四四一
○法律第百六号　金融機関再建整備法の一部を改正する法律（昭二九・五・一五公布）……四四四
○法律第百七号　旧日本占領地域に本店を有する会社の本邦内にある財産の整理に関する政令の一部を改正する法律（昭二九・五・一五公布）……四五一
○法律第百八号　軍事郵便貯金等特別処理法（昭二九・五・一五公布）……四五四
○法律第百九号　国の所有に属する自動車の交換に関する法律（昭二九・五・一七公布）……四五六
○法律第百十号　株式会社以外の法人の再評価積立金の資本組入に関する法律（昭二九・五・一七公布）……四五九
○法律第百十一号　港湾法の一部を改正する法律（昭二九・五・一七公布）……四六四
○法律第百十二号　日本国とアメリカ合衆国との間の相互防衛援助協定の実施に伴う関税法等の臨時特例に関する法律（昭二九・五・一八公布）……四六六
○法律第百十三号　交通事件即決裁判手続法（昭二九・五・一八公布）……四六九
○法律第百十四号　北海道開発のためにする港湾工事に関する法律の一部を改正する法律（昭二九・五・一九公布）……四七〇
○法律第百十五号　厚生年金保険法（昭二九・五・一九公布）……五〇〇
○法律第百十六号　船員保険法の一部を改正する法律（昭二九・五・一九公布）……五一四
○法律第百十七号　厚生年金保険及び船員保険交渉法（昭二九・五・一九公布）……五二三
○法律第百十八号　離島振興法の一部を改正する法律（昭二九・五・二〇公布）（衆法）……五二四
○法律第百十九号　土地区画整理法（昭二九・五・二〇公布）……五六五
○法律第百二十号　土地区画整理法施行法（昭二九・五・二〇公布）……五七一
○法律第百二十一号　大蔵省関係法令の整理に関する法律（昭二九・五・二二公布）……五八三
○法律第百二十二号　公職選挙法の一部を改正する法律（昭二九・五・二四公布）（衆法）……五八四
○法律第百二十三号　モーターボート競走法の一部を改正する法律（昭二九・五・二四公布）（衆法）……五八四
○法律第百二十四号　農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律の一部を改正する法律（昭二九・五・二五公布）……五八四
○法律第百二十五号　道路整備特別措置法の一部を改正する法律（昭二九・五・二六公布）（衆法）……五八六
○法律第百二十六号　裁判所法の一部を改正する法律（昭二九・五・二七公布）……五八六
○法律第百二十七号　民事訴訟法等の一部を改正する法律（昭二九・五・二七公布）……五八七
○法律第百二十八号　民事訴訟用印紙法等の一部を改正する法律（昭二九・五・二七公布）……六九〇
○法律第百二十九号　補助金等の臨時特例等に関する法律（昭二九・五・二八公布）……五九一
○法律第百三十号　外務省関係法律の整理に関する法律（昭二九・五・二九公布）……五九五

○法律第百三十一号　文化財保護法の一部を改正する法律（昭二九・五・二九公布）……五九六
○法律第百三十二号　地方財政法の一部を改正する法律（昭二九・五・三一公布）……六一四
○法律第百三十三号　法務省設置法の一部を改正する法律（昭二九・六・一公布）……六一五
○法律第百三十四号　医薬関係審議会設置法（昭二九・六・一公布）……六一五
○法律第百三十五号　文部省関係法令の整理に関する法律（昭二九・六・一公布）……六一七
○法律第百三十六号　厚生省関係法令の整理に関する法律（昭二九・六・一公布）……六一七
○法律第百三十七号　農林省関係法令の整理に関する法律（昭二九・六・一公布）……六二〇
○法律第百三十八号　通商産業省関係法令の整理に関する法律（昭二九・六・一公布）……六二〇
○法律第百四十号　老齢対馬雇傭料の件を廃止する法律（昭二九・六・一公布）……六二二
○法律第百四十一号　建設省関係法令の整理に関する法律（昭二九・六・一公布）……六二三
○法律第百四十二号　国の経営する企業に勤務する職員の給与等に関する特例法（昭二九・六・一公布）……五二三
○法律第百四十三号　企業資本充実のための資産再評価等の特別措置法（昭二九・六・一公布）……六二五
○法律第百四十四号　へき地教育振興法（昭二九・六・一公布）……六五二
○法律第百四十五号　盲学校、ろう学校及び養護学校への就学奨励に関する法律（昭二九・六・一公布）……六五四
○法律第百四十六号　中小企業安定法の一部を改正する法律（昭二九・六・一公布）……六五五
○法律第百四十七号　小型自動車競争法の一部を改正する法律（昭二九・六・一公布）……六五五
○法律第百四十八号　調達庁設置法等の一部を改正する法律（昭二九・六・一公布）……六五八
○法律第百四十九号　日本国における国際連合の軍隊の地位に関する協定の実施に伴う土地等の使用及び漁船の操業制限等に関する法律（昭二九・六・一公布）……六六〇
○法律第百五十号　日本国における国際連合の軍隊の地位に関する協定の実施に伴う所得税法等の臨時特例に関する法律（昭二九・六・一公布）……六六二
○法律第百五十一号　国際連合の軍隊に関する民事特別法の適用に関する法律（昭二九・六・一公布）……六六四
○法律第百五十二号　日本国における国際連合の軍隊の地位に関する協定の実施に伴う刑事特別法（昭二九・六・一公布）……六六六
○法律第百五十三号　日本国との平和条約の効力発生及び日本国とアメリカ合衆国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約第三条に基く行政協定の実施に伴う道路運送法等の特例に関する法律等の一部を改正する法律（昭二九・六・一公布）……六六七
○法律第百五十四号　北海道における国有の緊急開拓施設等の譲与に関する法律（昭二九・六・一公布）……六七一
○法律第百五十五号　輸出水産業の振興に関する法律（昭二九・六・一公布）〈衆法〉……六七二
○法律第百五十六号　臘虎膃肭獣猟獲取締法の一部を改正する法律（昭二九・六・一公布）〈参法〉……六七二
○法律第百五十七号　教育公務員特例法の一部を改正する法律（昭二九・六・三公布）……六八〇
○法律第百五十八号　義務教育諸学校における教育の政治的中立の確保に関する臨時措置法（昭二九・六・三公布）……六八〇
○法律第百五十九号　教育職員免許法の一部を改正する法律（昭二九・六・三公布）……六八一
○法律第百六十号　教育職員免許法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理に関する法律（昭二九・六・三公布）……六八二
○法律第百六十一号　学校給食法（昭二九・六・三公布）……六九二
○法律第百六十二号　航空機製造法の一部を改正する法律（昭二九・六・三公布）……六九五
○法律第百六十三号　警察法（昭二九・六・八公布）……六九七
○法律第百六十四号　警察法の施行に伴う関係法令の整理に関する法律（昭二九・六・八公布）……七〇三
○法律第百六十五号　防衛庁設置法（昭二九・六・九公布）……七一九
○法律第百六十六号　自衛隊法（昭二九・六・九公布）……七二七
○法律第百六十七号　日米相互防衛援助協定等に伴う秘密保護法（昭二九・六・九公布）……七三四
　昭和二十九年四月及び五月における凍霜害等の被害農家に対する資金の融通に関する特別措置法（昭二九・六・九

○法律第百五十号　日本国における国際連合の軍隊の地位に関する協定の実施に伴う刑事特別法（昭二九・六・一公布）……六六六
○法律第百五十一号　日本国における国際連合の軍隊の地位に関する協定の実施に伴う道路運送法等の特例に関する法律（昭二九・六・一公布）……六六七
○法律第百五十二号　北海道における国有の緊急開拓施設等の譲与に関する法律（昭二九・六・一公布）……六七一
○法律第百五十三号　輸出水産業の振興に関する法律（昭二九・六・一公布）〈衆法〉……六七二
○法律第百五十四号　臘虎膃肭獣猟獲取締法の一部を改正する法律（昭二九・六・一公布）〈参法〉……六七二
○法律第百五十五号　教育公務員特例法の一部を改正する法律（昭二九・六・三公布）……六八〇
○法律第百五十六号　義務教育諸学校における教育の政治的中立の確保に関する臨時措置法（昭二九・六・三公布）……六八一
○法律第百五十七号　教育職員免許法の一部を改正する法律（昭二九・六・三公布）……六八二
○法律第百五十八号　教育職員免許法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理に関する法律（昭二九・六・三公布）……六九二
○法律第百五十九号　学校給食法（昭二九・六・三公布）……六九五
○法律第百六十号　航空機製造法の一部を改正する法律（昭二九・六・三公布）……六九七
○法律第百六十一号　警察法（昭二九・六・八公布）……七〇三
○法律第百六十二号　警察法の施行に伴う関係法令の整理に関する法律（昭二九・六・八公布）……七一九
○法律第百六十三号　防衛庁設置法（昭二九・六・九公布）……七二七
○法律第百六十四号　自衛隊法（昭二九・六・九公布）……七三四
○法律第百六十五号　日米相互防衛援助協定等に伴う秘密保護法（昭二九・六・九公布）……七六三
○法律第百六十六号　昭和二十九年四月及び五月における凍霜害等の被害農家に対する資金の融通に関する特別措置法（昭二九・六・九
○法律第百六十七号

公布）……七六四
昭和二十九年五月の北海道東南海域暴風雨による漁業災害の復旧資金の融通に関する特別措置法（昭二九・六・九公布）……七六七
○法律第六十九号　自転車競技法等の臨時特例に関する法律（昭二九・六・九公布）〈衆法〉……七六九
○法律第七十号　公職選挙法の一部を改正する法律（昭二九・六・一〇公布）……七七二
○法律第七十一号　労働基準法の一部を改正する法律（昭二九・六・一〇公布）……七七六
○法律第七十二号　臨時肥料需給安定法（昭二九・六・一〇公布）〈参法〉……七七六
○法律第七十三号　硫安工業合理化及び硫安輸出調整臨時措置法（昭二九・六・一〇公布）……七八〇
○法律第七十四号　憲政功労年金法（昭二九・六・一一公布）〈衆法〉……七八三
○法律第七十五号　公認会計士法の一部を改正する法律（昭二九・六・一一公布）……七八三
○法律第七十六号　日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約第三条に基く行政協定の実施に伴う公衆電気通信法等の特例に関する法律の一部を改正する法律（昭二九・六・一一公布）〈参法〉……七八四
○法律第七十七号　覚せい剤取締法の一部を改正する法律（昭二九・六・一二公布）〈参法〉……七八五
○法律第七十八号　宅地建物取引業法の一部を改正する法律（昭二九・六・一二公布）〈衆法〉……七八八
○法律第七十九号　精神衛生法の一部を改正する法律（昭二九・六・一四公布）〈衆法〉……七八九
○法律第八十号　国有財産特別措置法の一部を改正する法律（昭二九・六・一四公布）〈衆法〉……七八九
○法律第八十一号　教育公務員特例法の一部を改正する法律（昭二九・六・一四公布）〈参法〉……七九〇
○法律第八十二号　酪農振興法（昭二九・六・一四公布）……七九一
○法律第八十三号　企業再建整備法の一部を改正する法律（昭二九・六・一五公布）……七九六
○法律第八十四号　農業協同組合法の一部を改正する法律（昭二九・六・一五公布）〈衆法〉……八〇四
○法律第八十五号　農業委員会法の一部を改正する法律（昭二九・六・一五公布）〈衆法〉……八一六
○法律第八十六号　行政機関職員定員法の一部を改正する法律（昭二九・六・一七公布）……八三〇
○法律第八十七号　裁判所職員定員法等の一部を改正する法律（昭二九・六・一七公布）……八三五
○法律第八十八号　日本国における国際連合の軍隊の地位に関する協定の実施に伴う地方税法の臨時特例に関する法律（昭二九・六・二一公布）……八三六
○法律第八十九号　奄美群島復興特別措置法（昭二九・六・二一公布）〈衆法〉……八三七
○法律第九十号　昭和二十九年度の揮発油譲与税に関する法律（昭二九・六・二一公布）……八四二
○法律第九十一号　道路整備費の財源等に関する臨時措置法の一部を改正する法律（昭二九・六・二一公布）……八四三
○法律第九十二号　地方公務員法の一部を改正する法律（昭二九・六・二二公布）……八四三
○法律第九十三号　地方自治法の一部を改正する法律（昭二九・六・二二公布）……八四四
○法律第九十四号　日本国とアメリカ合衆国との間の二重課税の回避及び脱税の防止のための条約の実施に伴う所得税法の特例等に関する法律（昭二九・六・二三公布）……八四八
○法律第九十五号　出資の受入、預り金及び金利等の取締等に関する法律（昭二九・六・二三公布）……八四九
○法律第九十六号　質屋営業法の一部を改正する法律（昭二九・六・二三公布）……八五四
○法律第九十七号　元南西諸島官公署職員等の身分、恩給等の特別措置に関する法律の一部を改正する法律（昭二九・六・二四公布）……八五四
○法律第九十八号　証券取引法の一部を改正する法律（昭二九・六・二六公布）……八五七
○法律第九十九号　農林漁業組合連合会整備促進法の一部を改正する法律（昭二九・六・三〇公布）〈衆法〉……八五八
○法律第二百号　恩給法の一部を改正する法律（昭二九・六・三〇公布）……八五九
○法律第二百一号　総理府設置法の一部を改正する法律（昭二九・七・一公布）……八六二
○法律第二百二号　航空技術審議会設置法（昭二九・七・一公布）……八六三

目次

○法律第二百三号　内閣及び総理府関係法令の整理に関する法律（昭二九・七・一公布）……八六五
○法律第二百四号　市町村職員共済組合法（昭二九・七・一公布）……八六六
○法律第二百五号　日本中央競馬会法（昭二九・七・一公布）……八九四

件名索引（五十音順）

（註）○印は、第十九回国会を通過成立した法律を示す。
△印は、右法律によつて改廃された法令を示す。
例えば
△印紙税法（明三二―法五四）の一部改正（昭二九―法二七）とあるのは、昭和二十九年法律第二十七号（母子福祉資金の貸付等に関する法律の一部を改正する法律）によつて、印紙税法（明三二―法五四）が一部改正されたことを示す。

（あ）

○あへん法（昭二九・四・二二・法七一）……二五八
○奄美群島復興特別措置法（昭二九・六・二一・法一八九）（衆法）……八三七

△足尾鉄道及有馬鉄道の買収に関する法律（大七―法一三）廃止（昭二九―法一二一）……五七六
△秋田鉄道株式会社所属鉄道外三鉄道買収の為公債発行に関する法律（昭九―法一六）廃止（昭二九―法一二一）……五七九
△アルコール専売事業特別会計法（昭二二―法三九）の一部改正（昭二九―法一四一）……六二五
△あん摩、はり、きゆう、柔道整復等営業法に関する特例（昭二三―法一七六）廃止（昭二九―法一三六）……六一七
△新たに入学する児童に対する教科用図書の給与に関する法律（昭二七―法三二）の施行停止（昭二九―法一二九）……五九二
△奄美群島の復帰に伴う法令の適用の暫定措置等に関する法律（昭二八―法二六七）の一部改正（昭二九―法六三）……二三五
△奄美群島の復帰に伴う法令の適用の暫定措置等に関する法律（昭二八―法二六七）の一部改正（昭二九―法一八七）……八三五

（い）

○印紙税法の一部を改正する法律（昭二九・三・三一・法四一）……七〇
△印紙税法（明三二―法五四）の一部改正（昭二九―法二七）……二八
△印紙税法（明三二―法五四）の一部改正（昭二九―法一八四）……八一五
△印紙税法（明三二―法五四）の一部改正（昭二九―法一八五）……八三〇
△印紙税法（明三二―法五四）の一部改正（昭二九―法二〇四）……八八九
○医療法の一部を改正する法律（昭二九・四・六・法六二）……二三二
○医薬関係審議会設置法（昭二九・六・一・法一三四）……六一五
○壱岐対馬電報料の件を廃止する法律（昭二九・六・一・法一三九）……六二二

△硫黄無税輸出差許す件（明一四―太布告二七）廃止（昭二九―法一二一）……五七二
△一円銀貨引換に関する法律（明三一―法五）廃止（昭二九―法一二一）……五七三
△遺失物法（明三二―法八七）の一部改正（昭二九―法一六三）……七一九
△印刷局据置運転資本増加に関する法律（明三三―法七）廃止（昭二九―法一二一）……五七四
△岩北軌道株式会社所属軌道経営廃止に対する補償の為公債発行に関する法律（大一二―法二四）廃止（昭二九―法一二一）……五七七
△隠匿物資等緊急措置令（昭二一―勅八八）廃止（昭二九―法一三八）……六二一
△印刷局特別会計法（昭二二―法三六）の一部改正（昭二九―法一四一）……六二五
△印紙等模造取締法（昭二二―法一八九）の一部改正（昭二九―法九六）……四一八
△印紙を以てする歳入金納付に関する法

律(昭二三―法一四二)の一部改正（昭二九―法三六）……四五
△印紙をもってする歳入金納付に関する法律（昭二三―法一四二）の一部改正（昭二九―法四八）……八九
△医師法(昭二三―法二〇一)の一部改正（昭二九―法七一）……二六八
△一般会計と国立病院特別会計との間における国有財産の所属替又は所管換の無償整理に関する法律(昭二五―法八）廃止(昭二九―法一二一）……五八〇
△一般職の職員の給与に関する法律（昭二五―法九五)の一部改正(昭二九―法一四一）……六三五
△医師法、歯科医師法及び薬事法の一部を改正する法律(昭二六―法二四四)の一部改正(昭二九―法一三四）……六一六
△一般会計の歳出の財源に充てるための米国対日援助物資等処理特別会計からする繰入金に関する法律（昭二七―法六四)廃止(昭二九―法三四）……四〇
△一般職の職員等の俸給の支給方法の臨時特例に関する法律（昭二七―法三一三)廃止(昭二九―法二〇三）……八六六
△一般会計の歳出の財源に充てるための緊要物資輸入基金からする一般会計への繰入金に関する法律（昭二八―法一二七)廃止(昭二九―法六)……四
△一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律(昭二八―法二三七)の一部改正(昭二九―法一四一）……六三五
△一般会計の歳出の財源に充てるための米国対日援助物資等処理特別会計からする繰入金に関する法律（昭二八―法二八二)廃止(昭二九―法三四）……四〇

（う）

○運輸省設置法の一部を改正する法律（昭二九・四・一・法五三）……一八六
△運輸省設置法(昭二四―法一五七)の一部改正(昭二九―法六〇）……一九九
○運輸省関係法令の整理に関する法律（昭二九・五・一二・法九三）……三一五

（え）

○遠洋かつお・まぐろ漁業の用に供する船舶についての船舶職員法の臨時特例に関する法律(昭二九・三・二三・法一〇)……九

△営業満期国立銀行処分法（明二九―法一七)廃止(昭二九―法一二一)……五七三
△遠洋航路補助法(明四二―法一五)廃止(昭二九―法九三）……三一五
△塩業組合法(昭二八―法一〇七)の一部改正(昭二九―法一二一）……五八二

（お）

○恩給法の一部を改正する法律の一部を改正する法律(昭二九・三・三一・法二五)(衆法)……三三
○恩給法の一部を改正する法律（昭二九・六・三〇・法二〇〇)……八五九
△恩給法（大一二―法四八）の一部改正（昭二九―法一六五）……七六一
△恩給法の一部を改正する法律（昭二八―法一五五)の一部改正(昭二九―法二〇〇)……八六〇
○大蔵省関係法令の整理に関する法律（昭二九・五・二二・法一二一）……五七一

△大阪第五国立銀行に於て二十円以下五種の紙幣発行の件（明六―太布告三七八)廃止(昭二九―法一二一)……五七一
△沖縄県及小笠原島地方費の件（明二三―法三七)廃止(昭二九―法八二)……二八六
△汚物掃除法(明三三―法三一)廃止（昭二九―法七二)……二七三
△沖縄県に於ける旧租免除に関する法律(明四三―法二五)廃止（昭二九―法一二一）……五七五
△沖縄県諸禄処分法(明四三―法五九)廃止(昭二九―法一二一）……五七五
△恩給扶助料等の増額に関する法律（大九―法一〇)廃止(昭二九―法二〇三)……八六六
△小田原電気鉄道株式会社所属軌道経営廃止に対する補償の為公債発行に関する法律（大一〇―法三九）廃止（昭二九―法一二一）……五七六
△大湯鉄道魚沼鉄道買収の為公債発行に関する法律(大一一―法三〇)廃止（昭二九―法一二一)……五七六
△大阪帝国大学工学部設置に付帝国大学特別会計及官立大学特別会計の関渉に関する法律（昭八―法五）廃止（昭二九―法一二一)……五七八
△大蔵省設置法(昭二四―法一四四)の一部改正(昭二九―法二)……二
△大蔵省設置法(昭二四―法一四四)の一部改正(昭二九―法三六)……四五
△大蔵省設置法(昭二四―法一四四)の一部改正(昭二九―法六一）……二三一
△大蔵省設置法(昭二四―法一四四)の一部改正(昭二九―法六七)……二四一
△大蔵省設置法(昭二四―法一四四)の一部改正(昭二九―法七一)……二六九
△大蔵省設置法(昭二四―法一四四)の一部改正(昭二九―法九〇)……三〇五
△大蔵省設置法(昭二四―法一四四)の一部改正(昭二九―法一〇四)……四四一
△大蔵省設置法(昭二四―法一四四)の一部改正(昭二九―法一〇七)……四五三
△大蔵省設置法(昭二四―法一四四)の一部改正(昭二九―法一六三)……七三三
△大蔵省設置法(昭二四―法一四四)の一部改正(昭二九―法一七五)……七八四
△大蔵省設置法(昭二四―法一四四)の一部改正(昭二九―法一八三)……八〇四
△大蔵省設置法(昭二四―法一四四)の一部改正(昭二九―法一九五)……八五三
△屋外広告物法(昭二四―法一八九)の一部改正(昭二九―法一三一)……六一三

（か）

○開拓者資金融通特別会計において貸付金の財源に充てるための一般会計からする繰入金に関する法律(昭二九・三・一八・法五)……四
○簡易生命保険法の一部を改正する法律(昭二九・三・二三・法八)……八
○外務省設置法等の一部を改正する法律(昭二九・三・二四・法一一)……一〇
△外務省設置法(昭二六―法二八三)の一部改正(昭二九―法一一)……一〇
○開拓融資保証法の一部を改正する法律(昭二九・三・三一・法一七)……一八
○学校教育法の一部を改正する法律（昭二九・三・三一・法一九)……一九
△学校教育法(昭二二―法二六)の一部改正(昭二九―法一五九)……六九五
○関税定率法の一部を改正する法律（昭二九・三・三一・法四二)……七〇
△関税定率法の一部を改正する法律（昭二六―法一一〇)の一部改正(昭二九―法四二)……七九
△関税定率法等の一部を改正する等の法律(昭二八―法一三一)の一部改正（昭二九―法四二)……七九
○ガス事業法(昭二九・三・三一・法五一)……九一
○関税法(昭二九・四・二・法六一)……二〇〇
△関税法(明三二―法六一)全部改正（昭二九―法六一)……二〇〇
△関税法（明三二―法六一）の一部改正(昭二九―法一六三)……七一九
△関税法（昭二九―法六一）の一部改正(昭二九―法三六)……四五
△関税法（昭二九―法六一）の一部改正(昭二九―法一六四)……七二四
○下級裁判所の設立及び管轄区域に関する法律の一部を改正する法律（昭二九・四・六・法六三)……二三三
○外国為替銀行法（昭二九・四・一〇・法六七)……二三八

○外国人登録法の一部を改正する法律（昭二九・四・二〇・法七〇）……三七七
△外国人登録法（昭二七―法一二五）の一部改正（昭二九―法一六三）……三七四
○株式会社以外の法人の再評価積立金の資本組入に関する法律（昭二九・五・一七・法一一〇）……三五六
○外務省関係法律の整理に関する法律（昭二九・五・二九・法一三〇）……三九五
○学校給食法（昭二九・六・三・法一六〇）……三九五
○覚せい剤取締法の一部を改正する法律（昭二九・六・一二・法一七七）（参法）……三八五
△覚せい剤取締法（昭二六―法二五二）の一部改正（昭二九―法一三六）……三八九
△海図刊行に付新に礁州を発見し港湾を測量する者に海軍省水路寮に開申せしむる件（明七―太布告一一〇）廃止（昭二九―法九三）……三一五
△家禄引換公債証書の元金及利息の払渡に関する件（明八―太布告一三〇）廃止（昭二九―法一二一）……三九三
△各社領朱黒印地の旧神宮に配当禄公債証書下賜の件（明一〇―太布告三一）廃止（昭二九―法一二一）……三九三
△官立府県立師範学校卒業生の徴兵に関する件（明二一―法八）廃止（昭二九―法一三五）……三九四
△韓国鉄道の収益勘定欠損補充に関する法律（明四〇―法一五）廃止（昭二九―法一二一）……三九四
△会計法補則（明二三―法五七）廃止（昭二九―法一二一）……三九三
△海軍省所管軍艦及水雷艇並兵器製造費繰越に関する法律（明二四―法一）廃止（昭二九―法一二一）……三九三
△官設鉄道用品資金増加法律（明二九―法一二）廃止（昭二九―法一二一）……三九三
△官設鉄道用品を官設鉄道用品資金より買入るるとき前金払概算渡に関する法律（明二九―法二）廃止（昭二九―法一二一）……三九三
△家禄賞典禄処分法（明三〇―法五〇）廃止（昭二九―法一二一）……三九三
△家禄賞典禄処分法施行法（明三一―法八四）廃止（昭二九―法一二一）……三九三
△外国より輸入する鰊魚燻製魚及魚粕に関する法律（明三三―法八六）廃止（昭二九―法一二一）……三九四
△外国領海水産組合法（明三五―法三五）廃止（昭二九―法一三七）……六三〇
△外国に於ける銀行事業に関する法律（明三九―法三九）廃止（昭二九―法一二一）……三九四
△韓国に於て帝国の経営する鉄道の会計に関する法律（明三九―法四七）廃止（昭二九―法一二一）……三九四
△韓国鉄道会計所属資金の繰入に関する法律（明四四―法五六）廃止（昭二九―法一二一）……三九五
△学校及図書館資金の一部所属換等に関する法律（明四五―法四）廃止（昭二九―法一二一）……三九五
△韓国鉄道の収益勘定欠損補充に関する法律（明四〇―法一五）廃止（昭二九―法一二一）……三九四
△樺太に於ける租税に関する法律（明四〇―法二一）廃止（昭二九―法一二一）……三九四
△韓国に在勤する居留民団立在外指定学校職員の退隠料及遺族扶助料に関する法律（明四〇―法四四）廃止（昭二九―法二〇三）……八六五
△学校及図書館資金附属土地売却代金を一般会計に繰入るる件に関する法律（明四一―法九）廃止（昭二九―法一二一）……三九五
△家禄賞典禄処分に関する法律（明四二―法二一）廃止（昭二九―法一二一）……三九五
△韓国在勤鉄道院所属官吏の恩給及遺族扶助料に関する法律（明四三―法三八）廃止（昭二九―法二〇三）……八六六
△樺太に於ける漁業免許の取消及び漁業料の徴収に関する法律（明四四―法四九）廃止（昭二九―法一三七）……六三〇
△韓国鉄道会計所属資金の繰入に関する法律（明四四―法五六）廃止（昭二九―法一二一）……三九五
△学校及図書館資金の一部所属換等に関する法律（明四五―法四）廃止（昭二九―法一二一）……三九五

△樺太における石炭の採掘に関する法律（明四五―法二三）廃止（昭二九―法一三八）……六二〇
△樺太酒類出港税法（大元―法一）廃止（昭二九―法一二一）……三九五
△会計検査官及行政裁判所高等官の休職に関する法律（大二―法一二）廃止（昭二九―法二〇三）……八六六
△改租延納年賦金免除に関する法律（大三―法二）廃止（昭二九―法一二一）……三九五
△学校及図書館特別会計資金の一部を一般会計に繰入るる件に関する法律（大六―法五）廃止（昭二九―法一二一）……三九六
△借入鉄道及軽便鉄道の買収に関する法律（大六―法二五）廃止（昭二九―法九三）……三九五
△家禄賞典禄処分に関する法律（大八―法三四）廃止（昭二九―法一二一）……三九六
△関税法、関税定率法、保税倉庫法及仮置場法等の朝鮮に於ける特例に関する法律（大九―法五三）廃止（昭二九―法一二一）……三九六
△海軍燃料廠の石炭、煉炭又は燃料油の買入に関する法律（大一〇―法九）廃止（昭二九―法一二一）……三九六
△樺太地方鉄道補助法（大一〇―法四〇）廃止（昭二九―法九三）……三九五
△関東州事業公債法（大一一―法一五）廃止（昭二九―法一二一）……三九六
△海軍軍備制限に関する条約の実施に伴ふ損害の補償に関する法律（大一五―法五一）廃止（昭二九―法一二一）……三九七
△外国官庁の用地として貸付する国有財産に関する法律（昭二―法一）廃止（昭二九―法一二一）……三九七
△借入金整理に関する法律（昭四―法一七）廃止（昭二九―法一二一）……三九八
△樺太内地行政一元化に伴ふ樺太庁特別会計との関渉に関する法律（昭一八―法一三）廃止（昭二九―法一二一）……三九七
△火薬類取締法（昭二―法一四九）の一部改正（昭二九―法一三八）……三九九
△火薬類取締法（昭二五―法一四九）の一部改正（昭二九―法一六三）……四〇〇
△外資に関する法律（昭二五―法一六三）の一部改正（昭二九―法六七）……四〇一
△会計法第七条第一項の規定の特例に関する法律（昭二二―法九）廃止（昭二九―法一二一）……四〇〇
△家畜改良増殖法（昭二五―法一〇九）の一部改正（昭二九―法一三七）……四〇一
△会計法等の特例に関する法律（昭二二―法一九）廃止（昭二九―法一二一）……四〇〇
△外国為替資金特別会計法（昭二六―法五六）の一部改正（昭二九―法六七）……四〇一
△家屋台帳法（昭二二―法一〇）の一部改正（昭二九―法一二〇）……四〇一
△会計法（昭二二―法三五）の一部改正（昭二九―法一三五）……四〇二
△関東州事業公債法（大一一―法一五）廃止（昭二九―法一二一）……四〇二
△会計法（昭二二―法三五）の一部改正（昭二九―法一二一）……四〇二
△海上保安庁法（昭二三―法一八）の一部改正（昭二九―法一六三）……七三〇
△貸金業等の取締に関する法律（昭二四―法一七〇）廃止（昭二九―法一九五）……八五三
△外国為替及び外国貿易管理法（昭二四―法二二八）の一部改正（昭二九―法六七）……四〇一
△外国為替及び外国貿易管理法（昭二四―法二二八）の一部改正（昭二九―法一三八）……四〇二
△火薬類取締法（昭二五―法一四九）の一部改正（昭二九―法一六三）……四〇二
△火薬類取締法（昭二五―法一四九）の一部改正（昭二九―法一六三）……四〇三
△外資に関する法律（昭二五―法一六三）の一部改正（昭二九―法六七）……四〇一
△家畜改良増殖法（昭二五―法一〇九）の一部改正（昭二九―法一三七）……四〇一
△外国為替資金特別会計法（昭二六―法五六）の一部改正（昭二九―法六七）……四〇一
△学校及び保育所の給食の用に供するミルク等の譲与並びにこれに伴う財政措置に関する法律（昭二六―法三〇一）廃

○金融機関再建整備法の一部を改正する法律(昭二九―法一二一)……一五〇
△会社更生法(昭二七―法一七二)の一部改正(昭二九―法九五)……四〇九
△会社更生法(昭二七―法一七二)の一部改正(昭二九―法九六)……四一八
△海上公安局法(昭二七―法二六七)の一部改正(昭二九―法六一)……三三
△海上公安局法(昭二七―法二六七)廃止(昭二九―法一六四)……三三
△海上保安官に協力援助した者等の災害給付に関する法律(昭二八―法三三)の一部改正(昭二九―法一六三)……三五
△海上運送法の一部を改正する法律(昭二八―法七四)の一部改正(昭二九―法七八)……三七

（さ）

○緊要物資輸入基金特別会計法等を廃止する法律(昭二九・三・一八・法六)……四
△緊要物資輸入基金特別会計法(昭二九―法六)……四
○揮発油税法の一部を改正する法律(昭二九・三・三一・法四五)……八四
△揮発油税法(昭二四―法四四)の一部改正(昭二九―法一一)……三〇
○狂犬病予防法の一部を改正する法律(昭二九・四・三〇・法八〇)……六二
△行政機関職員定員法(昭二九―法一二五)……九〇
△行政機関職員定員法(昭二九―法二〇五)……九〇
△行政機関職員定員法の一部を改正する法律(昭二九・五・法一〇五)……四四
○旧日本占領地域に本店を有する会社の本邦内にある財産の整理に関する政令の一部を改正する法律(昭二九・五・一五・法一二九―法一六四)……四五
○企業資本充実のための資産再評価等の特別措置法(昭二九・六・一・法一四二)……六三
△銀行紙幣壱円札新に発行の件(明一〇―太布告九〇)廃止(昭二九―法一二)……三
△銀行紙幣五円札発行の件(明一一―太布告一六)廃止(昭二九―法一二)……三
△金札引換公債条例(明一三―太布告七)廃止(昭二九―法一二)……三
△金札引換無記名公債証書条例(明一六―太布告四八)廃止(昭二九―法一二)……三
△銀行条例貯蓄銀行条例施行延期法律(明二五―法九)廃止(昭二九―法一二)……三
△居留民団法(明三八―法四一)廃止(昭二九―法一三〇)……五五
△行政機関職員定員法(昭二九―法二〇五)……九〇

△旧韓国政府に属した歳入歳出の予算に関する会計の経理及旧韓国政府に属したる財産の管理に関する件(明四三―勅三三〇)廃止(昭二九―法一二一)……三五
△京都帝国大学臨時政府支出金に関する法律(大二一―法三)廃止(昭二九―法一二一)……三五
△京都帝国大学臨時政府支出金に関する法律(大六―法四)廃止(昭二九―法一二一)……三五
△旧韓国貨幣の処分に関する法律(大七―法二三)廃止(昭二九―法一二一)……三六
△行政整理又は軍備の制限整理に関する公債発行に関する法律(大一二―法七)廃止(昭二九―法一二一)……三六
△行政整理又は軍備整理に際し退官退職したる者等に交付する公債発行に関する法律(大一四―法二四)廃止(昭二九―法一二一)……三七
△貴族院令第六条の議員選挙に付衆議院議員選挙法中罰則の規定準用に関する法律(大一四―法四八)廃止(昭二九―法八二)……三六
△銀行法(昭二―法二一)の一部改正(昭二九―法一九五)……八三
△京都高等工芸学校移転改築費に充用したる金額の補塡に関する法律(昭六―法一三)廃止(昭二九―法一二一)……三五
△寄生虫病予防法(昭六―法五九)の一部改正(昭二九―法一三六)……六八
△行政整理又は軍備整理に際し退官退職したる者等に交付する公債発行に関する法律(昭七―法七)廃止(昭二九―法一二一)……三五
△旧韓国起業資金貸付の為発行したる英貨興業債券の元利支払為替差損金補給に関する法律(昭八―法一六)廃止(昭二九―法一二一)……三五
△銀行法等特例法(昭二〇―法一一)の一部改正(昭二九―法一二一)……三五
△議院法の特例に関する法律(昭二一―法五九)廃止(昭二九―法一〇三)……八六
△金融機関債券発行特例法(昭二二―法四七)廃止(昭二九―法一二一)……三五
△旧日本銀行券の未回収発行残高に相当する金額の一部を国庫に納付するに伴う日本銀行への交付金に関する法律(昭二二―法一八三)廃止(昭二九―法一七〇)……七五
△教育委員会法(昭二三―法一七〇)の一部改正(昭二九―法一九三)……八四
△教育職員免許法の一部を改正する法律(昭二四―法一四八)……八五
△漁業法(昭二四―法二六七)の一部改正(昭二九―法一六三)……七三
△旧令による共済組合等からの年金受給者のための特別措置法(昭二五―法二五六)の一部改正(昭二九―法一二一)……八九
△緊要物資の売払に関する法律(昭二六―法二二九)の一部改正(昭二九―法六)……五
△企業合理化促進法(昭二七―法五)の一部改正(昭二九―法五二)……一〇
△企業合理化促進法(昭二七―法五)の一部改正(昭二九―法九五)……四八

（く）

○軍事郵便貯金等特別処理法(昭二九・五・一五・法一〇八)……四四
○国の所有に属する自動車の交換に関する

△教育委員会法(昭二三―法一七〇)の一部改正(昭二九―法一九三)……八四
△教育委員会法(昭二三―法一七〇)廃止(昭二九―法一七〇)……七五

法律(昭二九・五・二七・法一〇九)……四五六
○国の経営する企業に勤務する職員の給与等に関する特例法(昭二九・六・一・法一四一)……六三三
△軍費支弁のため公債募集に関する法律(明二七―法二五)廃止(昭二九―法一二一)……五七三
△軍事公債条例(明二七―勅一四四)廃止(昭二九―法一二一)……五七三
△軍費支弁の為公債募集に関する法律(明二八―法八)廃止(昭二九―法一二一)……五七三
△郡費分賦の件に関する法律(明三五―法四〇)廃止(昭二九―法八二)……二八六
△軍艦水雷艇補充基金の組入に関する法律(明三九―法八)廃止(昭二九―法一二一)……五七四
△空中写真の利用等に関する政令(昭二五―政三〇二)廃止(昭二九―法一四〇)……六三三

(け)

○刑法の一部を改正する法律(昭二九・四・一・法五七)……一八八
○刑事訴訟法第百九十四条に基く懲戒処分に関する法律(昭二九・四・六・法六四)……二三五
○建設機械抵当法(昭二九・五・一五・法九七)……四一九
○経済援助資金特別会計法(昭二九・五・一五・法一〇四)……四四〇
○建設省関係法令の整理に関する法律(昭二九・六・一・法一四〇)……六二三
○警察法(昭二九・六・八・法一六二)……七〇三
△警察法(昭二二―法一九六)の全部改正(昭二九―法一六二)……七〇三
○警察法の施行に伴う関係法令の整理に関する法律(昭二九・六・八・法一六三)……七一九
○憲政功労年金法(昭二九・六・一一・法一七四)(衆法)……七八三
△下水道法(明三三―法三二)の一部改正(昭二九―法七二)……二七四
△京釜鉄道買収法(明三九―法一八)廃止(昭二九―法九三)……三一五
△憲兵補の恩給に関する法律(大一〇―法三三)廃止(昭二九―法二〇三)……八六六
△健康保険法(大一一―法七〇)の一部改正(昭二九―法一一五)……四九五
△建設省設置法(昭二三―法一一三)の一部改正(昭二九―法九七)……四二三
△建設省設置法(昭二三―法一一三)の一部改正(昭二九―法一二〇)……五六九
△建設省設置法(昭二三―法一一三)の一部改正(昭二九―法一六四)……七三三
△刑事訴訟法(昭二三―法一三一)の一部改正(昭二九―法五七)……一八九
△刑事訴訟法(昭二三―法一三一)の一部改正(昭二九―法一六三)……七二〇
△警察官等職務執行法(昭二三―法一三六)の一部改正(昭二九―法一六三)……七二一
改題―「警察官職務執行法」
△検察審査会法(昭二三―法一四七)の一部改正(昭二九―法一二六)……五八七
△検察審査会法(昭二三―法一四七)の一部改正(昭二九―法一六三)……七二一
△検察審査会法(昭二三―法一四七)の一部改正(昭二九―法一六四)……七三三
△検察審査会法(昭二三―法一四七)の一部改正(昭二九―法一八七)……八三五
△競馬法(昭二三―法一五八)の一部改正(昭二九―法九五)……四〇八
△競馬法(昭二三―法一五八)の一部改正(昭二九―法二〇五)……八九九
△警察用電話等の処理に関する法律(昭二四―法二六六)の一部改正(昭二九―法一六三)……七二三
△刑事補償法(昭二五―法一)の一部改正(昭二九―法五八)……一九二
△建築基準法(昭二五―法二〇一)の一部改正(昭二九―法七二)……二七四

△建築基準法(昭二五―法二〇一)の一部改正(昭二九―法一二〇)……五七〇
△建築基準法(昭二五―法二〇一)の一部改正(昭二九―法一三一)……六一三
△建築基準法(昭二五―法二〇一)の一部改正(昭二九―法一四〇)……六二三
△結核予防法(昭二六―法九六)の一部改正(昭二九―法二〇四)……八八九
△計量法(昭二六―法二〇七)の一部改正(昭二九―法一三八)……六三一
△警察官等に協力援助した者の災害給付に関する法律(昭二七―法二四五)の一部改正(昭二九―法一六三)……七二四
改題―「警察官に協力援助した者の災害給付に関する法律」
△経済審議庁設置法(昭二七―法二六三)の一部改正(昭二九―法一七二)……七八〇

(こ)

○港域法の一部を改正する法律(昭二九・三・二〇・法七)……六
○国有鉄道運賃法の一部を改正する法律(昭二九・三・二五・法一二)……一四
○国立学校設置法の一部を改正する法律(昭二九・三・三一・法一六)……一六
○公立学校施設費国庫負担法の一部を改正する法律(昭二九・三・三一・法二〇)……一九
○国際的供給不足物資等の需給調整に関する臨時措置に関する法律の一部を改正する法律(昭二九・三・三一・法二三)……二三
○国税徴収法の一部を改正する法律(昭二九・三・三一・法三五)……四一
△国税徴収法(明三〇―法二一)の一部改正(昭二九―法三六)……四五
△国税徴収法(明三〇―法二一)の一部改正(昭二九―法九七)……四二三
○国税収納金整理資金に関する法律(昭二九・三・三一・法三六)……四三
○骨牌税法の一部を改正する法律(昭二九・三・三一・法四三)……八一
○国民金融公庫法の一部を改正する法律(昭二九・三・三一・法五〇)……九一
△国民金融公庫法(昭二四―法四九)の一部改正(昭二九―法九一)……三〇七
○航空法の一部を改正する法律(昭二九・四・一・法六〇)……一九四
○国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の一部を改正する法律(昭二九・四・一九・法六九)……二四四
○国有林野法等の一部を改正する法律(昭二九・五・一・法八三)……二八七
△国有林野法(昭二六―法二四六)の一部改正(昭二九―法八三)……二八七
○国有林野事業特別会計法の一部を改正する法律(昭二九・五・一・法八六)……二九二
△国有林野事業特別会計法(昭二二―法三八)の一部改正(昭二九―法一四一)……六三五
○国民金融公庫が行う恩給担保金融に関する法律(昭二九・五・一〇・法九一)……三〇六
△国民金融公庫が行う恩給担保金融に関する法律(昭二九―法九一)の一部改正(昭二九―法二〇四)……八八九
○公共工事の前払金保証事業に関する法律の一部を改正する法律(昭二九・五・一五・法九八)……四二四
○交付税及び譲与税配付金特別会計法(昭二九・五・一五・法一〇三)……四三七
○港湾法の一部を改正する法律(昭二九・五・一七・法一一一)……四五九
○交通事件即決裁判手続法(昭二九・五・一八・法一一三)……四六六
△交通事件即決裁判手続法(昭二九―法一一三)の一部改正(昭二九―法一六三)……七二五
○厚生年金保険法(昭二九・五・一九・法一一五)……四七〇
△厚生年金保険法(昭一六―法六〇)の全部改正(昭二九―法一一五)……四七〇
△厚生年金保険法(昭二九―法一一五)の一部改正(昭二九―法二〇四)……八八九
○厚生年金保険及び船員保険交渉法(昭二

九・五・一九・法一一七)……五二四
△厚生年金保険及び船員保険交渉法(昭二九―法一一七)の一部改正(昭二九―法二〇四)……八八九
○公職選挙法の一部を改正する法律(昭二九・五・二四・法一二二)(衆法)……五八三
○公職選挙法の一部を改正する法律(昭二九・六・一〇・法一七〇)……七七二
△公職選挙法(昭二五―法一〇〇)の一部改正(昭二九―法一六三)……七三三
○厚生省関係法令の整理に関する法律(昭二九・六・一・法一三六)……六一七
△厚生省関係法令の整理に関する法律(昭二九―法一三六)の一部改正(昭二九―法一七七)……七八八
○小型自動車競走法の一部を改正する法律(昭二九・六・一・法一四六)(衆法)……六五八
△小型自動車競走法(昭二五―法二〇八)の一部改正……七七一
○国際連合の軍隊に関する民事特別法の適用に関する法律(昭二九・六・一・法一五〇)……六六六
○航空機製造法の一部を改正する法律(昭二九・六・三・法一六一)……六九七
改題―「航空機製造事業法」
○公認会計士法の一部を改正する法律(昭二九・六・一一・法一七五)……七八三
○国有財産特別措置法の一部を改正する法律(昭二九・六・一四・法一八〇)(衆法)……七八九
○航空技術審議会設置法(昭二九・七・一・法二〇二)……八六三

△古器旧物保存方(明四―太布告二五一)廃止(昭二九―法一三五)……六一七
△国立銀行条例及国立銀行成規(明九―太布告一〇六)廃止(昭二九―法一二一)……五七二
△小包郵便にて外国へ輸出する物品関税免許の件(明二三―法八二)廃止(昭二九―法一二一)……五七二
△国事に関する犯罪のため諸禄を没収せられたる者に関する法律(明二七―法二〇)廃止(昭二九―法一二一)……五七二
△国立銀行紙幣の通用引換期限に関する法律(明二九―法八)廃止(昭二九―法一二一)……五七三
△国立銀行営業満期前特別処分法(明二九―法一一一)廃止(昭二九―法一二一)……五七三
△国税犯則取締法(明三三―法六七)の一部改正(昭二九―法一六三)……七一九
△公債募集に関する件(明三七―勅二二八)廃止(昭二九―法一二一)……五七四
△古社寺保存法第十六条に依り国庫より支出すべき金額に関する法律(明三八―法一四)廃止(昭二九―法一二一)……五七四
△公債募集に関する件(明三八―勅一九四)廃止(昭二九―法一二一)……五七四
△国債に関する法律(明三九―法三四)の一部改正(昭二九―法一二一)……五八二
△高等諸学校創設及拡張費支弁に関する法律(大八―法三一)廃止(昭二九―法一二一)……五七六
△国債償還資金の繰入を為さざることに関する法律(大九―法四〇)廃止(昭二九―法一二一)……五七六
△公有水面埋立法(大一〇―法五七)の一部改正(昭二九―法一二〇)……五六八
△古社寺保存金の臨時支出に関する法律(大一三―法一二)廃止(昭二九―法一二一)……五七七
△公益質屋法(昭二―法三五)の一部改正(昭二九―法一六三)……七一九
△神戸商業大学移転改築費に充用したる金額の補塡に関する法律(昭一二―法三〇)廃止(昭二九―法一二一)……五七九
△国民体力法(昭一五―法一〇五)廃止(昭二九―法一三六)……六一七
△国債関係事務簡捷化に関する法律(昭一八―法一一)廃止(昭二九―法一二一)……五七九
△厚生保険特別会計法(昭一九―法一〇)の一部改正(昭二九―法三〇)……三二七

△厚生保険特別会計法(昭一九―法一〇)の一部改正(昭二九―法一一七)……五二三
△厚生保険特別会計法(昭一九―法一〇)の一部改正(昭二九―法二〇四)……八八九
△国家公務員法(昭二二―法一二〇)の一部改正(昭二九―法一六四)……七三三
△国家公務員共済組合法(昭二三―法六九)の一部改正(昭二九―法二九)……三六
△国家公務員共済組合法(昭二三―法六九)の一部改正(昭二九―法一一六)……五一三
△国家公務員共済組合法(昭二三―法六九)の一部改正(昭二九―法一一七)……五二三
△国家公務員共済組合法(昭二三―法六九)の一部改正(昭二九―法一四七)……六六二
△国家公務員共済組合法(昭二三―法六九)の一部改正(昭二九―法一六三)……七二〇
△国家公務員共済組合法(昭二三―法六九)の一部改正(昭二九―法一六五)……七六二
△国家公務員共済組合法(昭二三―法六九)の一部改正(昭二九―法二〇四)……八八八
△国有鉄道事業特別会計及び通信事業特別会計における事業運営以外の行政に要する経費の財源に充てるための一般会計からする繰入金に関する法律(昭二三―法九九)廃止(昭二九―法一二一)……五八〇
△国家行政組織法(昭二三―法一二〇)の一部改正(昭二九―法一六四)……七三三
△国家行政組織法(昭二三―法一二〇)の一部改正(昭二九―法二〇五)……九〇〇
△国家行政組織法の一部を改正する法律(昭二七―法二五三)の一部改正(昭二九―法一六四)……七三四
△公立高等学校定時制課程職員費国庫補助法(昭二三―法一三四)の施行停止(昭二九―法一二九)……五九一
△港則法(昭二三―法一七四)の一部改正(昭二九―法七)……七
△公団等の予算及び決算の暫定措置に関する法律(昭二四―法二七)廃止(昭二九―法一二一)……五八〇
△公共企業体等労働関係法(昭二三―法二五七)の一部改正(昭二九―法一四一)……六二四
△古物営業法(昭二四―法一〇八)の一部改正(昭二九―法一六三)……七二一
△国立世論調査所設置法(昭二四―法一二八)廃止(昭二九―法二〇一)……八六三
△国家公務員に対する臨時年末手当の支給に関する法律(昭二四―法二八二)廃止(昭二九―法二〇三)……八六六
△国庫出納金等端数計算法(昭二五―法六一)の一部改正(昭二九―法一一五)……四九五
△厚生省設置法(昭二四―法一五一)の一部改正(昭二九―法二六)……二六
△厚生省設置法(昭二四―法一五一)の一部改正(昭二九―法二八)……二四
△厚生省設置法(昭二四―法一五一)の一部改正(昭二九―法二九)……三六
△厚生省設置法(昭二四―法一五一)の一部改正(昭二九―法三〇)……三七
△厚生省設置法(昭二四―法一五一)の一部改正(昭二九―法七一)……二六九
△厚生省設置法(昭二四―法一五一)の一部改正(昭二九―法七二)……二七三
△厚生省設置法(昭二四―法一五一)の一部改正(昭二九―法七七)……二七七
△厚生省設置法(昭二五―法一五一)の一部改正(昭二九―法一三四)……六一六
△厚生省設置法(昭二五―法一五一)の一部改正(昭二九―法一七七)……七八七
△厚生省設置法の一部を改正する法律(昭二七―法二七三)の一部改正(昭二九―法二九)……三六
△国家公務員に対する寒冷地手当及び石炭手当の支給に関する法律(昭二四―法二〇〇)の一部改正(昭二九―法一六五)……七六三
△更生緊急保護法(昭二五―法二〇三)の一部改正(昭二九―法五八)……一九三
△厚生年金保険法特例(昭二六―法三八)

廃止(昭二九―法一一五)……四八九
△鉱工品貿易公団の損失金補てんのための交付金に関する法律(昭二六―法七五)廃止(昭二九・一二・一)……三〇四
△公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法(昭二六―法九七)の一部改正(昭二九―法一〇一)……四三六
△国家公務員災害補償法(昭二六―法一九一)の一部改正(昭二九―法一九)……三七
△高圧ガス取締法(昭二六―法二〇四)の一部改正(昭二九―法一六三)……七三三
△国有林野整備臨時措置法(昭二六―法二四七)の一部改正(昭二九―法八三)……二六八
△耕土培養法(昭二七―法二三五)の一部改正(昭二九―法一八五)……八二九
△公衆電気通信法(昭二八―法九七)の一部改正(昭二九―法一六三)……七三五

(さ)

○財政法第四十二条の特例に関する法律(昭二九・三・三一・法三一)……三八
○砂糖消費税法の一部を改正する法律(昭二九・三・三一・法四四)……七三三
△砂糖消費税法(明三四―法一三)の一部改正(昭二九―法四二)……八三
○財政法等の一部を改正する法律(昭二九・五・八・法九〇)……八〇
△財政法(昭二三―法三四)の一部改正(昭二九―法九〇)……三〇四
△産業復興公団法(昭二二―法五七)廃止(昭二九―法一三八)……六三一
△災害救助法(昭二二―法一一八)の一部改正(昭二九―法一〇一)……四三六
△最高裁判所裁判官国民審査法(昭二二―法一三六)の一部改正(昭二九―法一六三)……七一〇
△災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律(昭二二―法一七五)の一部改正(昭二九―法五二)……二六九
△災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律(昭二二―法一七五)の一部改正(昭二九―法九六)……四二八
△再評価積立金の資本組入に関する法律(昭二六―法一四三)の一部改正(昭二九―法一一〇)……四五八
　改題―「株式会社の再評価積立金の資本組入に関する法律」
△在外公館の名称及び位置を定める法律(昭二七―法八五)の一部改正(昭二九―法一一)……一〇
△在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律(昭二七―法九三)の一部改正(昭二九―法一一)……一〇
△産業労働者住宅資金融通法(昭二八―法六三)の一部改正(昭二九―法八七)……二九八
△産業投資特別会計法(昭二八―法一二二)の一部改正(昭二九―法六)……五

(し)

○昭和二十八年の風水害及び冷害による被害農家等に対して米麦を特別価格で売り渡したことにより食糧管理特別会計に生ずる損失を補てんするための一般会計からする繰入金に関する法律(昭二九・三・一八・法四)……三
○児童福祉法の一部を改正する法律(昭二九・三・三一・法二六)……二四
△児童福祉法(昭二二―法一六四)の一部改正(昭二九―法二三六)……六一九
△児童福祉法の一部を改正する法律(昭二九―法二六)の一部改正(昭二九―法二九五)……四九五
△身体障害者福祉法の一部を改正する法律(昭二九・三・三一・法二八)……二八
△身体障害者福祉法の一部を改正する法律(昭二九―法二八)の一部改正(昭二九―法九五)……四九五
○資金運用部特別会計法の一部を改正する法律(昭二九・三・三一・法三二)……三八
○酒税法の一部を改正する法律(昭二九・三・三一・法四〇)……六
△酒税法(昭二八―法六)の一部改正(昭二九―法六一)……三三
○食糧管理特別会計法の一部を改正する法律(昭二九・三・三一・法四九)……九〇
△食糧管理特別会計法(大一〇―法三七)の一部改正(昭二九―法一六〇)……六九六
○所得税法の一部を改正する法律(昭二九・四・一・法五二)……一〇三
△所得税法(昭二二―法二七)の一部改正(昭二九―法三六)……四五五
△所得税法(昭二二―法二七)の一部改正(昭二九―法九五)……四〇七
△所得税法(昭二二―法二七)の一部改正(昭二九―法一一五)……四九五
△所得税法(昭二二―法二七)の一部改正(昭二九―法一四四)……八二五
△所得税法(昭二二―法二七)の一部改正(昭二九―法一五五)……八三〇
△所得税法(昭二二―法二七)の一部改正(昭二九―法一六一)……三三一
○食糧管理特別会計法の一部を改正する法律(昭二九・三・三一・法四九)……九〇
△食糧管理特別会計法(大一〇―法三七)の一部改正(昭二九―法一六〇)……六九六
○所得税法の一部を改正する法律(昭二九・四・一・法五二)……一〇三
△所得税法(昭二二―法二七)の一部改正(昭二九―法三六)……四五五
△所得税法(昭二二―法二七)の一部改正(昭二九―法九五)……四〇七
△所得税法(昭二二―法二七)の一部改正(昭二九―法一一五)……四九五
△所得税法(昭二二―法二七)の一部改正(昭二九―法一四四)……八二五
△所得税法(昭二二―法二七)の一部改正(昭二九―法一五五)……八三〇
△所得税法(昭二二―法二七)の一部改正(昭二九―法一六一)……三三一
○所得税法の一部を改正する法律(昭二九・四・一・法五二)……一〇三
○昭和二十九年度分の市町村民税の臨時特例に関する法律(昭二九・四・二六・法七四)……九〇〇
○消費生活協同組合法の一部を改正する法律(昭二九・四・三〇・法八一)……八二四
○自治庁関係法令の整理に関する法律(昭二九・五・一・法八二)……八二六
○住宅金融公庫法の一部を改正する法律(昭二九・五・一・法八七)……八三三
△住宅金融公庫法(昭二五―法一五六)の一部改正(昭二九―法一五五)……四九六
△所得税法(昭二二―法二七)の一部改正(昭二九―法一〇四)……三〇七
△所得税法(昭二二―法二七)の一部改正(昭二九―法一〇五)……七三四
○昭和二十八年度における国債整理基金に充てるべき資金の繰入の特例に関する法律の一部を改正する法律(昭二九・四・一・法九五)……四九五
○資金運用部特別会計法の一部を改正する法律(昭二九・三・三一・法三二)……三八
○酒税法の一部を改正する法律(昭二九・三・三一・法四〇)……六
△酒税法(昭二八―法六)の一部改正(昭二九―法六一)……三三
△産業投資特別会計法(昭二八―法一二二)の一部改正(昭二九―法六)……五
(し)
○昭和二十八年の風水害及び冷害による被害農家等に対して米麦を特別価格で売り渡したことにより食糧管理特別会計に生ずる損失を補てんするための一般会計からする繰入金に関する法律(昭二九・三・一八・法四)……三
○児童福祉法の一部を改正する法律(昭二九・三・三一・法二六)……二四
△児童福祉法(昭二二―法一六四)の一部改正(昭二九―法二三六)……六一九
△児童福祉法の一部を改正する法律(昭二九―法二六)の一部改正(昭二九―法二九五)……四九五
△身体障害者福祉法の一部を改正する法律(昭二九・三・三一・法二八)……二八
△身体障害者福祉法の一部を改正する法律(昭二九―法二八)の一部改正(昭二九―法九五)……四九五
○資金運用部特別会計法の一部を改正する法律(昭二九・三・三一・法三二)……三八
○酒税法の一部を改正する法律(昭二九・三・三一・法四〇)……六
△酒税法(昭二八―法六)の一部改正(昭二九―法六一)……三三
△産業投資特別会計法(昭二八―法一二二)の一部改正(昭二九―法六)……五

充てるべき資金の繰入の特例に関する法律」

○酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律の一部を改正する法律(昭二九・四・一・法五五)……一〇七
○執行猶予者保護観察法(昭二九・四・一・法五八)……一八九
○昭和二十九年度分の市町村民税の臨時特例に関する法律(昭二九・四・二六・法七四)……九〇〇
○消費生活協同組合法の一部を改正する法律(昭二九・四・三〇・法八一)……八二四
○自治庁関係法令の整理に関する法律(昭二九・五・一・法八二)……八二六
○住宅金融公庫法の一部を改正する法律(昭二九・五・一・法八七)……八三三
△住宅金融公庫法(昭二五―法一五六)の一部改正(昭二九―法一五五)……四九六
△所得税法(昭二二―法二七)の一部改正(昭二九―法一〇四)……三〇七
△所得税法(昭二二―法二七)の一部改正(昭二九―法一〇五)……七三四
○昭和二十八年度における国債整理基金に充てるべき資金の繰入の特例に関する法律の一部を改正する法律(昭二九・四・一・法九五)……四九五
○資金運用部特別会計法の一部を改正する法律(昭二九・三・三一・法三二)……三八
○酒税法の一部を改正する法律(昭二九・三・三一・法四〇)……六
△酒税法(昭二八―法六)の一部改正(昭二九―法六一)……三三
△産業投資特別会計法(昭二八―法一二二)の一部改正(昭二九―法六)……五
○昭和二十八年度及び昭和二十九年度における国債整理基金に充てるべき資金の繰入の特例に関する法律(昭二九・四・一・法九五)……四九五
○資金運用部特別会計法の一部を改正する法律(昭二九・三・三一・法三二)……三八
○酒税法の一部を改正する法律(昭二九・三・三一・法四〇)……六
△酒税法(昭二八―法六)の一部改正(昭二九―法六一)……三三
△産業投資特別会計法(昭二八―法一二二)の一部改正(昭二九―法六)……五
(し)
○昭和二十八年の風水害及び冷害による被害農家等に対して米麦を特別価格で売り渡したことにより食糧管理特別会計に生ずる損失を補てんするための一般会計からする繰入金に関する法律(昭二九・三・一八・法四)……三
○児童福祉法の一部を改正する法律(昭二九・三・三一・法二六)……二四
△児童福祉法(昭二二―法一六四)の一部改正(昭二九―法二三六)……六一九
△児童福祉法の一部を改正する法律(昭二九―法二六)の一部改正(昭二九―法二九五)……四九五
△身体障害者福祉法の一部を改正する法律(昭二九・三・三一・法二八)……二八
△身体障害者福祉法の一部を改正する法律(昭二九―法二八)の一部改正(昭二九―法九五)……四九五
○資金運用部特別会計法の一部を改正する法律(昭二九・三・三一・法三二)……三八
○酒税法の一部を改正する法律(昭二九・三・三一・法四〇)……六
△酒税法(昭二八―法六)の一部改正(昭二九―法六一)……三三

する特別措置法（昭二九・六・九・法一六八）……七六七
○自転車競技法等の臨時特例に関する法律（昭二九・六・九・法一六九）（衆法）……七六九
△自転車競技法（昭二三—法二〇九）の一部改正（昭二九—法一六九）……七七一
○昭和二十九年度の揮発油譲与税に関する法律（昭二九・六・三・法一九〇）……八四三
○出資の受入、預り金及び金利等の取締等に関する法律（昭二九・六・二三・法一九五）……八四九
○質屋営業法の一部を改正する法律（昭二九・六・二三・法一九六）……八五四
△質屋営業法（昭二五—法一五八）の一部改正（昭二九—法一六三）……七三三
○証券取引法の一部を改正する法律（昭二九・六・二六・法一九八）……八五七
○市町村職員共済組合法（昭二九・七・一・法二〇四）……八六六

△新紙幣を発行する件（明四—太布告六七八）廃止（昭二九—法一二一）……五七一
△人家稠密の地において牛豚類の豢養を禁ずる件（明六—太布告一六三）廃止（昭二九—法一三七）……六二〇
△社寺境内樹木濫伐禁止の件（明六—太布告二三五）廃止（昭二九—法一三五）……六一七
△新旧公債発行条例（明八—太布告九五）廃止（昭二九—法一二一）……五七一
△拾円五円壱円紙幣改造漸次交換の件（明一三—太布告五）廃止（昭二九—法一二一）……五七三
△書画革及種々の製作品無税輸出差許す件（明一三—太布告二九）廃止（昭二九—法一二一）……五七三
△市制施行地に付府県会議員の選挙及市公民の資格に関する件（明二三—法七）廃止（昭二九—法八二）……二八六
△紙幣交換基金特別会計法（明二三—法二四）廃止（昭二九—法一二一）……五七三
△市町村会議員選挙罰則（明二三—法三九）廃止（昭二九—法八二）……二八六
△衆議院議員選挙法罰則補則（明二三—法四〇）廃止（昭二九—法八二）……二八六
△商事非訟事件印紙法（明二三—法六六）の一部改正（昭二九—法一二八）……五九一
△市町村名及市役所町村役場の位置変更に関する件（明二三—法七七）廃止（昭二九—法八二）……二八六
△震災地方租税特別処分法（明二五—法一）廃止（昭二九—法一二一）……五七三
△震災地方租税特別処分法（明二八—法二九）廃止（昭二九—法一二一）……五七三
△清国及朝鮮国在留帝国臣民取締法（明二九—法八〇）廃止（昭二九—法一三〇）……五九五
△震災地方租税特別処分法（明三〇—法二三）廃止（昭二九—法一二一）……五七三
△償金を公債費途へ繰替運用に関する法律（明三一—法八）廃止（昭二九—法一二一）……五七三
△商法施行法（明三二—法四九）の一部改正（昭二九—法一〇〇）……四二六
△清国事件費に関する財政上必要処分の件（明三三—勅二七七）廃止（昭二九—法一二一）……五七四
△衆議院議員選挙人名簿に関する法律（明三五—法一九）廃止（昭二九—法八二）……二八六
△商標法を朝鮮に施行することに関する件（明四三—勅三三七）廃止（昭二九—法一三八）……六二〇
△酒税等ノ徴収ニ関スル法律（明四四—法四五）の一部改正（昭二九—法六一）……二三〇
△清国事件費支弁に関する法律（明四五—法一）廃止（昭二九—法一二一）……五七五
△衆議院議員選挙資格に関する件（大四—勅一一）廃止（昭二九—法八二）……二八六
△証券を以てする歳入納付に関する法律（大五—法一〇）の一部改正（昭二九—法三六）……四五

△小額紙幣発行に関する件（大六—勅二〇二）廃止（昭二九—法一二一）……五七六
△狩猟法（大七—法三二）の一部改正（昭二九—法一六三）……七一九
△小額紙幣発行に関する法律（大九—法六）廃止（昭二九—法一二一）……五七六
△信託業法（大一一—法六五）の一部改正（昭二九—法一九五）……八五三
△西比利亜引揚の為損害を被りたる者等の救恤に関する法律（大一二—法三九）廃止（昭二九—法一二一）……五七七
△震災に因り租税を減免せられたる者の法令上の納税資格要件に関する法律（大一二—法五四）廃止（昭二九—法八二）……二八六
△震災被害者に対する租税の減免等に関する件（大一二—勅四一〇）廃止（昭二九—法一二一）……五七七
△震災地の行政庁の権限に属する処分に基く権利利益の存続期間等に関する件（大一二—勅四一二）廃止（昭二九—法二〇三）……八六六
△震災被害地の地租免除等に関する法律（大一三—法四）廃止（昭二九—法一二一）……五七七
△震災に因り地租を免除せらるる者の法令上の納税資格要件に関する法律（大一三—法五）廃止（昭二九—法八二）……二八六
△震災に因る喪失無記名国債証券に関する法律（大一三—法一四）廃止（昭二九—法一二一）……五七七
△震災被害者の営業税課税標準算定の特例等に関する件（大一三—勅二二）廃止（昭二九—法一二一）……五七七
△震災善後に関する経費支弁の為公債発行に関する件（大一三—勅四六）廃止（昭二九—法一二一）……五七七
△条約に基く外国との利権契約により外国において事業を営むことを目的とする帝国会社に関する法律（大一四—法三七）廃止（昭二九—法一三八）……六二一
△支那における帝国法人の所有する船舶等に関する法律（大一四—法五二）廃止（昭二九—法九三）……三一五
△衆議院議員の選挙権に関する法律（大一五—法五五）廃止（昭二九—法八二）……二八六
△震災被害者に対する租税の免除猶予等に関する法律（昭二—法一七）廃止（昭二九—法一二一）……五七七
△震災手形損失補償公債法（昭二—法一九）廃止（昭二九—法一二一）……五七七
△震災手形善後処理法（昭二—法二〇）廃止（昭二九—法一二一）……五七八
△震災被害者に対する租税の減免猶予等に関する法律（昭六—法四六）廃止（昭二九—法一二一）……五七八
△昭和七年度一般会計歳出の財源に充つる為公債発行に関する法律（昭七—法六）廃止（昭二九—法一二一）……五七八
△市町村立尋常小学校費臨時国庫補助法（昭七—法二三）廃止（昭二九—法一三五）……六一七
△昭和六年度に於ける国債償還資金の繰入一部停止に関する件（昭七—勅七）廃止（昭二九—法一二一）……五七八
△震災被害者に対する租税の免除猶予等に関する法律（昭八—法一三）廃止（昭二九—法一二一）……五七八
△商工会議所法第十四条の臨時特例に関する法律（昭一六—法三）廃止（昭二九—法一三八）……六二一
△衆議院議員の任期延長に関する法律（昭一六—法四）廃止（昭二九—法八二）……二八六
△衆議院議員にして大東亜戦争に際し召集中なるに因り其の職を失ひたるものの補闕及復職に関する法律（昭一八—法九八）廃止（昭二九—法八二）……二八七
△衆議院議員の補闕選挙等の一時停止に関する法律（昭二〇—法三二）廃止（昭二九—法八二）……二八七
△衆議院議員選挙法第十条の特例に関す

る法律（昭二〇―法四一）廃止（昭二九―法八二）……二六七
△衆議院議員選挙法第十二条の特例に関する件（昭二〇―勅五三七）廃止（昭二九―法八二）……二六七
△昭和二十一年度に於ける大蔵省証券及借入金の最高額に関する件（昭二一―勅二四一）廃止（昭二九―法一二一）……二六〇
△死産の届出に関する規程（昭二一―厚令四二）の一部改正（昭二九―法一六三）……二七九
△社寺等に無償で貸し付けてある国有財産の処分に関する法律（昭二二―法五三の二）一部改正（昭二九―法一二〇）……二六九
△私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭二二―法五四）の一部改正（昭二九―法一二七）……二六九
△昭和二十二年法律第五十四号私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の適用除外等に関する法律（昭二二―法一三八）の一部改正（昭二九―法一三五）……一〇一
△消防組織法（昭二二―法二二六）の一部改正（昭二九―法一六三）……二七〇
△獣医師会及び装蹄師会の解散に関する法律（昭二三―法一六）廃正（昭二九―法一三七）……二六〇
△社会保険診療報酬支払基金法（昭二三―法一二九）の一部改正（昭二九―法一二一）……二六
△少年法（昭二三―法一六八）の一部改正（昭二九―法一六三）……二七九
△少年院法（昭二三―法一六九）の一部改正（昭二九―法一六三）……二七〇
△消防法（昭二三―法一八六）の一部改正（昭二九―法一六三）……二七一
△歯科医師法（昭二三―法二〇二）の一部改正（昭二九―法七一）……二七二
△歯科衛生師法（昭二三―法二〇四）の一部改正（昭二九―法七一）……二七二
△塩専売法（昭二四―法一一二）の一部改正（昭二九―法一二一）……二七〇
△獣医師法（昭二四―法一八六）の一部改正（昭二九―法七一）……二七二
△死体解剖保存法（昭二四―法一三六）の一部改正（昭二九―法一六三）……二七三
△社会教育法（昭二四―法二〇七）の一部改正（昭二九―法一五九）……二三
△私立学校法（昭二四―法二七〇）の一部改正（昭二九―法一五九）……二七四
△薪炭需給調節特別会計における債務の支払財源に充てるための一般会計からする繰入金に関する法律（昭二四―法二七七）廃正（昭二九―法一二一）……二六〇
△資産再評価法（昭二五―法一一〇）の一部改正（昭二九―法五二）……一七〇
△資産再評価法（昭二五―法一一〇）の一部改正（昭二九―法一〇六）……四五〇
△資産再評価法（昭二五―法一一〇）の一部改正（昭二九―法一一〇）……四六
△資産再評価法（昭二五―法一一〇）の一部改正（昭二九―法一四二）……六五一
△昭和二十五年における教育委員会の委員の定例選挙の期日の特例等に関する法律（昭二五―法二三八）廃止（昭二九―法八二）……二六七
△主要食糧供出報奨物資の配給に伴う損失補てんに関する法律（昭二五―法二四三）廃止（昭二九―法一二一）……二六〇
△銃砲刀剣類等所持取締令（昭二五―政三三四）の一部改正（昭二九―法一六三）……七三
△社会福祉事業法（昭二六―法四五）の一部改正（昭二九―法二八）……三三
△自動車抵当法（昭二六―法一八七）の一部改正（昭二九―法九七）……四三
△診療所における同一患者の収容時間の

制限に関する医療法の特例に関する法律（昭二六―法二五九）廃止（昭二九―法六二）……二三三
△昭和二十六年度における国家公務員に対する年末手当の額の特例に関する法律（昭二六―法二八四）廃止（昭二九―法二〇三）……八六六
△出入国管理令（昭二六―政三一九）の一部改正（昭二九―法七一）……二六九
△出入国管理令（昭二六―政三一九）の一部改正（昭二九―法一六三）……七三
△出入国管理令（昭二六―政三一九）の一部改正（昭二九―法一六四）……七三三
△昭和二十七年度における国家公務員に対する臨時手当の支給に関する法律（昭二七―法一九〇）廃止（昭二九―法二〇三）……八六六
△市の警察維持の特例に関する法律（昭二七―法二四七）廃止（昭二九―法一六三）……七九
△自治庁設置法（昭二七―法二六一）の一部改正（昭二九―法九五）……四〇九
△自治庁設置法（昭二七―法二六一）の一部改正（昭二九―法一〇一）……四三五
△自治庁設置法（昭二七―法二六一）の一部改正（昭二九―法一〇二）……四三七
△自治庁設置法（昭二七―法二六一）の一部改正（昭二九―法一三一）……六一三
△自治庁設置法（昭二七―法二六一）の一部改正（昭二九―法一三二）……四三七
△自治庁設置法（昭二七―法二六一）の一部改正（昭二九―法一六一）……四三七
△自治庁設置法（昭二七―法二六一）の一部改正（昭二九―法一六二）……四三七
△自治庁設置法（昭二七―法二六一）の一部改正（昭二九―法一六三）……四三七
△自治庁設置法（昭二七―法二六一）の一部改正（昭二九―法一六四）……四三七
△自治庁設置法（昭二七―法二六一）の一部改正（昭二九―法一六五）……四三七
△自治庁設置法（昭二七―法二六一）の一部改正（昭二九―法一六六）……四三七
△自治庁設置法（昭二七―法二六一）の一部改正（昭二九―法一六七）……四三七
△自治庁設置法（昭二七―法二六一）の一部改正（昭二九―法一六八）……四三七
△自治庁設置法（昭二七―法二六一）の一部改正（昭二九―法一六九）……四三七
△自治庁設置法（昭二七―法二六一）の一部改正（昭二九―法一七〇）……四三七
△自治庁設置法（昭二七―法二六一）の一部改正（昭二九―法一七一）……四三七
△自治庁設置法（昭二七―法二六一）の一部改正（昭二九―法一七二）……四三七
△自治庁設置法（昭二七―法二六一）の一部改正（昭二九―法一七三）……四三七
△自治庁設置法（昭二七―法二六一）の一部改正（昭二九―法一七四）……四三七
△自治庁設置法（昭二七―法二六一）の一部改正（昭二九―法一七五）……四三七
△自治庁設置法（昭二七―法二六一）の一部改正（昭二九―法一七六）……四三七
△自治庁設置法（昭二七―法二六一）の一部改正（昭二九―法一七七）……四三七
△自治庁設置法（昭二七―法二六一）の一部改正（昭二九―法一七八）……四三七
△自治庁設置法（昭二七―法二六一）の一部改正（昭二九―法一七九）……四三七
△自治庁設置法（昭二七―法二六一）の一部改正（昭二九―法一八〇）……四三七
△自治庁設置法（昭二七―法二六一）の一部改正（昭二九―法一八一）……四三七
△自治庁設置法（昭二七―法二六一）の一部改正（昭二九―法一八二）……四三七
△自治庁設置法（昭二七―法二六一）の一部改正（昭二九―法一八三）……四三七
△自治庁設置法（昭二七―法二六一）の一部改正（昭二九―法一八四）……四三七
△自治庁設置法（昭二七―法二六一）の一部改正（昭二九―法一八五）……四三七
△自治庁設置法（昭二七―法二六一）の一部改正（昭二九―法一八六）……四三七
△自治庁設置法（昭二七―法二六一）の一部改正（昭二九―法一八七）……四三七
△自治庁設置法（昭二七―法二六一）の一部改正（昭二九―法一八八）……四三七
△自治庁設置法（昭二七―法二六一）の一部改正（昭二九―法一八九）……四三七
△自治庁設置法（昭二七―法二六一）の一部改正（昭二九―法一九〇）……四三七
△自治庁設置法（昭二七―法二六一）の一部改正（昭二九―法一九一）……四三七
△自治庁設置法（昭二七―法二六一）の一部改正（昭二九―法一九二）……四三七
△自治庁設置法（昭二七―法二六一）の一部改正（昭二九―法一九三）……四三七
△自治庁設置法（昭二七―法二六一）の一部改正（昭二九―法一九四）……四三七
△自治庁設置法（昭二七―法二六一）の一部改正（昭二九―法一九五）……四三七
△自治庁設置法（昭二七―法二六一）の一部改正（昭二九―法一九六）……四三七
△自治庁設置法（昭二七―法二六一）の一部改正（昭二九―法一九七）……四三七
△自治庁設置法（昭二七―法二六一）の一部改正（昭二九―法一九八）……四三七
△自治庁設置法（昭二七―法二六一）の一部改正（昭二九―法一九九）……四三七
△自治庁設置法（昭二七―法二六一）の一部改正（昭二九―法二〇〇）……四三七
△自治庁設置法（昭二七―法二六一）の一部改正（昭二九―法二〇一）……四三七
△自治庁設置法（昭二七―法二六一）の一部改正（昭二九―法二〇二）……四三七
△自治庁設置法（昭二七―法二六一）の一部改正（昭二九―法二〇三）……四三七
△自治庁設置法（昭二七―法二六一）の一部改正（昭二九―法二〇四）……四三七
△自治庁設置法（昭二七―法二六一）の一部改正（昭二九―法二〇五）……四三七
△自治庁設置法（昭二七―法二六一）の一部改正（昭二九―法二〇六）……四三七
△自治庁設置法（昭二七―法二六一）の一部改正（昭二九―法二〇七）……四三七
△自治庁設置法（昭二七―法二六一）の一部改正（昭二九―法二〇八）……四三七
△自治庁設置法（昭二七―法二六一）の一部改正（昭二九―法二〇九）……四三七
△自治庁設置法（昭二七―法二六一）の一部改正（昭二九―法二一〇）……四三七
△自治庁設置法（昭二七―法二六一）の一部改正（昭二九―法二一一）……四三七
△自治庁設置法（昭二七―法二六一）の一部改正（昭二九―法二一二）……四三七
△自治庁設置法（昭二七―法二六一）の一部改正（昭二九―法二一三）……四三七
△自治庁設置法（昭二七―法二六一）の一部改正（昭二九―法二一四）……四三七
△自治庁設置法（昭二七―法二六一）の一部改正（昭二九―法二一五）……四三七
△自治庁設置法（昭二七―法二六一）の一部改正（昭二九―法二一六）……四三七
△自治庁設置法（昭二七―法二六一）の一部改正（昭二九―法二一七）……四三七
△自治庁設置法（昭二七―法二六一）の一部改正（昭二九―法二一八）……四三七
△自治庁設置法（昭二七―法二六一）の一部改正（昭二九―法二一九）……四三七
△自治庁設置法（昭二七―法二六一）の一部改正（昭二九―法二二〇）……四三七
△自治庁設置法（昭二七―法二六一）の一部改正（昭二九―法二二一）……四三七
△自治庁設置法（昭二七―法二六一）の一部改正（昭二九―法二二二）……四三七
△自治庁設置法（昭二七―法二六一）の一部改正（昭二九―法二二三）……四三七
△自治庁設置法（昭二七―法二六一）の一部改正（昭二九―法二二四）……四三七
△自治庁設置法（昭二七―法二六一）の一部改正（昭二九―法二二五）……四三七
△自治庁設置法（昭二七―法二六一）の一部改正（昭二九―法二二六）……四三七
△自治庁設置法（昭二七―法二六一）の一部改正（昭二九―法二二七）……四三七
△自治庁設置法（昭二七―法二六一）の一部改正（昭二九―法二二八）……四三七
△自治庁設置法（昭二七―法二六一）の一部改正（昭二九―法二二九）……四三七
△自治庁設置法（昭二七―法二六一）の一部改正（昭二九―法二三〇）……四三七
△自治庁設置法（昭二七―法二六一）の一部改正（昭二九―法二三一）……四三七
△自治庁設置法（昭二七―法二六一）の一部改正（昭二九―法二三二）……四三七
△自治庁設置法（昭二七―法二六一）の一部改正（昭二九―法二三三）……四三七
△自治庁設置法（昭二七―法二六一）の一部改正（昭二九―法二三四）……四三七
△自治庁設置法（昭二七―法二六一）の一部改正（昭二九―法二三五）……四三七
△自治庁設置法（昭二七―法二六一）の一部改正（昭二九―法二三六）……四三七
△自治庁設置法（昭二七―法二六一）の一部改正（昭二九―法二三七）……四三七
△自治庁設置法（昭二七―法二六一）の一部改正（昭二九―法二三八）……四三七
△自治庁設置法（昭二七―法二六一）の一部改正（昭二九―法二三九）……四三七
△自治庁設置法（昭二七―法二六一）の一部改正（昭二九―法二四〇）……四三七
△自治庁設置法（昭二七―法二六一）の一部改正（昭二九―法二四一）……四三七
△自治庁設置法（昭二七―法二六一）の一部改正（昭二九―法二四二）……四三七
△自治庁設置法（昭二七―法二六一）の一部改正（昭二九―法二四三）……四三七
△自治庁設置法（昭二七―法二六一）の一部改正（昭二九―法二四四）……四三七
△自治庁設置法（昭二七―法二六一）の一部改正（昭二九―法二四五）……四三七
△自治庁設置法（昭二七―法二六一）の一部改正（昭二九―法二四六）……四三七
△自治庁設置法（昭二七―法二六一）の一部改正（昭二九―法二四七）……四三七
△自治庁設置法（昭二七―法二六一）の一部改正（昭二九―法二四八）……四三七
△自治庁設置法（昭二七―法二六一）の一部改正（昭二九―法二四九）……四三七
△自治庁設置法（昭二七―法二六一）の一部改正（昭二九―法二五〇）……四三七
△自治庁設置法（昭二七―法二六一）の一部改正（昭二九―法二五一）……四三七
△自治庁設置法（昭二七―法二六一）の一部改正（昭二九―法二五二）……四三七
△自治庁設置法（昭二七―法二六一）の一部改正（昭二九―法二五三）……四三七
△自治庁設置法（昭二七―法二六一）の一部改正（昭二九―法二五四）……四三七
△自治庁設置法（昭二七―法二六一）の一部改正（昭二九―法二五五）……四三七
△自治庁設置法（昭二七―法二六一）の一部改正（昭二九―法二五六）……四三七
△自治庁設置法（昭二七―法二六一）の一部改正（昭二九―法二五七）……四三七
△自治庁設置法（昭二七―法二六一）の一部改正（昭二九―法二五八）……四三七
△自治庁設置法（昭二七―法二六一）の一部改正（昭二九―法二五九）……四三七
△自治庁設置法（昭二七―法二六一）の一部改正（昭二九―法二六〇）……四三七
△自治庁設置法（昭二七―法二六一）の一部改正（昭二九―法二六一）……四三七
△自治庁設置法（昭二七―法二六一）の一部改正（昭二九―法二六二）……四三七
△自治庁設置法（昭二七―法二六一）の一部改正（昭二九―法二六三）……四三七
△自治庁設置法（昭二七―法二六一）の一部改正（昭二九―法二六四）……四三七
△自治庁設置法（昭二七―法二六一）の一部改正（昭二九―法二六五）……四三七
△自治庁設置法（昭二七―法二六一）の一部改正（昭二九―法二六六）……四三七
△自治庁設置法（昭二七―法二六一）の一部改正（昭二九―法二六七）……四三七
△自治庁設置法（昭二七―法二六一）の一部改正（昭二九―法二六八）……四三七
△自治庁設置法（昭二七―法二六一）の一部改正（昭二九―法二六九）……四三七
△自治庁設置法（昭二七―法二六一）の一部改正（昭二九―法二七〇）……四三七
△自治庁設置法（昭二七―法二六一）の一部改正（昭二九―法二七一）……四三七
△自治庁設置法（昭二七―法二六一）の一部改正（昭二九―法二七二）……四三七
△自治庁設置法（昭二七―法二六一）の一部改正（昭二九―法二七三）……四三七
△自治庁設置法（昭二七―法二六一）の一部改正（昭二九―法二七四）……四三七
△自治庁設置法（昭二七―法二六一）の一部改正（昭二九―法二七五）……四三七
△自治庁設置法（昭二七―法二六一）の一部改正（昭二九―法二七六）……四三七
△自治庁設置法（昭二七―法二六一）の一部改正（昭二九―法二七七）……四三七
△自治庁設置法（昭二七―法二六一）の一部改正（昭二九―法二七八）……四三七
△自治庁設置法（昭二七―法二六一）の一部改正（昭二九―法二七九）……四三七
△自治庁設置法（昭二七―法二六一）の一部改正（昭二九―法二八〇）……四三七
△自治庁設置法（昭二七―法二六一）の一部改正（昭二九―法二八一）……四三七
△自治庁設置法（昭二七―法二六一）の一部改正（昭二九―法二八二）……四三七
△自治庁設置法（昭二七―法二六一）の一部改正（昭二九―法二八三）……四三七
△自治庁設置法（昭二七―法二六一）の一部改正（昭二九―法二八四）……四三七
△自治庁設置法（昭二七―法二六一）の一部改正（昭二九―法二八五）……四三七
△自治庁設置法（昭二七―法二六一）の一部改正（昭二九―法二八六）……四三七
△自治庁設置法（昭二七―法二六一）の一部改正（昭二九―法二八七）……四三七
△自治庁設置法（昭二七―法二六一）の一部改正（昭二九―法二八八）……四三七
△自治庁設置法（昭二七―法二六一）の一部改正（昭二九―法二八九）……四三七
△自治庁設置法（昭二七―法二六一）の一部改正（昭二九―法二九〇）……四三七
△自治庁設置法（昭二七―法二六一）の一部改正（昭二九―法二九一）……四三七
△自治庁設置法（昭二七―法二六一）の一部改正（昭二九―法二九二）……四三七
△自治庁設置法（昭二七―法二六一）の一部改正（昭二九―法二九三）……四三七
△自治庁設置法（昭二七―法二六一）の一部改正（昭二九―法二九四）……四三七
△自治庁設置法（昭二七―法二六一）の一部改正（昭二九―法二九五）……四三七
△自治庁設置法（昭二七―法二六一）の一部改正（昭二九―法二九六）……四三七
△自治庁設置法（昭二七―法二六一）の一部改正（昭二九―法二九七）……四三七
△自治庁設置法（昭二七―法二六一）の一部改正（昭二九―法二九八）……四三七
△自治庁設置法（昭二七―法二六一）の一部改正（昭二九―法二九九）……四三七
△自治庁設置法（昭二七―法二六一）の一部改正（昭二九―法三〇〇）……四三七
△自治庁設置法（昭二七―法二六一）の一部改正（昭二九―法三〇一）……四三七
△自治庁設置法（昭二七―法二六一）の一部改正（昭二九―法三〇二）……四三七
△自治庁設置法（昭二七―法二六一）の一部改正（昭二九―法三〇三）……四三七
△自治庁設置法（昭二七―法二六一）の一部改正（昭二九―法三〇四）……四三七
△自治庁設置法（昭二七―法二六一）の一部改正（昭二九―法三〇五）……四三七
△自治庁設置法（昭二七―法二六一）の一部改正（昭二九―法三〇六）……四三七
△自治庁設置法（昭二七―法二六一）の一部改正（昭二九―法三〇七）……四三七
△自治庁設置法（昭二七―法二六一）の一部改正（昭二九―法三〇八）……四三七
△自治庁設置法（昭二七―法二六一）の一部改正（昭二九―法三〇九）……四三七
△自治庁設置法（昭二七―法二六一）の一部改正（昭二九―法三一〇）……四三七
△自治庁設置法（昭二七―法二六一）の一部改正（昭二九―法三一一）……四三七
△自治庁設置法（昭二七―法二六一）の一部改正（昭二九―法三一二）……四三七
△自治庁設置法（昭二七―法二六一）の一部改正（昭二九―法三一三）……四三七
△自治庁設置法（昭二七―法二六一）の一部改正（昭二九―法三一四）……四三七
△自治庁設置法（昭二七―法二六一）の一部改正（昭二九―法三一五）……四三七
△自治庁設置法（昭二七―法二六一）の一部改正（昭二九―法三一六）……四三七
△自治庁設置法（昭二七―法二六一）の一部改正（昭二九―法三一七）……四三七
△自治庁設置法（昭二七―法二六一）の一部改正（昭二九―法三一八）……四三七
△自治庁設置法（昭二七―法二六一）の一部改正（昭二九―法三一九）……四三七
△自治庁設置法（昭二七―法二六一）の一部改正（昭二九―法三二〇）……四三七
△自治庁設置法（昭二七―法二六一）の一部改正（昭二九―法三二一）……四三七
△自治庁設置法（昭二七―法二六一）の一部改正（昭二九―法三二二）……四三七
△自治庁設置法（昭二七―法二六一）の一部改正（昭二九―法三二三）……四三七
△自治庁設置法（昭二七―法二六一）の一部改正（昭二九―法三二四）……四三七
△自治庁設置法（昭二七―法二六一）の一部改正（昭二九―法三二五）……四三七
△自治庁設置法（昭二七―法二六一）の一部改正（昭二九―法三二六）……四三七
△自治庁設置法（昭二七―法二六一）の一部改正（昭二九―法三二七）……四三七
△自治庁設置法（昭二七―法二六一）の一部改正（昭二九―法三二八）……四三七
△自治庁設置法（昭二七―法二六一）の一部改正（昭二九―法三二九）……四三七
△自治庁設置法（昭二七―法二六一）の一部改正（昭二九―法三三〇）……四三七
△自治庁設置法（昭二七―法二六一）の一部改正（昭二九―法三三一）……四三七
△自治庁設置法（昭二七―法二六一）の一部改正（昭二九―法三三二）……四三七
△自治庁設置法（昭二七―法二六一）の一部改正（昭二九―法三三三）……四三七
△自治庁設置法（昭二七―法二六一）の一部改正（昭二九―法三三四）……四三七
△自治庁設置法（昭二七―法二六一）の一部改正（昭二九―法三三五）……四三七
△自治庁設置法（昭二七―法二六一）の一部改正（昭二九―法三三六）……四三七
△自治庁設置法（昭二七―法二六一）の一部改正（昭二九―法三三七）……四三七
△自治庁設置法（昭二七―法二六一）の一部改正（昭二九―法三三八）……四三七
△自治庁設置法（昭二七―法二六一）の一部改正（昭二九―法三三九）……四三七
△自治庁設置法（昭二七―法二六一）の一部改正（昭二九―法三四〇）……四三七
△自治庁設置法（昭二七―法二六一）の一部改正（昭二九―法三四一）……四三七
△自治庁設置法（昭二七―法二六一）の一部改正（昭二九―法三四二）……四三七
△自治庁設置法（昭二七―法二六一）の一部改正（昭二九―法三四三）……四三七
△自治庁設置法（昭二七―法二六一）の一部改正（昭二九―法三四四）……四三七
△自治庁設置法（昭二七―法二六一）の一部改正（昭二九―法三四五）……四三七
△自治庁設置法（昭二七―法二六一）の一部改正（昭二九―法三四六）……四三七
△自治庁設置法（昭二七―法二六一）の一部改正（昭二九―法三四七）……四三七
△自治庁設置法（昭二七―法二六一）の一部改正（昭二九―法三四八）……四三七
△自治庁設置法（昭二七―法二六一）の一部改正（昭二九―法三四九）……四三七
△自治庁設置法（昭二七―法二六一）の一部改正（昭二九―法三五〇）……四三七
△自治庁設置法（昭二七―法二六一）の一部改正（昭二九―法三五一）……四三七
△自治庁設置法（昭二七―法二六一）の一部改正（昭二九―法三五二）……四三七
△自治庁設置法（昭二七―法二六一）の一部改正（昭二九―法三五三）……四三七
△自治庁設置法（昭二七―法二六一）の一部改正（昭二九―法三五四）……四三七
△自治庁設置法（昭二七―法二六一）の一部改正（昭二九―法三五五）……四三七
△自治庁設置法（昭二七―法二六一）の一部改正（昭二九―法三五六）……四三七
△自治庁設置法（昭二七―法二六一）の一部改正（昭二九―法三五七）……四三七
△自治庁設置法（昭二七―法二六一）の一部改正（昭二九―法三五八）……四三七
△自治庁設置法（昭二七―法二六一）の一部改正（昭二九―法三五九）……四三七
△自治庁設置法（昭二七―法二六一）の一部改正（昭二九―法三六〇）……四三七
△自治庁設置法（昭二七―法二六一）の一部改正（昭二九―法三六一）……四三七
△自治庁設置法（昭二七―法二六一）の一部改正（昭二九―法三六二）……四三七
△自治庁設置法（昭二七―法二六一）の一部改正（昭二九―法三六三）……四三七
△自治庁設置法（昭二七―法二六一）の一部改正（昭二九―法三六四）……四三七
△自治庁設置法（昭二七―法二六一）の一部改正（昭二九―法三六五）……四三七
△自治庁設置法（昭二七―法二六一）の一部改正（昭二九―法三六六）……四三七
△自治庁設置法（昭二七―法二六一）の一部改正（昭二九―法三六七）……四三七
△自治庁設置法（昭二七―法二六一）の一部改正（昭二九―法三六八）……四三七
△自治庁設置法（昭二七―法二六一）の一部改正（昭二九―法三六九）……四三七
△自治庁設置法（昭二七―法二六一）の一部改正（昭二九―法三七〇）……四三七
△自治庁設置法（昭二七―法二六一）の一部改正（昭二九―法三七一）……四三七
△自治庁設置法（昭二七―法二六一）の一部改正（昭二九―法三七二）……四三七
△自治庁設置法（昭二七―法二六一）の一部改正（昭二九―法三七三）……四三七
△自治庁設置法（昭二七―法二六一）の一部改正（昭二九―法三七四）……四三七
△自治庁設置法（昭二七―法二六一）の一部改正（昭二九―法三七五）……四三七
△自治庁設置法（昭二七―法二六一）の一部改正（昭二九―法三七六）……四三七
△自治庁設置法（昭二七―法二六一）の一部改正（昭二九―法三七七）……四三七
△自治庁設置法（昭二七―法二六一）の一部改正（昭二九―法三七八）……四三七
△自治庁設置法（昭二七―法二六一）の一部改正（昭二九―法三七九）……四三七
△自治庁設置法（昭二七―法二六一）の一部改正（昭二九―法三八〇）……四三七
△自治庁設置法（昭二七―法二六一）の一部改正（昭二九―法三八一）……四三七
△自治庁設置法（昭二七―法二六一）の一部改正（昭二九―法三八二）……四三七
△自治庁設置法（昭二七―法二六一）の一部改正（昭二九―法三八三）……四三七
△自治庁設置法（昭二七―法二六一）の一部改正（昭二九―法三八四）……四三七
△自治庁設置法（昭二七―法二六一）の一部改正（昭二九―法三八五）……四三七
△自治庁設置法（昭二七―法二六一）の一部改正（昭二九―法三八六）……四三七
△自治庁設置法（昭二七―法二六一）の一部改正（昭二九―法三八七）……四三七
△自治庁設置法（昭二七―法二六一）の一部改正（昭二九―法三八八）……四三七
△自治庁設置法（昭二七―法二六一）の一部改正（昭二九―法三八九）……四三七
△自治庁設置法（昭二七―法二六一）の一部改正（昭二九―法三九〇）……四三七
△自治庁設置法（昭二七―法二六一）の一部改正（昭二九―法三九一）……四三七
△自治庁設置法（昭二七―法二六一）の一部改正（昭二九―法三九二）……四三七
△自治庁設置法（昭二七―法二六一）の一部改正（昭二九―法三九三）……四三七
△自治庁設置法（昭二七―法二六一）の一部改正（昭二九―法三九四）……四三七
△自治庁設置法（昭二七―法二六一）の一部改正（昭二九―法三九五）……四三七
△自治庁設置法（昭二七―法二六一）の一部改正（昭二九―法三九六）……四三七
△自治庁設置法（昭二七―法二六一）の一部改正（昭二九―法三九七）……四三七
△自治庁設置法（昭二七―法二六一）の一部改正（昭二九―法三九八）……四三七
△自治庁設置法（昭二七―法二六一）の一部改正（昭二九―法三九九）……四三七
△自治庁設置法（昭二七―法二六一）の一部改正（昭二九―法四〇〇）……四三七
△自治庁設置法（昭二七―法二六一）の一部改正（昭二九―法四〇一）……四三七
△自治庁設置法（昭二七―法二六一）の一部改正（昭二九―法四〇二）……四三七
△自治庁設置法（昭二七―法二六一）の一部改正（昭二九―法四〇三）……四三七
△自治庁設置法（昭二七―法二六一）の一部改正（昭二九―法四〇四）……四三七
△自治庁設置法（昭二七―法二六一）の一部改正（昭二九―法四〇五）……四三七
△自治庁設置法（昭二七―法二六一）の一部改正（昭二九―法四〇六）……四三七
△自治庁設置法（昭二七―法二六一）の一部改正（昭二九―法四〇七）……四三七
△自治庁設置法（昭二七―法二六一）の一部改正（昭二九―法四〇八）……四三七
△自治庁設置法（昭二七―法二六一）の一部改正（昭二九―法四〇九）……四三七
△自治庁設置法（昭二七―法二六一）の一部改正（昭二九―法四一〇）……四三七
△自治庁設置法（昭二七―法二六一）の一部改正（昭二九―法四一一）……四三七
△自治庁設置法（昭二七―法二六一）の一部改正（昭二九―法四一二）……四三七
△自治庁設置法（昭二七―法二六一）の一部改正（昭二九―法四一三）……四三七
△自治庁設置法（昭二七―法二六一）の一部改正（昭二九―法四一四）……四三七
△自治庁設置法（昭二七―法二六一）の一部改正（昭二九―法四一五）……四三七
△自治庁設置法（昭二七―法二六一）の一部改正（昭二九―法四一六）……四三七
△自治庁設置法（昭二七―法二六一）の一部改正（昭二九―法四一七）……四三七
△自治庁設置法（昭二七―法二六一）の一部改正（昭二九―法四一八）……四三七
△自治庁設置法（昭二七―法二六一）の一部改正（昭二九―法四一九）……四三七
△自治庁設置法（昭二七―法二六一）の一部改正（昭二九―法四二〇）……四三七
△自治庁設置法（昭二七―法二六一）の一部改正（昭二九―法四二一）……四三七
△自治庁設置法（昭二七―法二六一）の一部改正（昭二九―法四二二）……四三七
△自治庁設置法（昭二七―法二六一）の一部改正（昭二九―法四二三）……四三七
△自治庁設置法（昭二七―法二六一）の一部改正（昭二九―法四二四）……四三七
△自治庁設置法（昭二七―法二六一）の一部改正（昭二九―法四二五）……四三七
△自治庁設置法（昭二七―法二六一）の一部改正（昭二九―法四二六）……四三七
△自治庁設置法（昭二七―法二六一）の一部改正（昭二九―法四二七）……四三七
△自治庁設置法（昭二七―法二六一）の一部改正（昭二九―法四二八）……四三七
△自治庁設置法（昭二七―法二六一）の一部改正（昭二九―法四二九）……四三七
△自治庁設置法（昭二七―法二六一）の一部改正（昭二九―法四三〇）……四三七
△自治庁設置法（昭二七―法二六一）の一部改正（昭二九―法四三一）……四三七
△自治庁設置法（昭二七―法二六一）の一部改正（昭二九―法四三二）……四三七
△自治庁設置法（昭二七―法二六一）の一部改正（昭二九―法四三三）……四三七
△自治庁設置法（昭二七―法二六一）の一部改正（昭二九―法四三四）……四三七
△自治庁設置法（昭二七―法二六一）の一部改正（昭二九―法四三五）……四三七
△自治庁設置法（昭二七―法二六一）の一部改正（昭二九―法四三六）……四三七
△自治庁設置法（昭二七―法二六一）の一部改正（昭二九―法四三七）……四三七
△自治庁設置法（昭二七―法二六一）の一部改正（昭二九―法四三八）……四三七
△自治庁設置法（昭二七―法二六一）の一部改正（昭二九―法四三九）……四三七
△自治庁設置法（昭二七―法二六一）の一部改正（昭二九―法四四〇）……四三七
△自治庁設置法（昭二七―法二六一）の一部改正（昭二九―法四四一）……四三七
△自治庁設置法（昭二七―法二六一）の一部改正（昭二九―法四四二）……四三七
△自治庁設置法（昭二七―法二六一）の一部改正（昭二九―法四四三）……四三七
△自治庁設置法（昭二七―法二六一）の一部改正（昭二九―法四四四）……四三七
△自治庁設置法（昭二七―法二六一）の一部改正（昭二九―法四四五）……四三七
△自治庁設置法（昭二七―法二六一）の一部改正（昭二九―法四四六）……四三七
△自治庁設置法（昭二七―法二六一）の一部改正（昭二九―法四四七）……四三七
△自治庁設置法（昭二七―法二六一）の一部改正（昭二九―法四四八）……四三七
△自治庁設置法（昭二七―法二六一）の一部改正（昭二九―法四四九）……四三七
△自治庁設置法（昭二七―法二六一）の一部改正（昭二九―法四五〇）……四三七
△自治庁設置法（昭二七―法二六一）の一部改正（昭二九―法四五一）……四三七
△自治庁設置法（昭二七―法二六一）の一部改正（昭二九―法四五二）……四三七
△自治庁設置法（昭二七―法二六一）の一部改正（昭二九―法四五三）……四三七
△自治庁設置法（昭二七―法二六一）の一部改正（昭二九―法四五四）……四三七
△自治庁設置法（昭二七―法二六一）の一部改正（昭二九―法四五五）……四三七
△自治庁設置法（昭二七―法二六一）の一部改正（昭二九―法四五六）……四三七
△自治庁設置法（昭二七―法二六一）の一部改正（昭二九―法四五七）……四三七
△自治庁設置法（昭二七―法二六一）の一部改正（昭二九―法四五八）……四三七
△自治庁設置法（昭二七―法二六一）の一部改正（昭二九―法四五九）……四三七
△自治庁設置法（昭二七―法二六一）の一部改正（昭二九―法四六〇）……四三七
△自治庁設置法（昭二七―法二六一）の一部改正（昭二九―法四六一）……四三七
△自治庁設置法（昭二七―法二六一）の一部改正（昭二九―法四六二）……四三七
△自治庁設置法（昭二七―法二六一）の一部改正（昭二九―法四六三）……四三七
△自治庁設置法（昭二七―法二六一）の一部改正（昭二九―法四六四）……四三七
△自治庁設置法（昭二七―法二六一）の一部改正（昭二九―法四六五）……四三七
△自治庁設置法（昭二七―法二六一）の一部改正（昭二九―法四六六）……四三七
△自治庁設置法（昭二七―法二六一）の一部改正（昭二九―法四六七）……四三七
△自治庁設置法（昭二七―法二六一）の一部改正（昭二九―法四六八）……四三七
△自治庁設置法（昭二七―法二六一）の一部改正（昭二九―法四六九）……四三七
△自治庁設置法（昭二七―法二六一）の一部改正（昭二九―法四七〇）……四三七
△自治庁設置法（昭二七―法二六一）の一部改正（昭二九―法四七一）……四三七
△自治庁設置法（昭二七―法二六一）の一部改正（昭二九―法四七二）……四三七
△自治庁設置法（昭二七―法二六一）の一部改正（昭二九―法四七三）……四三七
△自治庁設置法（昭二七―法二六一）の一部改正（昭二九―法四七四）……四三七
△自治庁設置法（昭二七―法二六一）の一部改正（昭二九―法四七五）……四三七
△自治庁設置法（昭二七―法二六一）の一部改正（昭二九―法四七六）……四三七
△自治庁設置法（昭二七―法二六一）の一部改正（昭二九―法四七七）……四三七
△自治庁設置法（昭二七―法二六一）の一部改正（昭二九―法四七八）……四三七
△自治庁設置法（昭二七―法二六一）の一部改正（昭二九―法四七九）……四三七
△自治庁設置法（昭二七―法二六一）の一部改正（昭二九―法四八〇）……四三七
△自治庁設置法（昭二七―法二六一）の一部改正（昭二九―法四八一）……四三七
△自治庁設置法（昭二七―法二六一）の一部改正（昭二九―法四八二）……四三七
△自治庁設置法（昭二七―法二六一）の一部改正（昭二九―法四八三）……四三七
△自治庁設置法（昭二七―法二六一）の一部改正（昭二九―法四八四）……四三七
△自治庁設置法（昭二七―法二六一）の一部改正（昭二九―法四八五）……四三七
△自治庁設置法（昭二七―法二六一）の一部改正（昭二九―法四八六）……四三七
△自治庁設置法（昭二七―法二六一）の一部改正（昭二九―法四八七）……四三七
△自治庁設置法（昭二七―法二六一）の一部改正（昭二九―法四八八）……四三七
△自治庁設置法（昭二七―法二六一）の一部改正（昭二九―法四八九）……四三七
△自治庁設置法（昭二七―法二六一）の一部改正（昭二九―法四九〇）……四三七
△自治庁設置法（昭二七―法二六一）の一部改正（昭二九―法四九一）……四三七
△自治庁設置法（昭二七―法二六一）の一部改正（昭二九―法四九二）……四三七
△自治庁設置法（昭二七―法二六一）の一部改正（昭二九―法四九三）……四三七
△自治庁設置法（昭二七―法二六一）の一部改正（昭二九―法四九四）……四三七
△自治庁設置法（昭二七―法二六一）の一部改正（昭二九―法四九五）……四三七
△自治庁設置法（昭二七―法二六一）の一部改正（昭二九―法四九六）……四三七
△自治庁設置法（昭二七―法二六一）の一部改正（昭二九―法四九七）……四三七
△自治庁設置法（昭二七―法二六一）の一部改正（昭二九―法四九八）……四三七
△自治庁設置法（昭二七―法二六一）の一部改正（昭二九―法四九九）……四三七
△自治庁設置法（昭二七―法二六一）の一部改正（昭二九―法五〇〇）……四三七
△自治庁設置法（昭二七―法二六一）の一部改正（昭二九―法五〇一）……四三七
△自治庁設置法（昭二七―法二六一）の一部改正（昭二九―法五〇二）……四三七
△自治庁設置法（昭二七―法二六一）の一部改正（昭二九―法五〇三）……四三七
△自治庁設置法（昭二七―法二六一）の一部改正（昭二九―法五〇四）……四三七
△自治庁設置法（昭二七―法二六一）の一部改正（昭二九―法五〇五）……四三七
△自治庁設置法（昭二七―法二六一）の一部改正（昭二九―法五〇六）……四三七
△自治庁設置法（昭二七―法二六一）の一部改正（昭

三・三一・法四七）……八九
○戦傷病者戦没者遺族等援護法の一部を改正する法律（昭二九・四・一五・法六八）……三四三
△戦傷病者戦没者遺族等援護法（昭二七―法一二七）の一部改正（昭二九―法二八）……三三
△戦傷病者戦没者遺族等援護法（昭二七―法一二七）の一部改正（昭二九―法一一六）……五三
△戦傷病者戦没者遺族等援護法の一部を改正する法律（昭二八―法一八一）の一部改正（昭二九―法六八）……三四
△戦傷病者戦没者遺族等援護法の一部を改正する法律（昭二八―法一八一）の一部改正（昭二九―法二〇〇）……六三
○清掃法（昭二九・四・二二・法七二）……三四〇
○船舶職員法等の一部を改正する法律（昭二九・四・二七・法七八）……三七
△船舶職員法（昭二六―法一四九）の一部改正（昭二九―法七八）……三七
△船舶職員法（昭二六―法一四九）の一部改正（昭二九―法五三）……一六六
○石油及び可燃性天然ガス資源開発法の一部を改正する法律（昭二九・五・一・法八八）……三〇〇
○石油資源探鉱促進臨時措置法（昭二九・五・一・法八九）……三〇一
○船員保険法の一部を改正する法律（昭二九・五・一九・法一一六）……五〇〇
△船員保険法（昭一四―法七三）の一部改正（昭二九―法二〇四）……八六九
△船員保険法の一部を改正する法律（昭二三―法一二八）の一部改正（昭二九―法一一六）……五三
△船員保険法等の一部を改正する法律（昭二九―法二九）の一部改正（昭二九―法一一六）……五四
△船員保険法の一部を改正する法律（昭二六―法九一）の一部改正（昭二九―法一一六）……五四
○精神衛生法の一部を改正する法律（昭九・六・一四・法一七九）（衆法）……六三
△精神衛生法（昭二五―法一二三）の一部改正（昭二九―法一三八）……五五
△精神衛生法（昭二五―法一二三）の一部改正（昭二九―法一二二）……五六
△生活必要品並土木又は建築の用に供する器具、機械及材料の輸入税の低減又は免除に関する件（大一二―勅四一二）廃止（昭二九―法一二二）……五七
△染料製造奨励に関する法律（大一四―法二九）廃止（昭二九―法一三八）……六三一
△製鉄所特別会計に於て大蔵省預金部の横浜正金銀行に対する債権の譲渡を受くることに関する法律（昭四―法二八）（明三一―法六）廃止（昭二九―法一二二）……五三
△製造煙草輸出交付金に関する法律（明三三―法七四）廃止（昭二九―法一二一）……五三
△製塩地整理に関する法律（明四三―法四八）廃止（昭二九―法一二一）……五四
△染料医薬品製造奨励法（大四―法一九）廃止、昭二九―法一三八）……六三〇
△仙北軽便鉄道買収費支弁のため公債発に関する法律（大八―法三二）廃止（昭二九―法一二二）……五六
△生活必要品並土木又は建築の用に供する器具、機械及材料の輸入税の低減又は免除に関する件（大一二―勅四一二）廃止（昭二九―法一二二）……五七
△政府発行の紙幣は明治十九年一月より漸次銀貨に交換消却する件（明一八―太布告一四）廃止（昭二九―法一二二）……五七
△千住製絨所据置運転資本増加に関する法律（明三〇―法四）廃止（昭二九―法一二二）……六三一
△製鉄所特別会計に於て大蔵省預金部の横浜正金銀行に対する債権の譲渡を受くることに関する法律（昭四―法二八）（明三一―法六）廃止（昭二九―法一二二）……五三
△製造煙草輸出交付金に関する法律（明三三―法七四）廃止（昭二九―法一二一）……五三
△船員保険法（昭一四―法七三）の一部改正（昭二九―法二〇四）……八六九
△船員保険法の一部を改正する法律（昭二三―法一二八）の一部改正（昭二九―法一一六）……五三
△船員保険法等の一部を改正する法律（昭二九―法二九）の一部改正（昭二九―法一一六）……五四
△船員保険法の一部を改正する法律（昭二六―法九一）の一部改正（昭二九―法一一六）……五四
○精神衛生法の一部を改正する法律（昭九・六・一四・法一七九）（衆法）……六三
△精神衛生法（昭二五―法一二三）の一部改正（昭二九―法一三八）……五五
△精神衛生法（昭二五―法一二三）の一部改正（昭二九―法一二二）……五六
△生活必要品並土木又は建築の用に供する器具、機械及材料の輸入税の低減又は免除に関する件（大一二―勅四一二）廃止（昭二九―法一二二）……五七
△政府発行の紙幣は明治十九年一月より漸次銀貨に交換消却する件（明一八―太布告一四）廃止（昭二九―法一二二）……五七
△千住製絨所据置運転資本増加に関する法律（明三〇―法四）廃止（昭二九―法一二二）……六三一
△製鉄所特別会計に於て大蔵省預金部の横浜正金銀行に対する債権の譲渡を受くることに関する法律（昭四―法二八）（明三一―法六）廃止（昭二九―法一二二）……五三

廃止（昭二九―法一二二）……五六八
△製塩地整理に関する法律（昭四―法五二）廃止（昭二九―法一二一）……五六八
△製鉄所特別会計に於て大蔵省預金部又は日本銀行の横浜正金銀行又は株式会社日本興業銀行に対する債券の譲渡を受くることに関する法律（昭五―法三）廃止（昭二九―法一二二）……五六八
△政府の契約の特例に関する法律（昭二一―法六〇）廃止（昭二九―法一二一）……五六九
△生鮮食料品、石炭、鉄及電気銅に関する価格調整補給金等支出の件（昭二一―勅一五九）廃止（昭二九―法一二一）……五六九
△政府職員の給与改善に伴ひ要する経費等支出の件（昭二一―勅一七九）廃止（昭二九―法一二一）……五七〇
△船員保険特別会計法（昭二二―法一三六）の一部改正（昭二九―法一一六）……五三
△船員保険特別会計法（昭二二―法一三六）の一部改正（昭二九―法一一七）……五三
△船員保険特別会計法（昭二二―法一三六）の一部改正（昭二九―法二〇四）……八六九
△政府が発行する福引券の当せん金に対する所得税の課税の特例に関する法律（昭二三―法一二）廃止（昭二九―法一二一）……五七〇
△政府が発行する福引券の当せん金の支払等に関する法律（昭二三―法三七）廃止（昭二九―法一二一）……五七〇
△租税特別措置法（昭二二―法一五）の一部改正（昭二九―法一二〇）……五六八
△租税特別措置法（昭二二―法一五）の一部改正（昭二九―法一一五）……八四九
○相続税法の一部を改正する法律（昭二九・三一・法三九）……六五
△相続税法（昭二五―法七三）の一部改正（昭二九―法九五）……四〇八
△相続税法（昭二五―法七三）の一部改正（昭二九―法九六）……四一八
○訴訟費用等臨時措置法の一部を改正する法律の一部を改正する法律（昭二九・四・一・法五六）……一八
○総理府設置法の一部を改正する法律（昭二九・七・一・法二〇一）……八三
△生活保護法（昭二五―法一四四）の一部改正（昭二九―法二八）……五
△税理士法（昭二六―法二三七）の一部改正（昭二九―法九五）……七三
△青年学級振興法（昭二八―法二一一）の一部改正（昭二九―法一五九）……七三
△総理府設置法（昭二四―法二二七）の一部改正（昭二九―法一八九）……八〇
△総理府設置法（昭二四―法二二七）の一部改正（昭二九―法二〇二）……六五
△租税特別措置法（昭二二―法一五）の一部改正（昭二九・三一・法三七）……五
△租税特別措置法（昭二二―法一五）の一部改正（昭二九―法八四）……五
△租税特別措置法（昭二二―法一五）の一部改正（昭二九―法一一〇）……五
△造幣局据置運転資本増加に関する法律（明三三―法一一）廃止（昭二九―法一二一）……五三

（そ）

△租税其の他の収入徴収処分嘱託に関する法律（明四〇―法三四）廃止（昭二九―法一二一）……三五
△造幣局損置運転資本増加及設備拡張費に関する法律（明四一―法一一）廃止（昭二九―法一二一）……三五
△造幣局設備拡張費に関する法律（大五―法二二）廃止（昭二九―法一二一）……三六
△造船奨励金下付停止に関する法律（大六―法二九）廃止（昭二九―法九三）……三五
△造幣局損置運転資本増加及設備拡張費に関する法律（大八―法九）廃止（昭二九―法一二一）……三六
△造幣局工場其の他改築費に関する法律（大一五―法三〇）廃止（昭二九―法一二一）……三七
△造幣庁資金払出に関する法律（昭七―法一二）廃止（昭二九―法一二一）……三六
△造幣局工場及其の附属設備の新営費に関する法律（昭八―法四）廃止（昭二九―法一二一）……三六
△造幣局の庁舎、工場其の他の用に供する建物及其の附属設備の新営費に関する法律（昭一〇―法六）廃止（昭二九―法一二一）……三九
△造幣局東京出張所庁舎其他の新営費に関する法律（昭一三―法八）廃止（昭二九―法一二一）……三五
△大正九年に於ける尼港事変及「オコーツク」事変の為損害を被りたる者の救恤に関する法律（大一五―法四四）廃止（昭二九―法一二一）……三七
△兌換銀行券整理法（昭二―法一二）……三七
△大嘗祭斎田の土地免租に関する法律（昭三―法一）廃止（昭二九―法一二一）……三七
△大礼記念帝室博物館復興翼賛会事業費の補助に関する法律（昭四―法四二）廃止（昭二九―法一二一）……三七
△大麻取締法（昭二三―法一二四）の一部改正（昭二九―法七一）……三八
△たばこ専売法（昭二四―法一一一）の一部改正（昭二九―法一二一）……三八
△たばこ専売法（昭二四―法一一一）の一部改正（昭二九―法一六三）……三八
△地方税法の一部を改正する法律（昭二九・五・二三―法九五）……三七
△地方税法（昭二五―法二六）の一部改正（昭二九―法二六）……三八
△地方税法（昭二五―法二六）の一部改正（昭二九―法二八）……三五
△地方税法（昭二五―法二六）の一部改正（昭二九―法一〇二）……三五
△地方税法（昭二五―法二六）の一部改正（昭二九―法一一五）……三九
△地方税法（昭二五―法二六）の一部改正（昭二九―法一二〇）……四〇
△地方税法（昭二五―法二六）の一部改正（昭二九―法一二三）……四〇
△地方税法（昭二五―法二六）の一部改正（昭二九―法一三六）……四一
△地方税法（昭二五―法二六）の一部改正（昭二九―法一四〇）……四一
△地方税法（昭二五―法二六）の一部改正（昭二九―法一四一）……四一
△地方税法（昭二五―法二六）の一部改正（昭二九―法一四二）……四一
△地方税法（昭二五―法二六）の一部改正（昭二九―法一四三）……四一
△地方税法（昭二五―法二六）の一部改正（昭二九―法一四四）……四一
△地方税法（昭二五―法二六）の一部改正（昭二九―法一四五）……四一
△地方税法（昭二五―法二六）の一部改正（昭二九―法一四六）……四一
△地方税法（昭二五―法二六）の一部改正（昭二九―法一四七）……四一
△地方税法（昭二五―法二六）の一部改正（昭二九―法一四八）……四一
△地方税法（昭二五―法二六）の一部改正（昭二九―法一四九）……四一
△地方税法（昭二五―法二六）の一部改正（昭二九―法一五〇）……四一
△地方税法（昭二五―法二六）の一部改正（昭二九―法一五一）……四一
△地方税法（昭二五―法二六）の一部改正（昭二九―法一五二）……四一
△地方税法（昭二五―法二六）の一部改正（昭二九―法一五三）……四一
△地方税法（昭二五―法二六）の一部改正（昭二九―法一五四）……四一
△地方税法（昭二五―法二六）の一部改正（昭二九―法一五五）……四一
△地方税法（昭二五―法二六）の一部改正（昭二九―法一五六）……四一
△地方税法（昭二五―法二六）の一部改正（昭二九―法一五七）……四一
△地方税法（昭二五―法二六）の一部改正（昭二九―法一五八）……四一
△地方税法（昭二五―法二六）の一部改正（昭二九―法一五九）……四一
△地方税法（昭二五―法二六）の一部改正（昭二九―法一六〇）……四一
△地方税法（昭二五―法二六）の一部改正（昭二九―法一六一）……四一
△地方税法（昭二五―法二六）の一部改正（昭二九―法一六二）……四一
△地方税法（昭二五―法二六）の一部改正（昭二九―法一六三）……四一
△地方税法（昭二五―法二六）の一部改正（昭二九―法一六四）……四一
△地方税法（昭二五―法二六）の一部改正（昭二九―法一六五）……四一
△地方税法（昭二五―法二六）の一部改正（昭二九―法一六六）……四一
△地方税法（昭二五―法二六）の一部改正（昭二九―法一六七）……四一
△地方税法（昭二五―法二六）の一部改正（昭二九―法一六八）……四一
△地方税法（昭二五―法二六）の一部改正（昭二九―法一六九）……四一
△地方税法（昭二五―法二六）の一部改正（昭二九―法一七〇）……四一
△地方税法（昭二五―法二六）の一部改正（昭二九―法一七一）……四一
△地方税法（昭二五―法二六）の一部改正（昭二九―法一七二）……四一
△地方税法（昭二五―法二六）の一部改正（昭二九―法一七三）……四一
△地方税法（昭二五―法二六）の一部改正（昭二九―法一七四）……四一
△地方税法（昭二五―法二六）の一部改正（昭二九―法一七五）……四一
△地方税法（昭二五―法二六）の一部改正（昭二九―法一七六）……四一
△地方税法（昭二五―法二六）の一部改正（昭二九―法一七七）……四一
△地方税法（昭二五―法二六）の一部改正（昭二九―法一七八）……四一
△地方税法（昭二五―法二六）の一部改正（昭二九―法一七九）……四一
△地方税法（昭二五―法二六）の一部改正（昭二九―法一八〇）……四一
△地方税法（昭二五―法二六）の一部改正（昭二九―法一八一）……四一
△地方税法（昭二五―法二六）の一部改正（昭二九―法一八二）……四一
△地方税法（昭二五―法二六）の一部改正（昭二九―法一八三）……四一
△地方税法（昭二五―法二六）の一部改正（昭二九―法一八四）……四一
△地方税法（昭二五―法二六）の一部改正（昭二九―法一八五）……四一
△地方税法（昭二五―法二六）の一部改正（昭二九―法一八六）……四一
△地方税法（昭二五―法二六）の一部改正（昭二九―法一八七）……四一
△地方税法（昭二五―法二六）の一部改正（昭二九―法一八八）……四一
△地方税法（昭二五―法二六）の一部改正（昭二九―法一八九）……四一
△地方税法（昭二五―法二六）の一部改正（昭二九―法一九〇）……四一
△地方税法（昭二五―法二六）の一部改正（昭二九―法一九一）……四一
△地方税法（昭二五―法二六）の一部改正（昭二九―法一九二）……四一
△地方税法（昭二五―法二六）の一部改正（昭二九―法一九三）……四一
△地方税法（昭二五―法二六）の一部改正（昭二九―法一九四）……四一
△地方税法（昭二五―法二六）の一部改正（昭二九―法一九五）……四一
△地方税法（昭二五―法二六）の一部改正（昭二九―法一九六）……四一
△地方税法（昭二五―法二六）の一部改正（昭二九―法一九七）……四一
△地方税法（昭二五―法二六）の一部改正（昭二九―法一九八）……四一
△地方税法（昭二五―法二六）の一部改正（昭二九―法一九九）……四一
△地方税法（昭二五―法二六）の一部改正（昭二九―法二〇〇）……四一
△地方税法（昭二五―法二六）の一部改正（昭二九―法二〇一）……四一
△地方税法（昭二五―法二六）の一部改正（昭二九―法二〇二）……四一
△地方税法（昭二五―法二六）の一部改正（昭二九―法二〇三）……四一
△地方税法（昭二五―法二六）の一部改正（昭二九―法二〇四）……四一
△地方税法（昭二五―法二六）の一部改正（昭二九―法二〇五）……四一
△地方税法（昭二五―法二六）の一部改正（昭二九―法二〇六）……四一
△地方税法（昭二五―法二六）の一部改正（昭二九―法二〇七）……四一
△地方税法（昭二五―法二六）の一部改正（昭二九―法二〇八）……四一
△地方税法（昭二五―法二六）の一部改正（昭二九―法二〇九）……四一
△地方税法（昭二五―法二六）の一部改正（昭二九―法二一〇）……四一
△地方税法（昭二五―法二六）の一部改正（昭二九―法二一一）……四一
△地方税法（昭二五―法二六）の一部改正（昭二九―法二一二）……四一
△地方税法（昭二五―法二六）の一部改正（昭二九―法二一三）……四一
△地方税法（昭二五―法二六）の一部改正（昭二九―法二一四）……四一
△地方税法（昭二五―法二六）の一部改正（昭二九―法二一五）……四一
△地方税法（昭二五―法二六）の一部改正（昭二九―法二一六）……四一
△地方税法（昭二五―法二六）の一部改正（昭二九―法二一七）……四一
△地方税法（昭二五―法二六）の一部改正（昭二九―法二一八）……四一
△地方税法（昭二五―法二六）の一部改正（昭二九―法二一九）……四一
△地方税法（昭二五―法二六）の一部改正（昭二九―法二二〇）……四一
△地方税法（昭二五―法二六）の一部改正（昭二九―法二二一）……四一
△地方税法（昭二五―法二六）の一部改正（昭二九―法二二二）……四一
△地方税法（昭二五―法二六）の一部改正（昭二九―法二二三）……四一
△地方税法（昭二五―法二六）の一部改正（昭二九―法二二四）……四一
△地方税法（昭二五―法二六）の一部改正（昭二九―法二二五）……四一
△地方税法（昭二五―法二六）の一部改正（昭二九―法二二六）……四一
△地方税法（昭二五―法二六）の一部改正（昭二九―法二二七）……四一
△地方税法（昭二五―法二六）の一部改正（昭二九―法二二八）……四一
△地方税法（昭二五―法二六）の一部改正（昭二九―法二二九）……四一
△地方税法（昭二五―法二六）の一部改正（昭二九―法二三〇）……四一
△地方税法（昭二五―法二六）の一部改正（昭二九―法二三一）……四一
△地方税法（昭二五―法二六）の一部改正（昭二九―法二三二）……四一
△地方税法（昭二五―法二六）の一部改正（昭二九―法二三三）……四一
△地方税法（昭二五―法二六）の一部改正（昭二九―法二三四）……四一
△地方税法（昭二五―法二六）の一部改正（昭二九―法二三五）……四一
△地方税法（昭二五―法二六）の一部改正（昭二九―法二三六）……四一
△地方税法（昭二五―法二六）の一部改正（昭二九―法二三七）……四一
△地方税法（昭二五―法二六）の一部改正（昭二九―法二三八）……四一
△地方税法（昭二五―法二六）の一部改正（昭二九―法二三九）……四一
△地方税法（昭二五―法二六）の一部改正（昭二九―法二四〇）……四一
△地方税法（昭二五―法二六）の一部改正（昭二九―法二四一）……四一
△地方税法（昭二五―法二六）の一部改正（昭二九―法二四二）……四一
△地方税法（昭二五―法二六）の一部改正（昭二九―法二四三）……四一
△地方税法（昭二五―法二六）の一部改正（昭二九―法二四四）……四一
△地方税法（昭二五―法二六）の一部改正（昭二九―法二四五）……四一
△地方税法（昭二五―法二六）の一部改正（昭二九―法二四六）……四一
△地方税法（昭二五―法二六）の一部改正（昭二九―法二四七）……四一
△地方税法（昭二五―法二六）の一部改正（昭二九―法二四八）……四一
△地方税法（昭二五―法二六）の一部改正（昭二九―法二四九）……四一
△地方税法（昭二五―法二六）の一部改正（昭二九―法二五〇）……四一
△地方税法（昭二五―法二六）の一部改正（昭二九―法二五一）……四一
△地方税法（昭二五―法二六）の一部改正（昭二九―法二五二）……四一
△地方税法（昭二五―法二六）の一部改正（昭二九―法二五三）……四一
△地方税法（昭二五―法二六）の一部改正（昭二九―法二五四）……四一
△地方税法（昭二五―法二六）の一部改正（昭二九―法二五五）……四一
△地方税法（昭二五―法二六）の一部改正（昭二九―法二五六）……四一
△地方税法（昭二五―法二六）の一部改正（昭二九―法二五七）……四一
△地方税法（昭二五―法二六）の一部改正（昭二九―法二五八）……四一
△地方税法（昭二五―法二六）の一部改正（昭二九―法二五九）……四一
△地方税法（昭二五―法二六）の一部改正（昭二九―法二六〇）……四一
△地方税法（昭二五―法二六）の一部改正（昭二九―法二六一）……四一
△地方税法（昭二五―法二六）の一部改正（昭二九―法二六二）……四一
△地方税法（昭二五―法二六）の一部改正（昭二九―法二六三）……四一
△地方税法（昭二五―法二六）の一部改正（昭二九―法二六四）……四一
△地方税法（昭二五―法二六）の一部改正（昭二九―法二六五）……四一
△地方税法（昭二五―法二六）の一部改正（昭二九―法二六六）……四一
△地方税法（昭二五―法二六）の一部改正（昭二九―法二六七）……四一
△地方税法（昭二五―法二六）の一部改正（昭二九―法二六八）……四一
△地方税法（昭二五―法二六）の一部改正（昭二九―法二六九）……四一
△地方税法（昭二五―法二六）の一部改正（昭二九―法二七〇）……四一
△地方税法（昭二五―法二六）の一部改正（昭二九―法二七一）……四一
△地方税法（昭二五―法二六）の一部改正（昭二九―法二七二）……四一
△地方税法（昭二五―法二六）の一部改正（昭二九―法二七三）……四一
△地方税法（昭二五―法二六）の一部改正（昭二九―法二七四）……四一
△地方税法（昭二五―法二六）の一部改正（昭二九―法二七五）……四一
△地方税法（昭二五―法二六）の一部改正（昭二九―法二七六）……四一
△地方税法（昭二五―法二六）の一部改正（昭二九―法二七七）……四一
△地方税法（昭二五―法二六）の一部改正（昭二九―法二七八）……四一
△地方税法（昭二五―法二六）の一部改正（昭二九―法二七九）……四一
△地方税法（昭二五―法二六）の一部改正（昭二九―法二八〇）……四一
△地方税法（昭二五―法二六）の一部改正（昭二九―法二八一）……四一
△地方税法（昭二五―法二六）の一部改正（昭二九―法二八二）……四一
△地方税法（昭二五―法二六）の一部改正（昭二九―法二八三）……四一
△地方税法（昭二五―法二六）の一部改正（昭二九―法二八四）……四一
△地方税法（昭二五―法二六）の一部改正（昭二九―法二八五）……四一
△地方税法（昭二五―法二六）の一部改正（昭二九―法二八六）……四一
△地方税法（昭二五―法二六）の一部改正（昭二九―法二八七）……四一
△地方税法（昭二五―法二六）の一部改正（昭二九―法二八八）……四一
△地方税法（昭二五―法二六）の一部改正（昭二九―法二八九）……四一
△地方税法（昭二五―法二六）の一部改正（昭二九―法二九〇）……四一
△地方税法（昭二五―法二六）の一部改正（昭二九―法二九一）……四一
△地方税法（昭二五―法二六）の一部改正（昭二九―法二九二）……四一
△地方税法（昭二五―法二六）の一部改正（昭二九―法二九三）……四一
△地方税法（昭二五―法二六）の一部改正（昭二九―法二九四）……四一
△地方税法（昭二五―法二六）の一部改正（昭二九―法二九五）……四一
△地方税法（昭二五―法二六）の一部改正（昭二九―法二九六）……四一
△地方税法（昭二五―法二六）の一部改正（昭二九―法二九七）……四一
△地方税法（昭二五―法二六）の一部改正（昭二九―法二九八）……四一
△地方税法（昭二五―法二六）の一部改正（昭二九―法二九九）……四一
△地方税法（昭二五―法二六）の一部改正（昭二九―法三〇〇）……四一
△地方税法（昭二五―法二六）の一部改正（昭二九―法三〇一）……四一
△地方税法（昭二五―法二六）の一部改正（昭二九―法三〇二）……四一
△地方税法（昭二五―法二六）の一部改正（昭二九―法三〇三）……四一
△地方税法（昭二五―法二六）の一部改正（昭二九―法三〇四）……四一
△地方税法（昭二五―法二六）の一部改正（昭二九―法三〇五）……四一
△地方税法（昭二五―法二六）の一部改正（昭二九―法三〇六）……四一
△地方税法（昭二五―法二六）の一部改正（昭二九―法三〇七）……四一
△地方税法（昭二五―法二六）の一部改正（昭二九―法三〇八）……四一
△地方税法（昭二五―法二六）の一部改正（昭二九―法三〇九）……四一
△地方税法（昭二五―法二六）の一部改正（昭二九―法三一〇）……四一
△地方税法（昭二五―法二六）の一部改正（昭二九―法三一一）……四一
△地方税法（昭二五―法二六）の一部改正（昭二九―法三一二）……四一
△地方税法（昭二五―法二六）の一部改正（昭二九―法三一三）……四一
△地方税法（昭二五―法二六）の一部改正（昭二九―法三一四）……四一
△地方税法（昭二五―法二六）の一部改正（昭二九―法三一五）……四一
△地方税法（昭二五―法二六）の一部改正（昭二九―法三一六）……四一
△地方税法（昭二五―法二六）の一部改正（昭二九―法三一七）……四一
△地方税法（昭二五―法二六）の一部改正（昭二九―法三一八）……四一
△地方税法（昭二五―法二六）の一部改正（昭二九―法三一九）……四一
△地方税法（昭二五―法二六）の一部改正（昭二九―法三二〇）……四一
△地方税法（昭二五―法二六）の一部改正（昭二九―法三二一）……四一
△地方税法（昭二五―法二六）の一部改正（昭二九―法三二二）……四一
△地方税法（昭二五―法二六）の一部改正（昭二九―法三二三）……四一
△地方税法（昭二五―法二六）の一部改正（昭二九―法三二四）……四一
△地方税法（昭二五―法二六）の一部改正（昭二九―法三二五）……四一
△地方税法（昭二五―法二六）の一部改正（昭二九―法三二六）……四一
△地方税法（昭二五―法二六）の一部改正（昭二九―法三二七）……四一
△地方税法（昭二五―法二六）の一部改正（昭二九―法三二八）……四一
△地方税法（昭二五―法二六）の一部改正（昭二九―法三二九）……四一
△地方税法（昭二五―法二六）の一部改正（昭二九―法三三〇）……四一
△地方税法（昭二五―法二六）の一部改正（昭二九―法三三一）……四一
△地方税法（昭二五―法二六）の一部改正（昭二九―法三三二）……四一
△地方税法（昭二五―法二六）の一部改正（昭二九―法三三三）……四一
△地方税法（昭二五―法二六）の一部改正（昭二九―法三三四）……四一
△地方税法（昭二五―法二六）の一部改正（昭二九―法三三五）……四一
△地方税法（昭二五―法二六）の一部改正（昭二九―法三三六）……四一
△地方税法（昭二五―法二六）の一部改正（昭二九―法三三七）……四一
△地方税法（昭二五―法二六）の一部改正（昭二九―法三三八）……四一
△地方税法（昭二五―法二六）の一部改正（昭二九―法三三九）……四一
△地方税法（昭二五―法二六）の一部改正（昭二九―法三四〇）……四一
△地方税法（昭二五―法二六）の一部改正（昭二九―法三四一）……四一
△地方税法（昭二五―法二六）の一部改正（昭二九―法三四二）……四一
△地方税法（昭二五―法二六）の一部改正（昭二九―法三四三）……四一
△地方税法（昭二五―法二六）の一部改正（昭二九―法三四四）……四一
△地方税法（昭二五―法二六）の一部改正（昭二九―法三四五）……四一
△地方税法（昭二五―法二六）の一部改正（昭二九―法三四六）……四一
△地方税法（昭二五―法二六）の一部改正（昭二九―法三四七）……四一
△地方税法（昭二五―法二六）の一部改正（昭二九―法三四八）……四一
△地方税法（昭二五―法二六）の一部改正（昭二九―法三四九）……四一
△地方税法（昭二五―法二六）の一部改正（昭二九―法三五〇）……四一
△地方税法（昭二五―法二六）の一部改正（昭二九―法三五一）……四一
△地方税法（昭二五―法二六）の一部改正（昭二九―法三五二）……四一
△地方税法（昭二五―法二六）の一部改正（昭二九―法三五三）……四一
△地方税法（昭二五―法二六）の一部改正（昭二九―法三五四）……四一
△地方税法（昭二五―法二六）の一部改正（昭二九―法三五五）……四一
△地方税法（昭二五―法二六）の一部改正（昭二九―法三五六）……四一
△地方税法（昭二五―法二六）の一部改正（昭二九―法三五七）……四一
△地方税法（昭二五―法二六）の一部改正（昭二九―法三五八）……四一
△地方税法（昭二五―法二六）の一部改正（昭二九―法三五九）……四一
△地方税法（昭二五―法二六）の一部改正（昭二九―法三六〇）……四一
△地方税法（昭二五―法二六）の一部改正（昭二九―法三六一）……四一
△地方税法（昭二五―法二六）の一部改正（昭二九―法三六二）……四一
△地方税法（昭二五―法二六）の一部改正（昭二九―法三六三）……四一
△地方税法（昭二五―法二六）の一部改正（昭二九―法三六四）……四一
△地方税法（昭二五―法二六）の一部改正（昭二九―法三六五）……四一
△地方税法（昭二五―法二六）の一部改正（昭二九―法三六六）……四一
△地方税法（昭二五―法二六）の一部改正（昭二九―法三六七）……四一
△地方税法（昭二五―法二六）の一部改正（昭二九―法三六八）……四一
△地方税法（昭二五―法二六）の一部改正（昭二九―法三六九）……四一
△地方税法（昭二五―法二六）の一部改正（昭二九―法三七〇）……四一
△地方税法（昭二五―法二六）の一部改正（昭二九―法三七一）……四一
△地方税法（昭二五―法二六）の一部改正（昭二九―法三七二）……四一
△地方税法（昭二五―法二六）の一部改正（昭二九―法三七三）……四一
△地方税法（昭二五―法二六）の一部改正（昭二九―法三七四）……四一
△地方税法（昭二五―法二六）の一部改正（昭二九―法三七五）……四一
△地方税法（昭二五―法二六）の一部改正（昭二九―法三七六）……四一
△地方税法（昭二五―法二六）の一部改正（昭二九―法三七七）……四一
△地方税法（昭二五―法二六）の一部改正（昭二九―法三七八）……四一
△地方税法（昭二五―法二六）の一部改正（昭二九―法三七九）……四一
△地方税法（昭二五―法二六）の一部改正（昭二九―法三八〇）……四一
△地方税法（昭二五―法二六）の一部改正（昭二九―法三八一）……四一
△地方税法（昭二五―法二六）の一部改正（昭二九―法三八二）……四一
△地方税法（昭二五―法二六）の一部改正（昭二九―法三八三）……四一
△地方税法（昭二五―法二六）の一部改正（昭二九―法三八四）……四一
△地方税法（昭二五―法二六）の一部改正（昭二九―法三八五）……四一
△地方税法（昭二五―法二六）の一部改正（昭二九―法三八六）……四一
△地方税法（昭二五―法二六）の一部改正（昭二九―法三八七）……四一
△地方税法（昭二五―法二六）の一部改正（昭二九―法三八八）……四一
△地方税法（昭二五―法二六）の一部改正（昭二九―法三八九）……四一
△地方税法（昭二五―法二六）の一部改正（昭二九―法三九〇）……四一
△地方税法（昭二五―法二六）の一部改正（昭二九―法三九一）……四一
△地方税法（昭二五―法二六）の一部改正（昭二九―法三九二）……四一
△地方税法（昭二五―法二六）の一部改正（昭二九―法三九三）……四一
△地方税法（昭二五―法二六）の一部改正（昭二九―法三九四）……四一
△地方税法（昭二五―法二六）の一部改正（昭二九―法三九五）……四一
△地方税法（昭二五―法二六）の一部改正（昭二九―法三九六）……四一
△地方税法（昭二五―法二六）の一部改正（昭二九―法三九七）……四一
△地方税法（昭二五―法二六）の一部改正（昭二九―法三九八）……四一
△地方税法（昭二五―法二六）の一部改正（昭二九―法三九九）……四一
△地方税法（昭二五―法二六）の一部改正（昭二九―法四〇〇）……四一
△地方税法（昭二五―法二六）の一部改正（昭二九―法四〇一）……四一
△地方税法（昭二五―法二六）の一部改正（昭二九―法四〇二）……四一
△地方税法（昭二五―法二六）の一部改正（昭二九―法四〇三）……四一
△地方税法（昭二五―法二六）の一部改正（昭二九―法四〇四）……四一
△地方税法（昭二五―法二六）の一部改正（昭二九―法四〇五）……四一
△地方税法（昭二五―法二六）の一部改正（昭二九―法四〇六）……四一
△地方税法（昭二五―法二六）の一部改正（昭二九―法四〇七）……四一
△地方税法（昭二五―法二六）の一部改正（昭二九―法四〇八）……四一
△地方税法（昭二五―法二六）の一部改正（昭二九―法四〇九）……四一
△地方税法（昭二五―法二六）の一部改正（昭二九―法四一〇）……四一
△地方税法（昭二五―法二六）の一部改正（昭二九―法四一一）……四一
△地方税法（昭二五―法二六）の一部改正（昭二九―法四一二）……四一
△地方税法（昭二五―法二六）の一部改正（昭二九―法四一三）……四一
△地方税法（昭二五―法二六）の一部改正（昭二九―法四一四）……四一
△地方税法（昭二五―法二六）の一部改正（昭二九―法四一五）……四一
△地方税法（昭二五―法二六）の一部改正（昭二九―法四一六）……四一
△地方税法（昭二五―法二六）の一部改正（昭二九―法四一七）……四一
△地方税法（昭二五―法二六）の一部改正（昭二九―法四一八）……四一
△地方税法（昭二五―法二六）の一部改正（昭二九―法四一九）……四一
△地方税法（昭二五―法二六）の一部改正（昭二九―法四二〇）……四一
△地方税法（昭二五―法二六）の一部改正（昭二九―法四二一）……四一
△地方税法（昭二五―法二六）の一部改正（昭二九―法四二二）……四一
△地方税法（昭二五―法二六）の一部改正（昭二九―法四二三）……四一
△地方税法（昭二五―法二六）の一部改正（昭二九―法四二四）……四一
△地方税法（昭二五―法二六）の一部改正（昭二九―法四二五）……四一
△地方税法（昭二五―法二六）の一部改正（昭二九―法四二六）……四一
△地方税法（昭二五―法二六）の一部改正（昭二九―法四二七）……四一
△地方税法（昭二五―法二六）の一部改正（昭二九―法四二八）……四一
△地方税法（昭二五―法二六）の一部改正（昭二九―法四二九）……四一
△地方税法（昭二五―法二六）の一部改正（昭二九―法四三〇）……四一
△地方税法（昭二五―法二六）の一部改正（昭二九―法四三一）……四一
△地方税法（昭二五―法二六）の一部改正（昭二九―法四三二）……四一
△地方税法（昭二五―法二六）の一部改正（昭二九―法四三三）……四一
△地方税法（昭二五―法二六）の一部改正（昭二九―法四三四）……四一
△地方税法（昭二五―法二六）の一部改正（昭二九―法四三五）……四一
△地方税法（昭二五―法二六）の一部改正（昭二九―法四三六）……四一
△地方税法（昭二五―法二六）の一部改正（昭二九―法四三七）……四一
△地方税法（昭二五―法二六）の一部改正（昭二九―法四三八）……四一
△地方税法（昭二五―法二六）の一部改正（昭二九―法四三九）……四一
△地方税法（昭二五―法二六）の一部改正（昭二九―法四四〇）……四一
△地方税法（昭二五―法二六）の一部改正（昭二九―法四四一）……四一
△地方税法（昭二五―法二六）の一部改正（昭二九―法四四二）……四一
△地方税法（昭二五―法二六）の一部改正（昭二九―法四四三）……四一
△地方税法（昭二五―法二六）の一部改正（昭二九―法四四四）……四一
△地方税法（昭二五―法二六）の一部改正（昭二九―法四四五）……四一
△地方税法（昭二五―法二六）の一部改正（昭二九―法四四六）……四一
△地方税法（昭二五―法二六）の一部改正（昭二九―法四四七）……四一
△地方税法（昭二五―法二六）の一部改正（昭二九―法四四八）……四一
△地方税法（昭二五―法二六）の一部改正（昭二九―法四四九）……四一
△地方税法（昭二五―法二六）の一部改正（昭二九―法四五〇）……四一
△地方税法（昭二五―法二六）の一部改正（昭二九―法四五一）……四一
△地方税法（昭二五―法二六）の一部改正（昭二九―法四五二）……四一
△地方税法（昭二五―法二六）の一部改正（昭二九―法四五三）……四一
△地方税法（昭二五―法二六）の一部改正（昭二九―法四五四）……四一
△地方税法（昭二五―法二六）の一部改正（昭二九―法四五五）……四一
△地方税法（昭二五―法二六）の一部改正（昭二九―法四五六）……四一
△地方税法（昭二五―法二六）の一部改正（昭二九―法四五七）……四一
△地方税法（昭二五―法二六）の一部改正（昭二九―法四五八）……四一
△地方税法（昭二五―法二六）の一部改正（昭二九―法四五九）……四一
△地方税法（昭二五―法二六）の一部改正（昭二九―法四六〇）……四一
△地方税法（昭二五―法二六）の一部改正（昭二九―法四六一）……四一
△地方税法（昭二五―法二六）の一部改正（昭二九―法四六二）……四一
△地方税法（昭二五―法二六）の一部改正（昭二九―法四六三）……四一
△地方税法（昭二五―法二六）の一部改正（昭二九―法四六四）……四一
△地方税法（昭二五―法二六）の一部改正（昭二九―法四六五）……四一
△地方税法（昭二五―法二六）の一部改正（昭二九―法四六六）……四一
△地方税法（昭二五―法二六）の一部改正（昭二九―法四六七）……四一
△地方税法（昭二五―法二六）の一部改正（昭二九―法四六八）……四一
△地方税法（昭二五―法二六）の一部改正（昭二九―法四六九）……四一
△地方税法（昭二五―法二六）の一部改正（昭二九―法四七〇）……四一
△地方税法（昭二五―法二六）の一部改正（昭二九―法四七一）……四一
△地方税法（昭二五―法二六）の一部改正（昭二九―法四七二）……四一
△地方税法（昭二五―法二六）の一部改正（昭二九―法四七三）……四一
△地方税法（昭二五―法二六）の一部改正（昭二九―法四七四）……四一
△地方税法（昭二五―法二六）の一部改正（昭二九―法四七五）……四一
△地方税法（昭二五―法二六）の一部改正（昭二九―法四七六）……四一
△地方税法（昭二五―法二六）の一部改正（昭二九―法四七七）……四一
△地方税法（昭二五―法二六）の一部改正（昭二九―法四七八）……四一
△地方税法（昭二五―法二六）の一部改正（昭二九―法四七九）……四一
△地方税法（昭二五―法二六）の一部改正（昭二九―法四八〇）……四一
△地方税法（昭二五―法二六）の一部改正（昭二九―法四八一）……四一
△地方税法（昭二五―法二六）の一部改正（昭二九―法四八二）……四一
△地方税法（昭二五―法二六）の一部改正（昭二九―法四八三）……四一
△地方税法（昭二五―法二六）の一部改正（昭二九―法四八四）……四一
△地方税法（昭二五―法二六）の一部改正（昭二九―法四八五）……四一
△地方税法（昭二五―法二六）の一部改正（昭二九―法四八六）……四一
△地方税法（昭二五―法二六）の一部改正（昭二九―法四八七）……四一
△地方税法（昭二五―法二六）の一部改正（昭二九―法四八八）……四一
△地方税法（昭二五―法二六）の一部改正（昭二九―法四八九）……四一
△地方税法（昭二五―法二六）の一部改正（昭二九―法四九〇）……四一
△地方税法（昭二五―法二六）の一部改正（昭二九―法四九一）……四一
△地方税法（昭二五―法二六）の一部改正（昭二九―法四九二）……四一
△地方税法（昭二五―法二六）の一部改正（昭二九―法四九三）……四一
△地方税法（昭二五―法二六）の一部改正（昭二九―法四九四）……四一
△地方税法（昭二五―法二六）の一部改正（昭二九―法四九五）……四一
△地方税法（昭二五―法二六）の一部改正（昭二九―法四九六）……四一
△地方税法（昭二五―法二六）の一部改正（昭二九―法四九七）……四一
△地方税法（昭二五―法二六）の一部改正（昭二九―法四九八）……四一
△地方税法（昭二五―法二六）の一部改正（昭二九―法四九九）……四一
△地方税法（昭二五―法二六）の一部改正（昭二九―法五〇〇）……四一
△地方税法（昭二五―法二六）の一部改正（昭二九―法五〇一）……四一
△地方税法（昭二五―法二六）の一部改正（昭二九―法五〇二）……四一
△地方税法（昭二五―法二六）の一部改正（昭二九―法五〇三）……四一
△地方税法（昭二五―法二六）の一部改正（昭二九―法五〇四）……四一
△地方税法（昭二五―法二六）の一部改正（昭二九―法五〇五）……四一
△地方税法（昭二五―法二六）の一部改正（昭二九―法五〇六）……四一
△地方税法（昭二五―法二六）の一部改正（昭二九―法五〇七）……四一
△地方税法（昭二五―法二六）の一部改正（昭二九―法五〇八）……四一
△地方税法（昭二五―法二六）の一部改正（昭二九―法五〇九）……四一
△地方税法（昭二五―法二六）の一部改正（昭二九―法五一〇）……四一
△地方税法（昭二五―法二六）の一部改正（昭二九―法五一一）……四一
△地方税法（昭二五―法二六）の一部改正（昭二九―法五一二）……四一
△地方税法（昭二五―法二六）の一部改正（昭二九―法五一三）……四一
△地方税法（昭二五―法二六）の一部改正（昭二九―法五一四）……四一
△地方税法（昭二五―法二六）の一部改正（昭二九―法五一五）……四一
△地方税法（昭二五―法二六）の一部改正（昭二九―法五一六）……四一
△地方税法（昭二五―法二六）の一部改正（昭二九―法五一七）……四一
△地方税法（昭二五―法二六）の一部改正（昭二九―法五一八）……四一
△地方税法（昭二五―法二六）の一部改正（昭二九―法五一九）……四一
△地方税法（昭二五―法二六）の一部改正（昭二九―法五二〇）……四一
△地方税法（昭二五―法二六）の一部改正（昭二九―法五二一）……四一
△地方税法（昭二五―法二六）の一部改正（昭二九―法五二二）……四一
△地方税法（昭二五―法二六）の一部改正（昭二九―法五二三）……四一
△地方税法（昭二五―法二六）の一部改正（昭二九―法五二四）……四一
△地方税法（昭二五―法二六）の一部改正（昭二九―法五二五）……四一
△地方税法（昭二五―法二六）の一部改正（昭二九―法五二六）……四一
△地方税法（昭二五―法二六）の一部改正（昭二九―法五二七）……四一
△地方税法（昭二五―法二六）の一部改正（昭二九―法五二八）……四一
△地方税法（昭二五―法二六）の一部改正（昭二九―法五二九）……四一
△地方税法（昭二五―法二六）の一部改正（昭二九―法五三〇）……四一
△地方税法（昭二五―法二六）の一部改正（昭二九―法五三一）……四一
△地方税法（昭二五―法二六）の一部改正（昭二九―法五三二）……四一
△地方税法（昭二五―法二六）の一部改正（昭二九―法五三三）……四一
△地方税法（昭二五―法二六）の一部改正（昭二九―法五三四）……四一
△地方税法（昭二五―法二六）の一部改正（昭二九―法五三五）……四一
△地方税法（昭二五―法二六）の一部改正（昭二九―法五三六）……四一
△地方税法（昭二五―法二六）の一部改正（昭二九―法五三七）……四一
△地方税法（昭二五―法二六）の一部改正（昭二九―法五三八）……四一
△地方税法（昭二五―法二六）の一部改正（昭二九―法五三九）……四一
△地方税法（昭二五―法二六）の一部改正（昭二九―法五四〇）……四一
△地方税法（昭二五―法二六）の一部改正（昭二九―法五四一）……四一
△地方税法（昭二五―法二六）の一部改正（昭二九―法五四二）……四一
△地方税法（昭二五―法二六）の一部改正（昭二九―法五四三）……四一
△地方税法（昭二五―法二六）の一部改正（昭二九―法五四四）……四一
△地方税法（昭二五―法二六）の一部改正（昭二九―法五四五）……四一
△地方税法（昭二五―法二六）の一部改正（昭二九―法五四六）……四一
△地方税法（昭二五―法二六）の一部改正（昭二九―法五四七）……四一
△地方税法（昭二五―法二六）の一部改正（昭二九―法五四八）……四一
△地方税法（昭二五―法二六）の一部改正（昭二九―法五四九）……四一
△地方税法（昭二五―法二六）の一部改正（昭二九―法五五〇）……四一
△地方税法（昭二五―法二六）の一部改正（昭二九―法五五一）……四一
△地方税法（昭二五―法二六）の一部改正（昭二九―法五五二）……四一
△地方税法（昭二五―法二六）の一部改正（昭二九―法五五三）……四一
△地方税法（昭二五―法二六）の一部改正（昭二九―法五五四）……四一
△地方税法（昭二五―法二六）の一部改正（昭二九―法五五五）……四一
△地方税法（昭二五―法二六）の一部改正（昭二九―法五五六）……四一
△地方税法（昭二五―法二六）の一部改正（昭二九―法五五七）……四一
△地方税法（昭二五―法二六）の一部改正（昭二九―法五五八）……四一
△地方税法（昭二五―法二六）の一部改正（昭二九―法五五九）……四一
△地方税法（昭二五―法二六）の一部改正（昭二九―法五六〇）……四一
△地方税法（昭二五―法二六）の一部改正（昭二九―法五六一）……四一
△地方税法（昭二五―法二六）の一部改

正(昭二九―法一二〇)……三五〇
△地方税法(昭二五―法二二六)の一部改正(昭二九―法一三一)……六一三
△地方税法(昭二五―法二二六)の一部改正(昭二九―法一六五)……七六三
△地方税法(昭二五―法二二六)の一部改正(昭二九―法一八四)……八一五
△地方税法(昭二五―法二二六)の一部改正(昭二九―法一八五)……八三〇
△地方税法(昭二五―法二二六)の一部改正(昭二九―法二〇四)……八九〇
△地方税法(昭二五―法二二六)の一部改正(昭二九―法二〇五)……九〇〇
○地方財政平衡交付金法の一部を改正する法律(昭二九・五・一五・法二〇一)……四八六
改題―「地方交付税法」
○地方財政法の一部を改正する法律(昭二九・五・三一・法一三二)……六一四
△地方財政法(昭二三―法一〇九)の一部改正(昭二九―法七二)……七四四
△地方財政法(昭二三―法一〇九)の一部改正(昭二九―法一四四)……六五四
△地方財政法(昭二三―法一〇九)の一部改正(昭二九―法一六四)……七三三
△地方財政法(昭二三―法一〇九)の一部改正(昭二九―法一九九)……八五九
○中小企業安定法の一部を改正する法律(昭二九・六・一・法一四五)(衆法)……六五五
○調達庁設置法等の一部を改正する法律(昭二九・六・一・法一四七)……六六〇
△調達庁設置法(昭二四―法二二九)の一部改正(昭二九―法一四七)……六六〇
△調達庁設置法(昭二四―法二二九)の一部改正(昭二九―法一六五)……七六三
△調達庁設置法(昭二四―法二二九)の一部改正(昭二九―法一八四)……八一五
○地方公務員法の一部を改正する法律(昭二九・六・二・法一九二)……八三〇
△地方公務員法(昭二五―法二六一)の一部改正(昭二九―法一五六)……六八〇
△地方公務員法(昭二五―法二六一)の一部改正(昭二九―法一六三)……七三三
○地方自治法の一部を改正する法律(昭九・六・二二・法一九三)……八四四
△地方自治法(昭二二―法六七)の一部改正(昭二九―法一一五)……九六六
△地方自治法(昭二二―法六七)の一部改正(昭二九―法一六四)……七三三
△地方自治法(昭二二―法六七)の一部改正(昭二九―法一八五)……八六九
△朝鮮事件費に関する財政上必要処分の件(明二七―勅一四三)廃止(昭二九―法一二二)……六五三
△鎮守府造船材料資金増加に関する法律(明二九―法九)廃止(昭二九―法一二一)……六五三
△地方税経済に於て臨時土木費の為に起債及地租制限外賦課の件(明二九―法二九)……六六八
△虫害地地租特別処分法(明三三―法二四)廃止(昭二九―法一二二)……六五四
△虫害地地租特別処分法(明三五―法二五)廃止(昭二九―法一二二)……六五四
△貯蓄債券法(明三七―法一八)廃止(昭二九―法一二二)……六五四
△朝鮮に於ける臨時恩賜に関する件(明四三―勅三二九)廃止(昭二九―法一二一)……六五五
△朝鮮に於ける貨幣整理の為生じたる債務を貨幣整理資金特別会計に移属せしむる件に関する法律(明四四―法一二)廃止(昭二九―法一二二)……六五五
△朝鮮に於ける国勢調査に関する法律(大九―法一〇)廃止(昭二九―法二〇三)……六六八
△朝鮮又は台湾より移出したる物品の内地又は樺太に於ける取締に関する法律(大九―法五二)廃止(昭二九―法一二一)……六五六
△朝鮮私設鉄道補助法(大一〇―法三四)廃止(昭二九―法九三)……三三五
△貯蓄銀行法(大一〇―法七四)の一部改正(昭二九―法一九五)……八五三
△中国鉄道株式会社所属鉄道及東京電燈株式会社所属軌道の経営廃止に対する補償の為公債発行に関する法律(大一四―法四九)廃止(昭二九―法一二二)……六五七
△長州鉄道株式会社所属鉄道買収の為公債発行に関する法律(大一四―法五〇)廃止(昭二九―法一二二)……六五七
△中小企業等協同組合法(昭二四―法一八一)の一部改正(昭二九―法一二七)……六五七
△地方配付税法の特例に関する法律(昭二四―法四五)廃止(昭二九―法八二)……三六七
△駐留軍労務者等に支払うべき給料その他の給与の支払事務の処理の特例に関する法律(昭二五―法五)の一部改正(昭二九―法八五)……三九二
△地方財政平衡交付金一部概算交付暫定措置法(昭二五―法一一二)廃止(昭二九―法八二)……三六七
△地方公共団体の議員及び長の選挙期日等の臨時特例に関する法律(昭二六―法二)廃止(昭二九―法八二)……三六七
△長期信用銀行法(昭二七―法一八七)の一部改正(昭二九―法六七)……二四三
△町村の警察維持に関する責任転移の時期の特例に関する法律(昭二八―法八九)廃止(昭二九―法一六三)……七一九
(つ)
○通商産業省関係法令の整理に関する法律(昭二九・六・一・法一三八)……六五四
△通商産業省設置法(昭二七―法二七五)の一部改正(昭二九―法六)……六五五
△通商産業省設置法(昭二七―法二七五)の一部改正(昭二九―法九二)……六五五
△通商産業省設置法(昭二七―法二七五)の一部改正(昭二九―法三四)……六五五
△通商産業省設置法(昭二七―法二七五)の一部改正(昭二九―法五一)……六五五
△通商産業省設置法(昭二七―法二七五)の一部改正(昭二九―法九二)……六五五
△通商産業省設置法(昭二七―法二七五)の一部改正(昭二九―法一六一)……六五五
(て)
△伝染病予防法(明三〇―法三六)の一部改正(昭二九―法一三六)……六一七
△鉄道公債及事業公債利子支払期限改正法律(明三〇―法一)廃止(昭二九―法二一)……三一六
△帝国憲法第七十条に依る財政上必要処分の件(明三六―勅二九一)廃止(昭二九―法一二一)……六五四
△鉄道国有法及京釜鉄道買収法に依り買収したる鉄道の出納官吏に関する法律(明三九―法四〇)廃止(昭二九―法一二一)……六五四
△帝国憲法第七十条に依る財政上必要処分の件(明四三―勅二六)廃止(昭二九―法一二一)……六五五
△帝国憲法第七十条に依る財政上必要処分の件(明四三―勅三一七)廃止(昭二九―法一二一)……六五五
△帝国憲法第七十条に依る財政上必要処分の件(明四三―勅三二八)廃止(昭二九―法一二一)……六五五
△鉄道又は船舶と露国の鉄道又は船舶との貨物の連絡運送に関する法律(明四五―法一三)廃止(昭二九―法九三)……三一五
△帝国美術院美術研究奨励金委任経理に関する法律(大一四―法四〇)廃止(昭二九―法一二一)……六五七
△伝染病届出規則(昭二二―厚令五)廃止(昭二九―法一三六)……六一七
△低性能船舶買入法(昭二五―法一四一)廃止(昭二九―法九三)……三一六
△低性能船舶買入法の規定により国が買

い入れた船舶の外航船腹需給調整のためにする売払に関する法律（昭二六―法六一）廃止（昭二九―法九三）……三六
△電気及びガスに関する臨時措置に関する法律（昭二七―法三四一）の一部改正（昭二九―法五一）……101
改題―「電気に関する臨時措置に関する法律」

（と）

○特定海域における漁船の被害に伴う資金の融通に関する特別措置法（昭二九・三・五・法一）……一
○当せん金附証票法の一部を改正する法律（昭二九・三・一五・法二）……二
○当せん金附証票法の一部を改正する法律（昭二九・五・一五・法九九）（衆法）……四三五
○特別鉱害復旧臨時措置法の一部を改正する法律（昭二九・三・一六・法三）……三
○統計法の一部を改正する法律（昭二九・四・七・法六五）……三六
○特別調達資金設置令等の一部を改正する法律（昭二九・五・一・法八五）……九一
△特別調達資金設置令（昭二六―政二〇五）の一部改正（昭二九―法八五）……九一
○土地区画整理法（昭二九・五・二〇・法一一九）……八三〇
△土地区画整理法（昭二九―法一一九）の一部改正
△登録税法（明二九―法二七）の一部改正（昭二九―法一八五）……八三五
△登録税法（明二九―法二七）の一部改正（昭二九―法二〇五）……九〇〇
△東京大阪砲兵工廠据置運転資本増加に関する法律（明三〇―法三）廃止（昭二九―法一二一）……四三
△特別輸出港輸出物品指定に関する法律（明三一―法七）廃止（昭二九―法一二一）……四三
△特別年限地租増徴に関する法律（明三二―法四三）廃止（昭二九―法一二一）……四三
△屯田兵及屯田兵村に給付した土地の登録税免除に関する法律（明三四―法二五）廃止（昭二九―法一二一）……四三
△特許法、意匠法及び実用新案法を朝鮮に施行することに関する件（明四三―勅三三六）廃止（昭二九―法一三八）……六一〇
△東京府管内八丈島の地租に関する法律（明四四―法一）廃止（昭二九―法一二一）……四五
△東京砲兵工廠及大阪砲兵工廠の据置運転資本増加に関する法律（大五―法二三）廃止（昭二九―法一二一）……四六
△「トラホーム」予防法（大八―法二七）の一部改正（昭二九―法一三六）……六一八
△都市計画法（大八―法三六）の一部改正（昭二九―法二七）の一部改正
△土地区画整理法（昭二九―法一一九）の一部改正（昭二九―法一八五）……八三〇
△登録税法（明二九―法二七）の一部改正（昭二九―法二〇五）……九〇〇
○土地区画整理法施行法（昭二九・五・二〇・法一一〇）……九〇〇
○道路整備特別措置法の一部を改正する法律（昭二九・五・二六・法一二五）（衆法）……四六
○道路整備費の財源等に関する臨時措置法の一部を改正する法律（昭二九・六・二一・法一九一）……八四三

△独逸国との平和条約賠償条項に基き受領したる賠償物件の輸入税免除に関する法律（大一〇―法四）廃止（昭二九―法一二一）……四六
△東京帝国大学臨時政府支出金繰入に関する法律（大一一―法二六）廃止（昭二九―法一二一）……四六
△東京帝国大学臨時政府支出金繰入に関する法律（大一一―法二六）廃止（昭二九―法一二一）……四七
△東京帝国大学臨時政府支出金繰入に関する法律（大一一―法二六）廃止（昭二九―法一二一）……四七
△東京帝国大学臨時政府支出金繰入に関する法律（大一一―法五七）廃止（昭二九―法一二一）……四七
△東京府神奈川県等に於ける現任府県会議員の任期等に関する件（大一一―勅四〇九）廃止（昭二九―法八二）……六六
△東京府及神奈川県に於ける衆議院議員選挙人名簿調製に関する件（大一一―勅四二三）廃止（昭二九―法八二）……六六
△同盟及聯合国と独逸国及其の同盟国との戦争に因り損害を被りたる帝国臣民の救恤に関する法律（大一四―法三九）廃止（昭二九―法一二一）……四七
△東農鉄道株式会社所属鉄道買収のため公債発行に関する法律（大一五―法五九）廃止（昭二九―法一二一）……四七
△同盟及聯合国と独逸国及其の同盟国との戦争に因り損害を被りたる帝国臣民の追加救恤に関する法律（昭四―法三六）廃止（昭二九―法一二一）……八三〇
△道路法中特例に関する法律（昭七―法三五）廃止（昭二九―法一四〇）……六三
△富山鉄道株式会社所属鉄道中堀川新笹津間経営廃止に対する補償の為公債発行に関する法律（昭八―法三六）廃止（昭二九―法一二一）……四七
△東京高等農林学校及函館高等水産学校の創設に伴ふ帝国大学特別会計及学校及図書館特別会計の関渉に関する法律（昭一〇―法七）廃止（昭二九―法一二一）……四七
△都道府県の所有に属する警察用財産等の処理に関する法律（昭二四―法七五）廃止（昭二九―法一六三）……七一九
△土地改良法（昭二四―法一九五）の一部改正（昭二九―法一二一）……八三八
△土地改良法（昭二四―法一九五）の一部改正（昭二九―法一八五）……八三八
△特別職の職員の給与に関する法律（昭二四―法二五二）の一部改正（昭二九―法一二一）……二一
△毒物及び劇物取締法（昭二五―法三〇三）の一部改正（昭二九―法七一）……三九九
△特別都市計画法（昭二六―法一八五）の一部改正（昭二九―法一五）……四〇八
△都道府県及び市区町村の議会の議員及び長の選挙の期日等に関する法律（昭二二―法一五）廃止（昭二九―法八二）……二八七
△土地台帳法（昭二二―法三〇）の一部改正（昭二九―法一二〇）……五六八
△道路交通取締法（昭二二―法一三〇）の一部改正（昭二九―法一三）……四六八
△道路交通取締法（昭二二―法一三〇）の一部改正（昭二九―法一六三）……七一九
△特別都市計画法第四条の規定による国庫補助を国債証券の交付により行う等の法律（昭二二―法二二七）廃止（昭二九―法一二〇）……五六五
△都道府県の所有に属する警察用財産等の処理に関する法律（昭二四―法七五）廃止（昭二九―法一六三）……七一九
△東京農業教育専門学校創設に伴ふ帝国大学特別会計及学校及図書館特別会計の関渉に関する法律（昭一〇―法七）廃止（昭二九―法一二一）……八三八
△土地改良法（昭二四―法一九五）の一部改正（昭二九―法一八五）……八三八
△特別職の職員の給与に関する法律（昭二四―法二五二）の一部改正（昭二九―法一二一）……二一
△毒物及び劇物取締法（昭二五―法三〇三）の一部改正（昭二九―法七一）……三九九
△道路運送車両法（昭二六―法一八五）の一部改正（昭二九―法一八五）……四〇八
△都道府県及び市区町村の議会の議員及

一部改正(昭二九―法九七)……四三
△土地収用法(昭二六―法二一九)の一部改正(昭二九―法五一)……一〇一
△土地収用法(昭二六―法二一九)の一部改正(昭二九―法七二)……三四
△逃亡犯罪人引渡法(昭二八―法六八)の一部改正(昭二九―法一六三)……七三五
△道路法(昭二七―法一八〇)の一部改正(昭二九―法五一)……一〇一

(な)

○内閣及び総理府関係法令の整理に関する法律(昭二九・七・一・法二〇三)……八六五
△内国製造の西洋紙及土製無税輸出を差許す件(明九―太布告一一〇)廃止(昭二九―法一二一)……三五
△内国製の水煙無税輸出を差許す件(明九―太布告一三九)廃止(昭二九―法一二一)……三五
△内国製の摺附木当分無税輸出を許すの件(明一〇―太布告二六)廃止(昭二九―法一二一)……三五
△内国勧業博覧会五箇年目ごとに開設の件(明一〇―太布告八八)廃止(昭二九―法一三八)……六一〇
△中山道鉄道公債証書条例(明一六―太布告四七)廃止(昭二九―法一二一)……三五
△内閣官制(明一八―勅一)の一部改正(昭二九―法一二一)……三五
△内務省所管諸官衙及び議院建築費並築後川修築費繰越に関する法律(明二八―法九)廃止(昭二九―法一二一)……三五
○内務省所管歳出臨時部土木事業費中信濃川河口修築費繰越に関する法律(明三四―法四)廃止(昭二九―法一二一)……三五
△内国官憲の管掌に属する事項につき統監の職権に関する法律(明三九―法七)廃止(昭二九―法一二一)……三五
○日本国とアメリカ合衆国との間の相互防衛援助協定の実施に伴う関税法等の臨時特例に関する法律(昭二九・五・一八・法一一二)……三五
○日本国における国際連合の軍隊の地位に関する協定の実施に伴う土地等の使用及び漁船の操業制限等に関する法律(昭二九・六・一・法一四八)……六三
○日本国における国際連合の軍隊の地位に関する協定の実施に伴う所得税法等の臨時特例に関する法律(昭二九・六・一・法一四九)……六四
○日本国における国際連合の軍隊の地位に関する協定の実施に伴う刑事特別法(昭二九・六・一・法一五一)……六七
○日本国との平和条約の効力発生及び日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約第三条に基く行政協定の実施に伴う道路運送法等の特例に関する法律(昭二九・六・二・法一五二)……六一
△日本国とアメリカ合衆国との間の二重課税の回避及び脱税の防止のための条約の実施に伴う所得税法の特例等に関する法律(昭二九・六・二三・法一九四)……八四八
○日本中央競馬会法(昭二九・七・一・法一〇五)……八四四
△新潟第四国立銀行に於て五種の紙幣発行の件(明七―太布告一八)廃止(昭二九―法一二一)……三五
△日本形五百石以上の船舶製造禁止の件(明一八―太布告一六)廃止(昭二九―法九三)……三五
△日本専売公社法(昭二三―法一二五)の一部改正(昭二九―法一二五)……四九六
△日本専売公社法(昭二三―法一二五)の一部改正(昭二九―法一二一)……四九六
△日本国有鉄道法(昭二三―法二五八)の一部改正(昭二九―法一二五)……四九六
△日本国有鉄道法(昭二三―法二五八)の一部改正(昭二九―法一二九)……五九三
△日本国有鉄道の所有地内にある日本通運株式会社の施設の処理等に関する法律(昭二四―法二四三)廃止(昭二九―法九三)……三六
△日本銀行の手形の割引に因る損失の補償に関する財政上必要処分の件(大一二―勅四二四)廃止(昭二九―法一二一)……四一
△日本輸出入銀行法(昭二五―法二六八)の一部改正(昭二九―法六七)……四一
△日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約第三条に基く行政協定の実施に伴う道路運送法等の特例に関する法律(昭二九・六・二・法一五二)……六一
△日本銀行法(昭二七―法一八〇)廃止(昭二九―法一二一)……三五
○日本国とアメリカ合衆国との間の二重課税の回避及び脱税の防止のための条約の実施に伴う所得税法の特例等に関する法律(昭二九・六・二三・法一九四)……八四八
○日本中央競馬会法(昭二九・七・一・法一〇五)……八四四
△新潟第四国立銀行に於て五種の紙幣発行の件(明七―太布告一八)廃止(昭二九―法一二一)……三五
△日本形五百石以上の船舶製造禁止の件(明一八―太布告一六)廃止(昭二九―法九三)……三五
△日本専売公社法(昭二三―法一二五)の一部改正(昭二九―法一二五)……四九六
△日本専売公社法(昭二三―法一二五)の一部改正(昭二九―法一二一)……四九六
△日本国有鉄道法(昭二三―法二五八)の一部改正(昭二九―法一二五)……四九六
△日本国有鉄道法(昭二三―法二五八)の一部改正(昭二九―法一二九)……五九三
△日本国有鉄道の所有地内にある日本通運株式会社の施設の処理等に関する法律(昭二四―法二四三)廃止(昭二九―法九三)……三六
△日本銀行の手形の割引に因る損失の補償に関する財政上必要処分の件(大一二―勅四二四)廃止(昭二九―法一二一)……四一
△日本輸出入銀行法(昭二五―法二六八)の一部改正(昭二九―法六七)……四一
△日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約第三条に基く行政協定の実施

道路運送法等の特例に関する法律等の一部を改正する法律(昭二九・六・二・法一五二)……六一
△日本国との平和条約の効力の発生及び日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約第三条に基く行政協定の実施に伴う道路運送法等の特例に関する法律(昭二七―法一三二)の一部改正(昭二九―法一五二)……六一
改題―「日本国との平和条約の効力発生並びに日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約第三条に基く行政協定の実施に伴う道路運送法等の特例に関する法律」
○日米相互防衛援助協定等に伴う秘密保護法(昭二九・六・九・法一六六)……七三
○日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約第三条に基く行政協定の実施に伴う公衆電気通信法等の特例に関する法律の一部を改正する法律(昭二九・六・一一・法一七六)……七四
○日本国における国際連合の軍隊の地位に関する協定の実施に伴う地方税法の臨時特例に関する法律(昭二九・六・二一・法一

に伴う所得税法等の臨時特例に関する法律（昭二七—法一一一）の一部改正（昭二九—法九六）……四一八

△日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約第三条に基く行政協定の実施に伴う関税法等の臨時特例に関する法律（昭二七—法一一二）の一部改正（昭二九—法六一）……二二九

△日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約第三条に基く行政協定の実施に伴う国税犯則取締法等の臨時特例に関する法律（昭二七—法一一三）の一部改正（昭二九—法六一）……二三〇

△日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約第三条に基く行政協定の実施に伴う地方税法の臨時特例に関する法律（昭二七—法一一九）の一部改正（昭二九—法九五）……四〇八

△日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約第三条に基く行政協定の実施に伴う水先法の特例に関する法律（昭二七—法一二四）の一部改正（昭二九—法一五二）……六七一

改題—「日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約第三条に基く行政協定及び日本国における国際連合の軍隊の地位に関する協定の実施に伴う水先法の特例に関する法律」

△日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約第三条に基く行政協定の実施に伴う土地等の使用等に関する特別措置法（昭二七—法一四〇）の一部改正（昭二九—法一四八）……六六四

△日本国との平和条約の効力の発生及び日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約第三条に基く行政協定の実施等に伴い国家公務員法等の一部を改正する等の法律（昭二七—法一七四）の一部改正（昭二九—法一四七）……六六一

△日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約に基く行政協定の実施に伴う航空法の特例に関する法律（昭二七—法二三二）の一部改正（昭二九—法一五二）……六七一

改題—「日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約第三条に基く行政協定及び日本国における国際連合の軍隊の地位に関する協定の実施に伴う航空法の特例に関する法律」

△日本電信電話公社法（昭二七—法二五〇）の一部改正（昭二九—法一一五）……四九六

△日本国に駐留するアメリカ合衆国軍隊の行為による特別損失の補償に関する法律（昭二八—法二四六）の一部改正（昭二九—法一四八）……六六三

改題—「日本国に駐留するアメリカ合衆国軍隊等の行為による特別損失の補償に関する法律」

△日本国における国際連合の軍隊に対する刑事裁判権の行使に関する議定書の実施に伴う刑事特別法（昭二八—法二六五）の一部改正（昭二九—法一五一）……六七〇

（の）

○農林漁業金融公庫法の一部を改正する法律（昭二九・三・三一・法二一）……二〇

○農業共済再保険特別会計の歳入不足を補てんするための一般会計からする繰入金に関する法律（昭二九・三・三一・法三三）……三九

○農産物検査法の一部を改正する法律（昭二九・三・三一・法四八）……八九

○農林省設置法の一部を改正する法律（昭二九・四・二七・法七六）……二七六

△農林省設置法（昭二四—法一五三）の一部改正（昭二九—法四八）……九〇

△農林省設置法（昭二四—法一五三）の一部改正（昭二九—法九二）……三一四

△農林省設置法（昭二四—法一五三）の一部改正（昭二九—法一七二）……七八〇

△農林省設置法（昭二四—法一五三）の一部改正（昭二九—法一八二）……七九六

△農林省設置法（昭二四—法一五三）の一部改正（昭二九—法二〇五）……九〇一

○農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律の一部を改正する法律（昭二九・五・二五・法一二四）……五八四

○農林省関係法令の整理に関する法律（昭二九・六・一・法一三七）……六三〇

○農業協同組合法の一部を改正する法律（昭二九・六・一五・法一八四）（衆法）……八〇四

○農業委員会法の一部を改正する法律（昭二九・六・一五・法一八五）（衆法）……八一六

△農業委員会法（昭二六—法八八）の一部改正（昭二九—法七九）……二八二

△農業委員会法（昭二六—法八八）の一部改正（昭二九—法一六三）……七三三

△農業委員会法（昭二六—法八八）の一部改正（昭二九—法一七〇）……七七五

○農林漁業組合連合会整備促進法の一部を改正する法律（昭二九・六・三〇・法一九九）（衆法）……八五八

△農地法（昭二七—法二二九）の一部改正（昭二九—法一二〇）……三七一

△農地法（昭二七—法二二九）の一部改正（昭二九—法一八五）……八二八

△農地法施行法（昭二七—法二三〇）の一部改正（昭二九—法一八五）……八二八

△農山漁村電気導入促進法（昭二七—法三五八）の一部改正（昭二九—法五一）……一〇三

（は）

○犯罪者予防更生法の一部を改正する法律（昭二九・三・三一・法一八）……一八

△犯罪者予防更生法（昭二四—法一四二）の一部改正（昭二九—法五八）……一九二

△犯罪者予防更生法（昭二四—法一四二）の一部改正（昭二九—法一六三）……七三三

△半円二十銭紙幣改造漸次交換の件（明一五—太布告四五）廃止（昭二九—法一二一）……五七二

△馬匹の輸出を禁ずる件（明三三—勅二九四）廃止（昭二九—法一三七）……六三〇

△雹害地地租特別処分法（明三五—法二六）廃止（昭二九—法一二一）……五七四

△播電鉄道株式会社所属鉄道の経営廃止に対する補償の為公債発行に関する法律（昭九—法一七）廃止（昭二九—法一二一）……五七九

△函館市の火災被害者に対する租税の免除猶予等に関する法律（昭九—法二一）廃止（昭二九—法一二一）……五七九

△廃兵器等の処理に関する法律（昭二三—法二六三）廃止（昭二九—法一三八）……六二一

△配炭公団の損失金補てんのための交付金等に関する法律（昭二五—法一七三）廃止（昭二九—法一二一）……五八〇

△破壊活動防止法（昭二七—法二四〇）の一部改正（昭二九—法一六三）……七三四

（ひ）

○日雇労働者健康保険法の一部を改正する法律（昭二九・三・三一・法三〇）……三七

△日雇労働者健康保険法（昭二八—法二〇七）の一部改正（昭二九—法二〇四）……八八九

○肥料取締法の一部を改正する法律（昭二九・四・二六・法七五）（衆法）……二七五

△非訟事件手続法（明三一—法一四）の一部改正（昭二九—法一二七）……五八九

△非戦災者特別税法（昭二一—法一四三）廃止（昭二九—法一二一）……五八〇

△引揚同胞対策審議会設置法（昭二三—法二一〇

廃止(昭二九―法一二二)……五七九
△府県会議員、市町村会議員等の任期延長に関する法律(昭一六―法五)廃止(昭二九―法八二)……六五三
△普通銀行等の貯蓄銀行業務又は信託業務の兼営等に関する法律(昭一八―法四三)の一部改正(昭二九―法一九五)……八五三
△復員に関する経費等支出の件(昭二一―勅一二七)廃止(昭二九―法一一)……五七九
△風俗営業取締法(昭二三―法一二二)の一部改正(昭二九―法九五)……四〇九
△風俗営業取締法(昭二三―法一二二)の一部改正(昭二九―法一六三)……七三〇
△武器等製造法(昭二八―法一四五)の一部改正(昭二九―法一六三)……七三五
△平和条約第十一条による刑の執行及び赦免等に関する法律(昭二七―法一〇三)の一部改正(昭二九―法一六三)……七三四

(へ)

○米国対日援助物資等処理特別会計法廃止する法律(昭二九・三・三一・法三四)……四〇
△米国対日援助物資等処理特別会計法(昭二五―法六五)廃止(昭二九―法三四)……四〇
○閉鎖機関令の一部を改正する法律(昭二九・五・一五・法一〇五)……二六
△閉鎖機関令(昭二二―勅七四)の一部改正(昭二九―法一八三)……八〇四
○へい き地教育振興法(昭二九・六・一・法一四三)……六五三
△米麦粉海関無税海外輸出を許すの件(明六―太布告二八五)廃止(昭二九―法一二二)……七二一
△米穀供給のため中央備荒儲蓄金運用の件(明二三―法三三)廃止(昭二九―法一三七)……六二〇
△平和条約の実施に伴う流通証券及び工業所有権に関する法律(大九―法一)廃止(昭二九―法一三八)……六二〇
△へい獣処理場等に関する法律(昭二三―法一四〇)の一部改正(昭二九―法一六三)……七三一
△平和条約第十一条による刑の執行及び赦免等に関する法律(昭二七―法一〇三)の一部改正(昭二九―法一六三)……七三四

(ほ)

○母子福祉資金の貸付等に関する法律の一部を改正する法律(昭二九・三・三一・法二七)……二六
○法人税法の一部を改正する法律(昭二九・三・三一・法三八)……五六
△法人税法(昭二二―勅七四)の一部改正(昭二九―法一八三)……八〇四
△北海道拓殖鉄道建設費利子支出に関する法律(大六―法一〇)廃止(昭二九―法九三)……三一五
△設森処分を受けたる者に対する給与処分に関する法律(大八―法三五)廃止(昭二九―法一二二)……五六
△北海道会議員及府県会議員の選挙権及被選挙権並市町村会議員の公民権に関する法律(大一五―法五六)廃止(昭二九―法八二)……二六
△保税工場法(昭二―法四五)廃止(昭二九―法六二)……三八
△保健所法(昭二二―法一〇一)の一部改正(昭二九―法七二)……七四
△墓地、埋葬等に関する法律(昭二三―法四八)の一部改正(昭二九―法一二〇)……五九
△保健婦助産婦看護婦法(昭二三―法二〇三)の一部改正(昭二九―法七一)……六六
△保健婦助産婦看護婦法(昭二三―法二〇三)の一部改正(昭二九―法一三六)……六六
△ポツダム宣言の受諾に伴い発する命令に関する件に基く大蔵省関係諸法令の措置に関する法律(昭二七―法四三)の一部改正(昭二九―法一二一)……五〇
△法制局設置法(昭二七―法二五二)の一部改正(昭二九―法一八六)……八三四
△法人税法(昭二二―法二八)の一部改正(昭二九―法九五)……四〇七
△法人税法(昭二二―法二八)の一部改正(昭二九―法一八四)……六二五
△法人税法(昭二二―法二八)の一部改正(昭二九―法一八五)……六三〇
△法人税法(昭二二―法二八)の一部改正(昭二九―法一〇四)……六九〇
△法人税法(昭二二―法二八)の一部改正(昭二九―法一〇五)……六九〇
○保安林整備臨時措置法(昭二九・五・一・法八四)……二八九
○北海道開発のためにする港湾工事に関する法律の一部を改正する法律(昭二九・五・一八・法一一四)(衆法)……四九
○補助金等の臨時特例等に関する法律(昭二九・五・二八・法一二九)……五一
△補助金等の臨時特例等に関する法律(昭二九―法一二九)の一部改正(昭二九―法一六九)……七三
○法務省設置法の一部を改正する法律(昭二九・六・一・法一三二)……六二五
○北海道における国有の緊急開拓施設等の譲与に関する法律(昭二九・六・二・法一五三)(衆法)……五四
△法人税法(昭二二―法二八)の一部改正(昭二九―法九五)……四〇九
△法人税法(昭二二―法二八)の一部改正(昭二九―法一八四)……六二五
△法人税法(昭二二―法二八)の一部改正(昭二九―法一八五)……六三〇
△法人税法(昭二二―法二八)の一部改正(昭二九―法一〇四)……六九〇
△法人税法(昭二二―法二八)の一部改正(昭二九―法一〇五)……六九〇
○保安林整備臨時措置法(昭二九・五・一・法八四)……二八九
○北海道開発のためにする港湾工事に関する法律の一部を改正する法律(昭二九・五・一八・法一一四)(衆法)……四九
○補助金等の臨時特例等に関する法律(昭二九・五・二八・法一二九)……五一
△補助金等の臨時特例等に関する法律(昭二九―法一二九)の一部改正(昭二九―法一六九)……七三
○法務省設置法の一部を改正する法律(昭二九・六・一・法一三二)……六二五
○北海道における国有の緊急開拓施設等の譲与に関する法律(昭二九・六・二・法一五三)(衆法)……五四
○物品税法の一部を改正する法律(昭二九・三・三一・法四六)……八五
△物品税法(昭一五―法四〇)の一部改正(昭二九―法六一)……三三〇
○物品の無償貸付及び譲与等に関する法律の一部を改正する法律(昭二九・五・一三・法九四)……三六
○文化財保護法の一部を改正する法律(昭二九・五・二九・法一三一)……五九六
△府県会議員選挙に衆議院議員選挙法罰則を適用するの件(明二三―法四一)廃止(昭二九―法八二)……二六
△府県制郡制施行に際し衆議院議員並府県会議員の選挙区域地方税収支予算地方税財産備荒儲蓄金処分方郡費支弁方法及府県の急施事業に関する諸件(明二三―法八五)廃止(昭二九―法八二)……二六
△復興事業の施行に伴ひ支払ふべき金額を国債証券を以て交付する等に関する法律(大一二―法五五)廃止(昭二九―法一二)……五七九
△風水害に因る被害者に対する租税の減免猶予等に関する法律(昭九―法五一)廃止(昭二九―法一二)……八六三

△法人税法(昭二二―法二八)の一部改正(昭二九―法九五)……四〇七
△法人税法(昭二二―法二八)の一部改正(昭二九―法一八四)……六二五
△法人税法(昭二二―法二八)の一部改正(昭二九―法一八五)……六三〇
△法人税法(昭二二―法二八)の一部改正(昭二九―法一〇四)……六九〇
△法人税法(昭二二―法二八)の一部改正(昭二九―法一〇五)……六九〇
○保安林整備臨時措置法(昭二九・五・一・法八四)……二八九
○北海道開発のためにする港湾工事に関する法律の一部を改正する法律(昭二九・五・一八・法一一四)(衆法)……四九
○補助金等の臨時特例等に関する法律(昭二九・五・二八・法一二九)……五一
△補助金等の臨時特例等に関する法律(昭二九―法一二九)の一部改正(昭二九―法一六九)……七三
○法務省設置法の一部を改正する法律(昭二九・六・一・法一三二)……六二五
○北海道における国有の緊急開拓施設等の譲与に関する法律(昭二九・六・二・法一五三)(衆法)……五四
○防衛庁設置法(昭二九・六・九・法一六四)……七二
△貿易銀鋳造見合せ貿易一円銀再鋳発行の件(明一一―太布告三五)廃止(昭二九―法九三)……三一五
△法律規則中戦時と称するは布告を以て定むるの件(明一五―太布告三七)廃止(昭二九―法二〇三)……五六
△北海道三県協議費怠納者処分及同費に関し不服者出訴の件(明一八―太布告二一二)廃止(昭二九―法八二)……二六
△北海道開墾地地租地方税免除の件(明二二―法一八)廃止(昭二九―法六二)……三八
△保税倉庫法(明三〇―法一五)廃止(昭二九―法六二)……三八
△北海道官設鉄道用品買入手続に関する法律(明三二―法一〇八)廃止(昭二九―法一三三)……五九
△北海道区町村会議員総代人及沖縄県区会議員等選挙の罰則に関する法律(明三二―法一〇九)廃止(昭二九―法一三六)……六六
△北海道鉄道部支部局及派出工場現金前渡官吏設置に関する法律(明三四―法一五)廃止(昭二九―法一二一)……五四
△補助航海に従事する商事会社に関する法律(明四三―法三二)廃止(昭二九―法九三)……三一五
△北海道拓殖鉄道建設費利子支出に関する法律(大六―法一〇)廃止(昭二九―法九三)……三一五
△設森処分を受けたる者に対する給与処分に関する法律(大八―法三五)廃止(昭二九―法一二二)……五六
△北海道会議員及府県会議員の選挙権及被選挙権並市町村会議員の公民権に関する法律(大一五―法五六)廃止(昭二九―法八二)……二六
△保税工場法(昭二―法四五)廃止(昭二九―法六二)……三八
△保健所法(昭二二―法一〇一)の一部改正(昭二九―法七二)……七四
△墓地、埋葬等に関する法律(昭二三―法四八)の一部改正(昭二九―法一二〇)……五九
△保健婦助産婦看護婦法(昭二三―法二〇三)の一部改正(昭二九―法七一)……六六
△保健婦助産婦看護婦法(昭二三―法二〇三)の一部改正(昭二九―法一三六)……六六
△ポツダム宣言の受諾に伴い発する命令に関する件に基く大蔵省関係諸法令の措置に関する法律(昭二七―法四三)の一部改正(昭二九―法一二一)……五〇
△法制局設置法(昭二七―法二五二)の一部改正(昭二九―法一八六)……八三四

△保安庁法（昭二七―法二六五）の全部改正（昭二九―法一六四）……三三
△保安庁職員給与法（昭二七―法一六六）の一部改正（昭二九―法一六五）……三四
改題―「防衛庁職員給与法」
△法廷等の秩序維持に関する法律（昭二七―法二八六）の一部改正（昭二九―法一六三）……三四
△北海道防寒住宅建設等促進法（昭二八―法六四）の一部改正（昭二九―法八七）……三九

（ま）

△満州事件に関する経費支弁の為公債発行に関する件（昭七―勅六）廃止（昭二九―法一二一）……三八
△満州事件に関する経費支弁の為公債発行に関する件（昭七―勅一四）廃止（昭二九―法一二一）……三八
△満州事件に関する経費支弁の為公債発行に関する件（昭七―勅一九）廃止（昭二九―法一二一）……三八
△麻薬取締法（昭二八―法一四）の一部改正（昭二九―法七一）……三七
△麻薬取締法（昭二八―法一四）の一部改正（昭二九―法一六三）……三四

（み）

○未帰還者留守家族等援護法の一部を改正する法律（昭二九・三・三一・法二九）……三三
△未帰還者留守家族等援護法（昭二八―法一六一）の一部改正（昭二九―法二一〇）……三九
○民事訴訟法等の一部を改正する法律（昭二九・五・二七・法一一七）……三八
△民事訴訟法（明二三―法二九）の一部改正（昭二九―法一一七）……三八
△民事訴訟法（明二三―法二九）の一部改正（昭二九―法一六三）……七九
○民事訴訟用印紙法等の一部を改正する法律（昭二九・五・二七・法一二八）……三〇
△民事訴訟用印紙法（明三三―法六五）の一部改正（昭二九―法一二八）……三〇

（む）

△無尽業法（昭六―法四二）の一部改正（昭二九―法一九五）……八三

（め）

△明治二十二年度会計特別整理の件（明二三―法一一）廃止（昭二九―法一二一）……三三
△綿糸輸出税免除法律（明二七―法四）廃止（昭二九―法一二一）……三三
△明治二十九年度海軍省所管歳出臨時部臨時軍事費中支出未済予算額の繰越使用に関する法律（明三〇―法二八）廃止（昭二九―法一二一）……三三
△水戸鉄道株式会社、越後鉄道株式会社、陸奥鉄道株式会社、苫小牧軽便鉄道株式会社及日高拓殖鉄道株式会社所属鉄道買収の為公債発行に関する法律（昭二一―法二九）廃止（昭二九―法一二一）……三四
△宮崎県営鉄道及軌道並に大隅鉄道株式会社所属鉄道買収の為公債発行に関する法律（昭二一―法二九）廃止（昭二九―法一二一）……三四
△明治三十七八年戦役の為損害を被りたる者の救恤に関する法律（明四二―法三八）廃止（昭二九―法一二一）……三五

△明治三十五年法律第四十九号国勢調査に関する法律の昭和二十年における特例に関する法律（昭二〇―法一）廃止（昭二九―法一〇三）……八六

（も）

○モーターボート競走法の一部を改正する法律（昭二九・五・二四・法一二三）（衆法）……三四
△モーターボート競走法（昭二六―法二四二）の一部改正（昭二九―法一六九）……七二
○文部省関係法令の整理に関する法律（昭二九・六・一・法一三五）……六七
○盲学校、ろう学校及び養護学校への就学奨励に関する法律（昭二九・六・一・法一四四）……六四
○元南西諸島官公署職員等の身分、恩給等の特別措置に関する法律の一部を改正する法律（昭二九・六・二四・法一九七）……八四

△木綿織物外十四品無税輸出差許す件（明一二―太布告二二）廃止（昭二九―法一二一）……七二
△木船保険組合の解散に関する法律（昭二三―法一〇六）廃止（昭二九―法九三）……三五

（や）

△薬事法（昭二三―法一九七）の一部改正（昭二九―法一二一）……六八
△山口県営軌道及筑後軌道株式会社所属軌道補償のため公債発行に関する法律（昭四―法一六）廃止（昭二九―法一二一）……三四

（ゆ）

○輸出保険法の一部を改正する法律（昭九・三・二九・法一三）……三
△輸出保険法（昭二五―法六七）の一部改正（昭二九―法六七）……一〇
○郵便切手類売さばき所及び印紙売さばき所に関する法律の一部を改正する法律（昭二九・三・二九・法一四）……一五
○郵便為替法の一部を改正する法律（昭九・三・二九・法一五）……一六
○郵便振替貯金法の一部を改正する法律（昭二九・三・三一・法二四）……一六
△郵便振替貯金法（昭二三―法六八）の一部改正（昭二九―法五一）……一〇
○輸出水産業の振興に関する法律（昭二九・六・二一・法一五四）（衆法）……一四
△輸入税率等の特例に関する法律（大三―法四三）廃止（昭二九―法一二一）……三五
△祐徳軌道株式会社所属軌道補償の為公債発行に関する法律（昭二九―法一二一）……三五
△有毒飲食物等取締令（昭二一―勅五一）廃止（昭二九―法一三六）……六七
△輸出品取締法（昭二三―法一五三）の一部改正（昭二九―法一三八）……六三
△郵政省設置法（昭二三―法二四四）の一部改正（昭二九―法一六三）……七三
△郵政事業特別会計法（昭二四―法一〇九）の一部改正（昭二九―法一四一）……六三
△有線電気通信法（昭二八―法九六）の一部改正（昭二九―法一六三）……七三

（よ）

△横浜第二国立銀行に於て五種の紙幣発行の件（明七―太布告八〇）廃止（昭二九―法一二一）……三七
△予定鉄道線路中私設鉄道会社に敷設許可の件に関する法律（明二六―法八）廃止（昭二九―法九三）……三五
△予防接種法（昭二三―法六八）の一部改正（昭二九―法一三六）……六八
△予算執行職員等の責任に関する法律（昭二五―法一七二）の一部改正（昭二九―法九〇）……三〇五

（ら）

○らい予防法の一部を改正する法律（昭二九・四・二七・法七七）……二三六
○臘虎膃肭獣猟獲取締法の一部を改正する法律（昭二九・六・二・法一五五）（参法）……六六〇
○酪農振興法（昭二九・六・一四・法一八二）……七九一
△臘虎膃肭獣猟業者等に対する交付金下付に関する法律（明四五―法二二）廃止（昭二九―法一三七）……六二〇

（り）

○利息制限法（昭二九・五・一五・法一〇〇）……四三五
△利息制限法（明一〇―太布告六六）廃止（昭二九―法一〇〇）……四三六
○離島振興法の一部を改正する法律（昭二九・五・二〇・法一一八）（衆法）……三三三
○臨時肥料需給安定法（昭二九・六・一〇・法一七二）……七三六
○硫安工業合理化及び硫安輸出調整臨時措置法（昭二九・六・一〇・法一七三）……七八〇
△臨時軍事費特別会計法（明二七―法二四）廃止（昭二九―法一二一）……三七三
△臨時軍事費特別会計に関する法律（明二九―法一〇）廃止（昭二九―法一二一）……三七三
△陸海軍に属する臨時事件費特別会計法（明三七―法二）廃止（昭二九―法一二一）……三七四
△臨時事件費支弁に関する法律（明三九―法一二一）……三七四
△陸海軍に属する臨時事件費特別会計終結に関する法律（明三九―法五二）廃止（昭二九―法一二一）……三七四
△臨時国庫証券法（大六―法七）廃止（昭二九―法一二一）……三七四
△柳河軌道株式会社所属軌道補償の為公債発行に関する法律（昭七―法一五）廃止（昭二九―法一二一）……三七八
△両備鉄道株式会社所属鉄道外四鉄道及兼業に属する資産買収の為公債発行に関する法律（昭八―法三五）廃止（昭二九―法一二一）……三七九
△臨時米穀移入調節法（昭九―法三三）廃止（昭二九―法一三七）……六一〇
△臨時軍事費特別会計法（昭一二―法八五）廃止（昭二九―法一二一）……三七九
△臨時陸軍材料資金特別会計法（昭一四―法五四）廃止（昭二九―法一二一―法一三四）の一部改正（昭二九―法一三六）……六八

（れ）

△連合国財産である株式の回復に関する政令（昭二四―政三一〇）の一部改正（昭二九―法五二）……一四〇
△連合国財産の返還等に関する政令（昭二六―政六）の一部改正（昭二九―法五一）……一七一
△連合国財産の返還等に関する政令（昭二六―政六）の一部改正（昭二九―法一一〇）……三七〇

（ろ）

○労働基準法の一部を改正する法律（昭二九・六・一〇・法一七一）（参法）……七六六
△露国政変及西比利亜事変の為損害を被りたる者の救恤に関する法律（大一一―法三九）廃止（昭二九―法一二一）……三七六
△「ロンドン」海軍条約実施に伴ふ海軍職工整理に関する公債発行に関する法律（昭六―法四五）廃止（昭二九―法一二一）……三七八

（わ）

△和賀軽便軌道株式会社所属軌道経営廃止に対する補償の為公債発行に関する法律（大一一―法五）廃止（昭二九―法一二一）……三七六

部門別索引

一、第十九回国会を通過成立した法律を二四部門に分類して掲載した。
なお、第二四法令整理の部門には、各省関係法令の整理に関する法律を一括して収録し、各省関係の整理法令の検索の便に資した。

二、○印は、右国会を通過成立した法律を示す。
△印は、右法律によって改廃された法令を示す。
例えば、
△公職選挙法(昭二五―法一〇〇)の一部改正(昭二九―法一六三)とあるのは、昭和二十九年法律第百六十三号(警察法の施行に伴う関係法令の整理に関する法律)によって、公職選挙法(昭二五―法一〇〇)が一部改正されたことを示す。

第一　憲　法

○公職選挙法の一部を改正する法律(昭二九・五・二四・法一二二)(衆法)……一五三
○公職選挙法の一部を改正する法律(昭二九・六・一〇・法一七〇)……一七二
△公職選挙法(昭二五―法一〇〇)の一部改正(昭二九―法一六三)……一七三
△最高裁判所裁判官国民審査法(昭二二―法一三六)の一部改正(昭二九―法一六三)……一七三
△奄美群島の復帰に伴う法令の適用の暫定措置等に関する法律(昭二八―法二六七)の一部改正(昭二九―法一六三)……一七四
△奄美群島の復帰に伴う法令の適用の暫定措置等に関する法律(昭二八―法二六七)の一部改正(昭二九―法一六三)……一七五
△公職選挙法(昭二五―法一〇〇)の一部改正(昭二九―法一六三)……一七五
△恩給法(大一二―法四八)の一部改正(昭二九―法一六五)……一七六
△恩給法の一部を改正する法律(昭二八―法一五五)の一部改正(昭二九―法二〇〇)……一八〇
○統計法の一部を改正する法律(昭二九・四・七・法六五)……一三六
○国の経営する企業に勤務する職員の給与等に関する特例法(昭二九・六・一・法一四一)……一六三
○調達庁設置法等の一部を改正する法律(昭二九・六・一・法一四七)……一六〇
△調達庁設置法(昭二四―法一二九)の一部改正(昭二九―法一四七)……一六〇
△調達庁設置法(昭二四―法一二九)の一部改正(昭二九―法一四八)……一六三
○行政機関職員定員法の一部を改正する法律(昭二九・六・一七・法一八六)……一八〇
△行政機関職員定員法(昭二四―法二〇五)……一八〇
△行政機関職員定員法の一部を改正する法律(昭二八―法九五)の一部改正(昭二九―法一六四)……一七四
○元南西諸島官公署職員等の身分、恩給等の特別措置に関する法律の一部を改

第二　国　会

○国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の一部を改正する法律(昭二九・四・一九・法六九)……一三四
○憲政功労年金法(昭二九・六・一一・法七四)(衆法)……一七三

第三　行　政　一　般

○恩給法の一部を改正する法律の一部を改正する法律(昭二九・三・三一・法二五)(衆法)……一三二
○恩給法の一部を改正する法律(昭二九・

正する法律（昭二九・六・二四・法一九七）……八五四
○総理府設置法の一部を改正する法律（昭二九・七・一・法二〇一）……八六二
△総理府設置法（昭二四―法一二七）の一部改正（昭二九―法一六三）……七三一
△総理府設置法（昭二四―法一二七）の一部改正（昭二九―法一六四）……七三三
△総理府設置法（昭二四―法一二七）の一部改正（昭二九―法一八九）……八四〇
△総理府設置法（昭二四―法一二七）の一部改正（昭二九―法二〇二）……八六五
△国家公務員法（昭二二―法一二〇）の一部改正（昭二九―法一六四）……七三三
△国家公務員共済組合法（昭二三―法六九）の一部改正（昭二九―法二九）……三六
△国家公務員共済組合法（昭二三―法六九）の一部改正（昭二九―法一一六）……五一三
△国家公務員共済組合法（昭二三―法六九）の一部改正（昭二九―法一一七）……五三三
△国家公務員共済組合法（昭二三―法六九）の一部改正（昭二九―法一四七）……六六二
△国家公務員共済組合法（昭二三―法六九）の一部改正（昭二九―法一六三）……七三〇
△国家公務員共済組合法（昭二三―法六九）の一部改正（昭二九―法一六五）……七六二
△国家行政組織法（昭二三―法一二〇）の一部改正（昭二九―法二〇四）……八八
△国家行政組織法（昭二三―法一二〇）の一部改正（昭二九―法一六四）……七三三
△国家行政組織法（昭二三―法一二〇）の一部改正（昭二九―法二〇五）……九〇〇
△国家行政組織法の一部を改正する法律（昭二七―法二五三）の一部改正（昭二九―法一六四）……七三四
△引揚同胞対策審議会設置法（昭二三―法二一二）の一部改正（昭二九―法二〇一）……八六三
△国立世論調査所設置法（昭二四―法一二八）廃止（昭二九―法二〇一）……八六三
△国家公務員に対する寒冷地手当及び石炭手当の支給に関する法律（昭二四―法二〇〇）の一部改正（昭二九―法一六五）……七六二
△特別職の職員の給与に関する法律（昭二四―法二五二）の一部改正（昭二九―法一一）……二
△退職職員に支給する退職手当支給の財源に充てるための特別会計等からする一般会計への繰入及び納付に関する法律（昭二五―法六二）の一部改正（昭二九―法六）……五
△退職職員に支給する退職手当支給の財源に充てるための特別会計等からする一般会計への繰入及び納付に関する法律（昭二五―法六二）の一部改正（昭二九―法三四）……四〇
△一般職の職員の給与に関する法律（昭二五―法九五）の一部改正（昭二九―法一四一）……六三五
△一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律（昭二八―法二三七）の一部改正（昭二九―法一四一）……六三五
△旧令による共済組合等からの年金受給者のための特別措置法（昭二五―法二五六）の一部改正（昭二九―法一九七）……八五七
△旧令による共済組合等からの年金受給者のための特別措置法（昭二五―法二五六）の一部改正（昭二九―法二〇四）……八八九
△国家公務員災害補償法（昭二六―法一九一）の一部改正（昭二九―法二九）……三七
△南方連絡事務局設置法（昭二七―法二一八）の一部改正（昭二九―法二〇一）……八六三
△日本国との平和条約の効力の発生及

び日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約第三条に基く行政協定の実施等に伴い国家公務員法等の一部を改正する等の法律（昭二七―法一七四）の一部改正（昭二九―法一四七）……六六一
△法制局設置法（昭二七―法二五二）の一部改正（昭二九―法一八六）……八三四
△自治庁設置法（昭二七―法二六一）の一部改正（昭二九―法九五）……四〇九
△自治庁設置法（昭二七―法二六一）の一部改正（昭二九―法一〇一）……四三五
△自治庁設置法（昭二七―法二六一）の一部改正（昭二九―法一〇二）……四三七
△自治庁設置法（昭二七―法二六一）の一部改正（昭二九―法一〇三）……四三九
△自治庁設置法（昭二七―法二六一）の一部改正（昭二九―法二〇四）……八九一
△経済審議庁設置法（昭二七―法二六三）の一部改正（昭二九―法一七二）……七八〇
△日本国に駐留するアメリカ合衆国軍隊の行為による特別損失の補償に関する法律（昭二八―法二四六）の一部改正（昭二九―法一四八）……六六三
改題―「日本国に駐留するアメリカ合衆国軍隊等の行為による特別損失の補償に関する法律」

第四　地方制度

○昭和二十九年度分の市町村民税の臨時特例に関する法律（昭二九・四・二六・法七四）……二七五
○町村合併促進法の一部を改正する法律（昭二九・四・三〇・法七九）（参法）……二七八
△町村合併促進法（昭二八―法二五八）の一部改正（昭二九―法一〇一）……四三六
△町村合併促進法（昭二八―法二五八）の一部改正（昭二九―法一六三）……七三五
△町村合併促進法（昭二八―法二五八）の一部改正（昭二九―法一八五）……八二九
○地方税法の一部を改正する法律（昭二九・五・一三・法九五）……三一七
△地方税法（昭二五―法二二六）の一部改正（昭二九―法二六）……二六
△地方税法（昭二五―法二二六）の一部改正（昭二九―法二八）……三五
△地方税法（昭二五―法二二六）の一部改正（昭二九―法一〇一）……四三五
△地方税法（昭二五―法二二六）の一部改正（昭二九―法一一五）……四九六
△地方税法（昭二五―法二二六）の一部改正（昭二九―法一二〇）……五七〇
△地方税法（昭二五―法二二六）の一部改正（昭二九―法一三一）……六一三
△地方税法（昭二五―法二二六）の一部改正（昭二九―法一六五）……七六二
△地方税法（昭二五―法二二六）の一部改正（昭二九―法一八四）……八一五
△地方税法（昭二五―法二二六）の一部改正（昭二九―法一八五）……八三〇
△地方税法（昭二五―法二二六）の一部改正（昭二九―法二〇四）……八九〇
△地方税法（昭二五―法二二六）の一部改正（昭二九―法二〇五）……九〇〇
○地方財政平衡交付金法の一部を改正する法律（昭二九・五・一五・法一〇一）……四三六
改題―「地方交付税法」
○入場譲与税法（昭二九・五・一五・法一〇二）……四三六
○地方財政法の一部を改正する法律（昭二九・五・三一・法一三二）……六一四
△地方財政法（昭二三―法一〇九）の一部改正（昭二九―法七二）……二七四
△地方財政法（昭二三―法一〇九）の一部改正（昭二九―法一四四）……六五四
△地方財政法（昭二三―法一〇九）の一部改正（昭二九―法一六四）……七三三
△地方財政法（昭二三―法一〇九）の一部改正（昭二九―法一八五）……八二九
○日本国における国際連合の軍隊の地位に関する協定の実施に伴う地方税法の

臨時特例に関する法律（昭二九・六・二一・法一八八）……八三六
○地方公務員法の一部を改正する法律（昭二九・六・二三・法一九二）……八四三
△地方公務員法（昭二五―法二六一）の一部改正（昭二九―法一五六）……六八〇
△地方公務員法（昭二五―法二六一）の一部改正（昭二九―法一六三）……七二三
○地方自治法の一部を改正する法律（昭二九・六・二三・法一九三）……八四四
△地方自治法（昭二二―法六七）の一部改正（昭二九―法一一五）……四九六
△地方自治法（昭二二―法六七）の一部改正（昭二九―法一六四）……七二三
△地方自治法（昭二二―法六七）の一部改正（昭二九―法一八五）……八二九
○市町村職員共済組合法（昭二九・七・一・法二〇四）……八六六

△日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約第三条に基く行政協定の実施に伴う地方税法の臨時特例に関する法律（昭二七―法一一九）の一部改正（昭二九―法九五）……四〇八

第五　司法・法務

○犯罪者予防更生法の一部を改正する法律（昭二九・三・三一・法一八）……一八
△犯罪者予防更生法（昭二四―法一四二）の一部改正（昭二九―法五八）……一九三
△犯罪者予防更生法（昭二四―法一四二）の一部改正（昭二九―法一六三）……七三三
○執行猶予者保護観察法（昭二九・四・一・法五八）……一八九
○下級裁判所の設立及び管轄区域に関する法律の一部を改正する法律（昭二九・四・六・法六三）……三三五
○外国人登録法の一部を改正する法律（昭二九・四・二〇・法七〇）……三七
△外国人登録法（昭二七―法一二五）の一部改正（昭二九―法一六三）……七二四
○裁判所法の一部を改正する法律（昭二九・五・二七・法一二六）……三六九
△裁判所法（昭二二―法五九）の一部改正（昭二九―法一六三）……七二三
△裁判所法等の一部を改正する法律（昭二九―法一六六）……七二三
△裁判所法等の一部を改正する法律（昭二九―法一二六）……三六七
△裁判所法（昭二二―法五九）の一部改正（昭二九―法一六三）……七二三
△裁判所職員定員法等の一部を改正する法律（昭二九・六・一・法一三三）……一八八
△裁判所職員定員法（昭二六―法五三）の一部改正（昭二九―法一八七）……八三五
△検察審査会法（昭二三―法一四七）の一部改正（昭二九―法一二六）……三六七
△検察審査会法（昭二三―法一四七）の一部改正（昭二九―法一六三）……七三一
△検察審査会法（昭二三―法一四七）の一部改正（昭二九―法一六四）……七三三
△検察審査会法（昭二三―法一四七）の一部改正（昭二九―法一八七）……八三五
△更生緊急保護法（昭二五―法二〇三）の一部改正（昭二九―法五八）……一九三
△出入国管理令（昭二六―政三一九）の一部改正（昭二九―法一七一）……三六九
△出入国管理令（昭二六―政三一九）の一部改正（昭二九―法一六三）……七三三
△出入国管理令（昭二六―政三一九）の一部改正（昭二九―法一六四）……七三三
△法廷等の秩序維持に関する法律（昭二七―法二八六）の一部改正（昭二九―法一六三）……七三四

第六　民事法

○訴訟費用等臨時措置法の一部を改正する法律の一部を改正する法律（昭二九・四・一・法五六）……一八八
○建設機械抵当法（昭二九・五・一五・法九七）……八三五
△商事非訟事件手続法（明三二―法一四）の一部改正（昭二九―法一二八）……五九一
△非訟事件手続法（明三一―法一四）の一部改正（昭二九―法一二七）……五九九
△商法施行法（明三二―法四九）の一部改正（昭二九―法一〇〇）……四二六
△遺失物法（明三二―法八七）の一部改正（昭二九―法一六三）……七二九
△担保附社債信託法（明三八―法五二）の一部改正（昭二九―法九七）……四二三
△土地台帳法（昭二二―法三〇）の一部改正（昭二九・六・二一・法一九七）……四二九
○利息制限法（昭二九・五・一五・法一〇〇）……四二五
△利息制限法（明一〇―太布告六六）廃止（昭二九―法一〇〇）……四二六
○民事訴訟法等の一部を改正する法律（昭二九・五・二七・法一二七）……五六七
△民事訴訟法（明二三―法二九）の一部改正……五六七
△民事訴訟法（明二三―法二九）の一部改正（昭二九―法一六三）……七二九
○民事訴訟用印紙法等の一部を改正する法律（昭二九・五・二七・法一二八）……五九〇
△民事訴訟用印紙法（明二三―法六五）の一部改正（昭二九―法一二八）……五九〇
△商事非訟事件印紙法（明二三―法六六）の一部改正（昭二九―法一二八）……五九一
△非訟事件手続法（明三一―法一四）の一部改正（昭二九―法一二七）……五九九
△商法施行法（明三二―法四九）の一部改正（昭二九―法一〇〇）……四二六
△遺失物法（明三二―法八七）の一部改正（昭二九―法一六三）……七二九
△担保附社債信託法（明三八―法五二）の一部改正（昭二九―法九七）……四二三
△土地台帳法（昭二二―法三〇）の一部改正（昭二九―法一二〇）……四二九
△刑事訴訟法（昭二三―法一三一）の一部改正（昭二九―法五七）……一八九
△家屋台帳法（昭二二―法一二二）の一部改正（昭二九―法一二〇）……五六八
△自動車抵当法（昭二六―法一八七）の一部改正（昭二九―法一二〇）……五六九
△民事調停法（昭二六―法二二二）の一部改正（昭二九―法一二八）……五六九
△会社更生法（昭二七―法一七二）の一部改正（昭二九―法九五）……四九九
△会社更生法（昭二七―法一七二）の一部改正（昭二九―法九六）……四一八

第七　刑事法

○刑法の一部を改正する法律（昭二九・四・二・法五七）……一八九
○刑事訴訟法第百九十四条に基く懲戒処分に関する法律（昭二九・四・六・法六四）……五六八
△刑事訴訟法（昭二三―法一三一）の一部改正（昭二九―法一六三）……七三一
△少年法（昭二三―法一六八）の一部改正（昭二九―法一六三）……七三一
△少年院法（昭二三―法一六九）の一部改正（昭二九―法一六三）……七三一
△刑事補償法（昭二五―法一）の一部改正（昭二九―法五八）……一九三
△平和条約第十一条による刑の執行及び赦免等に関する法律（昭二七―法一〇三）の一部改正（昭二九―法一六三）……七三四
△逃亡犯罪人引渡法（昭二八―法六八）の一部改正（昭二九―法一六三）……七三五
△日本国における国際連合の軍隊に対する刑事裁判権の行使に関する議定書の実施に伴う刑事特別法（昭二八―法二六五）の一部改正（昭二九―法一五一）……六七〇

第八　警察・消防

○警察法（昭二九・六・八・法一六二）……七〇三
△警察法（昭二二―法一九六）の全部改

正(昭二九―法一六二)……七〇三
○警察法の施行に伴う関係法令の整理に関する法律(昭二九・六・八・法一六三)……七一九
△道路交通取締法(昭二二―法一三〇)の一部改正(昭二九―法一一三)……四九八
△道路交通取締法(昭二二―法一三〇)の一部改正(昭二九―法一六三)……七一九
△消防組織法(昭二二―法一二六)の一部改正(昭二九―法一六三)……七二〇
△風俗営業取締法(昭二三―法一二二)の一部改正(昭二九―法九五)……四九九
△風俗営業取締法(昭二三―法一二二)の一部改正(昭二九―法一六三)……七二〇
△警察官等職務執行法(昭二三―法一三六)の一部改正(昭二九―法一六三)……七二一
改題―「警察官職務執行法」
△消防法(昭二三―法一八六)の一部改正(昭二九―法一六三)……七二一
△都道府県の所有に属する警察用財産等の処理に関する法律(昭二四―法七五)廃止(昭二九―法一六三)……七一九
△古物営業法(昭二四―法一〇八)の一部改正(昭二九―法一六三)……七二一
△警察用電話等の処理に関する法律(昭二四―法二六六)の一部改正(昭二九―法一六三)……七一九
△銃砲刀剣類等所持取締令(昭二五―政三三四)の一部改正(昭二九―法一六三)……七二三
△破壊活動防止法(昭二七―法二四〇)の一部改正(昭二九―法一六三)……七二四
△市の警察維持の特例に関する法律(昭二七―法二四七)廃止(昭二九―法一六三)……七一九
△警察官等に協力援助した者の災害給付に関する法律(昭二七―法二四五)の一部改正(昭二九―法一六三)……七二四
△警察官に協力援助した者の災害給付に関する法律」
△町村の警察維持に関する責任転移の時期の特例に関する法律(昭二八―法二八九)廃止(昭二九―法一六三)……七一九

第九　教・育・文・化

○国立学校設置法の一部を改正する法律(昭二九・三・三一・法一六)……一六
○学校教育法の一部を改正する法律(昭二九・三・三一・法一九)……一九
△学校教育法(昭二二―法二六)の一部改正(昭二九―法一五九)……六九五
○公立学校施設費国庫負担法の一部を改正する法律(昭二九・三・三一・法二〇)……一九
○文化財保護法の一部を改正する法律(昭二九・五・一九・法一三一)……五九六
○へき地教育振興法(昭二八・六・一・法一四三)……六五二
○盲学校、ろう学校及び養護学校への就学奨励に関する法律(昭二九・六・一・法一四四)……六五四
○義務教育諸学校における教育の政治的中立の確保に関する臨時措置法(昭二九・六・三・法一五七)……六六一
○教育職員免許法の一部を改正する法律(昭二九・六・三・法一五八)……六六二
○教育職員免許法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理に関する法律(昭二九・六・三・法一五九)……六九二
○教育公務員特例法の一部を改正する法律(昭二九・六・三・法一五六)……六六〇
○教育公務員特例法の一部を改正する法律(昭二九・六・一八・一)(参法)……七九〇
△教育公務員特例法(昭二四―法一)の一部改正(昭二九―法一三一)……六六三
△教育公務員特例法(昭二四―法一)の一部改正(昭二九―法一五九)……六九三
○学校給食法(昭二九・六・三・法一六〇)……六九五
△公立高等学校定時制課程職員費国庫補助法(昭二三―法一三四)の施行停止(昭二九―法一二九)……五九一
△教育委員会法(昭二三―法一七〇)の一部改正(昭二九―法一五九)……六九三
△教育委員会法(昭二三―法一七〇)の一部改正(昭二九―法一七〇)……七三五
△教育委員会法(昭二三―法一七〇)の一部改正(昭二九―法一九三)……八四七
△教育職員免許法施行法(昭二四―法一四八)の一部改正(昭二九―法一五九)……四〇九
△社会教育法(昭二四―法二〇七)の一部改正(昭二九―法一五九)……六九二
△私立学校法(昭二四―法二七〇)の一部改正(昭二九―法一五九)……六九四
△新たに入学する児童に対する教科用図書の給与に関する法律(昭二七―法三二)の施行停止(昭二九―法一二九)……五九二
△青年学級振興法(昭二八―法二一一)の一部改正(昭二九―法一五九)……六九四
△私立学校教職員共済組合法(昭二八―法二四五)の一部改正(昭二九―法一五)……四八六
△史跡名勝天然記念物を管理すべき団体の指定等に関する政令(昭二八―政二八九)廃止(昭二九―法一三一)……六三
△教育委員会法(昭二三―法一七〇)の一部改正(昭二九―法一七〇)……七三五
△教育委員会法(昭二三―法一七〇)の一部改正(昭二九―法一九三)……八四七
△教育職員免許法施行法(昭二四―法一四八)の一部改正(昭二九―法一五九)……四〇九
△社会教育法(昭二四―法二〇七)の一部改正(昭二九―法一五九)……六九二
△私立学校法(昭二四―法二七〇)の一部改正(昭二九―法一五九)……六九四
△新たに入学する児童に対する教科用図書の給与に関する法律(昭二七―法三二)の施行停止(昭二九―法一二九)……五九二
△青年学級振興法(昭二八―法二一一)の一部改正(昭二九―法一五九)……六九四
△私立学校教職員共済組合法(昭二八―法二四五)の一部改正(昭二九―法一五)……四八六
△史跡名勝天然記念物を管理すべき団体の指定等に関する政令(昭二八―政二八九)廃止(昭二九―法一三一)……六三

第一〇　厚　生

○児童福祉法の一部を改正する法律(昭二九・二・三・三一・法一六)……二三三
△児童福祉法(昭二二―法一六四)の一部改正(昭二九―法一三六)……二三四
△児童福祉法の一部を改正する法律(昭二九・三・三一・法一九)……二三五
△戦傷病者戦没者遺族等援護法(昭二七―法一二七)の一部改正(昭二九―法二八)……二三三
△戦傷病者戦没者遺族等援護法(昭二七―法一二七)の一部改正(昭二九―法六八)……二四一
△戦傷病者戦没者遺族等援護法(昭二七―法一二七)の一部改正(昭二九―法一八一)……五二三
△戦傷病者戦没者遺族等援護法の一部を改正する法律(昭二八―法一八一)の一部改正(昭二九―法六八)……二四四
△戦傷病者戦没者遺族等援護法の一部を改正する法律(昭二八―法一八一)の一部改正(昭二九―法二〇〇)……八六三
○あへん法(昭二九・四・二二・法七一)……二五八
○清掃法(昭二九・四・二二・法七二)……二六〇
○らい予防法の一部を改正する法律(昭二九・四・二七・法七七)……二六六
○狂犬病予防法の一部を改正する法律(昭二九・四・三〇・法八〇)……二六二
○消費生活協同組合法の一部を改正する法律(昭二九・四・三〇・法八一)……二六四
○厚生年金保険法(昭二九・五・一九・法一一五)……四七〇
△厚生年金保険法(昭一六―法六〇)の一部改正(昭二九―法一三一)……六三
△教育委員会法(昭二三―法一七〇)の一部改正(昭二九―法一五九)……五九一
○医療法の一部を改正する法律(昭二九・四・六・法六二)……二三三
○戦傷病者戦没者遺族等援護法の一部を改正する法律(昭二九・三・三一・法二〇)……二三五
△戦傷病者戦没者遺族等援護法(昭二七―法一二七)の一部改正(昭二九―法一六)……二三三
△戦傷病者戦没者遺族等援護法の一部を改正する法律(昭二八―法一八一)の一部改正(昭二九―法六八)……二四四
△戦傷病者戦没者遺族等援護法の一部を改正する法律(昭二八―法一八一)の一部改正(昭二九―法二〇〇)……八六三
○あへん法(昭二九・四・二二・法七一)……二五八
○清掃法(昭二九・四・二二・法七二)……二六〇
○らい予防法の一部を改正する法律(昭二九・四・二七・法七七)……二六六
○狂犬病予防法の一部を改正する法律(昭二九・四・三〇・法八〇)……二六二
○消費生活協同組合法の一部を改正する法律(昭二九・四・三〇・法八一)……二六四
○厚生年金保険法(昭二九・五・一九・法一一五)……四七〇
△厚生年金保険法(昭一六―法六〇)の一部改正(昭二九―法一三一)……六三

全部改正(昭二九―法一一五)……四四〇
△厚生年金保険法(昭二九―法一一五)の一部改正(昭二九―法一一五)……八八九
○厚生年金保険及び船員保険交渉法(昭二九・五・一九・法一一七)……五一四
△厚生保険及び船員保険交渉法(昭二九―法一一七)の一部改正(昭二九―法二〇四)……八八九
○医業関係審議会設置法(昭二九・六・一・法一三四)……六一五
○覚せい剤取締法の一部を改正する法律(昭二九・六・二二・法一七七)(参法)……七五五
△覚せい剤取締法(昭二六―法二五二)の一部改正(昭二九―法一三六)……六一九
○精神衛生法の一部を改正する法律(昭二九・六・一四・法一七九)(衆法)……七五九
△精神衛生法(昭二五―法一二三)の一部改正(昭二九―法一三六)……六一七
△精神衛生法(昭二五―法一二三)の一部改正(昭二九―法一六三)……七一三
○質屋営業法の一部を改正する法律(昭二九・六・二三・法一九六)……八四四
△質屋営業法(昭二五―法一五八)の一部改正(昭二九―法一六三)……七一三
△伝染病予防法(明三〇―法三六)の一部改正(昭二九―法一三六)……六一七
△汚物掃除法(明三三―法三一)廃止(昭二九―法七二)……三七三
△下水道法(明三三―法三二)の一部改正(昭二九―法七二)……六一八
△「トラホーム」予防法(大八―法二七)の一部改正(昭二九―法一三六)……六一八
△健康保険法(大一一―法七〇)の一部改正、昭二九―法一一五)……四九五
△公益質屋法(昭二―法三五)の一部改正(昭二九―法一六三)……七一九
△寄生虫病予防法(昭六―法五九)の一部改正(昭二九―法一三六)……六一八
△厚生保険特別会計法(昭一九―法一〇〇)の一部改正(昭二九―法三〇)……三七
△厚生保険特別会計法(昭一九―法一一七)の一部改正(昭二九―法一六三)……七一二
△薬事法(昭二三―法一九七)の一部改正(昭二九―法一三六)……六一八
△医師法(昭二三―法二〇一)の一部改正(昭二九―法七一)……二六八
△歯科医師法(昭二三―法二〇二)の一部改正(昭二九―法七一)……二六八
△保健婦助産婦看護婦法(昭二三―法二〇三)の一部改正(昭二九―法七一)……二六八
△災害救助法(昭二二―法一一八)の一部改正(昭二九―法一〇一)……四三六
△理容師美容師法(昭二二―法二三四)の一部改正(昭二九―法一三六)……六一八
△墓地、埋葬等に関する法律(昭二三―法四八)の一部改正(昭二九―法一二〇)……二六九
△予防接種法(昭二三―法六八)の一部改正(昭二九―法一三六)……六一八
△大麻取締法(昭二三―法一二四)の一部改正(昭二九―法七一)……二六八
△社会保険診療報酬支払基金法(昭二三―法一二九)の一部改正(昭二九―法一六三)……七一九
△社会保険診療報酬支払基金法(昭二三―法一二九)の一部改正(昭二九―法二八)……二六八
△へい獣処理場等に関する法律(昭二三―法一四〇)の一部改正(昭二九―法一六三)……七一二
△薬事法(昭二三―法一九七)の一部改正(昭二九―法一三六)……六一八
△医師法(昭二三―法二〇一)の一部改正(昭二九―法七一)……二六八
△歯科医師法(昭二三―法二〇二)の一部改正(昭二九―法七一)……二六八
△保健婦助産婦看護婦法(昭二三―法二〇三)の一部改正(昭二九―法七一)……二六八
△災害救助法(昭二二―法一一八)の一部改正(昭二九―法一〇一)……四三六
△理容師美容師法(昭二二―法二三四)の一部改正(昭二九―法一三六)……六一八
△墓地、埋葬等に関する法律(昭二三―法四八)の一部改正(昭二九―法一二〇)……二六九
△予防接種法(昭二三―法六八)の一部改正(昭二九―法一三六)……六一八
△大麻取締法(昭二三―法一二四)の一部改正(昭二九―法七一)……二六八
△「トラホーム」予防法(大八―法二七)の一部改正(昭二九―法一三六)……六一八
△健康保険法(大一一―法七〇)の一部改正、昭二九―法一一五)……四九五
△公益質屋法(昭二―法三五)の一部改正(昭二九―法一六三)……七一九
△寄生虫病予防法(昭六―法五九)の一部改正(昭二九―法一三六)……六一八
△厚生保険特別会計法(昭一九―法一〇〇)の一部改正(昭二九―法三〇)……三七
△厚生保険特別会計法(昭一九―法一一七)の一部改正(昭二九―法一六三)……七一二
△薬事法(昭二三―法一九七)の一部改正(昭二九―法一三六)……六一八
△医師法(昭二三―法二〇一)の一部改正(昭二九―法七一)……二六八
△歯科医師法(昭二三―法二〇二)の一部改正(昭二九―法七一)……二六八
△保健婦助産婦看護婦法(昭二三―法二〇三)の一部改正(昭二九―法七一)……二六八
△保健婦助産婦看護婦法(昭二三―法二〇三)の一部改正(昭二九―法一三六)……六一八
△へい獣処理場等に関する法律(昭二三―法一四〇)の一部改正(昭二九―法一六三)……七一二
△薬事法(昭二三―法一九七)の一部改正(昭二九―法一三六)……六一八
△医師法(昭二三―法二〇一)の一部改正(昭二九―法七一)……二六八
△歯科医師法(昭二三―法二〇二)の一部改正(昭二九―法七一)……二六八
△保健婦助産婦看護婦法(昭二三―法二〇三)の一部改正(昭二九―法七一)……二六八
△災害救助法(昭二二―法一一八)の一部改正(昭二九―法一〇一)……四三六
△理容師美容師法(昭二二―法二三四)の一部改正(昭二九―法一三六)……六一八
△墓地、埋葬等に関する法律(昭二三―法四八)の一部改正(昭二九―法一二〇)……二六九

改正(昭二九―法七一)……二六九
△死体解剖保存法(昭二四―法二〇四)の一部改正(昭二九―法一三六)……六一八
△生活保護法(昭二五―法一四四)の一部改正(昭二九―法二八)……二四
△厚生省設置法(昭二四―法一五一)の一部改正(昭二九―法二六)……二六
△厚生省設置法(昭二四―法一五一)の一部改正(昭二九―法二八)……二四
△厚生省設置法(昭二四―法一五一)の一部改正(昭二九―法二九)……二六
△厚生省設置法(昭二四―法一五一)の一部改正(昭二九―法三〇)……三七
△厚生省設置法(昭二四―法一五一)の一部改正(昭二九―法七一)……二六九
△厚生省設置法(昭二四―法一五一)の一部改正(昭二九―法七七)……二七
△厚生省設置法(昭二四―法一五一)の一部改正(昭二九―法一三四)……六一六
△厚生省設置法(昭二四―法一五一)の一部改正(昭二九―法一七七)……七六七
△厚生省設置法の一部を改正する法律(昭二七―法二三三)の一部改正(昭二九―法七一)……二六九
△毒物及び劇物取締法(昭二五―法三〇三)の一部改正(昭二九―法七一)……二六九
△厚生年金保険法特例(昭二六―法三八)廃止(昭二九―法一一五)……四九九
△社会福祉事業法(昭二六―法四五)の一部改正(昭二九―法二八)……三三
△結核予防法(昭二六―法九六)の一部改正(昭二九―法二〇四)……二六九
△医師法、歯科医師法及び薬事法の一部を改正する法律(昭二六―法一〇四)……二六九
△診療所における同一患者の収容時間の制限に関する医療法の特例に関する法律(昭二六―法二五九)廃止(昭二九―法六二)……二六九
△麻薬取締法(昭二八―法一四)の一部改正(昭二九―法七一)……二六九
△麻薬取締法(昭二八―法一四)の一部改正(昭二九―法一六三)……七一四
△社会保険審査官及び社会保険審査会法(昭二八―法二〇六)の一部改正(昭二九―法一一五)……四九五

第一一　労　働

○労働基準法の一部を改正する法律(昭二九・六・一〇・法一七一)(参法)……七六六
△日本銀行券預入令等を廃止する法律(昭二九・四・一〇・法六六)……三三六
△日本銀行券預入令(昭二二―勅八四)廃止(昭二九―法六六)……三三六
○特別調達資金設置令等の一部を改正する法律(昭二三―法二五七)の一部改正(昭二九―法一八五)……二九一
△特別調達資金設置令(昭二六―政二四一)……二六四

第一二　財　政

○開拓者資金融通特別会計において貸付金の財源に充てるための一般会計からする繰入金に関する法律(昭二九・三・一八・法五)……四
○財政法第四十二条の特例に関する法律(昭二九・三・三一・法三一)……三八
○農業共済再保険特別会計の歳入不足を補てんするための一般会計からする繰入金に関する法律(昭二九・三・三一・法三三)……三九
○昭和二十八年度における国債整理基金に充てるべき資金の繰入の特例に関する法律の一部を改正する法律(昭二九・四・一・法五四)……一八七
改題―「昭和二十八年度及び昭和二十九年度における国債整理基金に充てるべき資金の繰入の特例に関する法律」
○日本銀行券預入令等を廃止する法律(昭二九・四・一〇・法六六)……三三六
△日本銀行券預入令(昭二二―勅八四)廃止(昭二九―法六六)……三三六
○特別調達資金設置令等の一部を改正する法律(昭二三―法二五七)の一部改正(昭二九―法一八五)……二九一
△特別調達資金設置令(昭二六―政二四一)……二六四

○五)の一部改正(昭二九—法八五)……二九一
○財政法等の一部を改正する法律(昭二九・五・八・法九〇)……三〇四
△財政法(昭二二—法三四)の一部改正(昭二九—法九〇)……三〇四
○物品の無償貸付及び譲与等に関する法律の一部を改正する法律(昭二九・五・一三・法九四)……三二六
○交付税及び譲与税配付金特別会計法(昭二九・五・一五・法一〇三)……四三七
○国の所有に属する自動車の交換に関する法律(昭二九・五・一七・法一〇九)……四五六
○補助金等の臨時特例等に関する法律(昭二九・五・二八・法一二九)……五九一
△補助金等の臨時特例等に関する法律(昭二九—法一二九)の一部改正(昭二九—法一六九)……七七三
○北海道における国有の緊急開拓施設等の譲与に関する法律(昭二九・六・二・法一五三)(衆法)……六七三
○国有財産特別措置法の一部を改正する法律(昭二九・六・一四・法一八〇)(衆法)……七八九
△国債に関する法律(明三九—法三四)の一部改正(昭二九—法一二一)……五八二
△証券を以てする歳入納付に関する法律(大五—法一〇)の一部改正(昭二九—法三六)……四五
△日本銀行法(昭一七—法六七)の一部改正(昭二九—法九五)……四〇七
△銀行法等特例法(昭二〇—法二一)の一部改正(昭二九—法一二一)……五八二
△日本銀行券預入令の特例の件(昭二一—勅九〇)廃止(昭二九—法六六)……二三六
△財政法(昭二二—法三四)の一部改正(昭二九—法九〇)……三〇四
△会計法(昭二二—法三五)の一部改正(昭二九—法三六)……四五
△会計法(昭二二—法三五)の一部改正(昭二九—法九〇)……三〇四
△印刷局特別会計法(昭二二—法三六)の一部改正(昭二九—法一四一)……六三五
△社寺等に無償で貸し付けてある国有財産の処分に関する法律(昭二二—法五三)の一部改正(昭二九—法一二〇)……五六九
△旧日本銀行券の未回収発行残高に相当する金額の一部を国庫に納付するに伴う日本銀行への交付金に関する法律(昭二三—法一八三)廃止(昭二九—法六六)……二三六
△印紙をもつてする歳入金納付に関する法律(昭二三—法一四二)の一部改正(昭二九—法三六)……四五
△印紙をもつてする歳入金納付に関する法律(昭二三—法一四二)の一部改正(昭二九—法四八)……八九
△大蔵省設置法(昭二四—法一四四)の一部改正(昭二九—法二)……二
△大蔵省設置法(昭二四—法一四四)の一部改正(昭二九—法三六)……四五
△大蔵省設置法(昭二四—法一四四)の一部改正(昭二九—法六一)……二三一
△大蔵省設置法(昭二四—法一四四)の一部改正(昭二九—法六七)……二四一
△大蔵省設置法(昭二四—法一四四)の一部改正(昭二九—法七一)……二六九
△大蔵省設置法(昭二四—法一四四)の一部改正(昭二九—法九〇)……三〇五
△大蔵省設置法(昭二四—法一四四)の一部改正(昭二九—法一〇四)……四四一
△大蔵省設置法(昭二四—法一四四)の一部改正(昭二九—法一〇七)……四五三
△大蔵省設置法(昭二四—法一四四)の一部改正(昭二九—法一六三)……七三三
△大蔵省設置法(昭二四—法一四四)の一部改正(昭二九—法一七五)……七八四
△大蔵省設置法(昭二四—法一四四)の一部改正(昭二九—法一八三)……八〇四

一部改正(昭二九—法一九五)……八五三
△政府契約の支払遅延防止等に関する法律(昭二四—法二五六)の一部改正(昭二九—法一二一)……五八二
△退職職員に支給する退職手当支給の財源に充てるための特別会計等からする一般会計への繰入及び納付に関する法律(昭二五—法六二)の一部改正(昭二九—法六)……五
△駐留軍労務者等に支払うべき給料その他の給与の支払事務の処理の特例に関する法律(昭二五—法五)の一部改正(昭二九—法八五)……二九一
△国庫出納金等端数計算法(昭二五—法六一)の一部改正(昭二九—法一一五)……四九五
△造幣局特別会計法(昭二五—法六三)の一部改正(昭二九—法一四一)……六三五
△予算執行職員等の責任に関する法律(昭二五—法一七二)の一部改正(昭二九—法九〇)……三〇五
△ポツダム宣言の受諾に伴い発する命令に関する件に基く大蔵省関係諸法令の措置に関する法律(昭二七—法四三)の一部改正(昭二九—法一二一)……五八〇
△一般会計の歳出の財源に充てるための米国対日援助物資等処理特別会計からする繰入金に関する法律(昭二七—法六四)廃止(昭二九—法三四)……四〇
△小額通貨の整理及び支払金の端数計算に関する法律(昭二八—法六〇)の一部改正(昭二九—法六六)……二三八
△一般会計の歳出の財源に充てるための緊要物資輸入基金からする一般会計への繰入金に関する法律(昭二八—法一二七)廃止(昭二九—法六)……四
△一般会計の歳出の財源に充てるための米国対日援助物資等処理特別会計からする繰入金に関する法律(昭二八—法二八二)廃止(昭二九—法三四)……四〇

第一三　租税・専売

○国税徴収法の一部を改正する法律(昭二九・三・三一・法三五)……四一
△国税徴収法(明三〇—法二一)の一部改正(昭二九—法三六)……四五
○国税収納金整理資金に関する法律(昭二九・三・三一・法三六)……四三
△国税徴収法(明三〇—法二一)の一部改正(昭二九—法九七)……四三三
○租税特別措置法の一部を改正する法律(昭二九・三・三一・法三七)……四六
△租税特別措置法(昭二一—法一五)の一部改正(昭二九—法八四)……二九〇
△租税特別措置法(昭二一—法一五)の一部改正(昭二九—法一一〇)……四五八
△租税特別措置法(昭二一—法一五)の一部改正(昭二九—法一二〇)……五六八
○法人税法の一部を改正する法律(昭二九・三・三一・法三八)……五六
△法人税法(昭二二—法二八)の一部改正(昭二九—法一九四)……八四九
△法人税法(昭二二—法二八)の一部改正(昭二九—法三六)……四五
△法人税法(昭二二—法二八)の一部改正(昭二九—法九五)……四〇七
△法人税法(昭二二—法二八)の一部改正(昭二九—法一八四)……八一五
△法人税法(昭二二—法二八)の一部改正(昭二九—法一八五)……八三〇
△法人税法(昭二二—法二八)の一部改正(昭二九—法二〇四)……八九〇
△法人税法(昭二二—法二八)の一部改正(昭二九—法二〇五)……九〇〇
○相続税法の一部を改正する法律(昭二九・三・三一・法三九)……六五
△相続税法(昭二五—法七三)の一部改正(昭二九—法九五)……四〇八
△相続税法(昭二五—法七三)の一部改正(昭二九—法九六)……四一八
○酒税法の一部を改正する法律(昭二九・三・三一・法四〇)……六八

△酒税法（昭二八―法六）の一部改正（昭二八―法六一）……三三一
○印紙税法の一部を改正する法律（昭二九・三・三一・法四一）……七〇
△印紙税法(明三二―法五四)の一部改正(昭二九―法二七)……二八
△印紙税法(明三二―法五四)の一部改正(昭二九―法一八四)……八一五
△印紙税法(明三二―法五四)の一部改正(昭二九―法一八五)……八三〇
△印紙税法(明三二―法五四)の一部改正(昭二九―法二〇四)……八八九
○関税定率法の一部を改正する法律（昭二九・三・三一・法四二）……七〇
△関税定率法の一部を改正する法律（昭二六―法一一〇）の一部改正（昭二九―法四二）……七九
△関税定率法の一部を改正する法律（昭二八―法一三二）の一部改正（昭二九―法四二）……七九
○骨牌税法の一部を改正する法律（昭二九・三・三一・法四三）……八一
○砂糖消費税法の一部を改正する法律（昭二九・三・三一・法四四）……八三
△砂糖消費税法(明三四―法一三)の一部改正(昭二九―法四二)……八〇
○揮発油税法の一部を改正する法律（昭二九・三・三一・法四五）……八四
△揮発油税法(昭二四―法四四)の一部改正(昭二九―法六一)……一八七
○関税法(昭二九・四・一・法六一)……三〇〇
△関税法(明三二―法六一)の全部改正(昭二九―法六一)……三〇〇
△物品税法(昭一五―法四〇)の一部改正(昭二九―法六一)……三〇〇
△関税法(明三二―法六一)の一部改正(昭二九―法一六三)……七九
△関税法(昭二九―法六一)の一部改正(昭二九―法三六)……四五
△関税法(昭二九―法六一)の一部改正(昭二九―法一六四)……七三四
○入場税法(昭二九・五・一三・法九六)……四一〇
○株式会社以外の法人の再評価積立金の資本組入に関する法律（昭二九・五・一七・法一一〇）……四五六
○日本国とアメリカ合衆国との間の相互防衛援助協定の実施に伴う関税法等の臨時特例に関する法律（昭二九・五・一八・法一一二）……四六四
○企業資本充実のための資産再評価等の特別措置法(昭二九・六・一・法一四二)……六三五
○日本国における国際連合の軍隊の地位に関する協定の実施に伴う所得税法等の臨時特例に関する法律（昭二九・六・一・法一四九）……六四四
○昭和二十九年度の揮発油譲与税に関する法律(昭二九・六・二一・法一九〇)……八四三
○日本国とアメリカ合衆国との間の二重課税の回避及び脱税の防止のための条約の実施に伴う所得税法の特例等に関する法律(昭二九・六・二三・法一九四)……八四八
△登録税法(明二九―法二七)の一部改正(昭二九―法五九)……一九三
△登録税法(明二九―法二七)の一部改正(昭二九―法八七)……二〇〇
△登録税法(明二九―法二七)の一部改正(昭二九―法九七)……四三三
△登録税法(明二九―法二七)の一部改正(昭二九―法一二〇)……五六八
△登録税法(明二九―法二七)の一部改正(昭二九―法一八四)……八一五
△登録税法(明二九―法二七)の一部改正(昭二九―法二〇五)……九〇〇
△保税倉庫法（明三〇―法一五）廃止（昭二九―法六一）……三八
△国税犯則取締法(明三二―法六七)の一部改正(昭二九―法一六三)……七二九
△酒税等ノ徴収ニ関スル法律（明四四―法四五）の一部改正(昭二九―法一一〇)の一部改正（昭二九―法一一〇）……三三〇
△保税工場法(昭二―法四五)廃止（昭二九―法六一）……三八
△アルコール専売事業特別会計法（昭二二―法三九）の一部改正(昭二九―法一一〇)……四五八
△資産再評価法(昭二五―法一一〇)の一部改正(昭二九―法一一〇)……四五八
△災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律（昭二二―法一七五）の一部改正（昭二九―法一一〇）……四六一
△印紙等模造取締法（昭二二―法一七六）の一部改正(昭二九―法九六)……四八八
△日本専売公社法(昭二三―法二五五)の一部改正(昭二九―法一一五)……四九六
△日本専売公社法(昭二三―法二五五)の一部改正(昭二九―法一一〇)の一部改正(昭二九―法一一〇)……四九八
△たばこ専売法(昭二四―法一一)の一部改正(昭二九―法一一〇)……四九八
△たばこ専売法(昭二四―法一一)の一部改正(昭二九―法一一二)……五〇〇
△塩専売法(昭二四―法一一二)の一部改正(昭二九―法一一二)……五〇一
△資産再評価法(昭二五―法一一〇)の一部改正(昭二九―法一一〇)……五〇七
△資産再評価法(昭二五―法一一〇)の一部改正(昭二九―法一一〇六)……五〇八
△資産再評価法(昭二五―法一一〇)の一部改正(昭二九―法一一〇七)……五〇八
△酒税法（昭二八―法六）の一部改正（昭二八―法六一）……三三一
○印紙税法の一部を改正する法律（昭二九・三・三一・法四一）……七〇
△印紙税法(明三二―法五四)の一部改正(昭二九―法二七)……二八
△印紙税法(明三二―法五四)の一部改正(昭二九―法一八四)……八一五
△印紙税法(明三二―法五四)の一部改正(昭二九―法一八五)……八三〇
△印紙税法(明三二―法五四)の一部改正(昭二九―法二〇四)……八八九
○関税定率法の一部を改正する法律（昭二九・三・三一・法四二）……七〇
△関税定率法の一部を改正する法律（昭二六―法一一〇）の一部改正（昭二九―法四二）……七九
△関税定率法の一部を改正する法律（昭二八―法一三二）の一部改正（昭二九―法四二）……七九
○骨牌税法の一部を改正する法律（昭二九・三・三一・法四三）……八一
○砂糖消費税法の一部を改正する法律（昭二九・三・三一・法四四）……八三
△砂糖消費税法(明三四―法一三)の一部改正(昭二九―法四二)……八〇
○揮発油税法の一部を改正する法律（昭二九・三・三一・法四五）……八四
△揮発油税法(昭二四―法四四)の一部改正(昭二九―法六一)……一八七
○関税法(昭二九・四・一・法六一)……三〇〇
△関税法(明三二―法六一)の全部改正(昭二九―法六一)……三〇〇
△物品税法(昭一五―法四〇)の一部改正(昭二九―法六一)……三〇〇
△関税法(明三二―法六一)の一部改正(昭二九―法一六三)……七九
△関税法(昭二九―法六一)の一部改正(昭二九―法三六)……四五
△関税法(昭二九―法六一)の一部改正(昭二九―法一六四)……七三四
○入場税法(昭二九・五・一三・法九六)……四一〇
○株式会社以外の法人の再評価積立金の資本組入に関する法律（昭二九・五・一七・法一一〇）……四五六
○日本国とアメリカ合衆国との間の相互防衛援助協定の実施に伴う関税法等の臨時特例に関する法律（昭二九・五・一八・法一一二）……四六四
○企業資本充実のための資産再評価等の特別措置法(昭二九・六・一・法一四二)……六三五
○日本国における国際連合の軍隊の地位に関する協定の実施に伴う所得税法等の臨時特例に関する法律（昭二九・六・一・法一四九）……六四四
○昭和二十九年度の揮発油譲与税に関する法律(昭二九・六・二一・法一九〇)……八四三
○日本国とアメリカ合衆国との間の二重課税の回避及び脱税の防止のための条約の実施に伴う所得税法の特例等に関する法律(昭二九・六・二三・法一九四)……八四八
△登録税法(明二九―法二七)の一部改正(昭二九―法五九)……一九三
△登録税法(明二九―法二七)の一部改正(昭二九―法八七)……二〇〇
△登録税法(明二九―法二七)の一部改正(昭二九―法九七)……四三三
△登録税法(明二九―法二七)の一部改正(昭二九―法一二〇)……五六八
△登録税法(明二九―法二七)の一部改正(昭二九―法一八四)……八一五
△登録税法(明二九―法二七)の一部改正(昭二九―法二〇五)……九〇〇
△保税倉庫法（明三〇―法一五）廃止（昭二九―法六一）……三八
△国税犯則取締法(明三二―法六七)の一部改正(昭二九―法一六三)……七二九
△酒税等ノ徴収ニ関スル法律（明四四―法四五）の一部改正(昭二九―法一一〇)の一部改正（昭二九―法一一〇）……三三〇
△保税工場法(昭二―法四五)廃止（昭二九―法六一）……三八
△アルコール専売事業特別会計法（昭二二―法三九）の一部改正(昭二九―法一一〇)……四五八
△資産再評価法(昭二五―法一一〇)の一部改正(昭二九―法一一〇)……四五八
△資産再評価法(昭二五―法一一〇)の一部改正(昭二九―法一一〇六)……五〇八
△資産再評価法(昭二五―法一一〇)の一部改正(昭二九―法一一〇七)……五〇八

△いやい繊維品の課税に関する法律（昭二九―法　）の一部改正（昭二九―法四二）……八〇
△いやい繊維品の課税に関する法律（昭二九―法　）の一部改正（昭二九―法六一）……三三

第一四　金　融

○当せん金附証票法の一部を改正する法律（昭二九・三・二五・法二）……二
○当せん金附証票法の一部を改正する法律（昭二九・五・一五・法九九）（衆法）……四三三
○資金運用部特別会計法の一部を改正する法律（昭二九・三・三一・法三二）……三六
○国民金融公庫法の一部を改正する法律（昭二九・三・三一・法五〇）……九一
△国民金融公庫法（昭二四―法四九）の一部改正（昭二九―法九一）……三〇七
○住宅金融公庫法の一部を改正する法律（昭二九・五・一・法八七）……二九三
△住宅金融公庫法（昭二五―法一五六）の一部改正（昭二九―法一一五）……四九六
○国民金融公庫が行う恩給担保金融に関する法律（昭二九・五・一〇・法九一）……三〇六
△国民金融公庫が行う恩給担保金融に関する法律（昭二九―法九一）の一部改正（昭二九―法二〇四）……八八九
△産業労働者住宅資金融通法（昭二八―法六三）の一部改正（昭二九―法八七）……二九八
△産業投資特別会計法（昭二八―法二二）の一部改正（昭二九―法六）……五

第一五　産　業　一　般

○中小企業信用保険法の一部を改正する法律（昭二九・三・三一・法二二）……一〇
○国際的供給不足物資等の需給調整に関する臨時措置法の一部を改正する法律（昭二九・三・三一・法二三）……三
○中小企業金融公庫法の一部を改正する法律（昭二九・四・一・法五九）……一九三
○閉鎖機関令の一部を改正する法律（昭二九・五・一五・法一〇五）……四四一
△閉鎖機関令（昭二二―勅七四）の一部改正（昭二九―法一八三）……八〇四
○旧日本占領地域に本店を有する会社の本邦内にある財産の整理に関する政令の一部を改正する法律（昭二九・五・一五・法一〇七）……四五一
○離島振興法の一部を改正する法律（昭二九・五・二〇・法一一八）……五三
○中小企業安定法の一部を改正する法律（昭二九・六・一・法一四五）（衆法）……六五五
○公認会計士法の一部を改正する法律（昭二九・六・二・法一五五）（参

（昭二九・六・一一・法一七五）……六三
○企業再建整備法の一部を改正する法律（昭二九・六・一五・法一八三）……七六
△私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭二二―法五四）の一部改正（昭二九―法一一七）……五九
△昭和二十二年法律第五十四号私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の適用除外等に関する法律（昭二二―法一三八）の一部改正（昭二九―法五一）……一〇一
△中小企業等協同組合法（昭二四―法一八一）の一部改正（昭二九―法一二七）……五九
△計量法（昭二六―法二〇七）の一部改正（昭二九―法一三八）……六三
△企業合理化促進法（昭二七―法五）の一部改正（昭二九―法五二）……一七〇
△企業合理化促進法（昭二七―法七五）の一部改正（昭二九―法五五）……四八

第一六　農　林　・　水　産

○特定海域における漁船の被害に伴う資金の融通に関する特別措置法（昭二九・三・五・法一）……一
○昭和二十八年の風水害及び冷害による被害農家等に対して米麦を特別価格で売り渡したことにより食糧管理特別会計に生ずる損失を補てんするための一般会計からする繰入金に関する法律（昭二九・三・一八・法四）……三
○水産業協同組合法の一部を改正する法律（昭二九・三・二三・法九）……八
○遠洋かつお・まぐろ漁業の用に供する船舶についての船舶職員法の臨時特例に関する法律（昭二九・三・二三・法一一）……九
○開拓融資保証法の一部を改正する法律（昭二九・三・三一・法一七）……一八
○農林漁業金融公庫法の一部を改正する法律（昭二九・三・三一・法二一）……二〇
○農産物検査法の一部を改正する法律（昭二九・三・三一・法四八）……八九
○食糧管理特別会計法の一部を改正する法律（昭二九・三・三一・法四九）……九〇
△食糧管理特別会計法（大一〇―法三七）の一部改正（昭二九・法一六〇）……六九六
○肥料取締法の一部を改正する法律（昭二九・四・二六・法七五）（衆法）……二七五
○農林省設置法の一部を改正する法律（昭二九・四・二七・法七七）……二九六
○農林省設置法（昭二四―法一五三）の一部改正（昭二九―法一六〇）……六九六
△農林省設置法（昭二四―法一五三）の一部改正（昭二九―法九二）……三四
△農林省設置法（昭二四―法一五三）の一部改正（昭二九―法一七二）……八〇
△農林省設置法（昭二四―法一五三）の一部改正（昭二九―法一八二）……七九六
△農林省設置法（昭二四―法一五三）の一部改正（昭二九―法二〇五）……九〇一
○国有林野法等の一部を改正する法律（昭二九・五・一・法八三）……二八七
△国有林野法（昭二六―法一四六）の一部改正（昭二九―法八三）……二八七
○保安林整備臨時措置法（昭二九・五・一・法八四）……二八九
○国有林野事業特別会計法の一部を改正する法律（昭二九・五・一・法八六）……二九三
△国有林野事業特別会計法（昭二二―法三八）の一部改正（昭二九―法四一）……六三五
○農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律の一部を改正する法律（昭二九・五・二五・法一二四）……六四
○輸出水産業の振興に関する法律（昭二九・六・二・法一五四）（衆法）……六三
○瞼虎腥肭獣獲取締法の一部を改正する法律（昭二九・六・二・法一五五）（参

法)……六八〇
○昭和二十九年四月及び五月における凍霜害の被害農家に対する資金の融通に関する特別措置法(昭二九・六・九・法一六七)……七六四
○昭和二十九年五月の北海道東南海域暴風雨による漁業災害の復旧資金の融通に関する特別措置法(昭二九・六・九・法一六八)……七六七
○臨時肥料需給安定法(昭二九・六・一〇・法一七二)……七七六
○硫安工業合理化及び硫安輸出調整臨時措置法(昭二九・六・一〇・法一七三)……七八〇
○酪農振興法(昭二九・六・一四・法一八二)……七九一
○農業協同組合法の一部を改正する法律(昭二九・六・一五・法一八四)(衆法)……八〇四
○農業委員会法の一部を改正する法律(昭二九・六・一五・法一八五)(衆法)……八一六
△農業委員会法(昭二六—法八八)の一部改正(昭二九—法七九)……二八二
△農業委員会法(昭二六—法八八)の一部改正(昭二九—法一六三)……七三三
△農業委員会法(昭二六—法八八)の一部改正(昭二九—法一七〇)……七七五
○農林漁業組合連合会整備促進法の一部を改正する法律(昭二九・六・三〇・法一九九)(衆法)……八五八
○日本中央競馬会法(昭二九・七・一・法二〇五)……八九四
△狩猟法(大七—法三二)の一部改正(昭二九—法一六三)……七一九
△蚕糸業法(昭二〇—法五七)の一部改正(昭二九—法一三七)……六三〇
△水産庁設置法(昭二三—法七八)の一部改正(昭二九—法一五四)……六七九
△競馬法(昭二三—法一五三)の一部改正(昭二九—法九五)……四〇八
△競馬法(昭二三—法一五三)の一部改正(昭二九—法二〇五)……八九九
△土地改良法(昭二四—法一九五)の一部改正(昭二九—法一八五)……八二八
△漁業法(昭二四—法二六七)の一部改正(昭二九—法一六三)……七三三
△漁業法(昭二四—法二六七)の一部改正(昭二九—法一七〇)……七七五
△造林臨時措置法(昭二五—法一五〇)の一部改正(昭二九—法一八五)……八二九
△家畜改良増殖法(昭二五—法二〇九)の一部改正(昭二九—法一三七)……六三〇
△国有林野整備臨時措置法(昭二六—法二四七)の一部改正(昭二九—法八三)……二八八
△農地法(昭二七—法二二九)の一部改正(昭二九—法一二〇)……五七一
△農地法(昭二七—法二二九)の一部改正(昭二九—法一八五)……八二八
△農地法施行法(昭二七—法二三〇)の一部改正(昭二九—法一八五)……八二八
△耕土培養法(昭二七—法二三五)の一部改正(昭二九—法一八五)……八二九
△農山漁村電気導入促進法(昭二七—法三五八)の一部改正(昭二九—法五一)……一〇三
△昭和二十八年四月及び五月における凍霜害の被害農家に対する資金の融通に関する特別措置法(昭二八—法六九)の一部改正(昭二九—法一六七)……七六六

第一七　商　工

○特別鉱害復旧臨時措置法の一部を改正する法律(昭二九・三・一六・法三)……三
○緊要物資輸入基金特別会計法等を廃止する法律(昭二九・三・一八・法六)……四
△緊要物資輸入基金特別会計法(昭二六—法五八)廃止(昭二九—法六)……四
○輸出保険法の一部を改正する法律(昭二九・三・二九・法一三)……一四
△輸出保険法(昭二五—法六七)の一部改正(昭二九—法六七)……二四一

○米国対日援助物資等処理特別会計法等を廃止する法律(昭二九・三・三一・法三四)……四〇
△米国対日援助物資等処理特別会計法(昭二五—法六五)廃止(昭二九—法三四)……四〇
○ガス事業法(昭二九・三・三一・法五一)……九一
○外国為替銀行法(昭二九・四・一〇・法六七)……二三八
○日本製鉄株式会社法廃止法の一部を改正する法律(昭二九・四・二四・法七三)……二七四
○石油及び可燃性天然ガス資源開発法の一部を改正する法律(昭二九・五・一・法八八)……三〇〇
○石油資源探鉱促進臨時措置法(昭二九・五・一・法八九)……三〇一
○商品取引所法の一部を改正する法律(昭二九・五・一〇・法九二)……三〇七
○経済援助資金特別会計法(昭二九・五・一五・法一〇四)……四四〇
○小型自動車競走法の一部を改正する法律(昭二九・六・一・法一四六)(衆法)……六五八
△小型自動車競走法(昭二五—法二〇八)の一部改正(昭二九—法一六九)……七七一
○自転車競技法等の臨時特例に関する法律(昭二九・六・九・法一六九)……七六九
△自転車競技法(昭二三—法二〇九)の一部改正(昭二九—法一六九)……七七一
△輸出品取締法(昭二三—法一五三)の一部改正(昭二九—法一三八)……六三一
△外国為替及び外国貿易管理法(昭二四—法二二八)の一部改正(昭二九—法六七)……二四一
△外国為替及び外国貿易管理法(昭二四—法二二八)の一部改正(昭二九—法一三八)……六三一
△火薬類取締法(昭二五—法一四九)の一部改正(昭二九—法一三八)……六三一
△火薬類取締法(昭二五—法一四九)の一部改正(昭二九—法一六三)……七三三
△外資に関する法律(昭二五—法一六三)の一部改正(昭二九—法六七)……二四一
△外国為替資金特別会計法(昭二六—法五六)の一部改正(昭二九—法六七)……二四一
△高圧ガス取締法(昭二六—法二〇四)の一部改正(昭二九—法一六三)……七三三
△緊要物資の売払に関する法律(昭二六—法二二九)の一部改正(昭二九—法六)……五
△通商産業省設置法(昭二七—法二七五)の一部改正(昭二九—法六)……五
△通商産業省設置法(昭二七—法二七五)の一部改正(昭二九—法三四)……四〇
△通商産業省設置法(昭二七—法二七五)の一部改正(昭二九—法五一)……一〇一
△通商産業省設置法(昭二七—法二七五)の一部改正(昭二九—法九二)……三一五
△通商産業省設置法(昭二七—法二七五)の一部改正(昭二九—法一六一)……七〇三
△電気及びガスに関する臨時措置に関する法律(昭二七—法三四一)の一部改正(昭二九—法五一)……一〇一
改題—「電気に関する臨時措置に関する法律」
△武器等製造法(昭二八—法一四五)の一部改正(昭二九—法一六三)……七三五

第一八　運　輸

○港域法の一部を改正する法律(昭二九・三・二〇・法七)……六
○国有鉄道運賃法の一部を改正する法律(昭二九・三・二五・法一二)……一四
○運輸省設置法の一部を改正する法律(昭二九・四・一・法五三)……一八六
△運輸省設置法(昭二四—法一五七)の一部改正(昭二九—法六〇)……一九九
○航空法の一部を改正する法律(昭二九・四・一・法六〇)……一九四
○船舶職員法等の一部を改正する法律(昭二九・四・二七・法七八)……二七七
△船舶職員法(昭二六—法一四九)の一

部改正(昭二九―法七八)……二七七
△船舶職員法(昭二六―法一四九)の一部改正(昭二九―法五三)……一八六
○港湾法の一部を改正する法律(昭二九・五・一七・法一一一)……四九五
○北海道開発のためにする港湾工事に関する法律の一部を改正する法律(昭二九・五・一八・法一一四)(衆法)……四九九
○船員保険法の一部を改正する法律(昭二九・五・一九・法一一六)……五〇〇
△船員保険法(昭一四―法七三)の一部改正(昭二九―法二〇四)……八八九
△船員保険法の一部を改正する法律(昭二三―法一二八)の一部改正(昭二九―法一一六)……五一三
△船員保険法等の一部を改正する法律(昭二五―法二七九)の一部改正(昭二九―法一一六)……五一三
△船員保険法の一部を改正する法律(昭二六―法九一)の一部改正(昭二九―法一一六)……五一三
○モーターボート競走法の一部を改正する法律(昭二九・五・二四・法一二三)(衆法)……五六四
△モーターボート競走法(昭二六―法二四二)の一部改正(昭二九―法一一六)……七三三
○日本国との平和条約の効力発生及び日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約第三条に基く行政協定の実施に伴う道路運送法等の特例に関する法律(昭二九・六・三・法一一七)……六九七
△船員保険特別会計法(昭二二―法一四)……三
△郵便振替貯金法(昭二三―法六〇)の一部改正(昭二九―法一八五)……一〇一
○軍事郵便貯金等特別処理法(昭二九・五・二〇・法一一九)……四五四
△郵政省設置法(昭二四―法二四四)の一部改正(昭二九―法一六三)……五三
△郵政事業特別会計法(昭二四―法一四)の一部改正(昭二九―法一四一)……六二五
△海上運送法の一部を改正する法律(昭二八―法七四)の一部改正(昭二九―法七八)……二七七

第一九　郵　政

○簡易生命保険法の一部を改正する法律(昭二九・三・二三・法八)……八
○郵便切手類売さばき所及び印紙売さばき所に関する法律の一部を改正する法律(昭二九・三・二九・法一四)……一五
○郵便為替法の一部を改正する法律(昭二九・三・二九・法一五)……一六
○郵便振替貯金法の一部を改正する法律

△船員保険特別会計法(昭二二―法三六)の一部改正(昭二九―法一一七)……五三
△船員保険特別会計法(昭二二―法三六)の一部改正(昭二九―法二〇四)……八八九
△港則法(昭二三―法一七四)の一部改正(昭二九―法七)……七
△日本国有鉄道法(昭二三―法二五六)の一部改正(昭二九―法一一五)……四九六
△日本国有鉄道法(昭二三―法二五六)の一部改正(昭二九―法一二九)……五九三
△水先法(昭二四―法二二一)の一部改正(昭二九―法五三)……一八六
△道路運送車両法(昭二六―法一八五)の一部改正(昭二九―法九五)……四〇八
△道路運送車両法(昭二六―法一八五)の一部改正(昭二九―法九七)……四一三
△日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約第三条に基く行政協定の実施に伴う水先法の特例に関する法律(昭二九・七・一・法一二四)の一部改正(昭二九―法一五二)……六七一
改題―「日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約第三条に基く行政協定の実施に伴う水先法の特例に関する法律」
○航空機製造法の一部を改正する法律(昭二九・六・三・法一六一)……六九七
改題―「航空機製造事業法」
○航空技術審議会設置法(昭二九・七・一・法一二〇)……八八三
△船員保険特別会計法(昭二二―法三六)の一部改正(昭二九―法一一七)……五三
△船員保険特別会計法(昭二二―法三六)の一部改正(昭二九―法二〇四)……八八九
△船員保険法(昭一四―法七三)の一部改正(昭二九―法一五二)……六七一
△船員保険法の一部を改正する法律(昭二三―法一二八)の一部改正(昭二九―法一一六)……五一三
△船員保険法等の一部を改正する法律(昭二五―法二七九)の一部改正(昭二九―法一一六)……五一三
△船員保険法の一部を改正する法律(昭二六―法九一)の一部改正(昭二九―法一一六)……五一三
○モーターボート競走法の一部を改正する法律(昭二九・五・二四・法一二三)(衆法)……五六四
△モーターボート競走法(昭二六―法二四二)の一部改正(昭二九―法一一六)……七三三
○日本国との平和条約の効力発生及び日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約第三条に基く行政協定の実施に伴う水先法の特例に関する法律
△日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約第三条に基く行政協定の実施に伴う航空法の特例に関する法律(昭二九―法二三二)の一部改正(昭二九―法一五二)……六七一
改題―「日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約第三条に基く行政協定の実施に伴う航空法の特例に関する法律」
△海上運送法の一部を改正する法律(昭二八―法七四)の一部改正(昭二九―法七八)……二七七

第一〇　電　気　通　信

○日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約第三条に基く行政協定の実施に伴う公衆電気通信法等の特例に関する法律の一部を改正する法律(昭二九・六・一・法一一六)……六七四
○日本電信電話公社法(昭二七―法二五〇)の一部改正(昭二九・六・一・法一一九)(衆法)……八三七
△有線電気通信法(昭二八―法九六)の一部改正(昭二九―法一六三)……五三五
△公衆電気通信法(昭二八―法九七)の一部改正(昭二九―法一六三)……五三五
○公共工事の前払金保証事業に関する法律の一部を改正する法律(昭二九・五・一五・法九八)……四二四
○土地区画整理法(昭二九・五・二〇・法一一九)……五二四
△土地区画整理法(昭二九―法一一九)の一部改正(昭二九―法一八五)……八三〇
○土地区画整理法施行法(昭二九・五・二〇・法一一〇)……五六五
○道路整備特別措置法の一部を改正する法律(昭二九・五・二六・法一二五)(衆法)……五六六
○日本国における国際連合の軍隊の地位に関する協定の実施に伴う土地等の使用及び漁船の操業制限等に関する法律(昭二九・六・一・法一四八)……六六三
○宅地建物取引業法の一部を改正する法律(昭二九・六・一二・法一七八)(衆法)……七八八
○奄美群島復興特別措置法(昭二九・六・二一・法一八九)(衆法)……八三七
○道路整備費の財源等に関する法律の一部を改正する法律(昭二九・六・二一・法一九一)……八四三
△都市計画法(大八―法三六)の一部改正(昭二九―法一二〇)……五六八
△公有水面埋立法(大一〇―法五七)の

設

一部改正(昭二九—法一二〇)……五六八
△特別都市計画法(昭二一—法一九)廃止(昭二九—法一二〇)……五六五
△特別都市計画法第四条の規定による国庫補助を国債証券の交付により行う等の法律(昭二二—法二二七)廃止(昭二九—法一二〇)……五六五
△建設省設置法(昭二三—法一一三)の一部改正(昭二九—法九七)……四二三
△建設省設置法(昭二三—法一一三)の一部改正(昭二九—法一二〇)……五六九
△建設省設置法(昭二三—法一一三)の一部改正(昭二九—法一六四)……七三三
△屋外広告物法(昭二四—法一八九)の一部改正(昭二九—法一三一)……六一三
△水防法(昭二四—法一九三)の一部改正(昭二九—法一四〇)……六二三
△水防法(昭二四—法一九三)の一部改正(昭二九—法一六三)……七三三
△土地改良法(昭二四—法一九五)の一部改正(昭二九—法一二〇)……五六九
△建築基準法(昭二五—法二〇一)の一部改正(昭二九—法七二)……二七四
△建築基準法(昭二五—法二〇一)の一部改正(昭二九—法一二〇)……五七〇
△建築基準法(昭二五—法二〇一)の一部改正(昭二九—法一三一)……六一三
△建築基準法(昭二五—法二〇一)の一部改正(昭二九—法一四〇)……六二三
△公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法(昭二六—法九七)の一部改正(昭二九—法一〇一)……四二六
△土地収用法(昭二六—法二一九)の一部改正(昭二九—法五一)……一〇一
△土地収用法(昭二六—法二一九)の一部改正(昭二九—法七二)……二七四
△日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約第三条に基く行政協定の実施に伴う土地等の使用等に関する法律(昭二七—法一四〇)の一部改正(昭二九—法一四八)……六六四
△耐火建築促進法(昭二七—法一六〇)の一部改正(昭二九—法五二)……一七〇
△道路法(昭二七—法一八〇)の一部改正(昭二九—法五一)……一〇一
△北海道防寒住宅建設等促進法(昭二八—法六四)の一部改正(昭二九—法八七)……二九九

第二二　外事

○外務省設置法等の一部を改正する法律(昭二九・三・二四・法一一)……一〇
△外務省設置法(昭二六—法二八三)の一部改正(昭二九—法一一)……一〇
○国際連合の軍隊に関する民事特別法の適用に関する法律(昭二九・六・一・法一五〇)……六六六
△連合国財産である株式の回復に関する政令(昭二四—政三一〇)の一部改正(昭二九—法五二)……一七〇
△連合国財産の返還等に関する政令(昭二六—政六)の一部改正(昭二九—法五二)……一七一
△連合国財産の返還等に関する政令(昭二六—政六)の一部改正(昭二九—法一二〇)……五七〇
△在外公館の名称及び位置を定める法律(昭二七—法八五)の一部改正(昭二九—法一一)……一〇
△在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律(昭二七—法九三)の一部改正(昭二九—法一一)……一〇

第二三　国防

○防衛庁設置法(昭二九・六・九・法一六四)……七二七
△保安庁法(昭二七—法二六五)の全部改正(昭二九—法一六四)……七二七
○自衛隊法(昭二九・六・九・法一六五)……七三四
○日米相互防衛援助協定等に伴う秘密保護法(昭二九・六・九・法一六六)……七六三
△海上保安庁法(昭二三—法二八)の一部改正(昭二九—法一六三)……七二〇
△保安庁職員給与法(昭二六—法二六六)の一部改正(昭二九—法一六五)……七五六
　改題—「防衛庁職員給与法」
△海上公安局法(昭二七—法二六七)の一部改正(昭二九—法六一)……二三一
△海上公安局法(昭二七—法二六七)廃止(昭二九—法一六四)……七三三
△海上保安官に協力援助した者等の災害給付に関する法律(昭二八—法三三)の一部改正(昭二九—法一六三)……七二五

第二四　法令整理

○内閣及び総理府関係法令の整理に関する法律(昭二九・七・一・法二〇三)……八六五
△大礼服及通常礼服を定め衣冠を祭服と為す等の件(明五—太布告三三九)廃止(昭二九—法二〇三)……八六五
△大礼服及通常礼服着用日の件(明五—太布告三七三)廃止(昭二九—法二〇三)……八六五
△大礼服佩剣制(明六—太布告二八一)廃止(昭二九—法二〇三)……八六五
△大礼服並軍人警察官吏等制服着用の外帯刀禁止の件(明九—太布告三八)廃止(昭二九—法二〇三)……八六五
△法律規則中戦時と称するは布告を以て定むるの件(明一五—太布告三七)廃止(昭二九—法二〇三)……八六五
△内国官憲の管掌に属する事項につき統監の職権に関する法律(明三九—法五七)廃止(昭二九—法二〇三)……八六五
△韓国に在勤する居留民団立在外指定学校職員の退隠料及遺族扶助料に関する法律(明四〇—法四四)廃止(昭二九—法二〇三)……八六五
△韓国在勤鉄道院所属官吏の恩給及遺族扶助料に関する法律(明四三—法三八)廃止(昭二九—法二〇三)……八六五
△会計検査官及行政裁判所高等官の休職に関する法律(大二—法一二)廃止(昭二九—法二〇三)……八六六
△恩給扶助料等の増額に関する法律(大九—法一〇)廃止(昭二九—法二〇三)……八六六
△朝鮮に於ける国勢調査に関する法律(大九—法三五)廃止(昭二九—法二〇三)……八六六
△憲兵補の恩給に関する法律(大一〇—法三三)廃止(昭二九—法二〇三)……八六六
△震災地の行政庁の権限に属する処分に基く権利利益の存続期間等に関する件(大一二—勅四一二)廃止(昭二九—法二〇三)……八六六
△明治三十五年法律第四十九号国勢調査に関する法律の昭和二十年に於ける特例に関する法律(昭二〇—法一)廃止(昭二九—法二〇三)……八六六
△議院法の特例に関する法律(昭二一—法五九)廃止(昭二九—法二〇三)……八六六
△国家公務員に対する臨時年末手当の支給に関する法律(昭二四—法二八二)廃止(昭二九—法二〇三)……八六六
△昭和二十六年度における国家公務員に対する年末手当の額の特例に関する法律(昭二六—法二八四)廃止(昭二九—法二〇三)……八六六
△昭和二十七年度における国家公務員に対する臨時手当の支給に関する法律(昭二七—法一九〇)廃止(昭二九—法二〇三)……八六六
△一般職の職員等の俸給の支給方法の臨時特例に関する法律(昭二七—法三一三)廃止(昭二九—法二〇三)……八六六
△昭和二十八年度における期末手当の支給の特例に関する法律(昭二八—

法八九)廃止(昭二九―法二〇三)……八六
○自治庁関係法令の整理に関する法律(昭二九・五・一・法八二)……二六
△北海道三県協議費怠納者処分及同費に関し不服者出訴の件(明一八―太布告二二)廃止(昭二九―法八二)……二六
△市制施行地に付府県会議員の選挙及市公民の資格に関する件(明二二―法七)廃止(昭二九―法八二)……二六
△地券廃止の件(明二二―法一三)廃止(昭二九―法八二)……二六
△田畑地価特別修正法律(明二二―法二二)廃止(昭二九―法八二)……二六
△地方税及備荒儲蓄金滞納者処分の件(明二二―法三三)廃止(昭二九―法八二)……二六
△沖縄県及小笠原島地方費の件(明二三―法三七)廃止(昭二九―法八二)……二六
△市町村会議員選挙罰則(明二三―法三九)廃止(昭二九―法八二)……二六
△衆議院議員選挙法罰則補則(明二三―法四〇)廃止(昭二九―法八二)法……二六
△府県会議員選挙に衆議院議員選挙法罰則補則を適用するの件(明二三―法四一)廃止(昭二九―法八二)……二六
△市町村名及市役所町村役場の位置変更に関する件(明二三―法七七)廃止(昭二九―法八二)……二六
△府県制郡制施行に際し衆議院議員並府県会議員の選挙区域地方税収支予算地方税財産備荒儲蓄金処分方郡費支弁方法及府県の急施事業に関する諸件(明二三―法八五)廃止(昭二九―法八二)……二六
△地方税経済に於て臨時土木費の為に起債及地租制限外賦課の件(明二三―法六二)廃止(昭二九―法八二)……二六
△田畑地価修正法律(明三二―法三二)廃止(昭二九―法八二)……二六
△北海道区町村会議員総代人及沖縄県区会議員等選挙の罰則に関する法律(明三二―法一〇九)廃止(昭二九―法八二)……二六
△衆議院議員選挙人名簿に関する法律(明三五―法一九)廃止(昭二九―法八二)……二六
△郡費分賦の件に関する法律(明四五―法四〇)廃止(昭二九―法八二)……二六
△衆議院議員選挙資格に関する件(大四―勅一一)廃止(昭二九―法八二)……二六
△震災に因り租税を減免せられたる者の法令上の納税資格要件に関する法律(大一三―法五)廃止(昭二九―法八二)……二六
△貴族院令第六条の議員選挙に付衆議院議員選挙法中罰則の規定準用に関する法律(大一四―法四八)廃止(昭二九―法八二)……二六
△衆議院議員の選挙権に関する法律(大二五―法五五)廃止(昭二九―法八二)……二六
△北海道会議員及府県会議員の選挙権及被選挙権並市町村会議員の公民権に関する法律(大一五―法五六)廃止(昭二九―法八二)……二六
△衆議院議員の任期延長に関する法律(昭一六―法四)廃止(昭二九―法八二)……二六
△府県会議員、市町村会議員等の任期延長に関する法律(昭一六―法八八)廃止(昭二九―法八二)……二六
△道府県会議員等の任期延長に関する法律(昭一八―法九〇)廃止(昭二九―法八二)……二六
△衆議院議員にして大東亜戦争に際し召集中なるに因り其の職を失ひたるものの補闕及復職に関する法律(昭一八―法九八)廃止(昭二九―法八二)……二六
△衆議院議員の補闕選挙等の一時停止に関する法律(昭二〇―法三一)廃止(昭二九―法八二)……二六
△衆議院議員選挙法第十条の特例に関する法律(昭二〇―法四二)廃止(昭二九―法八二)……二六
△衆議院議員選挙法第十二条の特例に関する件(昭二〇―勅五三七)廃止(昭二九―法八二)……二六
△道府県会議員等の任期延長に関する法律(昭二一―法一〇)廃止(昭二九―法八二)……二六
△都道府県及び市区町村の議会の議員及長の選挙の期日等に関する法律(昭二二―法一二)……二六
△地方公共団体の議員及び長の選挙期日等の臨時特例に関する法律(昭二六―法一三)廃止(昭二九―法八二)……二六
△外務省関係法律の整理に関する法律(昭二九・五・二九・法一三〇)……二六
△清国及朝鮮国在留帝国民取締法(明二九―法八〇)廃止(昭二九―法一三〇)……二六
△居留民団法(明三八―法四一)廃止(昭二九―法一三〇)……二六
○大蔵省関係法令の整理に関する法律(昭二九・五・二二・法一二一)……二六
△新紙幣を発行する件(明四一―太布告一〇八)廃止(昭二九―法一二一)……二六
△金禄公債証書発行条例(明九―太布告一〇八)廃止(昭二九―法一二一)……二六
△内国製造の西洋紙及土製無税輸出を差許す件(明九―太布告一一〇)廃止(昭二九―法一二一)……二六
△内国製の水晶無税輸出を差許す件(明六―太布告一一〇)廃止(昭二九―法一二一)……二六
△東京府神奈川県等に於ける現任府県会議員の任期等に関する件(大一一―勅四〇九)廃止(昭二九―法八二)……二六
△東京府及神奈川県に於ける衆議院議員選挙人名簿調整に関する件(大一一―勅四二三)廃止(昭二九―法八二)……二六
△貴族院議員互選規則(明二三―勅一四)廃止(昭二九―法八二)……二六
△貴族院議員選挙人名簿に関する件(明二三―勅一五)廃止(昭二九―法八二)……二六
△貴族院議員選挙規則(明二三―勅一六)廃止(昭二九―法八二)……二六
△貴族院議員選挙人名簿に関する件(明二三―勅一七)廃止(昭二九―法八二)……二六
△貴族院議員選挙人名簿に関する件(明二三―勅一八)廃止(昭二九―法八二)……二六
△貴族院議員選挙人名簿に関する件(明二三―勅一九)廃止(昭二九―法八二)……二六
△貴族院議員選挙人名簿に関する件(明二三―勅二〇)廃止(昭二九―法八二)……二六
△貴族院議員選挙人名簿に関する件(明二三―勅二一)廃止(昭二九―法八二)……二六
△貴族院議員選挙人名簿に関する件(明二三―勅二二)廃止(昭二九―法八二)……二六
△貴族院議員選挙人名簿に関する件(明二三―勅二三)廃止(昭二九―法八二)……二六
△貴族院議員選挙人名簿に関する件(明二三―勅二四)廃止(昭二九―法八二)……二六
△貴族院議員選挙人名簿に関する件(明二三―勅二五)廃止(昭二九―法八二)……二六
△貴族院議員選挙人名簿に関する件(明二三―勅二六)廃止(昭二九―法八二)……二六
△貴族院議員選挙人名簿に関する件(明二三―勅二七)廃止(昭二九―法八二)……二六
△貴族院議員選挙人名簿に関する件(明二三―勅二八)廃止(昭二九―法八二)……二六
△貴族院議員選挙人名簿に関する件(明二三―勅二九)廃止(昭二九―法八二)……二六
△貴族院議員選挙人名簿に関する件(明二三―勅三〇)廃止(昭二九―法八二)……二六
△貴族院議員選挙人名簿に関する件(明二三―勅三一)廃止(昭二九―法八二)……二六
△貴族院議員選挙人名簿に関する件(明二三―勅三二)廃止(昭二九―法八二)……二六
△貴族院議員選挙人名簿に関する件(明二三―勅三三)廃止(昭二九―法八二)……二六
△貴族院議員選挙人名簿に関する件(明二三―勅三四)廃止(昭二九―法八二)……二六
△貴族院議員選挙人名簿に関する件(明二三―勅三五)廃止(昭二九―法八二)……二六
△貴族院議員選挙人名簿に関する件(明二三―勅三六)廃止(昭二九―法八二)……二六
△貴族院議員選挙人名簿に関する件(明二三―勅三七)廃止(昭二九―法八二)……二六
△貴族院議員選挙人名簿に関する件(明二三―勅三八)廃止(昭二九―法八二)……二六
△貴族院議員選挙人名簿に関する件(明二三―勅三九)廃止(昭二九―法八二)……二六
△貴族院議員選挙人名簿に関する件(明二三―勅四〇)廃止(昭二九―法八二)……二六
△貴族院議員選挙人名簿に関する件(明二三―勅四一)廃止(昭二九―法八二)……二六
△貴族院議員選挙人名簿に関する件(明二三―勅四二)廃止(昭二九―法八二)……二六
△貴族院議員選挙人名簿に関する件(明二三―勅四三)廃止(昭二九―法八二)……二六
△貴族院議員選挙人名簿に関する件(明二三―勅四四)廃止(昭二九―法八二)……二六
△貴族院議員選挙人名簿に関する件(明二三―勅四五)廃止(昭二九―法八二)……二六
△貴族院議員選挙人名簿に関する件(明二三―勅四六)廃止(昭二九―法八二)……二六
△貴族院議員選挙人名簿に関する件(明二三―勅四七)廃止(昭二九―法八二)……二六
△貴族院議員選挙人名簿に関する件(明二三―勅四八)廃止(昭二九―法八二)……二六
△貴族院議員選挙人名簿に関する件(明二三―勅四九)廃止(昭二九―法八二)……二六
△貴族院議員選挙人名簿に関する件(明二三―勅五〇)廃止(昭二九―法八二)……二六
△貴族院議員選挙人名簿に関する件(明二三―勅五一)廃止(昭二九―法八二)……二六
△貴族院議員選挙人名簿に関する件(明二三―勅五二)廃止(昭二九―法八二)……二六
△貴族院議員選挙人名簿に関する件(明二三―勅五三)廃止(昭二九―法八二)……二六
△貴族院議員選挙人名簿に関する件(明二三―勅五四)廃止(昭二九―法八二)……二六
△貴族院議員選挙人名簿に関する件(明二三―勅五五)廃止(昭二九―法八二)……二六
△貴族院議員選挙人名簿に関する件(明二三―勅五六)廃止(昭二九―法八二)……二六
△貴族院議員選挙人名簿に関する件(明二三―勅五七)廃止(昭二九―法八二)……二六
△貴族院議員選挙人名簿に関する件(明二三―勅五八)廃止(昭二九―法八二)……二六
△貴族院議員選挙人名簿に関する件(明二三―勅五九)廃止(昭二九―法八二)……二六
△貴族院議員選挙人名簿に関する件(明二三―勅六〇)廃止(昭二九―法八二)……二六
△貴族院議員選挙人名簿に関する件(明二三―勅六一)廃止(昭二九―法八二)……二六
△貴族院議員選挙人名簿に関する件(明二三―勅六二)廃止(昭二九―法八二)……二六
△貴族院議員選挙人名簿に関する件(明二三―勅六三)廃止(昭二九―法八二)……二六
△貴族院議員選挙人名簿に関する件(明二三―勅六四)廃止(昭二九―法八二)……二六
△貴族院議員選挙人名簿に関する件(明二三―勅六五)廃止(昭二九―法八二)……二六
△貴族院議員選挙人名簿に関する件(明二三―勅六六)廃止(昭二九―法八二)……二六
△貴族院議員選挙人名簿に関する件(明二三―勅六七)廃止(昭二九―法八二)……二六
△貴族院議員選挙人名簿に関する件(明二三―勅六八)廃止(昭二九―法八二)……二六
△貴族院議員選挙人名簿に関する件(明二三―勅六九)廃止(昭二九―法八二)……二六
△貴族院議員選挙人名簿に関する件(明二三―勅七〇)廃止(昭二九―法八二)……二六
△貴族院議員選挙人名簿に関する件(明二三―勅七一)廃止(昭二九―法八二)……二六
△貴族院議員選挙人名簿に関する件(明二三―勅七二)廃止(昭二九―法八二)……二六
△貴族院議員選挙人名簿に関する件(明二三―勅七三)廃止(昭二九―法八二)……二六
△貴族院議員選挙人名簿に関する件(明二三―勅七四)廃止(昭二九―法八二)……二六
△貴族院議員選挙人名簿に関する件(明二三―勅七五)廃止(昭二九―法八二)……二六
△貴族院議員選挙人名簿に関する件(明二三―勅七六)廃止(昭二九―法八二)……二六
△貴族院議員選挙人名簿に関する件(明二三―勅七七)廃止(昭二九―法八二)……二六
△貴族院議員選挙人名簿に関する件(明二三―勅七八)廃止(昭二九―法八二)……二六
△貴族院議員選挙人名簿に関する件(明二三―勅七九)廃止(昭二九―法八二)……二六
△貴族院議員選挙人名簿に関する件(明二三―勅八〇)廃止(昭二九―法八二)……二六
△貴族院議員選挙人名簿に関する件(明二三―勅八一)廃止(昭二九―法八二)……二六
△貴族院議員選挙人名簿に関する件(明二三―勅八二)廃止(昭二九―法八二)……二六
△貴族院議員選挙人名簿に関する件(明二三―勅八三)廃止(昭二九―法八二)……二六
△貴族院議員選挙人名簿に関する件(明二三―勅八四)廃止(昭二九―法八二)……二六
△貴族院議員選挙人名簿に関する件(明二三―勅八五)廃止(昭二九―法八二)……二六
△貴族院議員選挙人名簿に関する件(明二三―勅八六)廃止(昭二九―法八二)……二六
△貴族院議員選挙人名簿に関する件(明二三―勅八七)廃止(昭二九―法八二)……二六
△貴族院議員選挙人名簿に関する件(明二三―勅八八)廃止(昭二九―法八二)……二六
△貴族院議員選挙人名簿に関する件(明二三―勅八九)廃止(昭二九―法八二)……二六
△貴族院議員選挙人名簿に関する件(明二三―勅九〇)廃止(昭二九―法八二)……二六
△貴族院議員選挙人名簿に関する件(明二三―勅九一)廃止(昭二九―法八二)……二六
△貴族院議員選挙人名簿に関する件(明二三―勅九二)廃止(昭二九―法八二)……二六
△貴族院議員選挙人名簿に関する件(明二三―勅九三)廃止(昭二九―法八二)……二六
△貴族院議員選挙人名簿に関する件(明二三―勅九四)廃止(昭二九―法八二)……二六
△貴族院議員選挙人名簿に関する件(明二三―勅九五)廃止(昭二九―法八二)……二六
△貴族院議員選挙人名簿に関する件(明二三―勅九六)廃止(昭二九―法八二)……二六
△貴族院議員選挙人名簿に関する件(明二三―勅九七)廃止(昭二九―法八二)……二六
△貴族院議員選挙人名簿に関する件(明二三―勅九八)廃止(昭二九―法八二)……二六
△貴族院議員選挙人名簿に関する件(明二三―勅九九)廃止(昭二九―法八二)……二六
△貴族院議員選挙人名簿に関する件(明二三―勅一〇〇)廃止(昭二九―法八二)……二六
△貴族院議員選挙人名簿に関する件(明二三―勅一〇一)廃止(昭二九―法八二)……二六
△貴族院議員選挙人名簿に関する件(明二三―勅一〇二)廃止(昭二九―法八二)……二六
△貴族院議員選挙人名簿に関する件(明二三―勅一〇三)廃止(昭二九―法八二)……二六
△貴族院議員選挙人名簿に関する件(明二三―勅一〇四)廃止(昭二九―法八二)……二六
△貴族院議員選挙人名簿に関する件(明二三―勅一〇五)廃止(昭二九―法八二)……二六
△貴族院議員選挙人名簿に関する件(明二三―勅一〇六)廃止(昭二九―法八二)……二六
△貴族院議員選挙人名簿に関する件(明二三―勅一〇七)廃止(昭二九―法八二)……二六
△貴族院議員選挙人名簿に関する件(明二三―勅一〇八)廃止(昭二九―法八二)……二六
△貴族院議員選挙人名簿に関する件(明二三―勅一〇九)廃止(昭二九―法八二)……二六
△貴族院議員選挙人名簿に関する件(明二三―勅一一〇)廃止(昭二九―法八二)……二六
△貴族院議員選挙人名簿に関する件(明二三―勅一一一)廃止(昭二九―法八二)……二六
△貴族院議員選挙人名簿に関する件(明二三―勅一一二)廃止(昭二九―法八二)……二六
△貴族院議員選挙人名簿に関する件(明二三―勅一一三)廃止(昭二九―法八二)……二六
△貴族院議員選挙人名簿に関する件(明二三―勅一一四)廃止(昭二九―法八二)……二六
△貴族院議員選挙人名簿に関する件(明二三―勅一一五)廃止(昭二九―法八二)……二六
△貴族院議員選挙人名簿に関する件(明二三―勅一一六)廃止(昭二九―法八二)……二六
△貴族院議員選挙人名簿に関する件(明二三―勅一一七)廃止(昭二九―法八二)……二六
△貴族院議員選挙人名簿に関する件(明二三―勅一一八)廃止(昭二九―法八二)……二六
△貴族院議員選挙人名簿に関する件(明二三―勅一一九)廃止(昭二九―法八二)……二六
△貴族院議員選挙人名簿に関する件(明二三―勅一二〇)廃止(昭二九―法八二)……二六
△貴族院議員選挙人名簿に関する件(明二三―勅一二一)廃止(昭二九―法八二)……二六
△貴族院議員選挙人名簿に関する件(明二三―勅一二二)廃止(昭二九―法八二)……二六
△貴族院議員選挙人名簿に関する件(明二三―勅一二三)廃止(昭二九―法八二)……二六
△貴族院議員選挙人名簿に関する件(明二三―勅一二四)廃止(昭二九―法八二)……二六
△貴族院議員選挙人名簿に関する件(明二三―勅一二五)廃止(昭二九―法八二)……二六
△貴族院議員選挙人名簿に関する件(明二三―勅一二六)廃止(昭二九―法八二)……二六
△貴族院議員選挙人名簿に関する件(明二三―勅一二七)廃止(昭二九―法八二)……二六
△貴族院議員選挙人名簿に関する件(明二三―勅一二八)廃止(昭二九―法八二)……二六
△貴族院議員選挙人名簿に関する件(明二三―勅一二九)廃止(昭二九―法八二)……二六
△貴族院議員選挙人名簿に関する件(明二三―勅一三〇)廃止(昭二九―法八二)……二六
△貴族院議員選挙人名簿に関する件(明二三―勅一三一)廃止(昭二九―法八二)……二六
△貴族院議員選挙人名簿に関する件(明二三―勅一三二)廃止(昭二九―法八二)……二六
△貴族院議員選挙人名簿に関する件(明二三―勅一三三)廃止(昭二九―法八二)……二六
△貴族院議員選挙人名簿に関する件(明二三―勅一三四)廃止(昭二九―法八二)……二六
△貴族院議員選挙人名簿に関する件(明二三―勅一三五)廃止(昭二九―法八二)……二六
△貴族院議員選挙人名簿に関する件(明二三―勅一三六)廃止(昭二九―法八二)……二六
△貴族院議員選挙人名簿に関する件(明二三―勅一三七)廃止(昭二九―法八二)……二六
△貴族院議員選挙人名簿に関する件(明二三―勅一三八)廃止(昭二九―法八二)……二六
△貴族院議員選挙人名簿に関する件(明二三―勅一三九)廃止(昭二九―法八二)……二六
△貴族院議員選挙人名簿に関する件(明二三―勅一四〇)廃止(昭二九―法八二)……二六
△貴族院議員選挙人名簿に関する件(明二三―勅一四一)廃止(昭二九―法八二)……二六
△貴族院議員選挙人名簿に関する件(明二三―勅一四二)廃止(昭二九―法八二)……二六
△貴族院議員選挙人名簿に関する件(明二三―勅一四三)廃止(昭二九―法八二)……二六
△貴族院議員選挙人名簿に関する件(明二三―勅一四四)廃止(昭二九―法八二)……二六
△貴族院議員選挙人名簿に関する件(明二三―勅一四五)廃止(昭二九―法八二)……二六
△貴族院議員選挙人名簿に関する件(明二三―勅一四六)廃止(昭二九―法八二)……二六
△貴族院議員選挙人名簿に関する件(明二三―勅一四七)廃止(昭二九―法八二)……二六
△貴族院議員選挙人名簿に関する件(明二三―勅一四八)廃止(昭二九―法八二)……二六
△貴族院議員選挙人名簿に関する件(明二三―勅一四九)廃止(昭二九―法八二)……二六
△貴族院議員選挙人名簿に関する件(明二三―勅一五〇)廃止(昭二九―法八二)……二六
△貴族院議員選挙人名簿に関する件(明二三―勅一五一)廃止(昭二九―法八二)……二六
△貴族院議員選挙人名簿に関する件(明二三―勅一五二)廃止(昭二九―法八二)……二六
△貴族院議員選挙人名簿に関する件(明二三―勅一五三)廃止(昭二九―法八二)……二六
△貴族院議員選挙人名簿に関する件(明二三―勅一五四)廃止(昭二九―法八二)……二六
△貴族院議員選挙人名簿に関する件(明二三―勅一五五)廃止(昭二九―法八二)……二六
△貴族院議員選挙人名簿に関する件(明二三―勅一五六)廃止(昭二九―法八二)……二六
△貴族院議員選挙人名簿に関する件(明二三―勅一五七)廃止(昭二九―法八二)……二六
△貴族院議員選挙人名簿に関する件(明二三―勅一五八)廃止(昭二九―法八二)……二六
△貴族院議員選挙人名簿に関する件(明二三―勅一五九)廃止(昭二九―法八二)……二六
△貴族院議員選挙人名簿に関する件(明二三―勅一六〇)廃止(昭二九―法八二)……二六
△貴族院議員選挙人名簿に関する件(明二三―勅一六一)廃止(昭二九―法八二)……二六
△貴族院議員選挙人名簿に関する件(明二三―勅一六二)廃止(昭二九―法八二)……二六
△貴族院議員選挙人名簿に関する件(明二三―勅一六三)廃止(昭二九―法八二)……二六
△貴族院議員選挙人名簿に関する件(明二三―勅一六四)廃止(昭二九―法八二)……二六
△貴族院議員選挙人名簿に関する件(明二三―勅一六五)廃止(昭二九―法八二)……二六
△貴族院議員選挙人名簿に関する件(明二三―勅一六六)廃止(昭二九―法八二)……二六
△貴族院議員選挙人名簿に関する件(明二三―勅一六七)廃止(昭二九―法八二)……二六
△貴族院議員選挙人名簿に関する件(明二三―勅一六八)廃止(昭二九―法八二)……二六
△貴族院議員選挙人名簿に関する件(明二三―勅一六九)廃止(昭二九―法八二)……二六
△貴族院議員選挙人名簿に関する件(明二三―勅一七〇)廃止(昭二九―法八二)……二六
△貴族院議員選挙人名簿に関する件(明二三―勅一七一)廃止(昭二九―法八二)……二六
△貴族院議員選挙人名簿に関する件(明二三―勅一七二)廃止(昭二九―法八二)……二六
△貴族院議員選挙人名簿に関する件(明二三―勅一七三)廃止(昭二九―法八二)……二六
△貴族院議員選挙人名簿に関する件(明二三―勅一七四)廃止(昭二九―法八二)……二六
△貴族院議員選挙人名簿に関する件(明二三―勅一七五)廃止(昭二九―法八二)……二六
△貴族院議員選挙人名簿に関する件(明二三―勅一七六)廃止(昭二九―法八二)……二六
△貴族院議員選挙人名簿に関する件(明二三―勅一七七)廃止(昭二九―法八二)……二六
△貴族院議員選挙人名簿に関する件(明二三―勅一七八)廃止(昭二九―法八二)……二六
△貴族院議員選挙人名簿に関する件(明二三―勅一七九)廃止(昭二九―法八二)……二六
△貴族院議員選挙人名簿に関する件(明二三―勅一八〇)廃止(昭二九―法八二)……二六
△貴族院議員選挙人名簿に関する件(明二三―勅一八一)廃止(昭二九―法八二)……二六
△貴族院議員選挙人名簿に関する件(明二三―勅一八二)廃止(昭二九―法八二)……二六
△貴族院議員選挙人名簿に関する件(明二三―勅一八三)廃止(昭二九―法八二)……二六
△貴族院議員選挙人名簿に関する件(明二三―勅一八四)廃止(昭二九―法八二)……二六
△貴族院議員選挙人名簿に関する件(明二三―勅一八五)廃止(昭二九―法八二)……二六
△貴族院議員選挙人名簿に関する件(明二三―勅一八六)廃止(昭二九―法八二)……二六
△貴族院議員選挙人名簿に関する件(明二三―勅一八七)廃止(昭二九―法八二)……二六
△貴族院議員選挙人名簿に関する件(明二三―勅一八八)廃止(昭二九―法八二)……二六
△貴族院議員選挙人名簿に関する件(明二三―勅一八九)廃止(昭二九―法八二)……二六
△貴族院議員選挙人名簿に関する件(明二三―勅一九〇)廃止(昭二九―法八二)……二六
△貴族院議員選挙人名簿に関する件(明二三―勅一九一)廃止(昭二九―法八二)……二六
△貴族院議員選挙人名簿に関する件(明二三―勅一九二)廃止(昭二九―法八二)……二六
△貴族院議員選挙人名簿に関する件(明二三―勅一九三)廃止(昭二九―法八二)……二六
△貴族院議員選挙人名簿に関する件(明二三―勅一九四)廃止(昭二九―法八二)……二六
△貴族院議員選挙人名簿に関する件(明二三―勅一九五)廃止(昭二九―法八二)……二六
△貴族院議員選挙人名簿に関する件(明二三―勅一九六)廃止(昭二九―法八二)……二六
△貴族院議員選挙人名簿に関する件(明二三―勅一九七)廃止(昭二九―法八二)……二六
△貴族院議員選挙人名簿に関する件(明二三―勅一九八)廃止(昭二九―法八二)……二六
△貴族院議員選挙人名簿に関する件(明二三―勅一九九)廃止(昭二九―法八二)……二六
△貴族院議員選挙人名簿に関する件(明二三―勅二〇〇)廃止(昭二九―法八二)……二六
△貴族院議員選挙人名簿に関する件(明二三―勅二〇一)廃止(昭二九―法八二)……二六
△貴族院議員選挙人名簿に関する件(明二三―勅二〇二)廃止(昭二九―法八二)……二六
△貴族院議員選挙人名簿に関する件(明二三―勅二〇三)廃止(昭二九―法八二)……二六
△貴族院議員選挙人名簿に関する件(明二三―勅二〇四)廃止(昭二九―法八二)……二六
△貴族院議員選挙人名簿に関する件(明二三―勅二〇五)廃止(昭二九―法八二)……二六
△貴族院議員選挙人名簿に関する件(明二三―勅二〇六)廃止(昭二九―法八二)……二六
△貴族院議員選挙人名簿に関する件(明二三―勅二〇七)廃止(昭二九―法八二)……二六
△貴族院議員選挙人名簿に関する件(明二三―勅二〇八)廃止(昭二九―法八二)……二六
△貴族院議員選挙人名簿に関する件(明二三―勅二〇九)廃止(昭二九―法八二)……二六
△貴族院議員選挙人名簿に関する件(明二三―勅二一〇)廃止(昭二九―法八二)……二六
△貴族院議員選挙人名簿に関する件(明二三―勅二一一)廃止(昭二九―法八二)……二六
△貴族院議員選挙人名簿に関する件(明二三―勅二一二)廃止(昭二九―法八二)……二六
△貴族院議員選挙人名簿に関する件(明二三―勅二一三)廃止(昭二九―法八二)……二六
△貴族院議員選挙人名簿に関する件(明二三―勅二一四)廃止(昭二九―法八二)……二六
△貴族院議員選挙人名簿に関する件(明二三―勅二一五)廃止(昭二九―法八二)……二六
△貴族院議員選挙人名簿に関する件(明二三―勅二一六)廃止(昭二九―法八二)……二六
△貴族院議員選挙人名簿に関する件(明二三―勅二一七)廃止(昭二九―法八二)……二六
△貴族院議員選挙人名簿に関する件(明二三―勅二一八)廃止(昭二九―法八二)……二六
△貴族院議員選挙人名簿に関する件(明二三―勅二一九)廃止(昭二九―法八二)……二六
△貴族院議員選挙人名簿に関する件(明二三―勅二二〇)廃止(昭二九―法八二)……二六
△貴族院議員選挙人名簿に関する件(明二三―勅二二一)廃止(昭二九―法八二)……二六
△貴族院議員選挙人名簿に関する件(明二三―勅二二二)廃止(昭二九―法八二)……二六
△貴族院議員選挙人名簿に関する件(明二三―勅二二三)廃止(昭二九―法八二)……二六
△貴族院議員選挙人名簿に関する件(明二三―勅二二四)廃止(昭二九―法八二)……二六
△貴族院議員選挙人名簿に関する件(明二三―勅二二五)廃止(昭二九―法八二)……二六
△貴族院議員選挙人名簿に関する件(明二三―勅二二六)廃止(昭二九―法八二)……二六
△貴族院議員選挙人名簿に関する件(明二三―勅二二七)廃止(昭二九―法八二)……二六
△貴族院議員選挙人名簿に関する件(明二三―勅二二八)廃止(昭二九―法八二)……二六
△貴族院議員選挙人名簿に関する件(明二三―勅二二九)廃止(昭二九―法八二)……二六
△貴族院議員選挙人名簿に関する件(明二三―勅二三〇)廃止(昭二九―法八二)……二六
△貴族院議員選挙人名簿に関する件(明二三―勅二三一)廃止(昭二九―法八二)……二六
△貴族院議員選挙人名簿に関する件(明二三―勅二三二)廃止(昭二九―法八二)……二六
△貴族院議員選挙人名簿に関する件(明二三―勅二三三)廃止(昭二九―法八二)……二六
△貴族院議員選挙人名簿に関する件(明二三―勅二三四)廃止(昭二九―法八二)……二六
△貴族院議員選挙人名簿に関する件(明二三―勅二三五)廃止(昭二九―法八二)……二六
△貴族院議員選挙人名簿に関する件(明二三―勅二三六)廃止(昭二九―法八二)……二六
△貴族院議員選挙人名簿に関する件(明二三―勅二三七)廃止(昭二九―法八二)……二六
△貴族院議員選挙人名簿に関する件(明二三―勅二三八)廃止(昭二九―法八二)……二六
△貴族院議員選挙人名簿に関する件(明二三―勅二三九)廃止(昭二九―法八二)……二六
△貴族院議員選挙人名簿に関する件(明二三―勅二四〇)廃止(昭二九―法八二)……二六
△貴族院議員選挙人名簿に関する件(明二三―勅二四一)廃止(昭二九―法八二)……二六
△貴族院議員選挙人名簿に関する件(明二三―勅二四二)廃止(昭二九―法八二)……二六
△貴族院議員選挙人名簿に関する件(明二三―勅二四三)廃止(昭二九―法八二)……二六
△貴族院議員選挙人名簿に関する件(明二三―勅二四四)廃止(昭二九―法八二)……二六
△貴族院議員選挙人名簿に関する件(明二三―勅二四五)廃止(昭二九―法八二)……二六
△貴族院議員選挙人名簿に関する件(明二三―勅二四六)廃止(昭二九―法八二)……二六
△貴族院議員選挙人名簿に関する件(明二三―勅二四七)廃止(昭二九―法八二)……二六
△貴族院議員選挙人名簿に関する件(明二三―勅二四八)廃止(昭二九―法八二)……二六
△貴族院議員選挙人名簿に関する件(明二三―勅二四九)廃止(昭二九―法八二)……二六
△貴族院議員選挙人名簿に関する件(明二三―勅二五〇)廃止(昭二九―法八二)……二六
△貴族院議員選挙人名簿に関する件(明二三―勅二五一)廃止(昭二九―法八二)……二六
△貴族院議員選挙人名簿に関する件(明二三―勅二五二)廃止(昭二九―法八二)……二六
△貴族院議員選挙人名簿に関する件(明二三―勅二五三)廃止(昭二九―法八二)……二六
△貴族院議員選挙人名簿に関する件(明二三―勅二五四)廃止(昭二九―法八二)……二六
△貴族院議員選挙人名簿に関する件(明二三―勅二五五)廃止(昭二九―法八二)……二六
△貴族院議員選挙人名簿に関する件(明二三―勅二五六)廃止(昭二九―法八二)……二六
△貴族院議員選挙人名簿に関する件(明二三―勅二五七)廃止(昭二九―法八二)……二六
△貴族院議員選挙人名簿に関する件(明二三―勅二五八)廃止(昭二九―法八二)……二六
△貴族院議員選挙人名簿に関する件(明二三―勅二五九)廃止(昭二九―法八二)……二六
△貴族院議員選挙人名簿に関する件(明二三―勅二六〇)廃止(昭二九―法八二)……二六
△貴族院議員選挙人名簿に関する件(明二三―勅二六一)廃止(昭二九―法八二)……二六
△貴族院議員選挙人名簿に関する件(明二三―勅二六二)廃止(昭二九―法八二)……二六
△貴族院議員選挙人名簿に関する件(明二三―勅二六三)廃止(昭二九―法八二)……二六
△貴族院議員選挙人名簿に関する件(明二三―勅二六四)廃止(昭二九―法八二)……二六
△貴族院議員選挙人名簿に関する件(明二三―勅二六五)廃止(昭二九―法八二)……二六
△貴族院議員選挙人名簿に関する件(明二三―勅二六六)廃止(昭二九―法八二)……二六
△貴族院議員選挙人名簿に関する件(明二三―勅二六七)廃止(昭二九―法八二)……二六
△貴族院議員選挙人名簿に関する件(明二三―勅二六八)廃止(昭二九―法八二)……二六
△貴族院議員選挙人名簿に関する件(明二三―勅二六九)廃止(昭二九―法八二)……二六
△貴族院議員選挙人名簿に関する件(明二三―勅二七〇)廃止(昭二九―法八二)……二六
△貴族院議員選挙人名簿に関する件(明二三―勅二七一)廃止(昭二九―法八二)……二六
△貴族院議員選挙人名簿に関する件(明二三―勅二七二)廃止(昭二九―法八二)……二六
△貴族院議員選挙人名簿に関する件(明二三―勅二七三)廃止(昭二九―法八二)……二六
△貴族院議員選挙人名簿に関する件(明二三―勅二七四)廃止(昭二九―法八二)……二六
△貴族院議員選挙人名簿に関する件(明二三―勅二七五)廃止(昭二九―法八二)……二六
△貴族院議員選挙人名簿に関する件(明二三―勅二七六)廃止(昭二九―法八二)……二六
△貴族院議員選挙人名簿に関する件(明二三―勅二七七)廃止(昭二九―法八二)……二六
△貴族院議員選挙人名簿に関する件(明二三―勅二七八)廃止(昭二九―法八二)……二六
△貴族院議員選挙人名簿に関する件(明二三―勅二七九)廃止(昭二九―法八二)……二六
△貴族院議員選挙人名簿に関する件(明二三―勅二八〇)廃止(昭二九―法八二)……二六
△貴族院議員選挙人名簿に関する件(明二三―勅二八一)廃止(昭二九―法八二)……二六
△貴族院議員選挙人名簿に関する件(明二三―勅二八二)廃止(昭二九―法八二)……二六
△貴族院議員選挙人名簿に関する件(明二三―勅二八三)廃止(昭二九―法八二)……二六
△貴族院議員選挙人名簿に関する件(明二三―勅二八四)廃止(昭二九―法八二)……二六
△貴族院議員選挙人名簿に関する件(明二三―勅二八五)廃止(昭二九―法八二)……二六
△貴族院議員選挙人名簿に関する件(明二三―勅二八六)廃止(昭二九―法八二)……二六
△貴族院議員選挙人名簿に関する件(明二三―勅二八七)廃止(昭二九―法八二)……二六
△貴族院議員選挙人名簿に関する件(明二三―勅二八八)廃止(昭二九―法八二)……二六
△貴族院議員選挙人名簿に関する件(明二三―勅二八九)廃止(昭二九―法八二)……二六
△貴族院議員選挙人名簿に関する件(明二三―勅二九〇)廃止(昭二九―法八二)……二六
△貴族院議員選挙人名簿に関する件(明二三―勅二九一)廃止(昭二九―法八二)……二六
△貴族院議員選挙人名簿に関する件(明二三―勅二九二)廃止(昭二九―法八二)……二六
△貴族院議員選挙人名簿に関する件(明二三―勅二九三)廃止(昭二九―法八二)……二六
△貴族院議員選挙人名簿に関する件(明二三―勅二九四)廃止(昭二九―法八二)……二六
△貴族院議員選挙人名簿に関する件(明二三―勅二九五)廃止(昭二九―法八二)……二六
△貴族院議員選挙人名簿に関する件(明二三―勅二九六)廃止(昭二九―法八二)……二六
△貴族院議員選挙人名簿に関する件(明二三―勅二九七)廃止(昭二九―法八二)……二六
△貴族院議員選挙人名簿に関する件(明二三―勅二九八)廃止(昭二九―法八二)……二六
△貴族院議員選挙人名簿に関する件(明二三―勅二九九)廃止(昭二九―法八二)……二六
△貴族院議員選挙人名簿に関する件(明二三―勅三〇〇)廃止(昭二九―法八二)……二六
△貴族院議員選挙人名簿に関する件(明二三―勅三〇一)廃止(昭二九―法八二)……二六
△貴族院議員選挙人名簿に関する件(明二三―勅三〇二)廃止(昭二九―法八二)……二六
△貴族院議員選挙人名簿に関する件(明二三―勅三〇三)廃止(昭二九―法八二)……二六
△貴族院議員選挙人名簿に関する件(明二三―勅三〇四)廃止(昭二九―法八二)……二六
△貴族院議員選挙人名簿に関する件(明二三―勅三〇五)廃止(昭二九―法八二)……二六
△貴族院議員選挙人名簿に関する件(明二三―勅三〇六)廃止(昭二九―法八二)……二六
△貴族院議員選挙人名簿に関する件(明二三―勅三〇七)廃止(昭二九―法八二)……二六
△貴族院議員選挙人名簿に関する件(明二三―勅三〇八)廃止(昭二九―法八二)……二六
△貴族院議員選挙人名簿に関する件(明二三―勅三〇九)廃止(昭二九―法八二)……二六
△貴族院議員選挙人名簿に関する件(明二三―勅三一〇)廃止(昭二九―法八二)……二六
△貴族院議員選挙人名簿に関する件(明二三―勅三一一)廃止(昭二九―法八二)……二六
△貴族院議員選挙人名簿に関する件(明二三―勅三一二)廃止(昭二九―法八二)……二六
△貴族院議員選挙人名簿に関する件(明二三―勅三一三)廃止(昭二九―法八二)……二六
△貴族院議員選挙人名簿に関する件(明二三―勅三一四)廃止(昭二九―法八二)……二六
△貴族院議員選挙人名簿に関する件(明二三―勅三

（明九―太布告一三九）廃止（昭二九―法一二一）……三三
△内国製の摺附木当分無税輸出を許すの件（明一〇―太布告二六〇）廃止（昭二九―法一二一）……三三
△各社領朱黒印地の旧神宮に配当蔭公債証書下賜の件（明一〇―太布告三二）廃止（昭二九―法一二一）……三三
△銀行紙幣壱円札新に発行の件（明一〇―太布告九〇）廃止（昭二九―法一二一）……三三
△起業公債壱千弐百五拾万円募集方大蔵卿へ委任の件（明一一―太布告七）廃止（昭二九―法一二一）……三三
△銀行紙幣五円札発行の件（明一一―太布告一六）廃止（昭二九―法一二一）……三三
△貿易銀鋳造見合せ貿易一円銀再鋳発行の件（明一一―太布告三五）廃止（昭二九―法一二一）……三三
△木綿織物外十四品無税輸出差許す件（明一二―太布告二一）廃止（昭二九―法一二一）……三三
△拾円五円壱円紙幣改造漸次交換の件（明一三―太布告五）廃止（昭二九―法一二一）……三三
△軍費支弁のため公債募集に関する法律（明二七―法二五）廃止（昭二九―法一二一）……三三
△朝鮮事件費に関する財政上必要処分の件（明二七―勅一四三）廃止（昭二九―法一二一）……三三
△軍費支弁の為公債募集に関する法律（明二八―法八）廃止（昭二九―法一二一）……三三
△軍事公債条例（明二七―勅一四四）廃止（昭二九―法一二一）……三三
△軍費支弁のため公債募集に関する法律（明二七―法二五）廃止（昭二九―法一二一）……三三
△朝鮮事件費に関する財政上必要処分の件（明二七―勅一四三）廃止（昭二九―法一二一）……三三
△軍費支弁の為公債募集に関する法律（明二八―法八）廃止（昭二九―法一二一）……三三
△軍事公債条例（明二七―勅一四四）廃止（昭二九―法一二一）……三三
△内務省所管諸官衙及び議院建築費並築後川修築費繰越に関する法律（明二八―法九）廃止（昭二九―法一二一）……三三
△震災地方租税特別処分法（明二八―法二九―法一二一）……三三
△官設鉄道用品資金増加法律（明二九―法一）廃止（昭二九―法一二一）……三三
△官設鉄道用品を官設鉄道用品資金より買入るるとき前金払概算渡に関する法律（明二九―法二）廃止（昭二九―法一二一）……三三
△営業満期国立銀行処分法（明二九―法七）廃止（昭二九―法一二一）……三三
△国立銀行紙幣の通用引換期限に関する法律（明二九―法八）廃止（昭二九―法一二一）……三三
△鎮守府造船材料資金増加に関する法律（明二九―法九）廃止（昭二九―法一二一）……三三
△臨時軍事費特別会計に関する法律（明二九―法一〇）廃止（昭二九―法一二一）……三三
△国立銀行営業満期前特別処分法（明二九―法一一）廃止（昭二九―法一二一）……三三
△鉄道公債及事業公債利子支払期改正法律（明三〇―法一）廃止（昭二九―法一二一）……三三
△東京大阪砲兵工廠据置運転資本増加に関する法律（明三〇―法三）廃止（昭二九―法一二一）……三三
△水害地方地租特別処分法（明三一―法三）廃止（昭二九―法一二一）……三三
△千住製絨所据置運転資本増加に関する法律（明三〇―法四）廃止（昭二九―法一二一）……三三
△震災地方租税特別処分法（明三一―法二二）廃止（昭二九―法一二一）……三三
△明治二十九年度海軍省所管歳出臨時部臨時軍事費中支出未済予算額の繰越使用に関する法律（明三〇―法二八）廃止（昭二九―法一二一）……三三
△水害地方地租特別処分法（明三一―法四三）廃止（昭二九―法一二一）……三三
△製造煙草輸出交付金に関する法律（明三一―法四〇）廃止（昭二九―法一二一）……三三
△煙草製造営業者煙草税現金収納に関する法律（明三〇―法四〇）廃止（昭二九―法一二一）……三三
△家禄賞典禄処分法（明三〇―法五〇）廃止（昭二九―法一二一）……三三
△一円銀貨引換に関する法律（明三一―法五）廃止（昭二九―法一二一）……三三
△政府発行紙幣通用廃止に関する法律（明三一―法六）廃止（昭二九―法一二一）……三三
△特別輸出港輸出物品指定に関する法律（明三一―法七）廃止（昭二九―法一二一）……三三
△水害地方地租特別処分法（明三一―法二二）廃止（昭二九―法一二一）……三三
△東京大阪砲兵工廠据置運転資本増加に関する法律（明三〇―法三）廃止（昭二九―法一二一）……三三
△千住製絨所据置運転資本増加に関する法律（明三〇―法四）廃止（昭二九―法一二一）……三三
△震災地方租税特別処分法（明三一―法二二）廃止（昭二九―法一二一）……三三
△明治二十九年度海軍省所管歳出臨時部臨時軍事費中支出未済予算額の繰越使用に関する法律（明三〇―法二八）廃止（昭二九―法一二一）……三三
△水害地方地租特別処分法（明三一―法四三）廃止（昭二九―法一二一）……三三
△製造煙草輸出交付金に関する法律（明三一―法四〇）廃止（昭二九―法一二一）……三三
△鎖店銀行紙幣交換基金特別会計法（明二三―法二五）廃止（昭二九―法一二一）……三三
△会計法補則（明二三―法五七）廃止（昭二九―法一二一）……三三
△硫黄無税輸出差許す件（明一四―太布告二七）廃止（昭二九―法一二一）……三三
△小包郵便にて外国へ輸出する物品関税免許の件（明二三―法八二）廃止（昭二九―法一二一）……三三
△海軍省所管軍艦及水雷艇並兵器製造費繰越に関する法律（明二四―法一）廃止（昭二九―法一二一）……三三
△震災地方租税特別処分法（明二五―法一）廃止（昭二九―法一二一）……三三
△銀行条例貯蓄銀行条例施行延期法律（明二五―法九）廃止（昭二九―法一二一）……三三
△綿糸輸出税免除法律（明二七―法四）廃止（昭二九―法一二一）……三三
△国事に関する犯罪のため諸祿を没収せられたる者に関する法律（明二七―法二〇）廃止（昭二九―法一二一）……三三
△東京砲兵工廠据置運転資本増加に関する法律（明二七―法二二）廃止（昭二九―法一二一）……三三
△紙幣交換基金特別会計法（明二七―法二四）廃止（昭二九―法一二一）……三三
△臨時軍事費特別会計法（明二七―法二四）廃止（昭二九―法一二一）……三三

（明三二―法七四）廃止（昭二九―法一二一）……三五三
△家禄賞典禄処分法施行法（明三二―法八四）廃止（昭二九―法一二一）……三五三
△水害地方地租特別処分法（明三三―法一）廃止（昭二九―法一二一）……三五四
△印刷局据置運転資本増加に関する法律（明三三―法七）廃止（昭二九―法一二一）……三五四
△虫害地地租特別処分法（明三三―法二四）廃止（昭二九―法一二一）……三五四
△外国より輸入する鰹魚燻製魚及魚粕に関する法律（明三三―法八六）廃止（昭二九―法一二一）……三五四
△清国事件費に関する財政上必要処分の件（明三三―勅二七七）廃止（昭二九―法一二一）……三五四
△内務省所管歳出臨時部土木事業費中信濃川河口修築費繰越に関する法律（明三四―法四）廃止（昭二九―法一二一）……三五四
△北海道鉄道部支部局及派出工場現金前渡官吏設置に関する法律（明三四―法一五）廃止（昭二九―法一二一）……三五四
△屯田兵及屯田兵村に給付したる土地の登録税免除に関する法律（明三四―法一五）廃止（昭二九―法一二一）……三五四
△韓国鉄道の収益勘定欠損補充に関する法律（明四〇―法一五）廃止（昭二九―法一二一）……三五四
△千住製絨所据置運転資本増加に関する法律（明四〇―法一六）廃止（昭二九―法一二一）……三五四
△樺太に於ける租税に関する法律（明四〇―法二一）廃止（昭二九―法一二一）……三五四
△明治三十九年一般会計所属の経費を各帝国大学特別会計に繰越す場合に於ける剰余金繰入に関する法律（明四〇―法二二）廃止（昭二九―法一二一）……三五四
△租税其の他の収入徴収処分嘱託に関する法律（明四〇―法三四）廃止（昭二九―法一二一）……三五五
△日本大博覧会出品外国貨物免税に関する法律（明四一―法五）廃止（昭二九―法一二一）……三五五
△学校及図書館資金附属土地売却代金を一般会計に繰入るる件に関する法律（明四一―法九）廃止（昭二九―法一二一）……三五五
△造幣局据置運転資本増加及設備拡張費に関する法律（明四一―法一一）廃止（昭二九―法一二一）……三五五
△台湾銀行に於て発行したる一円銀貨を以て引換ふべき銀行券の引換期限に関する法律（明四二―法一）廃止（昭二九―法一二一）……三五五
△旧韓国政府に属したる歳入歳出の予算に関する会計の経理及旧韓国政府に属したる財産の管理に関する件（明四三―勅三〇）廃止（昭二九―法一二一）……三五五
△東京府管内八丈島の地租に関する法律（明四四―法一）廃止（昭二九―法一二一）……三五五
△朝鮮に於ける臨時恩賜に関する件（明四三―勅三二九）廃止（昭二九―法一二一）……三五五
△朝鮮に於ける貨幣整理の為生じたる債務を貨幣整理資金特別会計に移属せしむる件に関する法律（明四四―法一一）廃止（昭二九―法一二一）……三五五
△韓国鉄道会計所属資金の繰入に関する法律（明四四―法五六）廃止（昭二九―法一二一）……三五五
△沖縄県諸禄処分法（明四三―法一）廃止（昭二九―法一二一）……三五五
△帝国憲法第七十条に依る財政上必要処分の件（明四三―勅三八）廃止（昭二九―法一二一）……三五五
△清国事件費支弁に関する法律（明四五―法一）廃止（昭二九―法一二一）……三五五
△学校及図書館資金の一部所属換等に関する法律（明四五―法四）廃止（昭二九―法一二一）……三五五
△樺太酒類出港税法（大元―法一）廃止（昭二九―法一二一）……三五五
△帝国憲法第七十条に依る財政上必要処分の件（明四三―勅三八）廃止（昭二九―法一二一）……三五五
△京都帝国大学臨時政府支出金に関する法律（大二―法三）廃止（昭二九―法一二一）……三五四
△外国に於ける銀行事業に関する法律（明三八―法四七）廃止（昭二九―法一二一）……三五四
△第五回内国勧業博覧会参考館へ陳列の為輸入する貨物関税免除に関する法律（明三五―法一〇）廃止（昭二九―法一二一）……三五四
△公債募集に関する件（明三八―勅一九四）廃止（昭二九―法一二一）……三五四
△臨時事件費支弁に関する法律（明三九―法一）廃止（昭二九―法一二一）……三五四
△軍艦水雷艇補充基金の組入に関する法律（明三九―法八）廃止（昭二九―法一二一）……三五四
△災害地方田畑地租免除に関する法律（明三九―法一〇）廃止（昭二九―法一二一）……三五四
△台湾総督府鉄道部現金前渡官吏設置に関する法律（明三九―法二五）廃止（昭二九―法一二一）……三五四
△韓国に於て帝国の経営する鉄道の会計に関する法律（明三九―法三九）廃止（昭二九―法一二一）……三五四
△貯蓄債券法（明三七―法一八）廃止（昭二九―法一二一）……三五四
△公債募集に関する件（明三七―勅二八）廃止（昭二九―法一二一）……三五四
△古社寺保存法第十六条に依り国庫より支出すべき金額に関する法律（明三八―法一四）廃止（昭二九―法一二一）……三五四
△陸海軍に属する臨時事件費特別会計終結に関する法律（明三九―法五二）廃止（昭二九―法一二一）……三五四
△鉄道国有法及京釜鉄道買収法に依り買収したる鉄道の出納官吏に関する法律（明三九―法四〇）廃止（昭二九―法一二一）……三五四
△貴族院令第十条に依る国庫金前渡官吏に関する法律（明三九―法二九）廃止（昭二九―法一二一）……三五四

法一二一)……三五
△改租延納年賦金免除に関する法律(大三―法二)廃止(昭二九―法一一)……三五
△大嘗祭斎田の土地免租に関する法律(大三―法一七)廃止(昭二九―法二一)……三五
△大正三年臨時事件に関する臨時軍事費特別会計法(大三―法四二)廃止(昭二九―法一二一)……三五
△輸入税率等の特例に関する法律(大三―法四三)廃止(昭二九―法一二一)……三五
△大嘗祭斎田の土地免租に関する法律(大三―法四五)廃止(昭二九―法一二一)……三五
△大正三年臨時事件に関する一時賜金として交付する公債発行に関する法律(大四―法一六)廃止(昭二九―法一二一)……三五
△大正四年田租第一期分延納に関する法律(大四―法二八)廃止(昭二九―法一二一)……三五
△大正三年臨時事件の経費支弁に関する法律(大五―法四)廃止(昭二九―法一二一)……三五
△造幣局設備拡張費に関する法律(大五―法一二)廃止(昭二九―法一二一)……三五
△東京砲兵工廠及大阪砲兵工廠の据置運転資本増加に関する法律(大五―法二三)廃止(昭二九―法一二一)……三五
△京都帝国大学臨時政府支出金に関する法律(大六―法四)廃止(昭二九―法一二一)……三五
△学校及図書館特別会計資金の一部を一般会計に繰入るる件に関する法律(大六―法五)廃止(昭二九―法一二一)……三五
△小額紙幣発行に関する件(大六―勅二〇二)廃止(昭二九―法一二一)……三五
△足尾鉄道及有馬鉄道の買収に関する法律(大七―法一三)廃止(昭二九―法一二一)……三五
△旧韓国貨幣の処分に関する法律(大七―法二三)廃止(昭二九―法一二一)……三五
△第一回国勢調査施行に要する地方経費国庫支弁に関する法律(大八―法五)廃止(昭二九―法一二一)……三五
△岩北軽便鉄道買収費支弁のため公債発行に関する法律(大八―法三二)廃止(昭二九―法一二一)……三五
△小額紙幣発行に関する法律(大九―法六)廃止(昭二九―法一二一)……三五
△国債償還資金の繰入を為さざることに関する法律(大九―法四〇)廃止(昭二九―法一二一)……三五
△朝鮮又は台湾より移出したる物品の内地又は樺太に於ける取締に関する法律(大九―法五二)廃止(昭二九―法一二一)……三五
△関税法、関税定率法、保税倉庫法及仮置場法等の朝鮮に於ける特例に関する法律(大九―法五三)廃止(昭二九―法一二一)……三五
△大豆、生牛肉、鳥卵、綿織糸及綿織物の輸入税の減免又は免除に関する件(大九―勅五二)廃止(昭二九―法一二一)……三五
△独逸国との平和条約賠償条項に基き受領したる賠償物件の輸入税免除に関する法律(大一〇―法四)廃止(昭二九―法一二一)……三五
△海軍燃料廠の石炭、煉炭又は燃料油の買入に関する法律(大一〇―法九)廃止(昭二九―法一二一)……三五
△小田原電気鉄道株式会社所属軌道経営廃止に対する補償の為公債発行に関する法律(大一〇―法三九)廃止(昭二九―法一二一)……三五
△和賀軽便軌道株式会社所属軌道経営廃止に対する補償の為公債発行に関する法律(大一一―法五)廃止(昭二九―法一二一)……三五
△関東州事業公債法(大一一―法一五)廃止(昭二九―法一二一)……三五
△東京帝国大学臨時政府支出金繰入に関する法律(大一一―法二六)廃止(昭二九―法一二一)……三五
△震災被害者に対する租税の減免等に関する件(大一二―勅四一〇)廃止(昭二九―法一二一)……三五
△生活必要品並木又は建築の用に供する器具、機械及材料の輸入税の低減又は免除に関する件(大一二―勅四一一)廃止(昭二九―法一二一)……三五
△日本銀行の手形の割引に因る損失の補償に関する財政上必要処分の件(大一二―勅四二四)廃止(昭二九―法一二一)……三五
△大正十年度乃至大正十二年度の歳入歳出の決算の特例に関する法律(大一三―法一)廃止(昭二九―法一二一)……三五
△震災被害地の地租免除等に関する法律(大一三―法四)廃止(昭二九―法一二一)……三五
△古社寺保存金の臨時支出に関する法律(大一三―法一二)廃止(昭二九―法一二一)……三五
△震災に因る喪失無記名国債証券に関する法律(大一三―法一四)廃止(昭二九―法一二一)……三五
△震災被害者の営業税課税標準算定の特例等に関する件(大一三―勅一一〇)廃止(昭二九―法一二一)……三五
△物の輸入税の減又は免除に関する件(大九―勅五二)廃止(昭二九―法一二一)……三五
△独逸国との平和条約賠償条項に基き受領したる賠償物件の輸入税免除に関する法律(大一〇―法四)廃止(昭二九―法一二一)……三五
△海軍燃料廠の石炭、煉炭又は燃料油の買入に関する法律(大一〇―法九)廃止(昭二九―法一二一)……三五
△小田原電気鉄道株式会社所属軌道経営廃止に対する補償の為公債発行に関する法律(大一〇―法三九)廃止(昭二九―法一二一)……三五
△和賀軽便軌道株式会社所属軌道経営廃止に対する補償の為公債発行に関する法律(大一一―法五)廃止(昭二九―法一二一)……三五
△関東州事業公債法(大一一―法一五)廃止(昭二九―法一二一)……三五
△東京帝国大学臨時政府支出金繰入に関する法律(大一一―法二六)廃止(昭二九―法一二一)……三五
△被りたる者の救恤に関する法律(大一一―法三九)廃止(昭二九―法一二一)……三五
△内地、朝鮮、台湾又は樺太と南洋群島との間に於ける船舶及貨物の出入に関する法律(大一一―法五〇)廃止(昭二九―法一二一)……三五
△行政整理又は軍備の制限整理に関する公債発行に関する法律(大一二―法一七)廃止(昭二九―法一二一)……三五
△岩北軌道株式会社所属軌道経営廃止に対する補償の為公債発行に関する法律(大一二―法二四)廃止(昭二九―法一二一)……三五
△震災被害者に対する租税の減免等に関する件(大一二―勅四一〇)廃止(昭二九―法一二一)……三五
△生活必要品並木又は建築の用に供する器具、機械及材料の輸入税の低減又は免除に関する件(大一二―勅四一一)廃止(昭二九―法一二一)……三五
△日本銀行の手形の割引に因る損失の補償に関する財政上必要処分の件(大一二―勅四二四)廃止(昭二九―法一二一)……三五
△大正十年度乃至大正十二年度の歳入歳出の決算の特例に関する法律(大一三―法一)廃止(昭二九―法一二一)……三五
△震災被害地の地租免除等に関する法律(大一三―法四)廃止(昭二九―法一二一)……三五
△古社寺保存金の臨時支出に関する法律(大一三―法一二)廃止(昭二九―法一二一)……三五
△震災に因る喪失無記名国債証券に関する法律(大一三―法一四)廃止(昭二九―法一二一)……三五
△震災被害者の営業税課税標準算定の特例等に関する件(大一三―勅一一〇)廃止(昭二九―法一二一)……三五
△露国政変及西比利亜事変の為損害を

△震災善後に関する経費支弁の為公債発行に関する件(大一三―勅四六)廃止(昭二九―法一二一)……三七七
△行政整理又は軍備整理に際し退官退職したる者等に交付する公債発行に関する法律(大一四―法二四)廃止(昭二九―法一二一)……三七七
△大正三年臨時事件に関する臨時軍事費特別会計の終結に関する法律(大一四―法三四)廃止(昭二九―法一二一)……三七七
△日本銀行の手形割引に因る損失の補償に関する法律(大一四―法三五)廃止(昭二九―法一二一)……三七七
△同盟及聯合国と独逸国及其の同盟国との戦争に因り損害を被りたる帝国臣民の救恤に関する法律(大一四―法三九)廃止(昭二九―法一二一)……三七七
△帝国美術院美術研究奨励金委任経理に関する法律(大一四―法四〇)廃止(昭二九―法一二一)……三七七
△中国鉄道株式会社所属鉄道及東京電燈株式会社所属軌道の経営廃止に対する補償の為公債発行に関する法律(大一四―法四九)廃止(昭二九―法一二一)……三七七
△長州鉄道株式会社所属鉄道買収の為公債発行に関する法律(大一四―法五〇)廃止(昭二九―法一二一)……三七八
△造幣局工場其の他改築費に関する法律(大一五―法三〇)廃止(昭二九―法一二一)……三七八
△大正九年に於ける尼港事変及「オコーツク」事変の為損害を被りたる者の救恤に関する法律(大一五―法四四)廃止(昭二九―法一二一)……三七八
△海軍軍備制限に関する条約の実施に伴ふ損害の補償に関する法律(大一五―法五二)廃止(昭二九―法一二一)……三七八
△東濃鉄道株式会社所属鉄道買収の為め公債発行に関する法律(大一五―法五九)廃止(昭二九―法一二一)……三七八
△外国官庁の用地として貸付する国有財産に関する法律(昭二―法一二一)廃止(昭二九―法一二一)……三七八
△震災被害者に対する租税の免除猶予等に関する法律(大一四―法一二一)廃止(昭二九―法一二一)……三七八
△震災手形損失補償公債法(昭二―法一九)廃止(昭二九―法一二一)……三七八
△震災手形善後処理法(昭二―法二〇)廃止(昭二九―法一二一)……三七八
△水戸鉄道株式会社、越後鉄道株式会社、陸奥鉄道株式会社、苫小牧軽便鉄道株式会社及日高拓殖鉄道株式会社所属鉄道買収の為公債発行に関する法律(昭二―法二九)廃止(昭二九―法一二一)……三七八
△造幣局工場其の他改築費に関する法律(大一五―法三〇)廃止(昭二九―法一二一)……三七八
△兌換銀行券整理法(昭二―法四六)廃止(昭二九―法一二一)……三七八
△大営祭斎田の土地免租に関する法律(昭三―法一)廃止(昭二九―法一二一)……三七八
△山口県営軌道及筑後軌道株式会社所属軌道補償のため公債発行に関する法律(昭四―法一六)廃止(昭二九―法一二一)……三七八
△借入金整理に関する法律(昭四―法二七)廃止(昭二九―法一二一)……三七八
△製鉄所特別会計に於て大蔵省預金部の横浜正金銀行に対する債権の譲渡を受くることに関する法律(昭四―法二八)廃止(昭二九―法一二一)……三七八
△同盟及聯合国と独逸国及其の同盟国との戦争に因り損害を被りたる帝国臣民の追加救恤に関する法律(昭四―法三六)廃止(昭二九―法一二一)……三七八
△大礼記念帝室博物館復興翼賛会事業費の補助に関する法律(昭四―法四一)廃止(昭二九―法一二一)……三七八
△震災被害者に対する租税の免除猶予等に関する法律(昭八―法一三)廃止(昭二九―法一二一)……三七八
△旧韓国起業資金貸付の為発行したる英貨興業債券の元利支払為替差損金補給に関する法律(昭八―法一六)廃止(昭二九―法一二一)……三七八
△両備鉄道株式会社所属鉄道外四鉄道及兼業に属する資産買収の為公債発行に関する法律(昭八―法三五)廃止(昭二九―法一二一)……三七九
△富山鉄道株式会社所属鉄道中堀川新笹津間経営廃止に対する補償の為公債発行に関する法律(昭八―法三六)廃止(昭二九―法一二一)……三七九
△秋田鉄道株式会社所属鉄道外三鉄道買収の為公債発行に関する法律(昭九―法一六)廃止(昭二九―法一二一)……三七九
△播電鉄道株式会社所属鉄道の経営廃止に対する補償の為公債発行に関する法律(昭九―法一七)廃止(昭二九―法一二一)……三七九
△函館市の火災被害者に対する租税の免除猶予等に関する法律(昭九―法二一)廃止(昭二九―法一二一)……三七九
△風水害に因る被害者に対する租税の

二廃止(昭二九―法一二一)……三七八
△製塩地整理に関する法律(昭四―法五二)廃止(昭二九―法一二一)……三七八
△製鉄所特別会計に於て大蔵省預金部又は日本興業銀行の横浜正金銀行又は株式会社日本興業銀行に対する債券の譲渡を受くることに関する法律(昭五―法三)廃止(昭二九―法一二一)……三七八
△京都高等工芸学校移転改築費に充用したる金額の補塡に関する法律(昭六―法一三)廃止(昭二九―法一二一)……三七八
△祐徳軌道株式会社所属軌道補償の為公債発行に関する法律(昭六―法三五)廃止(昭二九―法一二一)……三七八
△「ロンドン」海軍条約実施に伴ふ海軍職工整理に関する公債発行に関する法律(昭六―法四五)廃止(昭二九―法一二一)……三七八
△震災被害者に対する租税の減免猶予等に関する法律(昭六―法四六)廃止(昭二九―法一二一)……三七八
△昭和七年度一般会計歳出の財源に充つる為公債発行に関する法律(昭七―法六)廃止(昭二九―法一二一)……三七八
△行政整理又は軍備整理に際し退官退職したる者等に交付する公債発行に関する法律(昭七―法七)廃止(昭二九―法一二一)……三七八

減免猶予等に関する法律（昭九―法五一）廃止（昭二九―法一二一）……三七九
△造幣局の庁舎、工場其の他の用に供する建物及其の附属設備の新営費に関する法律（昭一〇―法六）廃止（昭二九―法一二一）……三七九
△東京高等農林学校及函館高等水産学校の創設に伴ふ帝国大学特別会計及学校及図書館特別会計の関渉に関する法律（昭一〇―法七）廃止（昭二九―法一二一）……三七九
△札幌軌道株式会社及矢作水力株式会社所属軌道の経営廃止に対する補償の為公債発行に関する法律（昭一〇―法一〇）廃止（昭二九―法一二一）……三七九
△宮崎県営鉄道及軌道並に大隅鉄道株式会社所属鉄道買収の為公債発行に関する法律（昭一〇―法一一）廃止（昭二九―法一二一）……三七九
△東京農業教育専門学校創設に伴ふ帝国大学特別会計及学校及図書館特別会計の関渉に関する法律（昭一二―法一三）廃止（昭二九―法一二一）……三七九
△神戸商業大学移転改築費に充用したる金額の補填に関する法律（昭一二―法三〇）廃止（昭二九―法一二一）……三七九
△会計法等の特例に関する法律（昭一二―法一九）廃止（昭二九―法一二一）……三八〇
△日本証券取引所の解散等に関する法律（昭二二―法一一）廃止（昭二九―法一二一）……三八〇
△金融機関債券発行特例法（昭二二―法四七）廃止（昭二九―法一二一）……三八〇
△非戦災者特別税法（昭二二―法一四三）廃止（昭二九―法一二一）……三八〇
△政府が発行する福引券の当せん金に対する所得税の課税の特例に関する法律（昭二三―法二二）廃止（昭二九―法一二一）……三八〇
△政府が発行する福引券の当せん金の支払等に関する法律（昭二三―法三七）廃止（昭二九―法一二一）……三八〇
△国有鉄道事業特別会計及び通信事業特別会計における事業運営以外の行政に要する経費の財源に充てるための一般会計からする繰入金に関する法律（昭二三―法九九）廃止（昭二九―法一二一）……三八〇
△公団等の予算及び決算の弊定措置に関する法律（昭二四―法二七）廃止（昭二九―法一二一）……三八〇
△専売局特別会計等の昭和二十四年度の予算の特例に関する法律（昭二四―法二八）廃止（昭二九―法一二一）……三八〇
△臨時軍事費特別会計法（昭二二―法八五）廃止（昭二九―法一二一）……三八〇
△造幣局東京出張所庁舎其他の新営費に関する法律（昭一三―法八）廃止（昭二九―法一二一）……三八〇
△名古屋帝国大学創設に伴ふ帝国大学特別会計及官立大学特別会計の関渉に関する法律（昭一四―法五）廃止（昭二九―法一二一）……三八〇
△樺太内地行政一元化に伴ふ樺太庁特別会計と他の会計との関渉に関する法律（昭一八―法二三）廃止（昭二九―法一二一）……三八〇
△国債関係事務簡捷化に関する法律（昭一八―法一一一）廃止（昭二九―法一二一）……三八〇
△改定予算に関する法律（昭二一―法一八）廃止（昭二九―法一二一）……三八〇
△政府の契約の特例に関する法律（昭二一―法六〇）廃止（昭二九―法一二一）……三八〇
△増加所得税法（昭二一―法六三）廃止（昭二九―法一二一）……三八〇
△復員に関する経費等支出の件（昭二一―勅二二七）廃止（昭二九―法一二一）……三八〇
△生鮮食料品、石炭、鉄及電気銅に関する価格調整補給金等支出の件（昭二一―勅一五九）廃止（昭二九―法一二一）……三八〇
△政府職員の給与改善に伴ひ要する経費等支出の件（昭二一―勅一七九）廃止（昭二九―法一二一）……三八〇
△昭和二十一年度に於ける大蔵省証券及借入金の最高額に関する件（昭二一―勅二四一）廃止（昭二九―法一二一）……三八〇
△外地等職員の帰還に伴ひ要する経費等支出の件（昭二一―勅二四二）廃止（昭二九―法一二一）……三八〇
△会計法第七条第一項の規定の特例に関する法律（昭二一―法九）廃止（昭二九―法一二一）……三八〇
△古器旧物保存方（明四―太布告二五一）廃止（昭二九―法一三五）……三八七
△社寺境内樹木濫伐禁止の件（明六―太布告二三五）廃止（昭二九―法一三五）……三八七
△官立府県立師範学校卒業生の徴兵に関する件（明二二―法八）廃止（昭二九―法一三五）……三八七
△市町村立尋常小学校費臨時国庫補助法（昭七―法二三）廃止（昭二九―法一三五）……三八七
○厚生省関係法令の整理に関する法律（昭二九・六・一・法一三六）……三八七
△厚生省関係法令の整理に関する法律（昭二九―法一三六）の一部改正（昭二九―法一七七）……七八八
△国民体力法（昭一五―法一〇五）廃止（昭二九―法一三八）……三八七
△有毒飲食物等取締令（昭二二―勅五二）廃止（昭二九―法一三八）……三八七
△伝染病届出規則（昭二二―厚令五）廃止（昭二九―法一三八）……三八七
△あん摩、はり、きゆう、柔道整復等営業法に関する特例（昭二三―法一七六）廃止（昭二九―法一三八）……三八七
○農林省関係法令の整理に関する法律（昭二九・六・一・法一三五）……三八七

(昭二九・六・一・法一三七)……六三〇
△人家稠密の地において牛豚類の豢養を禁ずる件(明六—太布告一六三)廃止(昭二九—法一三七)……六三〇
△米穀供給のため中央備荒儲蓄金運用の件(明二三—法三三)廃止(昭二九—法一三七)……六三〇
△外国領海水産組合法(明三五—法三五)廃止(昭二九—法一三七)……六三〇
△馬匹の輸出を禁ずる件(明三三—勅二九四)廃止(昭二九—法一三七)……六三〇
△樺太における漁業免許の取消及び漁業料の徴収に関する法律(明四四—法四九)廃止(昭二九—法一三七)……六三〇
△膃肭獣猟業者等に対する交付金下付に関する法律(明四五—法二一)廃止(昭二九—法一三七)……六三〇
△臨時米穀移入調節法(昭九—法三三)廃止(昭二九—法一三七)……六三〇
△獣医師会及び装蹄師会の解散に関する法律(昭二三—法一一六)廃止(昭二九—法一三七)……六三〇

○通商産業省関係法令の整理に関する法律(昭二九・六・一・法一三八)……六三〇
△内国勧業博覧会五箇年目ごとに開設の件(明一〇—太布告八八)廃止(昭二九—法一三八)……六三〇
△日本大博覧会の出品に対する発明、意匠、実用新案及び商標保護に関する法律(明四一—法二二)廃止(昭二九—法一三八)……六三〇
△特許法、意匠法及び実用新案法を朝鮮に施行することに関する件(明四三—勅三三六)廃止(昭二九—法一三八)……六三〇
△商標法を朝鮮に施行することに関する件(明四三—勅三三七)廃止(昭二九—法一三八)……六三〇
△樺太に於ける石炭の採掘に関する法律(明四五—法二三)廃止(昭二九—法一三八)……六三〇
△染料医薬品製造奨励法(大四—法一九)廃止(昭二九—法一三八)……六三〇
△平和条約の実施に伴う流通証券及び工業所有権に関する法律(大九—法一)廃止(昭二九—法一三八)……六三〇
△染料製造奨励に関する法律(大一四—法二九)廃止(昭二九—法一三八)……六三〇
△条約に基く外国との利権契約により外国において事業を営むことを目的とする帝国会社に関する法律(大一四—法三七)廃止(昭二九—法一三八)……六三一
△商工会議所法第十四条の臨時特例に関する法律(昭一六—法三)廃止(昭二九—法一三八)……六三一
△隠匿物資等緊急措置令(昭二一—勅八八)廃止(昭二九—法一三八)……六三一
△産業復興公団法(昭二二—法五七)廃止(昭二九—法一三八)……六三一
△廃兵器等の処理に関する法律(昭二三—法二六三)廃止(昭二九—法一三八)……六三一

○運輸省関係法令の整理に関する法律(昭二九・五・一一・法九三)……三一五
△海図刊行に付新に礁州を発見し港湾を測量する者に海軍省水路寮に開申せしむる件(明七—太布告一一〇)廃止(昭二九—法九三)……三一五
△日本形五百石以上の船舶製造禁止の件(明一八—太布告一六)廃止(昭二九—法九三)……三一五
△予定鉄道線路中私設鉄道会社に敷設許可の件に関する法律(明二六—法八)廃止(昭二九—法九三)……三一五
△北海道官設鉄道用品買入手続に関する法律(明三二—法一〇八)廃止(昭二九—法九三)……三一五

△京釜鉄道買収法(明三九—法一八)廃止(昭二九—法九三)……三一五
△遠洋航路補助法(明四二—法一五)廃止(昭二九—法九三)……三一五
△那覇港修築工事を沖縄県に引継ぐ事に関する法律(明四三—法二一)廃止(昭二九—法九三)……三一五
△補助航海に従事する商事会社に関する法律(明四三—法三二)廃止(昭二九—法九三)……三一五
△鉄道又は船舶と露国の鉄道又は船舶との貨物の連絡運送に関する法律(明四五—法一三)廃止(昭二九—法九三)……三一五
△北海道拓殖鉄道建設費利子支出に関する法律(大六—法一〇)廃止(昭二九—法九三)……三一五
△借入鉄道及軽便鉄道の買収に関する法律(大六—法二五)廃止(昭二九—法九三)……三一五
△造船奨励金下付停止に関する法律(大六—法二九)廃止(昭二九—法九三)……三一五
△成田鉄道及中越鉄道買収に関する法律(大九—法五五)廃止(昭二九—法九三)……三一五
△朝鮮私設鉄道補助法(大一〇—法三四)廃止(昭二九—法九三)……三一五
△樺太地方鉄道補助法(大一〇—法四〇)廃止(昭二九—法九三)……三一五
△台湾私設鉄道補助法(大一一—法二四)廃止(昭二九—法九三)……三一五
△支那に於ける帝国法人の所有する船舶等に関する法律(大一四—法五二)廃止(昭二九—法九三)……三一五
△日本国沿岸に置き去られた船舶の措置に関する法律(昭二一—法一一六)廃止(昭二九—法九三)……三一五
△木船保険組合の解散に関する法律(昭二三—法一〇六)廃止(昭二九—法九三)……三一五
△船舶運営会の船員の給与基準の設定及び船舶運営会の役職員に対する特別手当の支給に関する法律(昭二四—法一〇六)廃止(昭二九—法九三)……三一五
△日本国有鉄道の所有地内にある日本通運株式会社の施設の処理等に関する法律(昭二四—法二四三)廃止(昭二九—法九三)……三一六
△低性能船舶買入法(昭二五—法二四二)廃止(昭二九—法九三)……三一六
△低性能船舶買入法の規定により国が買い入れた船舶の外航船腹需給調整のためにする売払に関する法律(昭二六—法六一)廃止(昭二九—法九三)……三一六

○建設省関係法令の整理に関する法律(昭二九・六・一・法一四〇)……六三三
△水利土功及学事に関する会議存続の件(明二三—法一一)廃止(昭二九—法一四〇)……六三三
△道路法中特例に関する法律(昭七—法三五)廃止(昭二九—法一四〇)……六三三
△空中写真の利用等に関する政令(昭二五—政三〇二)廃止(昭二九—法一四〇)……六三三
○壱岐対馬電報料の件を廃止する法律(昭二九・六・一・法一三九)……六三三

法律第一号（昭二九・三・五）

◎特定海域における漁船の被害に伴う資金の融通に関する特別措置法

（目的）

第一条　この法律は、昭和二十七年四月二十八日からこの法律施行の日の前日までの間に、政令で定める海域において漁船が正当に操業又は航行中捕獲、だ捕又は抑留されたため、当該漁船の所有者たる漁業者が当該漁船の代船を建造し、若しくは取得し、又はその所有に係る他の漁船を漁場若しくは漁業の転換の目的で改造するのに必要な資金（漁船損害補償法（昭和二十七年法律第二十八号）に規定する特殊保険に係る保険金の支払を受けることができる場合における当該保険金の金額に相当する資金を除き、政令で定める漁具を取得するのに必要な資金を含む。以下「代船建造等資金」という。）の農林漁業金融公庫からの融通を促進し、もつて漁業経営の安定に資することを目的とする。

（事業計画及び資金計画）

第二条　農林漁業金融公庫は、前条の目的を達成するため、農林漁業金融公庫法（昭和二十七年法律第三百五十五号。以下「公庫法」という。）第二十一条の規定により作成する事業計画及び資金計画の一部として代船建造等資金の融通に関する計画を定めなければならない。

（農林漁業金融公庫法の特例）

第三条　代船建造等資金の融通に関する公庫法の適用については、第一条の政令で定める漁具を取得するのに必要な資金は、公庫法第十八条第一項第五号の二に掲げる資金とみなす。

第四条　代船建造等資金の貸付の利率は、公庫法第十八条第二項の規定にかかわらず、年五分五厘とする。但し、捕獲、だ捕又は抑留された漁船が帰還した場合においては、帰還した日以後における当該融資残高に対する利率に限り、年七分五厘とすることができる。

（貸付申請期限）

第五条　この法律により代船建造等資金の貸付をすることができるのは、昭和二十九年四月三十日までに農林漁業金融公庫に対し貸付の申請をした者に貸し付ける場合に限るものとする。但し、政令で定める者については、政令で定める日までその申請期限を延期することができる。

（都道府県の利子補給）

第六条　都道府県は、代船建造等資金の融通を受ける漁業者に対し、当該資金の利子の一部を補給することができる。

附　則

この法律は、公布の日から施行する。

（大蔵・農林・内閣総理大臣署名）

法律第二号（昭二九・三・一五）

◎当せん金附証票法の一部を改正する法律

当せん金附証票法（昭和二十三年法律第百四十四号）の一部を次のように改正する。

第一条中「財政資金」を「地方財政資金」に改める。

第三条を次のように改める。

第三条 削除

第四条第二項を削り、同条第三項中「、第一項の」を「前項の」に改め、同項を同条第二項とする。

第六条第一項、第二項及び第三項中「大蔵大臣又は都道府県知事若しくは」を「都道府県知事又は」に改める。

第七条第一項中「大蔵大臣は、第三条の規定により発売する当せん金附証票につき、」を「都道府県知事又は特定市の市長は、当せん金附証票の発売につき、第四条第一項の規定により許可を受けたときは、」に改める。

第八条を次のように改める。

第八条 削除

第十一条第二項中「政府、」を削る。

第十六条中「政府又は都道府県若しくは」を「都道府県又は」に、「大蔵大臣又は当該都道府県知事若しくは」を「当該都道府県知事又は」に、「政府又は当該都道府県若しくは」を「当該都道府県又は」に改める。

第十七条第一項及び第二項中「大蔵大臣又は都道府県知事若しくは」を「都道府県知事又は」に改める。

附　則

1　この法律は、昭和二十九年四月一日から施行する。

2　この法律の施行前に政府が発売した当せん金附証票についての再交付、当せん金品の支払、時効、当せん金品の非課税、受託銀行の経理及び納付金並びに報告並びに受託銀行に対する検査については、なお従前の例による。

3　この法律の施行前に政府が発売した当せん金附証票についてした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

4　大蔵省設置法（昭和二十四年法律第百四十四号）の一部を次のように改正する。

第十二条第一項第十四号を削る。

（内閣総理・大蔵大臣署名）

法律第三号（昭二九・三・一六）

◎特別鉱害復旧臨時措置法の一部を改正する法律

特別鉱害復旧臨時措置法（昭和二十五年法律第百七十六号）の一部を次のように改正する。

第二十四条第二項第一号中「二十円」を「三十円」に改め、同項第二号中「十円」を「十五円」に改める。

附則第二項中「五年」を「七年」に改める。

附　則

1　この法律は、公布の日から施行する。

2　特別鉱害復旧臨時措置法第二十五条第一項の認可の申請は、この法律の施行後は、することができない。

（大蔵・文部・厚生・農林・通商産業・運輸・建設・内閣総理大臣署名）

法律第四号（昭二九・三・一八）

◎昭和二十八年の風水害及び冷害による被害農家等に対して米麦を特別価格で売り渡したことにより食糧管理特別会計に生ずる損失を補てんするための一般会計からする繰入金に関する法律

政府は、昭和二十八年六月及び七月の大水害並びに同年八月及び九月の風水害による被害農家に対する米麦の売渡の特例に関する法律（昭和二十八年法律第二百三十五号）又は昭和二十八年における冷害等による被害農家に対する米麦の売渡の特例に関する法律（昭和二十八年法律第二百七十五号）の規定により被害農家に対して米麦を特別価格で売り渡したこと等により、食糧管理特別会計に生ずる損失を補てんするため、一般会計から、昭和二十八年度において三億二千五百九十万九千円、昭和二十九年度において五億九千六百六十万七千円を限り、この会計に繰り入れることができる。

附　則

この法律は、公布の日から施行する。但し、昭和二十九年度における繰入金に係る部分は、昭和二十九年四月一日から施行する。

（大蔵・農林・内閣総理大臣署名）

（大蔵・農林・内閣総理大臣署名）

法律第五号（昭二九・三・一八）

◎開拓者資金融通特別会計において貸付金の財源に充てるための一般会計からする繰入金に関する法律

1　政府は、開拓者資金融通法（昭和二十二年法律第六号）第一条の規定により貸し付ける貸付金の財源に充てるため、昭和二十九年度において、一般会計から、十四億八千五百五十六万五千円を限り、開拓者資金融通特別会計に繰り入れることができる。

2　政府は、前項の規定による繰入金については、後日開拓者資金融通特別会計から、その繰入金に相当する金額に達するまでの金額を、予算の定めるところにより、一般会計に繰り入れなければならない。

附　則

この法律は、昭和二十九年四月一日から施行する。

法律第六号（昭二九・三・一八）

◎緊要物資輸入基金特別会計法等を廃止する法律

左に掲げる法律は、廃止する。

一　緊要物資輸入基金特別会計法（昭和二十六年法律第五十八号）

二　一般会計の歳出の財源に充てるための緊要物資輸入基金からする一般会計への繰入金に関する法律（昭和二十八年法律第百二十七号）

附　則

1　この法律は、昭和二十九年四月一日から施行する。

2　緊要物資輸入基金特別会計の昭和二十八年度分の収入支出並びに昭和二十七年度及び昭和二十八年度の決算並びに緊要物資輸入基金（以下「基金」という。）の昭和二十八年度の損益の処理に関しては、第九項に規定するものを除く外、なお従前の例による。

3　この法律の施行の際緊要物資輸入基金特別会計に属する資産のうち基金に属する資産以外のもの（現金及び昭和二十八年度分の収入金に係る権利を除く。）及び同会計の負債のうち基金に属する負債以外のもの（昭和二十八年度中に支払義務が生じた支出金でこの法律の施行前に支出済とならなかつたものに係る負債を除く。）は、この法律の施行の際、一般会計に帰属するものとする。

4　前項の規定により一般会計に帰属するもの及び第六項の規定により一般会計所属の資金となるものを除く外、緊要物資輸入基金特別会計の昭和二十八年度の出納の完結の際同会計に属する資産（現金を除く。）及び負債は、その出納の完結の際、一般会計に帰属するものとする。

5　緊要物資輸入基金特別会計の昭和二十八年度の出納の完結の際同会計に属する現金は、その出納の完結の際、産業投資特別会計に帰属するものとする。

6　この法律の施行の際、基金は、一般会計所属の資金となり、この資金は、昭和二十九年五月三十一日限り存続するものとし、この法律による廃止前の緊要物資輸入基金特別会計法第一条に規定する緊要物資の取得及び売払（以下「資金の運用」という。）は、この資金において行うものとする。

7　前項に規定する資金は、通商産業大臣が、法令の定めるところにより管理する。

8　第六項に規定する資金の運用に伴う事務取扱費及び附属諸費は、一般会計の歳出とする。

9　第二項の規定によりなお従前の例によるものとされる基金の昭和二十八年度の損益の処理のうち、基金の昭和二十八年度の利益の緊要物資輸入基金特別会計の歳入への組入は、第六項に規定する資金から行うものとする。

10　第六項に規定する資金に属する現金の出納命令の委任並びに当該資金の損益の計算方法、支出負担行為計画及び支払計画に関しては、従前の基金の例によるものとする。

11　昭和二十九年五月三十一日における第六項に規定する資金に属する現金以外の資産及び負債は一般会計に、当該資金に属する現金は、産業投資特別会計に、その時において、それぞれ、帰属するものとする。

12　第五項及び前項の規定により産業投資特別会計に帰属した現金は、同会計の歳入とする。

13　通商産業大臣は、昭和二十九年五月三十一日における第六項に規定する資金の貸借対照表及び損益計算書を作成し、大蔵大臣に送付しなければならない。

14　内閣は、昭和二十九年度の一般会計の歳入歳出決算に前項の書類を添附して、国会に提出しなければならない。

15　産業投資特別会計法（昭和二十八年法律第百二十二号）の一部を次のように改正する。

第三条中「控除した額と」を「控除した額及び緊要物資輸入基金特別会計法等を廃止する法律（昭和二十九年法律第六号）附則第五項及び第十一項の規定によりこの会計に帰属した現金に相当する額と」に改める。

16　緊要物資の売払に関する法律（昭和二十六年法律第二百二十九号）の一部を次のように改正する。

本則中「緊要物資輸入基金特別会計法」を「旧緊要物資輸入基金特別会計法」に、「緊要物資輸入基金」を「旧緊要物資輸入基金」に、「取得する」を「取得した」に改める。

17　退職職員に支給する退職手当支給の財源に充てるための特別会計等からする一般会計への繰入及び納付に関する法律（昭和二十五年法律第六十二号）の一部を次のように改正する。

第一条中「緊要物資輸入基金特別会計」を削る。

18　通商産業省設置法（昭和二十七年法律第二百七十

五号）の一部を次のように改正する。

第七条第一項第五号及び第六号中「緊要物資輸入基金特別会計、」を削る。

第九条第十二号を次のように改める。

十二　緊要物資の売払に関する業務を行うこと。

第九条中第十三号を削り、第十四号を第十三号とし、以下一号ずつ繰り上げる。

（大蔵・通商産業・内閣総理大臣署名）

法律第七号（昭二九・三・二〇）

◎港域法の一部を改正する法律

港域法（昭和二十三年法律第百七十五号）の一部を次のように改正する。

別表の北海道の部苫小牧港の項中「三角点（七・九メートル）」を中心として千五百メートルの半径を有する円内の海面」を「三角点（九メートル）から二百六十四度三十分二千七百メートルの地点を中心として二千七百メートルの半径を有する円内の海面」に改める。

別表の千葉県の部千葉港の項中「百八十度五千メートルの地点まで引いた線、同地点から九十度に引いた線」を「二百四十五度に引いた線、村田川口左岸突端から二百九十九度に引いた線」に改める。

別表の京都府の部浅茂川港の項中「三角点（二八五・七メートル）から四十五度二千百メートルの地点を中心として三百メートルの半径を有する円内の海面」を「三角点（二八五・六メートル）（北緯三十五度四十分十八秒東経百三十五度零分三十秒）から三十度千九百メートルの地点を中心として六百メートルの半径を有する円内の海面、湖水面及び河川水面」に改める。

別表の大阪府の部堺港の項中「海面」を「海面並びに東経百三十五度二十七分四十八秒の子午線から下流の大和川河川水面中大阪港の港の区域に属する河川水面を除いた部分」に改める。

別表の大阪府の部大阪港の項中「神崎川口左岸突端から二百十四度に引いた線、大和川口左岸突端から二百七十度に引いた線及び陸岸により囲まれた海面並びに木津川大浪橋、尻無川岩崎橋、安治川船津橋及び新淀川最下流鉄橋各下流の河川水面及び船津橋南端と大浪橋東端とを結んだ線以西の運河水面」を「淀川分派川神崎川口左岸突端から二百十四度に引いた線、東経百三十五度二十七分四十八秒の子午線と大和川右岸との交点から百八十度百三十四メートルの地点まで引いた線、同地点から二百九十二度に引いた線、同線と大和川口両突端を結んだ線との交点から二百七十度に引いた線及び陸岸により囲まれた海面及び大和川河川水面、新淀川最下流鉄橋、正蓮寺川北港大橋、六軒家川春日出橋、安治川新船津橋及び端建蔵橋、尻無川岩崎橋、木津川千代崎橋各下流の河川水面、敷津運河以西の住吉川河川水面並びに安治川及び木津川により囲まれた各運河、北港運河及び敷津運河の各運河水面」に改める。

別表の兵庫県の部尼崎港の項中「並びに庄下川最下流道路橋下流の河川水面」を「、淀川分派川神崎川、淀川分派川左門殿川、庄下川及び逢川各最下流道路橋下流の河川水面、旧左門殿川河川水面並びに淀川分派川左門殿川辰巳橋西端と武庫川最下流鉄橋東端とを結んだ線以南の各運河水面」に改める。

別表の広島県の部広島港の項中「海面」を「海面並びに猿喉川、京橋川、元安川、本川及び天満川各河川最下流道路橋下流の河川水面」に改める。

別表の広島県の部土生港の項中「同地点から因ノ島宇崎まで引いた線」を「同地点から二十五度三千七百メートルの地点まで引いた線、同地点と奥山山頂（三九三メートル）とを結んだ線」に改める。

「重	井長串鼻から小細島北端まで引いた線、同島西端から百八十八度に引いた線及び陸岸により囲まれた海面	」
別表の広島県の部中	を	
「重	井長串鼻から小細島北端まで引いた線、同島西端から百八十八度に引いた線及び陸岸により囲まれた海面	」

別表の広島県の部瀬戸田港の項中「孔蔵寺山三角点（六七メートル）を中心として二千メートル」を「孔蔵寺山三角点（六七メートル）から七十六度八百四十メートルの地点を中心として二千六百メートル」に改める。

別表の広島県の部鯛崎港の項中「同島榎迫鼻（北緯三十四度十六分五十六秒東経百三十二度五十五分四十秒）から小琴ノ鼻（北緯三十四度十六分四十秒東経百三十二度五十五分四十六秒）」を「同島峠ノ鼻から船島険ケ鼻まで引いた線、同島南端から加組鼻」に改める。

別表の広島県の部三池港の項中「三池港燈台」を「三池港北突堤燈台」に改める。

「宮之浦	屋久島塚崎から肥瀬ノ埼まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面並びに宮之浦川宮之橋下流の河川水面	」
別表の鹿児島県の部中	を	
「宮之浦	屋久島塚崎から肥瀬ノ埼まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面並びに宮之橋下流の河川水面	」

別表の鹿児島県の部中

「宮之浦	屋久島塚崎から肥瀬ノ埼まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面並びに宮之浦川宮之橋下流の河川水面	」
名瀬	端崎から九十度に引いた線及び陸岸により囲まれた海面	」
古仁屋	皆通崎から二百四十四度に引いた線、阿鉄南西端から百八十度に引いた線及び陸岸により囲まれた海面	」

を

に改める。

附則

1　この法律は、公布の日から施行する。

2　港則法（昭和二十三年法律第百七十四号）の一部を次のように改正する。

別表中「両津」を「両津　千葉」に、「鹿児島」を「鹿児島　名瀬」に改める。

（運輸・内閣総理大臣署名）

法律第八号（昭二九・三・二三）

◎簡易生命保険法の一部を改正する法律

簡易生命保険法（昭和二十四年法律第六十八号）の一部を次のように改正する。

第十七条第一項中「八万円」を「十五万円」に改める。

附　則

この法律は、昭和二十九年四月一日から施行する。

（郵政・内閣総理大臣署名）

法律第九号（昭二九・三・二三）

◎水産業協同組合法の一部を改正する法律（参法）

水産業協同組合法（昭和二十三年法律第二百四十二号）の一部を次のように改正する。

目次中「第百条の十一」を「第百条の十二」に改める。

第百条の十一第二項中「第百条の十一」を「第百条の十二」に改め、同条第三項中「第百条の九」を「第百条の八及び第百条の九」に改め、同条第四項中「第百条の十」を「第百条の九及び第百条の十」に改め、同条第五項中「第百条の十」を「第百条の十一」に改め、同条を第百条の十二とし、第百条の十を第百条の十一とする。

第百条の九第一項中「第百条の十一第四項」を「第百条の十二第四項」に改め、同条を第百条の十とし、第百条の八を第百条の九とし、第百条の七の次に次の一条を加える。

（責任準備金）

第百条の八　共済会は、毎事業年度の終において、省令の定めるところにより、責任準備金を積み立てなければならない。

第百十八条第二項中「第百条の十一第五項」を「第百条の十二第五項」に改める。

第百二十七条第一項中「第百条の十一第五項」を「第百条の十二第五項」に改める。

第百三十条第五号中「第百条の十一第二項」を「第百条の十二第二項」に、同条第六号から第九号まで及び同条第十一号中「第百条の十一第三項」を「第百条の十二第三項」に、同条第十三号から第十六号まで中「第百条の十一第五項」を「第百条の十二第五項」に改め、同条第二十一号を同条第二十二号とし、同条第十九号の次に次の一号を加える。

二十　第百条の八の規定に違反したとき。

附　則

この法律は、公布の日から施行する。

（農林・内閣総理大臣署名）

法律第十号（昭二九・三・二三）

◎遠洋かつお・まぐろ漁業の用に供する船舶についての船舶職員法の臨時特例に関する法律

第一条　船舶所有者は、漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第五十二条第一項の許可を受けて遠洋かつお・まぐろ漁業の用に供する総トン数百五十トン以上千トン未満の船舶が、甲区域（東経百八十度、南緯十三度、東経九十四度及び北緯六十三度の線により囲まれた区域外の区域をいう。以下同じ。）内において当該漁業に従事する場合には、船舶職員法（昭和二十六年法律第百四十九号）第十八条第一項本文及び同法附則第二項の規定にかかわらず、当該船舶に、別表の船舶の欄に掲げる区分により、同表の船舶職員の欄に掲げる船舶職員として、同表の資格の欄に掲げる資格又はこれより上級の資格の海技従事者をもつて充てるものとする。

第二条　前条の船舶が甲区域内において遠洋かつお・まぐろ漁業に従事する場合には、別表の資格の欄に掲げる資格又はこれより上級の資格の海技従事者は、船舶職員法第二十一条第一項及び同法附則第二項の規定にかかわらず、当該船舶において同表の船舶職員の欄に掲げる船舶職員の業務を行つてもよい。

第三条　第一条の船舶が甲区域内において遠洋かつお・まぐろ漁業に従事する場合における船舶職員法第十八条第二項若しくは同法附則第二項の規定又はこれらの規定に係る同法附則第二項の規定の適用については、同法第十八条第二項又は同法附則第二項の規定の適用については、同法第十八条第二項又は別表第二」とあり、同法附則第二項中「別表第七」とあるのは、「遠洋かつお・まぐろ漁業の用に供する船舶についての船舶職員法の臨時特例に関する法律（昭和二十九年法律第十号）別表」と読み替えるものとする。

附　則

1　この法律は、公布の日から施行する。

2　この法律は、公布の日から起算して二年を経過した日に効力を失う。

別表

船舶	船舶職員	資格
総トン数百五十トン以上二百トン未満の船舶	船長	乙種一等航海士
	機関長	乙種一等機関士
	一等船舶通信士	丙種船舶通信士
総トン数三百トン未満の船舶	船長	乙種一等航海士
	一等航海士	乙種二等航海士
	機関長	乙種一等機関士
	一等機関士	乙種二等機関士
	一等船舶通信士	丙種船舶通信士
総トン数五百トン未満の船舶	船長	乙種船長又は甲種二等航海士
	一等航海士	乙種二等航海士
	機関長	乙種一等機関士
	一等機関士	乙種二等機関士
	二等機関士	丙種機関長
	一等船舶通信士	丙種船舶通信士
総トン数千トン未満の船舶	船長	甲種一等航海士
	一等航海士	乙種船長又は甲種二等航海士
	二等航海士	乙種一等航海士
	機関長	甲種一等機関士

一等機関士	乙種機関長又は甲種二等機関士	
二等機関士	乙種一等機関士	
一等船舶通信士	乙種船舶通信士	

（運輸・内閣総理大臣署名）

法律第十一号（昭二九・三・二四）

◎外務省設置法等の一部を改正する法律

目次

第一条　外務省設置法の一部改正
第二条　在外公館の名称及び位置を定める法律の一部改正
第三条　特別職の職員の給与に関する法律の一部改正
第四条　在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部改正
附則

（外務省設置法の一部改正）

第一条　外務省設置法（昭和二十六年法律第二百八十三号）の一部を次のように改正する。

目次中「第五章　職員（第二十九条・第三十条）」を「第五章　職員（第二十九条・第三十条）　第六章　名誉総領事及び名誉領事（第三十一条）」に改める。

第二十二条第二項中「、領事館分館、名誉総領事館及び名誉領事館分館並びに国際連合日本政府代表部」に改める。

第二十四条第一項中「在外公館」の下に「（国際連合日本政府代表部を除く。以下本条中同じ。）」を加え、同条に次の一項を加える。

4　国際連合日本政府代表部は、アメリカ合衆国ニュー・ヨークに置く。

第二十五条第二項を次のように改める。

2　大使館、公使館、総領事館及び領事館の長は、それぞれ特命全権大使、特命全権公使、総領事及び領事とし、国際連合日本政府代表部の長は、特命全権大使とする。

第三十条の次に次の一章を加える。

第六章　名誉総領事及び名誉領事

第三十一条　外務大臣は、外務省の所掌事務を遂行するため必要と認めるときは、名誉総領事又は名誉領事を任命し、これを所要の地に置くことができる。

2　名誉総領事及び名誉領事の職務その他に関し必要な事項は、外務大臣の定めるところによる。

（在外公館の名称及び位置を定める法律の一部改正）

第二条　在外公館の名称及び位置を定める法律（昭和二十七年法律第八十五号）の一部を次のように改正する。

本則中「在外公館」の下に「（国際連合日本政府代表部を除く。）」を加える。

表中

「在中華民国日本国大使館	台湾　台北」を
在中華民国日本国大使館	台湾　台北
在エジプト日本国大使館	エジプト　カイロ

に改め、

「在エジプト日本国公使館	エジプト　カイロ」を

を削り、

「在ルクセンブルグ日本国公使館	ルクセンブルグ　ルクセンブルグ」を

「在ルクセンブルグ日本国公使館	ルクセンブルグ　ルクセンブルグ
在ホンデュラス日本国公使館	ホンデュラス　テグシガルパ
在エル・サルヴァドル日本国公使館	エル・サルヴァドル　サン・サルヴァドル
在コロンビア日本国公使館	コロンビア　ボゴタ
在アフガニスタン日本国公使館	アフガニスタン　カブール
在イラク日本国公使館	イラク　バグダッド
在シリア日本国公使館	シリア　ダマスカス
在レバノン日本国公使館	レバノン　ベイルート

に、

「在プレトリア日本国総領事館	南アフリカ連邦　プレトリア」を

「在プレトリア日本国総領事館	南アフリカ連邦　プレトリア
在シドニー日本国総領事館	オーストラリア　シドニー
在ハンブルグ日本国総領事館	ドイツ　ハンブルグ

に、

「在ラゴス日本国領事館	英領ナイジェリア　ラゴス」を

「在ラゴス日本国領事館	英領ナイジェリア　ラゴス
在トロント日本国領事館	カナダ　トロント
在メダン日本国領事館	インドネシア　メダン
在レオポルドヴイル日本国領事館	ベルギー領コンゴー　レオポルドヴイル

に

改める。

（特別職の職員の給与に関する法律の一部改正）

第三条　特別職の職員の給与に関する法律（昭和二十四年法律第二百五十二号）の一部を次のように改正する。

別表第二を次のように改める。

別表第二

官職名		俸給月額
大使	四号俸	八八、〇〇〇円
	三号俸	八二、〇〇〇円
	二号俸	七八、〇〇〇円
	一号俸	七二、〇〇〇円
公使	四号俸	八二、〇〇〇円
	三号俸	七八、〇〇〇円
	二号俸	七二、〇〇〇円
	一号俸	六六、〇〇〇円

（在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部改正）

第四条　在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律（昭和二十七年法律第

九十三号）の一部を次のように改正する。

別表大使館の項中「

中華民国	一四、五〇〇	一三、二〇〇	一一、〇〇〇	八、八〇〇	七、七〇〇	六、六〇〇	五、七八〇	四、九五〇	四、一三〇	三、五八〇	三、〇三〇	二、七五〇	二、五〇〇	二、二五〇

」を「

中華民国	一四、五〇〇	一三、二〇〇	一一、〇〇〇	八、八〇〇	七、七〇〇	六、六〇〇	五、七八〇	四、九五〇	四、一三〇	三、五八〇	三、〇三〇	二、七五〇	二、五〇〇	二、二五〇
エジプト	一四、〇〇〇	一三、二〇〇	一〇、四五〇	八、三六〇	七、三一〇	六、二七〇	五、四九〇	四、七〇〇	三、九二〇	三、四〇〇	二、八七〇	二、六一〇	二、三八〇	二、一四〇

」に改め、公使館の項中「

エジプト		一三、二〇〇	一〇、四五〇	八、三六〇	七、三一〇	六、二七〇	五、四九〇	四、七〇〇	三、九二〇	三、四〇〇	二、八七〇	二、六一〇	二、三八〇	二、一四〇

」を削り、「

ルクセンブルグ		一三、二〇〇	一〇、六七〇	八、五四〇	七、四七〇	六、四〇〇	五、六〇〇	四、八〇〇	四、〇〇〇	三、四七〇	二、九三〇	二、六七〇	二、四三〇	二、一八〇

」を「

ルクセンブルグ		一三、二〇〇	一〇、六七〇	八、五四〇	七、四七〇	六、四〇〇	五、六〇〇	四、八〇〇	四、〇〇〇	三、四七〇	二、九三〇	二、六七〇	二、四三〇	二、一八〇
ホンデュラス		一三、二〇〇	一〇、四五〇	八、三六〇	七、三一〇	六、二七〇	五、四九〇	四、七〇〇	三、九二〇	三、四〇〇	二、八七〇	二、六一〇	二、三八〇	二、一四〇
エル・サルヴァドル		一三、二〇〇	一一、〇〇〇	八、八〇〇	七、七〇〇	六、六〇〇	五、七八〇	四、九五〇	四、一三〇	三、五八〇	三、〇三〇	二、七五〇	二、五〇〇	二、二五〇
コロンビア		一三、二〇〇	一〇、四五〇	八、三六〇	七、三一〇	六、二七〇	五、四九〇	四、七〇〇	三、九二〇	三、四〇〇	二、八七〇	二、六一〇	二、三八〇	二、一四〇
アフガニスタン		一三、二〇〇	一一、〇〇〇	八、八〇〇	七、七〇〇	六、六〇〇	五、七八〇	四、九五〇	四、一三〇	三、五八〇	三、〇三〇	二、七五〇	二、五〇〇	二、二五〇
イラク		一三、二〇〇	一一、〇〇〇	八、八〇〇	七、七〇〇	六、六〇〇	五、七八〇	四、九五〇	四、一三〇	三、五八〇	三、〇三〇	二、七五〇	二、五〇〇	二、二五〇
シリア		一三、二〇〇	一〇、六七〇	八、五四〇	七、四七〇	六、四〇〇	五、六〇〇	四、八〇〇	四、〇〇〇	三、四七〇	二、九三〇	二、六七〇	二、四三〇	二、一八〇
レバノン		一三、二〇〇	一一、〇〇〇	八、八〇〇	七、七〇〇	六、六〇〇	五、七八〇	四、九五〇	四、一三〇	三、五八〇	三、〇三〇	二、七五〇	二、五〇〇	二、二五〇

」に改め、総領事館の項中「

プレトリア			九、二四〇	七、三九〇	六、四七〇	五、五四〇	四、八五〇	四、一六〇	三、四七〇	三、〇〇〇	二、五四〇	二、三一〇	二、一〇〇	一、六九〇

」を「

プレトリア			九、二四〇	七、三九〇	六、四七〇	五、五四〇	四、八五〇	四、一六〇	三、四七〇	三、〇〇〇	二、五四〇	二、三一〇	二、一〇〇	一、八九〇
シドニー			九、二四〇	七、三九〇	六、四七〇	五、五四〇	四、八五〇	四、一六〇	三、四七〇	三、〇〇〇	二、五四〇	二、三一〇	二、一〇〇	一、八九〇
ハンブルグ			一〇、四五〇	八、三六〇	七、三一〇	六、二七〇	五、四九〇	四、七〇〇	三、九二〇	三、四〇〇	二、八七〇	二、六一〇	二、三八〇	二、一四〇

」に改め、領事館の項中「

ラゴス			八、四七〇	六、七八〇	五、九三〇	五、〇八〇	四、四五〇	三、八一〇	三、一八〇	二、七五〇	二、三三〇	二、一三〇	一、九三〇	一、七三〇

」を「

ラゴス			八、四七〇	六、七八〇	五、九三〇	五、〇八〇	四、四五〇	三、八一〇	三、一八〇	二、七五〇	二、三三〇	二、一三〇	一、九三〇	一、七三〇
トロント			一〇、四五〇	八、三六〇	七、三一〇	六、二七〇	五、四九〇	四、七〇〇	三、九二〇	三、四〇〇	二、八七〇	二、六一〇	二、三八〇	二、一四〇
メダン			一〇、四五〇	八、三六〇	七、三一〇	六、二七〇	五、四九〇	四、七〇〇	三、九二〇	三、四〇〇	二、八七〇	二、六一〇	二、三八〇	二、一四〇
レオポルドヴィル			九、九〇〇	七、九二〇	六、九三〇	五、九四〇	五、二〇〇	四、四六〇	三、七一〇	三、二二〇	二、七二〇	二、四八〇	二、二五〇	二、〇三〇

」に改め、同項の次に「

国際連合日本政府代表部	ニューヨーク	一八、八〇〇	一三、〇〇〇	一一、〇〇〇	八、八〇〇	七、七〇〇	六、六〇〇	五、七八〇	四、九五〇	四、一三〇	三、五八〇	三、〇三〇	二、七五〇	二、五〇〇	二、二五〇

」を加える。

附　則

この法律は、昭和二十九年四月一日から施行する。但し、在コロンビア、在アフガニスタン及び在イラクの各日本国公使館に関する部分については、政令で定める日から施行する。

（外務・大蔵・内閣総理大臣署名）

法律第十二号（昭二九・三・二五）

◎国有鉄道運賃法の一部を改正する法律

国有鉄道運賃法（昭和二十三年法律第百十二号）の一部を次のように改正する。

第三条第二号を次のように改める。

二　二等の賃率は三等の二倍、一等の賃率は三等の四倍とする。

第四条但書を削る。

第六条第一項但書を削る。

附　則

この法律は、昭和二十九年四月一日から施行する。

（運輸・内閣総理大臣署名）

法律第十三号（昭二九・三・二九）

◎輸出保険法の一部を改正する法律

輸出保険法（昭和二十五年法律第六十七号）の一部を次のように改正する。

目次中「第四章　輸出金融保険（第六条―第十条）」を「第四章　輸出金融保険（第六条―第十条）　第四章の二　委託販売輸出保険（第十条の二―第十条の四）」に改める。

第一条の二に次の一項を加える。

5　この法律において「委託販売輸出契約」とは、本邦内で生産され、加工され、又は集荷される貨物を本邦外において販売することを委託する輸出契約をいう。

第一条の三中「輸出金融保険」の下に「、委託販売輸出保険」を加える。

第一条の七中第五号を第六号とし、第四号の次に次の一号を加える。

五　一会計年度内に引き受ける委託販売輸出保険の保険金額の総額

第五条の五の見出しを「（代金又は対価の回収）」に改め、同条中「当該輸出貨物の代金」を「当該輸出契約に基く輸出貨物の代金又は技術の対価」に改める。

第五条の六中「保険価額」を「第五条の四に規定する残額」に改める。

第九条中「資金について、手形上の権利の行使によりその」を「資金の」に改める。

第四章の次に次の一章を加える。

第四章の二　委託販売輸出保険

（保険契約）

第十条の二　政府は、委託販売輸出保険を引き受けることができる。

2　委託販売輸出保険は、輸出者が、委託販売輸出契約に基き貨物を輸出した場合において、当該委託販売輸出契約に基く貨物の販売によつて、当該貨物の輸出及び販売のために支出した費用を回収することができないことにより受ける損失（輸出貨物について生じた損失を除く。）をてん補する輸出保険とする。

第十条の三　委託販売輸出保険の保険契約においては、委託販売輸出契約に基く当該貨物の輸出及び販売のために支出すべき費用の額並びに委託販売輸出契約に基く販売期間（以下「販売期間」という。）内に

販売されたものとした場合における当該貨物の販売価格（以下「販売価格」という。）を定めるものとする。

2　前項の販売価格は、当該貨物に係る同項の費用の額に百分の百五を乗じて得た金額を下つてはならない。

（保険金）

第十条の四　委託販売輸出保険において政府がてん補すべき額は、前条第一項の費用の額のうち当該貨物の輸出及び販売のために支出した額から左の各号に掲げる金額を控除した残額に百分の八十を乗じて得た金額とする。

一　販売期間内に販売された当該貨物の販売価格により計算した代金の額

二　貨物の処分その他損失を軽減するために必要な処置を講じて回収した金額又は回収し得べき金額

2　前項第二号の規定の適用に関しては、販売期間内に販売されなかつた貨物であつて、販売期間の満了の日から三月以内に積みもどしのため船積されないものについては、通商産業大臣の承認を受けた場合を除き、前条第一項の費用の額のうち当該貨物の輸出又は販売のために支出した額を回収した金額又は回収し得べき金額とみなす。

第十四条中「取得した」を「取得すべき」に改める。

附　則

この法律は、昭和二十九年四月一日から施行する。

（大蔵・通商産業・内閣総理大臣署名）

法律第十四号（昭二九・三・二九）

◎郵便切手類売さばき所及び印紙売さばき所に関する法律の一部を改正する法律

郵便切手類売さばき所及び印紙売さばき所に関する法律（昭和二十四年法律第九十一号）の一部を次のように改正する。

第五条を次のように改める。

第五条　売さばき人は、その売さばき所における一般の需要をみたすに足る数量の郵便切手類及び印紙を常備して、当該売さばき所において定価で公平に売りさばかなければならない。但し、省令の定めるところにより郵政大臣の承認を受けたときは、売さばき所以外の場所において売りさばくことができる。

2　前項の規定に従つて売りさばく郵便切手類及び印紙は、売さばき人が、省令の定めるところにより郵政省から買い受けるものとする。

第七条を次のように改める。

第七条　郵政大臣は、売さばき人に委託した郵便切手類及び印紙の売さばき業務の取扱につき、省令の定める手続により、売さばき人に売さばき手数料を支払う。

2　前項の規定により支払う売さばき手数料の額は、売さばき人が第五条第一項の規定により売さばくため、同条第二項の規定により買い受けた郵便切手類及び印紙の月額（百万円をこえるものは、百万円とみなす。）を左の各級に区分し、その区分ごとに左の割合を乗じて得た金額の合計額とする。

一万円以下の金額　百分の六
一万円をこえ十万円以下の金額　百分の三
十万円をこえる金額　百分の一

第十一条第一項中「第五条」を「第五条第一項」に改める。

附　則

この法律は、昭和二十九年四月一日から施行する。

（郵政・内閣総理大臣署名）

法律第十五号（昭二九・三・二九）

◎郵便為替法の一部を改正する法律

郵便為替法（昭和二十三年法律第五十九号）の一部を次のように改正する。

第六条第二項を次のように改める。

外国郵便為替に関する料金は、条約に料金の範囲が規定されているときは、その範囲内において、条約に料金の範囲が規定されていないときは、万国郵便連合の郵便為替に関する約定に規定する同種の料金をこえない範囲内において、省令で定める。

第二十四条の二中「北緯二十九度以南の南西諸島」を「硫黄鳥島及び伊平屋島並びに北緯二十七度以南の南西諸島（大東諸島を含む。）」に改める。

附　則

この法律は、公布の日から施行する。

（郵政・内閣総理大臣署名）

法律第十六号（昭二九・三・三一）

◎国立学校設置法の一部を改正する法律

国立学校設置法（昭和二十四年法律第百五十号）の一部を次のように改正する。

第二条を次のように改める。

（国立学校）

第二条　この法律で「国立学校」とは、学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に定める学校で国が設置するものをいう。

2　大学以外の国立学校は、この法律に特別の定をするものの外、政令で定めるところにより、国立大学又は国立大学の学部に附属して設置するものとする。

第三条の表北海道大学の項中「函館水産専門学校」及び同表東京水産大学の項中「第一水産講習所」を削り、同表神戸大学の項中「文理学部」を「文学部」に、「経営学部」を「経営学部　理学部」に、同表愛媛大学の項中「工学部　農学部」に改める。

第三条の三の表中

福島大学経済短期大学部	福島県
群馬大学工業短期大学部	群馬県

を

福島大学経済短期大学部	福島大学
群馬大学工業短期大学部	群馬大学

に、

山口大学工業短期大学部	山口県

を

山口大学工業短期大学部	山口大学

に改める。

第四条第一項の表中東京工業大学の項を次のように改める。

東京工業大学	建築材料研究所	建築用材料に関する学理及びその応用の研究
	資源化学研究所	資源の化学的利用に関する学理及びその応用の研究
	精密工学研究所	精密工学に関する学理及びその応用の研究
	窯業研究所	窯業に関する学理及びその研究
	東京都	

山形大学	山形県
福島大学	福島県
群馬大学	群馬県
埼玉大学	埼玉県

和歌山大学	和歌山県
岡山大学	岡山県
山口大学	山口県
徳島大学	徳島県

第五条を次のように改める。

（学部附属の教育研究施設）

第五条　国立大学の学部に、文部省令で定めるところにより、附属の教育施設又は研究施設を置く。

2　前項の教育施設又は研究施設の名称及び内部組織は、同項の文部省令で定めるものを除く外、当該大学が定める。

第九条中「別表第一及び第二による。」を「行政機関職員定員法（昭和二十四年法律第百二十六号）に定める国立学校の職員の定員の範囲内において、政令で定める。」に改める。

第十条中「及び定員について」を削る。

附則中第八項及び第九項を削り、第十項を第八項とし、以下順次二項ずつ繰り上げる。

別表第二及び第二を削る。

附　則

この法律は、昭和二十九年四月一日から施行する。

（文部・内閣総理大臣署名）

法律第十七号（昭二九・三・三一）

◎開拓融資保証法の一部を改正する法律

開拓融資保証法（昭和二十八年法律第九十一号）の一部を次のように改正する。

第五条第二項中「一億円」を「一億五千万円」に改める。

附　則

1　この法律は、昭和二十九年四月一日から施行する。

2　開拓融資保証法第五条第二項の改正に伴い政府から出資すべき金額は、昭和二十九年度において出資するものとする。

（大蔵・農林・内閣総理大臣署名）

法律第十八号（昭二九・三・三一）

◎犯罪者予防更生法の一部を改正する法律

犯罪者予防更生法（昭和二十四年法律第百四十二号）の一部を次のように改正する。

第四条中「三人」を「五人」に改める。

第五条第四項中「二人」を「三人」に改める。

第八条第三項中「二人」を「三人」に、「一人」を「二人」に改める。

第十条第二項を次のように改める。

2　審査会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

第十六条第五項に次の但書を加える。

但し、三人の委員で組織される地方委員会にあつては、その議決は、委員の過半数の意見による。

附　則

1　この法律は、昭和二十九年四月一日から施行する。

2　中央更生保護審査会の委員の数をこの法律による改正後の中央更生保護審査会の委員の定数に満たさせるために新たに任命される二人の委員のうち、法務大臣の指名する一人の委員の任期は、犯罪者予防更生法第六条の規定にかかわらず、二年とする。

（法務・内閣総理大臣署名）

法律第十九号（昭二九・三・三一）

◎学校教育法の一部を改正する法律

学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）の一部を次のように改正する。

第五十五条に次の二項を加える。

医学又は歯学の学部において医学又は歯学を履修する課程については、前項本文の規定にかかわらず、その修業年限は、六年以上とし、四年の専門の課程とこれに進学するための二年以上の課程とする。

特別の事情のあるときは、監督庁の定めるところにより、医学若しくは歯学の学部に、前項の規定にかかわらず、同項に規定する専門の課程のみを置き、又は医学若しくは歯学の学部以外の学部に同項に規定する二年以上の課程を置くことができる。

第五十六条第二項を次のように改める。

前条第二項に規定する専門の課程に進学することのできる者は、同項に規定する二年以上の課程を修了した者又は監督庁の定めるところにより、これと同等以上の学力があると認められた者とする。

第九十三条第二項を次のように改め、同条第三項を削る。

3　第三十九条第二項に規定する盲学校及び聾学校に係る保護者の義務は、昭和二十九年度においては、子女の満十三歳に達した日の属する学年の終りまでとし、以後昭和三十年度及び昭和三十一年度において、毎年度一学年ずつ延長するものとする。

第百九条第一項中「第五十五条」を「第五十五条第一項」に改め、同条第三項中「第六十二条」を「第五十五条第三項及び第六十二条」に改める。

附　則

1　この法律中、第九十三条の改正規定は昭和二十年四月一日から、その他の規定は昭和三十年四月一日から施行する。

2　昭和三十一年三月三十一日までに、改正前の学校教育法第五十六条第二項の規定により、医学又は歯学の学部を置く大学において医学又は歯学を履修することのできる資格を得た者は、改正後の学校教育法第五十五条第二項に規定する専門の課程に進学することができる。

（文部・内閣総理大臣署名）

法律第二十号（昭二九・三・三一）

◎公立学校施設費国庫負担法の一部を改正する法律

公立学校施設費国庫負担法（昭和二十八年法律第二百四十七号）の一部を次のように改正する。

附則第三項第一号本文中「建築の坪数は、」の下に「政令で定めるところにより、」を加え、「、政令で定めるところにより算定した」を削り、「収容する児童及び生徒の数」を「収容する児童及び生徒の数とする。以下同じ。」に、同号但書中「当該学校の学級数若しくは一学級の児童及び生徒の数」を「当該学校の児童及び生徒の数、当該学校における児童及び生徒の一学級の平均収容数」に、同号の表中「〇・七坪」を「一・〇八坪」に改める。

附　則

この法律は、昭和二十九年四月一日から施行する。

（大蔵・文部・内閣総理大臣署名）

法律第二十一号（昭二九・三・三一）

◎農林漁業金融公庫法の一部を改正する法律

農林漁業金融公庫法（昭和二十七年法律第三百五十五号）の一部を次のように改正する。

第四条第一項中「政府の一般会計からの出資金二百五億九千三百万円と農林漁業資金融通特別会計の廃止の際におけるその資産の価額から負債の金額を差し引いた額」を「政府の出資金四百五十六億七百万円」に改め、同条第二項を削る。

附　則

1　この法律は、昭和二十九年四月一日から施行する。

2　農林漁業金融公庫法第四条の改正に伴い政府から出資すべき九十五億円の金額は、昭和二十九年度において出資するものとする。

（大蔵・農林・内閣総理大臣署名）

法律第二十二号（昭二九・三・三一）

◎中小企業信用保険法の一部を改正する法律

中小企業信用保険法（昭和二十五年法律第二百六十四号）の一部を次のように改正する。

第二条第三項第二号中「及び森林組合連合会、消費生活協同組合及び消費生活協同組合連合会（以下「組合」と総称する。）」に改め、同条に次の一項を加える。

4　この法律において「小企業者」とは、左に掲げるものをいう。

一　資本の額又は出資の総額が五十万円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が五人（商業又はサービス業を主たる事業とする事業者については、二人）以下の会社及び個人であつて、特定事業を行うもの

二　出資の総額が五十万円以下の組合であつて、特定事業を行うもの

三　構成員の三分の二以上が第一号に掲げる者である組合

四　医業を主たる事業とする法人であつて、常時使用する従業員の数が五人以下のもの（前三号に掲げるものを除く。）

第三条第一項中「給付金の額から当該給付に係る契約に基いて既に受け入れた掛金の額を控除した残額」を「当該給付に係る契約に基いて給付後において受け入れるべき掛金の額」に改める。

第九条の二第一項を次のように改める。

政府は、会計年度の半期ごとに、指定法人を相手方として、当該指定法人が中小企業者の金融機関からの借入（手形の割引又は給付を受けることを含む。以下同じ。）による債務の保証をしたことを政府に通知することにより、保険金額の保険価額に対する割合が百分の六十である保険（以下「普通保証保険」という。）及びその割合が百分の八十である保険（以下「小口保証保険」という。）ごとに、保証をした借入金の額（手形の割引の場合は手形金額、給付の場合は当該給付に係る契約に基いて給付後において払い込むべき掛金の額。次項において同じ。）の総額がそれぞれ一定の金額に達するまで、その保証につき、政府と当該指定法人との間に保険関係が成立

する旨を定める契約を締結することができる。

第九条の二第二項中「（給付の場合は、掛金の払込）を保険事故とし、保険価額に百分の六十を乗じて得た金額を保険金額とする。」を「（手形の割引の場合は手形の支払、給付の場合は掛金の払込）を保険事故とする。」に改め、同条第三項中「政府は、」の下に「普通保証保険及び小口保証保険ごとに、」を加え、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3　第一項の保険関係であつて、小口保証保険に係るものは、小企業者の金融機関からの借入による債務の保証をした指定法人が同項の規定による通知をする場合において、小口保証保険を選択する旨をあわせて通知した場合に限り、成立するものとする。

第九条の三中「（給付の場合は、給付金）」を「（手形の割引の場合は手形の割引により融通を受けた資金、給付の場合は給付金）」に改め、同条に次の一項を加える。

2　前条第一項の保険関係における保険価額は、普通保証保険にあつては、中小企業者一人につき、合計一千万円（その中小企業者が中小企業等協同組合、調整組合又は調整組合連合会であるときは、三千万円）を、小口保証保険にあつては、小企業者一人につき、合計十万円（その小企業者が中小企業等協同組合であるときは、三十万円）をこえてはならない。

第九条の四中「給付の場合は、払込」を「手形の割引の場合は支払、給付の場合は払込」に、「給付の場合は、掛金」を「手形の割引の場合は手形債務、給付の場合は掛金」に、「百分の六十」を「普通保証保険にあつては百分の六十、小口保証保険にあつては百分の八十」に改める。

第九条の五第一項中「第四条第二項及び」を削り、同条第二項中「「第九条の四」とあるのは「第九条中「給付の場合は、掛金の受入」とあるのは「手形の割引の場合は手形債権の回収、給付の場合は掛金の受入」と」を加える。

第九条の七第一項中「第九条の三」を「第九条の三第一項」に改め、同項に後段として次のように加える。

この場合において、第九条の四中「普通保証保険にあつては百分の六十、小口保証保険にあつては百分の八十」とあるのは「百分の六十」と読み替えるものとする。

附　則

この法律は、昭和二十九年四月一日から施行する。

（大蔵・通商産業・内閣総理大臣署名）

法律第二十三号　（昭二九・三・三一）

◎国際的供給不足物資等の需給調整に関する臨時措置に関する法律の一部を改正する法律

国際的供給不足物資等の需給調整に関する臨時措置に関する法律（昭和二十七年法律第二十三号）の一部を次のように改正する。

附則第二項中「昭和二十九年四月一日」を「昭和三十年四月一日」に改める。

別表中第二号、第三号及び第五号を削り、第四号を第二号とする。

附　則

この法律は、公布の日から施行する。

（内閣総理・大蔵・文部・厚生・農林・通商産業・運輸・郵政大臣署名）

法律第二十四号　（昭二九・三・三一）

◎郵便振替貯金法の一部を改正する法律

郵便振替貯金法（昭和二十三年法律第六十号）の一部を次のように改正する。

第八条第四項中「二十円」を「三十円」に改める。

第十三条第三項中「二十円」を「三十円」に改める。

第十八条第一項第一号中「十五円」を「二十五円」に、「二十五円」を「四十円」に、「三十五円」を「六十円」に改め、「電信に関する料金」の下に「（第三十条の二に規定する料金。以下同じ。）」を加え、同項第二号中「十円」を「十五円」に改め、同項第三号を次のように改める。

三　払出

通常現金払	
払出金額千円以下の場合	三十円
同　千円をこえ、五千円以下の場合	五十円
同　五千円をこえ、一万円以下の場合	七十円
同　一万円をこえ、十万円以下の場合	九十円
小切手払	
払出金額一万円以下の場合	三十円
同　一万円をこえる場合	五十円
電信現金払	
通常現金払の料金と電信に関する料金を基準として省令で定める金額との合計額	

第十八条第二項中「電信でする場合」の下に「（第三十条の二に規定する場合には、電話でする場合。次条において同じ。）」を加える。

第十九条第三項中「八円」を「十五円」に改める。

第二十四条第二項中「二十円」を「三十円」に改める。

第二十七条第四項中「三十五円」を「払込書の用紙は四十円、払出書及び小切手の用紙は五十円」に改める。

第三十条の次に次の一条を加える。

第三十条の二（電話による通知又は照会）　この章の規定により郵便局と口座所管庁との間において電信ですることとされている通知又は照会は、郵政大臣が指定する郵便局と口座所管庁との間でなされる場合には、これらの規定にかかわらず、電話でするものとする。

第三十八条第三項中「有無を」の下に「、電信（郵政大臣が指定する場合には、使送。以下この項において同じ。）で」を、「その旨を」の下に「電信で」を加える。

第五十二条第一項中「簡易生命保険法又は郵便年金法」を「簡易生命保険及び郵便年金の積立金の運用に関する法律（昭和二十七年法律第二百十号）」に改め、同条第二項中「簡易生命保険法又は郵便年金法」を「簡易生命保険及び郵便年金の積立金の運用に関する法律」に改める。

第五十三条を次のように改める。

第五十三条　削除

第六十二条第一項中「五円」及び「八円」を「十五円」に改める。

第六十三条の二第一項中「第六十一条まで」の下に「及び第六十二条第一項」を加え、同条第二項を削る。

附　則

この法律は、昭和二十九年四月一日から施行する。

（大蔵・郵政・内閣総理大臣署名）

法律第二十五号　（昭二九・三・三一）

◎恩給法の一部を改正する法律（衆法）

恩給法の一部を改正する法律（昭和二十八年法律第百五十五号）の一部を次のように改正する。

附則第四条に次の一項を加える。

2　改正前の恩給法第三十八条ノ四に規定する勤務に係る者に対する前項の規定の適用については、同項中「八月」とあるのは「一年八月」と読み替えるものとする。

附　則

この法律は、公布の日から施行する。

（内閣総理・各省大臣署名）

法律第二十六号（昭二九・三・三一）

◎児童福祉法の一部を改正する法律

児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）の一部を次のように改正する。

第二十一条の三を次のように改める。

第二十一条の三　都道府県知事は、身体に障害のある児童に対し、生活の能力を得るために必要な医療（以下「育成医療」という。）の給付を行い、又はこれに代えて育成医療に要する費用を支給することができる。

前項の規定による費用の支給は、育成医療の給付が困難であると認められる場合に限り、これを行うことができる。

育成医療の給付は、左のとおりとする。

一　診察

二　薬剤又は治療材料の支給

三　医学的処置、手術及びその他の治療並びに施術

四　病院又は診療所への収容

五　看護

六　移送

育成医療の給付は、厚生大臣が身体障害者福祉法第十九条の二第一項の規定により指定する医療機関（以下「指定医療機関」という。）に委託してこれを行うものとする。

指定医療機関は、厚生大臣の定めるところにより、懇切丁寧に育成医療を担当しなければならない。

第二十一条の三の次に次の七条を加える。

第二十一条の四　指定医療機関の診療方針及び診療報酬は、健康保険の診療方針及び診療報酬の例による。

前項に規定する診療方針及び診療報酬によることができないとき、及びこれによることを適当としないときの診療方針及び診療報酬は、厚生大臣が定めるところによる。

第二十一条の五　都道府県知事は、指定医療機関の診療内容及び診療報酬の請求を随時審査し、且つ、指定医療機関が前条の規定によって請求することができる診療報酬の額を決定することができる。

指定医療機関は、都道府県知事が行う前項の決定に従わなければならない。

都道府県知事は、第一項の規定により指定医療機関が請求することができる診療報酬の額を決定するに当つては、社会保険診療報酬支払基金法（昭和二十三年法律第百二十九号）に定める審査委員会の意見を聞かなければならない。

都道府県知事は、指定医療機関に対する診療報酬の支払に関する事務を社会保険診療報酬支払基金に委託することができる。

第二十一条の六　厚生大臣又は都道府県知事は、指定医療機関の診療報酬の請求が適正であるか否かを調査するため必要があると認めるときは、指定医療機関の管理者に対して必要な報告を求め、又は当該職員をして、指定医療機関について、その管理者の同意を得て、実地に診療録その他の帳簿書類を検査させることができる。

指定医療機関の管理者が、正当な理由がなく、前項の報告の求めに応ぜず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の同意を拒んだときは、厚生大臣又は都道府県知事は、当該指定医療機関に対する都道府県の診療報酬の支払を一時差し止めさせ、又は差し止めることができる。

第二十一条の七　第二十一条の三第一項の規定により支給する費用の額は、第二十一条の四の規定により指定医療機関が請求することができる診療報酬の例により算定した額のうち、本人及びその扶養義務者（民法（明治二十九年法律第八十九号）に定める扶養義務者をいう。以下同じ。）が負担することができないと認められる額とする。

第二十一条の八　都道府県知事は、身体障害者手帳の交付を受けた児童に対し、盲人安全つえ、補聴器、義し、装具、車いすその他厚生大臣が定める補装具を交付し、若しくは修理し、又はこれに代えて補装具の購入若しくは修理に要する費用を支給することができる。

前項の規定による費用の支給は、補装具の交付又は修理が困難であると認められる場合に限り、これを行うことができる。

第一項に規定する補装具の交付又は修理は、補装具の製作若しくは修理を業とする者（以下「業者」という。）に委託してこれを行い、又は都道府県知事が自らこれを行うものとする。

第二十一条の九　前条第三項の規定により補装具の交付又は修理の委託を受けた業者が都道府県に対して請求することができる報酬の額の基準は、厚生大臣がこれを定める。

第二十一条の十　第二十一条の八第一項の規定により支給する費用の額は、前条の規定により業者が請求することができる報酬の例により算定した額のうち、本人及びその扶養義務者が負担することができないと認められる額とする。

第三十三条の五中「民法（明治二十九年法律第八十九号）」を「民法」に改める。

第五十条第五号の二中「第二十一条の三」の下に「及び第二十一条の八」を加える。

第五十六条第一項中「第五十条第五号の二（第二十一条の三第二項に規定する費用を除く。）及び第六号から第七号までに規定する費用」を「第五十条第五号の二から第七号までに規定する費用（第五十条第五号の二に規定する費用について、業者に委託しないで補装具の交付又は修理が行われた場合における当該措置に要する費用に限る。）」に、同条第三項中「第一項」を「第一項又は前項」に、同条第四項中「第一項」を「第一項又は第五項」に改め、同条中第二項の次に次の三項を加える。

育成医療の給付を行い、又は業者に委託して補装具の交付若しくは修理を行う場合においては、都道府県知事は、本人又はその扶養義務者に対し、当該都道府県が支弁すべき当該措置に要する費用の額から、児童福祉司、社会福祉主事又は児童委員の意見を聞き、本人及びその扶養義務者が負担することができないと認める額を控除した額を、指定医療機関又は業者に支払うべき旨を命じなければならない。

本人又はその扶養義務者が前項の規定により支払うべき旨を命ぜられた額の全部又は一部を指定医療機関又は業者に支払つたときは、当該指定医療機関は業者の都道府県に対する当該費用に係る請求権は、その限度において消滅するものとする。

第三項に規定する措置が行われた場合において、本人又はその扶養義務者が、同項の規定により支払うべき旨を命ぜられた額の全部又は一部を支払わなかつたため、都道府県においてその費用を支弁したときは、都道府県知事は、本人又はその扶養義務者からその支払わなかつた額を徴収しなければならない。

第五十七条の二　租税その他の公課は、この法律により支給を受けた金品を標準として、これを課するこ

とができない。

この法律による支給金品は、既に支給を受けたものであるとないとにかかわらず、これを差し押えることができない。

附　則

（施行期日）

1　この法律は、昭和二十九年四月一日から施行する。

（社会保険診療報酬支払基金法の一部改正）

2　社会保険診療報酬支払基金法の一部を次のように改正する。

第十三条第二項中「生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十三条第三項」の下に「、児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第二十一条の五第三項」を、「生活保護法第五十三条第四項」の下に「、児童福祉法第二十一条の五第四項」を加える。

（厚生省設置法の一部改正）

3　厚生省設置法（昭和二十四年法律第百五十一号）の一部を次のように改正する。

第五条第五十六号を次のように改める。

五十六　児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）の定めるところにより、育成医療に関する必要な診療方針及び診療報酬を定め、並びに児童福祉施設の設備及び運営、里親の行う養育並びに保護受託者の行う保護につき、最低基準を定めること。

（地方税法の一部改正）

4　地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）の一部を次のように改正する。

第九十条第一項中「若しくは戦傷病者戦没者遺族等援護法（昭和二十七年法律第百二十七号）」を「、戦傷病者戦没者遺族等援護法（昭和二十七年法律第百二十七号）若しくは児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）」に、「若しくは更生医療の給付」を「、更生医療の給付若しくは育成医療の給付」に改める。

第九十三条第一項中「若しくは戦傷病者戦没者遺族等援護法」を「、戦傷病者戦没者遺族等援護法若しくは児童福祉法」に、「若しくは更生医療の給付」を「、更生医療の給付若しくは育成医療の給付」に改める。

（内閣総理・大蔵・厚生大臣署名）

法律第二十七号（昭二九・三・三一）

◎母子福祉資金の貸付等に関する法律の一部を改正する法律

母子福祉資金の貸付等に関する法律（昭和二十七年法律第三百五十号）の一部を次のように改正する。

第一条中「児童の福祉を増進すること」を「児童の福祉を増進するとともに父母のない児童に対し、資金の貸付を行うことにより、その独立自活の促進を図ること」に改める。

第二条中第二項を第三項とし、第一項の次に次の一項を加える。

2　この法律において「父母のない児童」とは、父母（実父母及び養父母を含む。以下同じ。）と死別した児童及びこれに準ずる左の各号の一に掲げる児童をいう。

一　父母の生死が明らかでない児童

二　父母から遺棄されている児童

三　父母が海外にあるためその扶養を受けることができない児童

四　父母が精神又は身体の障害により長期にわたつて労働能力を失つているためその扶養を受けることができない児童

五　前各号に掲げる者に準ずる児童であつて政令で定める者

第三条第一項中「左の各号に掲げる資金を」の下に「、父母のない児童に対し、第二号、第六号及び第七号に掲げる資金を」を加え、同項中第二号、第六号及び第七号をそれぞれ次のように改め、同条第二項中「修学資金又は修業資金の貸付については、その貸付により」を「配偶者のない女子が扶養している者の支度資金、修学資金又は修業資金の貸付については、その貸付により」に改め、同条第四項を削る。

二　配偶者のない女子若しくはその者が扶養している児童又は父母のない児童の就職に際し必要な資金（以下「支度資金」という。）

六　配偶者のない女子が扶養している児童又は父母のない児童が、学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）に規定する高等学校（盲学校、ろう学校又は養護学校の高等部を含む。以下同じ。）若しくは大学に就学し、又は医師法（昭和二十三年法律第二百一号）第十一条に規定する実地修練（以下「実地修練」という。）を受けるのに必要な資金（以下「修学資金」という。）

七　配偶者のない女子が扶養しているのない児童が、事業を開始し、又は就職するために必要な知識、技能を習得するのに必要な資金（以下「修業資金」という。）

第五条第二項を次のように改める。

2　修学資金の貸付金は、無利子とし、その他の貸付金については、据置期間中は無利子とし、据置期間経過後はその利率を年三分とする。

第六条第二項中「第九条」を「第九条第一項」に改める。

第八条の次に次の二条を加える。

（財産管理者の不当使用）

第八条の二　都道府県は、第三条第一項の規定により父母のない児童に対し、支度資金、修学資金又は修業資金の貸付が行われた場合において、当該児童の財産を管理する親権を行う者又は後見人が、当該貸付金を貸付の目的以外の目的に使用したときは、その者に対し、使用した金額に相当する金額を都道府県に納付すべきことを命ずることができる。

2　都道府県が前項の規定により納付することを命じた場合においては、当該父母のない児童の都道府県に対する貸付金の償還の債務は、当該親権を行う者又は後見人が納付することを命ぜられた限度において消滅するものとする。

（後見人解任の請求）

第八条の三　第三条第一項の規定により支度資金、修学資金又は修業資金の貸付を受けた父母のない児童の後見人に、当該貸付金の使用に関し不正な行為その他後見の任務に適しない事由があるときは、民法第八百四十五条の規定による後見人の解任の請求は、同条に定める者の外、都道府県知事も行うことができる。

第八条の見出しを「（違約金等）」に、同条中「前条」を「第八条」に改め、同条に次の一項を加える。

2　前項の規定は、第八条の二第一項の規定により納付を命ぜられた者が支払期日に納付を命ぜられた金額を納付しなかつた場合に準用する。

第十二条第二項中「及び第九条の規定による違約金」を「、第八条の二第一項の規定による納付金及び第九条の規定による違約金等」に、「貸付金をもつてその歳出とする。」を「貸付金及び貸付に関する事務に要

する費用をもつてその歳出とする。」に改め、同条に次の一項を加える。

3　前項に規定する貸付に関する事務に要する費用の額は、貸付金の利子及び第九条の規定による違約金等のうち収納済となつたものの三分の一に相当する金額の範囲内において厚生大臣の定めるところにより算定した額と、当該経費に充てるための一般会計からの繰入金の額との合計額をこえてはならない。

第十三条第一項中「貸付金の財源として、」を削り、「都道府県が」の下に「貸付金の財源として」を加える。

附　則

（施行期日）

1　この法律は、昭和二十九年四月一日から施行する。但し、改正後の第五条第二項の規定は、昭和二十八年四月一日から適用する。

（印紙税法の一部改正）

2　印紙税法（明治三十二年法律第五十四号）の一部を次のように改正する。

第五条中第六号の八の次に次の一号を加える。

六ノ八ノ二　母子福祉資金の貸付等に関する法律ニ依ル貸付金ニ関スル証書

（内閣総理・法務・大蔵・厚生大臣署名）

法律第二十八号（昭二九・三・三一）

◎身体障害者福祉法の一部を改正する法律

身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）の一部を次のように改正する。

目次中「第四章　費用（第三十五条―第三十七条の二）」を「第四章　費用（第三十五条―第三十八条）」に、「第五章　雑則（第三十九条―第四十八条）」を「第五章　雑則（第三十九条―第四十八条の二）」に改める。

第五条第一項中「失明者更生施設」の下に「、ろうあ者更生施設」を加える。

第六条中第七項を第八項とし、第六項を第七項とし、第五項を第六項とし、第四項の次に次の一項を加える。

5　中央身体障害者福祉審議会は、身体障害者の福祉を図るため、芸能、出版物等を推薦し、又はそれらを製作し、興行し、若しくは販売する者等に対し、必要な勧告をすることができる。

第九条第一項中「社会福祉事業法（昭和二十六年法律第四十五号）の規定により設置する福祉に関する事務所（以下「福祉事務所」という。）」を「その設置する福祉事務所」に改め、同条を第九条の二とし、同条の前に次の一条を加える。

（援護の実施機関）

第九条　この法律に定める身体障害者に対する援護は、居住地を有する身体障害者については、その居住地を管轄する福祉事務所（社会福祉事業法（昭和二十六年法律第四十五号）に定める福祉に関する事務所をいう。以下同じ。）を管理する都道府県知事又は市町村長が、居住地を有しないか、又は明らかでない身体障害者については、その現在地の都道府県知事が行うものとする。

2　前項の規定にかかわらず、生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第三十条第一項但書の規定により収容されている身体障害者については、その者が収容前に居住地を有した者であるときは、その居住地を管轄する福祉事務所を管理する都道府県知事又は市町村長が、その者が収容前に居住地を有しないか、又は明らかでなかつた者であるときは、収容前におけるその者の所在地の都道府県知事が、この法律に定める援護を行うものとする。

3　市町村長は、この法律の規定によりその権限に属する事務の全部又は一部をその管理に属する行政庁に委任することができる。

第十一条第二項中「行うところとする。」を「行うとともに、必要に応じ、補装具の処方及び適合判定を行うところとする。」に改める。

第十二条中「都道府県知事、市長及び福祉事務所を管理する町村長（以下「援護の実施機関」という。）を「都道府県知事に」を「その居住地（居住地を有しないときは、その現在地）の都道府県知事に」に改める。

第十五条第一項中「都道府県知事に」に改める。

第十九条を次のように改める。

（更生医療）

第十九条　援護の実施機関は、身体障害者が更生するために医療が必要であると認めるときは、その者の申請により、その更生のために必要な医療（以下「更生医療」という。）の給付を行い、又はこれに代えて更生医療に要する費用を支給することができる。

2　前項の規定による費用の支給は、更生医療の給付が困難であると認められる場合に限り、行うことができる。

3　更生医療の給付は、左のとおりとする。

一　診察

二　薬剤又は治療材料の支給

三　医学的処置、手術及びその他の治療並びに施術

四　病院又は診療所への収容

五　看護

六　移送

4　更生医療の給付は、厚生大臣が次条の規定により指定する医療機関（以下「指定医療機関」という。）に委託して行うものとする。

第十九条の次に次の六条を加える。

（医療機関の指定）

第十九条の二　厚生大臣は、その開設者の同意を得て、前条の規定による更生医療を担当させる病院又は診療所を指定する。

2　指定医療機関は、前条の規定による更生医療の外、児童福祉法第二十一条の三の規定による育成医療及び戦傷病者戦没者遺族等援護法（昭和二十七年法律第百二十七号）第十七条の規定による更生医療を担当するものとする。

3　指定医療機関は、三十日以上の予告期間を設けて、その指定を辞退することができる。

4　指定医療機関が次条の規定に違反したとき、担当医師に変更があつたとき、その他指定医療機関に更生医療を担当させるについて著しく不適当であると認められる事由があるときは、厚生大臣は、その指定を取り消すことができる。児童福祉法の規定による育成医療又は戦傷病者戦没者遺族等援護法の規定による更生医療を担当させるについて著しく不適当であると認められる事由があるときも、同様とする。

5　厚生大臣は、前項の規定により指定を取り消す場合には、当該医療機関の開設者に対して、弁明の機会を与えなければならない。この場合においては、あらかじめ書面をもつて、弁明をなすべき日時、場所及び当該処分をなすべき理由を通知しなければならない。

6　厚生大臣は、医療機関の指定又は指定の取消を行うに当つては、あらかじめ中央身体障害者福祉審議会の意見を聞かなければならない。

（指定医療機関の義務）

第十九条の三　指定医療機関は、厚生大臣の定めるところにより、懇切丁寧に更生医療を担当しなければならない。

（診療方針及び診療報酬）

第十九条の四　指定医療機関の診療方針及び診療報酬は、健康保険の診療方針及び診療報酬の例による。

2　前項に規定する診療方針及び診療報酬によることができないとき、及びこれによることを適当としないときの診療方針及び診療報酬は、厚生大臣が定めるところによる。

（医療費の審査及び支払）

第十九条の五　都道府県知事は、指定医療機関の診療内容及び診療報酬の請求を随時審査し、且つ、指定医療機関が前条の規定によつて請求することができる診療報酬の額を決定することができる。

2　指定医療機関は、都道府県知事が行う前項の決定に従わなければならない。

3　都道府県知事は、第一項の規定により指定医療機関が請求することができる診療報酬の額を決定するに当つては、社会保険診療報酬支払基金法（昭和二十三年法律第百二十九号）に定める審査委員会の意見を聞かなければならない。

4　都道府県、市及び福祉事務所を設置する町村は、指定医療機関に対する診療報酬の支払に関する事務を社会保険診療報酬支払基金に委託することができる。

（報告の請求及び検査）

第十九条の六　厚生大臣又は都道府県知事は、指定医療機関の診療報酬の請求が適正であるかどうかを調査するため必要があると認めるときは、指定医療機関の管理者に対して必要な報告を求め、又は当該職員をして当該医療機関について、その管理者の同意を得て、実地に診療録その他の帳簿書類を検査させることができる。

2　指定医療機関の管理者が、正当な理由がなく、前項の報告の求めに応ぜず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の同意を拒んだときは、厚生大臣又は都道府県知事は、当該指定医療機関に対する都道府県又は市町村の診療報酬の支払を一時差し止めさせ、又は差し止めることができる。

（支給費用の額）

第十九条の七　第十九条第一項の規定によつて支給する費用の額は、第十九条の四の規定により指定医療機関が請求することができる診療報酬の例により算定した額とする。但し、当該身体障害者又はその扶養義務者（民法（明治二十九年法律第八十九号）に定める扶養義務者をいう。以下同じ。）に費用の負担能力があるときは、その負担能力に応じ、これを減額することができる。

（補装具）

第二十条　援護の実施機関は、身体障害者から申請があつたときは、盲人安全つえ、補聴器、義肢、装具、車いすその他厚生大臣が定める補装具を交付し、若しくは修理し、又はこれに代えて補装具の購入若しくは修理に要する費用を支給することができる。

2　前項の規定による費用の支給は、補装具の交付又は修理が困難であると認められる場合に限り、行うことができる。

3　第一項に規定する補装具の交付又は修理は、補装具の製作若しくは修理を業とする者（以下「業者」という。）に委託して行い、又は援護の実施機関が自ら行うものとする。

（受託報酬）

第二十一条　前条第三項の規定により補装具の交付又は修理の委託を受けた業者が都道府県又は市町村に対して請求することができる報酬の額の基準は、厚生大臣が定める。

担能力があるときは、その負担能力に応じ、これを減額することができる。

第二十条及び第二十一条を次のように改める。

（補装具）

第二十条　援護の実施機関は、身体障害者から申請があつたときは、盲人安全つえ、補聴器、義肢、装具、車いすその他厚生大臣が定める補装具を交付し、若しくは修理し、又はこれに代えて補装具の購入若しくは修理に要する費用を支給することができる。

2　前項の規定による費用の支給は、補装具の交付又は修理が困難であると認められる場合に限り、行うことができる。

3　第一項に規定する補装具の交付又は修理は、補装具の製作若しくは修理を業とする者（以下「業者」という。）に委託して行い、又は援護の実施機関が自ら行うものとする。

（受託報酬）

第二十一条　前条第三項の規定により補装具の交付又は修理の委託を受けた業者が都道府県又は市町村に対して請求することができる報酬の額の基準は、厚生大臣が定める。

第二十一条の次に次の一条を加える。

（支給費用の額）

第二十一条の二　第二十条第一項の規定により支給する費用の額は、前条の規定により業者が請求することができる報酬の例により算定した額とする。但し、当該身体障害者又はその扶養義務者に費用の負担能力があるときは、その負担能力に応じ、これを減額することができる。

第二十五条第一項中「盲人その他の身体障害者で政令で定めるもの」を「身体障害者」に改める。

第二十八条の次に次の一条を加える。

（収容等）

第二十八条の二　国又は第二十七条第二項若しくは第三項の規定により身体障害者更生援護施設を設置した都道府県若しくは市町村は、身体障害者の申請があつたとき、又は第十八条第一項第三号の規定に基き、当該施設に収容し、又はそれぞれ、その設置する当該施設の紹介があつたときは、その施設の収容能力その他の理由によりやむを得ないときは、この限りでない。

第三十条の次に次の一条を加える。

（ろうあ者更生施設）

第三十条の二　ろうあ者更生施設は、ろうあ者を収容し、その更生に必要な治療及び訓練を与える施設とする。

第三十二条中「補装具製作施設は、」の下に「無料又は低額な料金で、」を加え、「補聴器、義肢、車椅子等身体障害者に必要な」を削る。

第三十三条中「点字図書館は、」の下に「無料又は低額な料金で、」を加える。

第三十四条中「点字出版施設は、」の下に「無料又は低額な料金で、」を加える。

第三十五条第一号中「第九条」を「第九条の二」に、同条第二号中「第二十条及び第二十一条第一項」を「第十九条及び第二十条」に改め、同条中第三号を第四号とし、第二号の次に次の一号を加える。

三　第十九条の五第四項の規定により市町村が行う指定医療機関に対する診療報酬の支払に関する事務の委託に要する費用

第三十六条第二号中「第九条」を「第九条の二」に、同条第四号中「第二十条及び第二十一条第一項」を「第十九条、第十九条の五、第十九条の六及び第二十条」に改め、同条中第五号を第六号とし、第四号の

次に次の一号を加える。

五　第十九条の五第四項の規定により都道府県が行う指定医療機関に対する診療報酬の支払に関する事務の委託に要する費用

第三十七条中「第三十五条第三号」を「第三十五条第四号」に改める。

第三十七条の二中第一号を削り、第二号中「第三十五条第三号」を「第三十五条第四号」に改め、同号を第一号とし、同号の次に次の一号を加える。

二　第三十六条第三号の費用のうち、その運営に要する費用については、その十分の八

第三十七条の二第三号中「第三十六条第三号及び第五号」を「第三十六条第六号」に改め、同条第四号を次のように改める。

四　第三十五条第二号及び第三号並びに第三十六条第四号及び第五号の費用のうち、第十九条及び第二十条の行政措置に要する費用についてはその十分の八、その他の費用についてはその十分の五

第三十八条を削り、第三十七条の二の次に次の一条を加える。

（費用の負担命令及び徴収）

第三十八条　更生医療の給付が行われ、又は業者に委託して補装具の交付若しくは修理が行われる場合においては、当該行政措置に要する費用を支弁すべき都道府県又は市町村の長は、当該身体障害者又はその扶養義務者に対して、その負担能力に応じ、その費用の全部又は一部を指定医療機関又は業者に支払うべき旨を命ずることができる。

2　身体障害者又はその扶養義務者が前項の規定により支払うべき旨を命ぜられた額の全部又は一部を指定医療機関又は業者に支払つたときは、当該指定医療機関又は業者の都道府県又は市町村に対する当該費用に係る請求権は、その限度において消滅するものとする。

3　第一項に規定する行政措置が行われた場合において、身体障害者又はその扶養義務者が、同項の規定により支払うべき旨を命ぜられた額の全部又は一部を支払わなかつたため、都道府県又は市町村においてその費用を支弁したときは、当該都道府県又は市町村の長は、当該身体障害者又はその扶養義務者から、その支払わなかつた額を徴収することができる。

4　補装具の交付又は修理が行われた場合（業者に委託して行われた場合を除く。）においては、当該行政措置に要する費用を支弁した都道府県又は市町村の長は、当該身体障害者又はその扶養義務者から、その負担能力に応じ、その費用の全部又は一部を徴収することができる。

別表を次のように改める。

別表（身体障害の範囲）

一　左に掲げる視覚障害で、永続するもの

1　両眼の視力（万国式試視力表によつて測つたものをいい、屈折異常がある者については、きよう正視力について測つたものをいう。以下同じ。）がそれぞれ〇・一以下のもの

2　一眼の視力が〇・〇二以下、他眼の視力が〇・六以下のもの

3　両眼の視野がそれぞれ一〇度以内のもの

4　両眼による視野の二分一以上が欠けているもの

二　左に掲げる聴覚又は平衡機能の障害で、永続するもの

1　両耳の聴力損失がそれぞれ六〇デシベル以上のもの

2　一耳の聴力損失が八〇デシベル以上、他耳の聴力損失が四〇デシベル以上のもの

3　両耳による普通話声の最良の語音明瞭度が五〇パーセント以下のもの

4　平衡機能の著しい障害

三　左に掲げる音声機能又は言語機能の障害

1　音声機能又は言語機能のそう失

2　音声機能又は言語機能の著しい障害で、永続するもの

四　左に掲げる肢体不自由

1　一上肢、一下肢又は体幹の機能の著しい障害で、永続するもの

2　一上肢のおや指を指骨間関節以上で欠くもの又はひとさし指を含めて一上肢の二指以上をそれぞれ第一指骨間関節以上で欠くもの

3　一下肢をリスフラン関節以上で欠くもの

4　両下肢のすべてのゆびを欠くもの

5　一上肢のおや指の機能の著しい障害又はひとさし指を含めて一上肢の三指以上の機能の著しい障害で、永続するもの

6　前各号に掲げるものの外、その程度が前各号に掲げる障害の程度以上であると認められる障害

附　則

（施行期日）

1　この法律は、昭和二十九年四月一日から施行する。

（指定医療機関に関する経過規定）

2　この法律の施行の際現に戦傷病者戦没者遺族等援護法第十七条第三項の規定による厚生大臣の指定を受けている医療機関は、第十九条の二第一項の規定による厚生大臣の指定を受けたものとみなす。

3　前項の医療機関は、この法律の施行の日から起算して三十日以内は、第十九条の二第三項の規定にかかわらず、いつでも、その指定を辞退することができる。

（社会福祉事業法の一部改正）

4　社会福祉事業法の一部を次のように改正する。

第二条第二項第三号中「失明者更生施設」の下に「、ろうあ者更生施設」を加え、同条第三項第三号中「無料又は低額な料金で」を削る。

（ろうあ者更生施設に関する経過規定）

5　この法律の施行の際現にろうあ者更生施設を経営している市町村又は社会福祉法人は、この法律の施行の日から起算して三箇月以内に、社会福祉事業法第五十七条第一項第一号から第四号まで、第六号及び第七号に掲げる事項を当該施設の所在地の都道府県知事に届け出なければならない。

6　前項の規定による届出をしたときは、社会福祉事業法第五十七条第一項の規定による届出をしたものとみなす。

7　この法律の施行の際現にろうあ者更生施設を経営している者で、国、都道府県、市町村及び社会福祉法人以外のものについては、この法律の施行の日から起算して三箇月間は、社会福祉事業法第五十七条第二項の規定を適用しない。

8　前項に規定する者が、同項の期間内に第五項に規定する事項及び社会福祉事業法第五十七条第三項各号に掲げる事項を当該施設の所在地の都道府県知事に届け出たときは、同条第二項の規定による許可があつたものとみなす。

（戦傷病者戦没者遺族等援護法の一部改正）

9　戦傷病者戦没者遺族等援護法の一部を次のように改正する。

第五条第三号中「補装具等」を「補装具」に改める。

第十七条の見出しを「（更生医療）」に、同条第一項中「更生医療の給付を行うことができる。」を「その

更生のために必要な医療（以下「更生医療」という。）の給付を行い、又はこれに代えて更生医療に要する費用を支給することができる。」に改め、同条第三項中「厚生大臣の指定する医療機関（以下「指定医療機関」という。）において、」を「厚生大臣が身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第十九条の二第一項の規定により指定する医療機関（以下「指定医療機関」という。）に委託して」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項第四号中「病院」の下に「又は診療所」を加え、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2　前項の規定による費用の支給は、更生医療の給付が困難であると認められる場合に限り、行うことができる。

第十九条の見出しを「（医療費の審査及び支払）」に改め、同条第三項中「又は医療に関する審査機関で厚生省令で定めるもの」を削り、同項の次に次の一項を加える。

4　国は、指定医療機関に対する診療報酬の支払に関する事務を社会保険診療報酬支払基金に委託することができる。

第二十条の次に次の一条を加える。

（支給費用の額）

第二十条の二　第十七条第一項の規定によって支給する費用の額は、第十八条の規定により指定医療機関が請求することができる診療報酬の例により算定した額とする。

第二十一条の見出し中「補装具等」を「補装具」に改め、同条第一項中「盲人安全つえ若しくは」を削り、同条第二項中「盲人安全つえ又は」を削る。

第五十条中「身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）」を「身体障害者福祉法」に改める。

（社会保険診療報酬支払基金法の一部改正）

10　社会保険診療報酬支払基金法の一部を次のように改正する。

第十三条第二項中「生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十三条第三項」の下に「、身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第十九条の五第三項」を、「生活保護法第五十三条第四項」の下に「、身体障害者福祉法第十九条の五第四項、戦傷病者戦没者遺族等援護法第十九条第四項」を、同条第三項中「保険者」の下に「、国」を加える。

第十九条中「都道府県知事」を「国、都道府県、市又は社会福祉事業法に規定する福祉に関する事務所を設置する町村」に改める。

（生活保護法の一部改正）

11　生活保護法の一部を次のように改正する。

第五十四条第一項中「都道府県知事」を「厚生大臣又は都道府県知事」に、「診療内容及び診療報酬請求の適否を調査するため」を「診療内容及び診療報酬を審査するため」に、「当該吏員」を「当該官吏若しくは当該吏員」に改める。

第八十六条第一項中「当該吏員」を「当該官吏若しくは当該吏員」に改める。

（厚生省設置法の一部改正）

12　厚生省設置法（昭和二十四年法律第百五十一号）の一部を次のように改正する。

第五条第五十二号の四中「身体障害者更生援護施設等の設備」の上に「身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）の定めるところにより、医療機関を指定し、更生医療に関する必要な診療方針及び診療報酬を定め、並びに」を加える。

第二十六条の二第一項中「重度の身体障害を有する旧軍人軍属等」を「旧軍人軍属又は身体障害者福祉法に規定する身体障害者であつて、重度の身体障害を有するもの」に改める。

（地方税法の一部改正）

13　地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）の一部を次のように改正する。

第九十条第一項中「未帰還者留守家族等援護法（昭和二十八年法律第百六十一号）」の下に「、身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）」を加える。

第九十三条第一項中「未帰還者留守家族等援護法」の下に「、身体障害者福祉法」を加える。

（内閣総理・大蔵・厚生大臣署名）

法律第二十九号（昭二九・三・三一）

◎未帰還者留守家族等援護法の一部を改正する法律

未帰還者留守家族等援護法（昭和二十八年法律第百六十一号）の一部を次のように改正する。

第十六条の見出しを「（葬祭料）」に改め、同条第一項中「未帰還者のうち、未復員者、ソビエト社会主義共和国連邦の地域内の未復員者と同様の実情にある者又は第二条第二項の規定により未帰還者とみなされる者に」を削り、「その者の死亡」を「未帰還者の死亡」につき、」を削り、「その者の死亡」を「葬祭に要する経費」を「葬祭料」に改める。

第十七条第一項中「前条第一項に規定する者」を「未帰還者のうち、未復員者、ソビエト社会主義共和国連邦の地域内の未復員者と同様の実情にある者又は第二条第二項の規定により未帰還者とみなされる者」に改め、「その遺族」を「その遺族（遺族がない場合においては、葬祭を行う者）」に改める。

第十八条第一項中「第十六条第一項」を「前条第一項」に、同条第三項中「三年間」を「四年間」に改める。

第二十六条中「第十六条第一項」を「第十七条第一項」に改める。

第三十三条中「北緯二十九度以南の南西諸島」を「硫黄鳥島及び伊平屋島並びに北緯二十七度以南の南西諸島（大東諸島を含む。）」に改める。

附則第二十七項中「第十六条第一項」を「第十七条第一項」に改める。

附則に次の三項を加える。

（沖縄地域に関する特例）

40　硫黄鳥島若しくは伊平屋島又は北緯二十七度以南の南西諸島（大東諸島を含む。）に住所又は居所を有する者その他政令で定める者については、留守家族手当の支給の始期及び支給方法並びに療養の給付を受けることができる期間に関し、政令で、必要な特例を定めることができる。

（療養給付期間の延長）

41　厚生大臣は、附則第二十二項の規定により療養の給付を受けている者が、同項但書に規定する期間を経過する日において、なお、引き続き療養を要する場合においては、その期間の経過後においても、さ

らに一年間、その者の申請により、必要な療養の給付を行うことができる。

42　第十八条第二項の規定は、前項の場合に準用する。

附　則

（施行期日）

1　この法律は、公布の日から施行する。但し、附則第二項の規定は、昭和二十九年四月一日から施行し、附則第四項の規定は、昭和二十八年八月一日から適用する。

（厚生省設置法の一部改正）

2　厚生省設置法（昭和二十四年法律第百五十一号）の一部を次のように改正する。

第五条第六十四号中「未帰還者留守家族等援護法（昭和二十八年法律第百六十一号）」の上に「未帰還者等の状況調査を実施し、並びに」を加える。

第十四条の二第八号中「前三号」を「前二号」に改め、同条中第七号を削り、第六号を第七号とし、同号を次のように改める。

七　未帰還者等の状況調査及び死亡処理並びに旧陸海軍関係の死亡者の遺骨及び遺留品の処理に関すること。

第十四条の二中第五号を第六号とし、第四号の次に次の一号を加える。

五　未帰還者留守家族等援護法を施行すること。

第二十八条の二を次のように改める。

（未帰還調査部）

第二十八条の二　未帰還調査部は、未帰還者等の状況調査及び死亡処理並びに旧陸海軍関係の死亡者の遺骨及び遺留品の処理に関する事務をつかさどる機関とする。

2　未帰還調査部は、千葉県に置く。

3　未帰還調査部の内部組織は、厚生省令で定める。

第三十九条の五第一項中「第十四条の二第五号、第六号及び第八号」を「第十四条の二第六号から第八号まで」に改める。

第三十九条の六第二項の表中「広島県船越町」を「広島市」に改める。

第三十九条の八中「第十四条の二第六号」に改める。

（厚生省設置法の一部を改正する法律の一部改正）

3　厚生省設置法の一部を改正する法律（昭和二十七年法律第二百七十三号）の一部を次のように改正する。

第十五条中「社会保険審査会」を「社会保険審査会　援護所　未帰還調査部　」に改める。

厚生省設置法第二十九条第一項の表の改正規定中

「社会保険審査会	健康保険、船員保険及び厚生年金保険における保険給付に関する決定及び保険料その他の徴収金等についての処分に関する不服を審査すること。」
「中央社会保険医療協議会	健康保険及び船員保険の保険医及び保険薬剤師並びに国民健康保険の療養の給付を担当する者に対する適切な保険診療の指導監督に関する事項を審議するとともに、健康保険及び船員保険の適正な診療報酬並びに国民健康保険の適正な診療報酬の標準額を審議すること。」

に改める。

（国家公務員共済組合法の一部改正）

4　国家公務員共済組合法（昭和二十三年法律第六十九号）の一部を次のように改正する。

第八十三条の四の次に次の一条を加える。

（未帰還職員についての特例）

第八十三条の五　未帰還者留守家族等援護法（昭和二十八年法律第百六十一号）第二条第一項に規定する未帰還者であつて、昭和二十八年七月三十一日現在組合員であつた者（この条において以下「未帰還職員」という。）は、第一条及び第八十六条第一項の規定にかかわらず、これを組合員とみなす。

2　未帰還職員に係る留守家族手当又は特別手当（昭和二十八年七月三十一日現在第八十六条第一項の規定による組合員であつた未帰還職員については、これらに相当する給付を含むものとし、この条において以下「手当等」という。）は、この法律の適用については、これを未帰還職員の収入とみなす。

3　未帰還職員については、その者の昭和二十八年七月三十一日における俸給又は俸給に相当する給与の額をもつて、俸給又は俸給に相当する給与の額とみなす。

4　手当等の支給機関（二以上の機関が手当等を支給する場合には、そのうち大蔵大臣の定める機関）は、手当等を支給する際、掛金に相当する金額を控除して、その金額を組合員に代りその所属する組合に払い込まなければならない。

（国家公務員災害補償法の一部改正）

5　国家公務員災害補償法（昭和二十六年法律第百九十一号）の一部を次のように改正する。

第一条第二項中「未帰還者留守家族等援護法（昭和二十八年法律第百六十一号）第十六条第一項」を「未帰還者　留守家族等援護法（昭和二十八年　法律第百六十一号）第十七条第一項」に改める。

（大蔵・厚生・内閣総理大臣署名）

法律第三十号　（昭二九・三・三一）

◎日雇労働者健康保険法の一部を改正する法律

日雇労働者健康保険法（昭和二十八年法律第二百七号）の一部を次のように改正する。

第十四条中「三箇月」を「六箇月」に改める。

附　則

1　この法律は、昭和二十九年四月一日から施行する。

2　厚生保険特別会計法（昭和十九年法律第十号）の一部を次のように改正する。

第十八条ノ四を第十八条ノ五とし、第十八条ノ三の次に次の一条を加える。

第十八条ノ四　日雇健康勘定ノ積立金ハ日雇労働者健康保険事業経営上ノ財源ニ充ツルタメ必要アルトキハ当分ノ間予算ノ定ムル金額ヲ限リ同勘定ノ歳入ニ繰入ルルコトヲ得

3　厚生省設置法（昭和二十四年法律第百五十一号）の一部を次のように改正する。

第二十九条第一項の表社会保険審議会の項中「船員保険事業」を「日雇労働者健康保険事業、船員保険事業」に改める。

（大蔵・厚生・内閣総理大臣署名）

法律第三十一号（昭二九・三・三一）

◎財政法第四十二条の特例に関する法律

1　昭和二十七年度一般会計予算における安全保障諸費及び連合国財産補償費の経費の金額で、財政法（昭和二十二年法律第三十四号）第十四条の三第一項の規定に基き昭和二十八年度に繰り越されたもののうち、当該年度内に支出を終らなかつたものは、同法第四十二条但書の規定によるもの外、昭和二十九年度に繰り越して使用することができる。

2　財政法第四十三条の規定は、前項の規定による繰越について準用する。この場合において、同条第一項の規定による承認の手続については、同法第十四条の三第一項の規定による繰越に関する手続の例による。

附　則

この法律は、公布の日から施行する。

（大蔵・内閣総理大臣署名）

法律第三十二号（昭二九・三・三一）

◎資金運用部特別会計法の一部を改正する法律

資金運用部特別会計法（昭和二十六年法律第百一号）の一部を次のように改正する。

附則第六項中「当該残余の額を」の下に「当該年度の郵便貯金特別会計の歳入不足を補てんするため、当該不足額を限度として、予算の定めるところにより、当該年度の同会計の歳入に繰り入れるものとし、当該残余の額から同会計に繰り入れる金額を控除してなお残額があるときは、その残額を」を加え、「繰入」を「一般会計に対する繰入」に、「当該残余の額に」を「当該残額に」に改める。

附則第七項を附則第八項とし、附則第六項の次に次の一項を加える。

7　前項の規定により、この会計から郵便貯金特別会計に繰入が行われたときは、当該繰入金に相当する金額が、郵便貯金特別会計法（昭和二十六年法律第百三号）附則第二項の規定により一般会計から繰り入れられたものとみなし、同法附則第三項の規定を適用する。

附　則

この法律は、昭和二十九年四月一日から施行する。

（大蔵・郵政・内閣総理大臣署名）

法律第三十三号（昭二九・三・三一）

◎農業共済再保険特別会計の歳入不足を補てんするための一般会計からする繰入金に関する法律

1　政府は、農業共済再保険特別会計農業勘定の歳入不足を補てんするため、昭和二十九年度において、一般会計から、五十五億円を限り、この会計の農業勘定に繰り入れることができる。

2　政府は、前項の規定による繰入金については、後日農業共済再保険特別会計の農業勘定において決算上の剰余を生じた場合において、農業共済再保険特別会計法（昭和十九年法律第十一号）第六条第二項の規定により同会計の再保険金支払基金勘定へ繰り入れるべき金額を控除して、なお残余があるときは、当該繰入金に相当する金額に達するまでの金額を、一般会計に繰り入れなければならない。

附　則

この法律は、昭和二十九年四月一日から施行する。

（大蔵・農林・内閣総理大臣署名）

法律第三十四号（昭二九・三・三一）

◎米国対日援助物資等処理特別会計法等を廃止する法律

左に掲げる法律は、廃止する。

一　米国対日援助物資等処理特別会計法（昭和二十五年法律第六十五号）

二　一般会計の歳出の財源に充てるための米国対日援助物資等処理特別会計からする繰入金に関する法律（昭和二十七年法律第六十四号）

三　一般会計の歳出の財源に充てるための米国対日援助物資等処理特別会計からする繰入金に関する法律（昭和二十八年法律第二百八十二号）

附　則

1　この法律は、昭和二十九年四月一日から施行する。

2　米国対日援助物資等処理特別会計の昭和二十八年度分の収入支出並びに昭和二十七年度及び昭和二十八年度の決算に関しては、なお従前の例による。

3　この法律の施行の際米国対日援助物資等処理特別会計に属する資産（現金及び昭和二十八年度分の収入金に係る権利を除く。）及び負債（昭和二十八年度中に支払義務が生じた支出金でこの法律施行前に支出済とならなかつたものに係る負債を除く。）は、この法律の施行の際、一般会計に帰属するものとする。

4　前項の規定による一般会計に帰属するものの外、米国対日援助物資等処理特別会計の昭和二十八年度の出納の完結の際同会計に属する資産及び負債は、その出納の完結の際、一般会計に帰属するものとする。

5　退職職員に支給する退職手当支給の財源に充てるための特別会計等からする一般会計への繰入及び納付に関する法律（昭和二十五年法律第六十二号）の一部を次のように改正する。

第一条中「米国対日援助物資等処理特別会計」を削る。

6　通商産業省設置法（昭和二十七年法律第二百七十五号）の一部を次のように改正する。

第七条第一項第五号及び第六号中「米国対日援助物資等処理特別会計」を削る。

第九条第十五号中「引取、」を削り、同条第十六号を削る。

（大蔵・通商産業・内閣総理大臣署名）

法律第三十五号（昭二九・三・三一）

◎国税徴収法の一部を改正する法律

国税徴収法（明治三十年法律第二十一号）の一部を次のように改正する。

第五条中「又ハ税務署」を「、税務署又ハ税関」に改める。

第二章中第九条の次に次の一条を加える。

第九条ノ二　納税人其ノ未納ノ国税及滞納処分費ヲ納付スルコトノ委託ヲ為ス為歳入ノ納付ニ使用シ得ル証券以外ノ有価証券ヲ収税官吏ニ提供シタル場合ニ於テハ収税官吏ハ当該証券ニ依リ最近ニ於テ取立ノ確実ト認メラルルトキニ限リ其ノ取立ヲ為シ得ル金額ヲ以テ当該納付ヲ為スコトノ委託ヲ受クルコトヲ得此ノ場合ニ於テ取立ノ為費用ヲ要スルモノニ在リテハ納税人ハ当該費用ニ相当スル金額ヲ併セテ提供スベシ

収税官吏前項ノ委託ヲ受ケタルトキハ納付受託証書ヲ納税人ニ交付スベシ

収税官吏第一項ノ委託ヲ受ケタル場合ニ於テハ其ノ委託ニ係ル有価証券ニ依リ取立ヲ為シ得ル金額ニ相当スル国税及滞納処分費ニ付テハ其ノ委託ヲ受ケタル間督促又ハ滞納処分ヲ為スコトヲ得ズ

収税官吏第一項ノ委託ヲ受ケタル場合ニ於テハ必要アルトキハ確実ト認ムル金融機関ニ再委託スルコトヲ得

第三十一条ノ六第二項中「百円」を「千円」に改め、同条第三項中「十円未満ナルトキ」を「三百円未満ナルトキ」に改め、同条第五項中但書を削る。

附　則

1　この法律は、昭和二十九年四月一日から施行する。

2　改正後の国税徴収法（以下「改正法」という。）第九条ノ二の規定の適用については、当分の間、督促手数料及び延滞金は、滞納処分費とみなす。

3　改正法第三十一条ノ六第二項及び第三項の規定は、昭和二十九年四月一日以後生ずる過誤納金について適用し、昭和二十九年四月一日前に生じた過誤納金については、なお従前の例による。

4　改正法第三十一条ノ六第五項の規定は、昭和二十九年分以後の所得税又は昭和二十九年四月一日以後に終了する事業年度分の法人税について適用し、昭和二十八年分以前の所得税又は昭和二十九年四月一日前に終了した事業年度分の法人税については、なお従前の例による。

（大蔵・内閣総理大臣署名）

法律第三十六号（昭二九・三・三一）

◎国税収納金整理資金に関する法律

（目的）

第一条 この法律は、国税収納金整理資金を設置し、国税収納金等をこの資金に受け入れ、過誤納金の還付金等は、この資金から支払い、その支払った金額を除いた国税収納金等の額を国税収入その他の収入とすることによって、国税収入に関する経理の合理化と過誤納金の還付金等の支払に関する事務処理の円滑化を図ることを目的とする。

（定義）

第二条 この法律において「国税収納金等」とは、現金（証券を以てする歳入納付に関する法律（大正五年法律第十号）により現金に代えて納付される証券を含む。）をもつて収納された国税、滞納処分費及び第三条の資金からする支払金の返納金をいう。

2 この法律において「過誤納金の還付金等」とは、過誤納に係る国税の還付金その他これに類する国税に関する支払金で政令で定めるもの及び過誤納に係る滞納処分費の還付金をいう。

3 この法律において「還付加算金」とは、法令の規定により過誤納金の還付金等に加算すべき金額をいう。

4 この法律において「償還金」とは、第十条に規定する国税資金支払命令官が振り出した小切手に係る償還金をいう。

（資金の設置）

第三条 この法律の目的を達成するため、国税収納金整理資金（以下「資金」という。）を設置する。

（資金の管理）

第四条 資金は、大蔵大臣が、法令で定めるところに従い、管理する。

（資金への受入）

第五条 国税収納金等は、その収納された時に、すべて資金に受け入れられるものとする。

（資金からの支払及び組入）

第六条 過誤納金の還付金等及び償還金は、この法律で定めるところにより、資金から支払うものとする。

2 資金に属する現金は、前項の規定により支払に充てるべき金額を除き、この法律で定めるところにより、一般会計又は交付税及び譲与税配付金特別会計（以下「特別会計」という。）の歳入に組み入れるものとする。

（資金の経理）

第七条 資金に属する現金の受入、支払及び組入は、歳入歳出外とする。

（国税収納命令官）

第八条 大蔵大臣は、国税収納金等となるべき国税、滞納処分費又は資金からする支払金の返納金（以下「国税等」という。）の徴収に関する事務を所属の職員に委任することができる。

2 大蔵大臣は、国税収納命令官（前項の規定により委任された職員をいう。以下同じ。）に事故がある場合（国税収納命令官が第四項の規定により指定された官職にある者である場合においては、その官職にある者が欠けた場合を含む。）において必要があるときは、所属の職員にその事務を代理させることができる。

3 大蔵大臣は、必要があるときは、所属の職員に国税収納命令官の事務の一部を分掌させることができる。

4 前三項の場合において、大蔵大臣は、大蔵省に置かれた官職を指定することにより、その官職にある者に当該事務を委任し、代理させ、又は分掌させることができる。

5 第二項の規定により国税収納命令官の事務を代理する職員は、代理国税収納命令官といい、第三項の規定により国税収納命令官の事務の一部を分掌する職員は、分任国税収納命令官という。

（国税等の徴収及び収納）

第九条 国税等は、法令で定めるところにより、徴収し、又は収納するものとする。

2 会計法（昭和二十二年法律第三十五号）第五条から第八条までの規定は、国税等の徴収又は収納について準用する。この場合において、これらの規定中「歳入」とあるのは「国税等」と、同法第五条及び第六条中「歳入徴収官」とあるのは「国税収納命令官」と読み替えるものとする。

（国税資金支払命令官）

第十条 大蔵大臣は、資金からする支払のための小切手の振出又は国庫金振替書の交付（以下「支払命令」という。）に関する事務を所属の職員に委任することができる。

2 大蔵大臣は、大蔵省に置かれた官職を指定することにより、その官職にある者に当該事務を委任し、代理させ、又は分掌させることができる。

3 第一項の規定により国税資金支払命令官（前項の規定により委任された職員をいう。以下同じ。）に事故がある場合（国税資金支払命令官が第三項において準用する第八条第四項の規定により指定された官職にある者である場合においては、その官職にある者が欠けた場合を含む。）において必要があるときは、所属の職員にその事務を代理させることができる。

4 会計法第十六条、第二十一条第一項、第二十六条及び第二十八条の規定は、国税資金支払命令官がする支払命令について準用する。この場合において、同法第二十六条中「歳出の支出」とあるのは「支払命令」と、同法第二十八条中「支出官」とあるのは「国税資金支払命令官」と読み替えるものとする。

（還付加算金等の繰入）

第十二条 大蔵大臣又は特別会計を管理する内閣総理大臣は、政令で定めるところにより、還付加算金及び還付加算金に係る償還金を資金から支払わせるため、必要な金額を、一般会計又は特別会計からの歳出として資金に繰り入れることができる。

（郵政官署への委託払）

第十三条 大蔵大臣は、過誤納金の還付金等、還付加算金及び償還金の支払に関する事務の一部を郵政官署に取り扱わせることができる。

2 前項の規定による支払をする場合においては、大蔵大臣は、郵政官署を指定して、これにその支払を委託するとともに、その旨をその支払を受けるべき者に通知しなければならない。

3 大蔵大臣は、前項に規定する支払の委託（以下「支払委託」という。）に関する事務を所属の職員に委任させることができる。

4 会計法第十六条、第二十一条第一項、第二十六条及び第二十八条の規定は、国税資金支払命令官がする支払命令について準用する。この場合において、同法第二十六条中「歳出の支出」とあるのは「支払命令」と、同法第二十八条中「支出官」とあるのは「国税資金支払命令官」と読み替えるものとする。

（還付加算金等の繰入）

第十二条 大蔵大臣又は特別会計を管理する内閣総理大臣は、政令で定めるところにより、還付加算金及び還付加算金に係る償還金を資金から支払わせるため、必要な金額を、一般会計又は特別会計からの歳出として資金に繰り入れることができる。

（郵政官署への委託払）

第十三条 大蔵大臣は、過誤納金の還付金等、還付加算金及び償還金の支払に関する事務の一部を郵政官署に取り扱わせることができる。

2 前項の規定による支払をする場合においては、大蔵大臣は、郵政官署を指定して、これにその支払を委託するとともに、その旨をその支払を受けるべき者に通知しなければならない。

3 大蔵大臣は、前項に規定する支払の委託（以下「支払委託」という。）に関する事務を所属の職員に委任させることができる。

することができる。

4　大蔵大臣は、国税資金支払委託官（前項の規定により委任された職員をいう。以下同じ。）に事故がある場合（国税資金支払委託官が第五項において準用する第八条第四項の規定により指定された官職にある者である場合においては、その官職にある者が欠けた場合を含む。）において必要があるときは、所属の職員にその事務を代理させることができる。

5　第八条第四項の規定は、前二項の場合について準用する。

6　第四項の規定により国税資金支払委託官の事務を代理する職員は、代理国税資金支払委託官という。

7　大蔵大臣は、政令で定めるところにより、国税資金支払委託官ごとに、支払委託をすることができる金額を定め、これを国税資金支払委託官に示達しなければならない。

8　大蔵大臣は、政令で定めるところにより、前項の事務の一部を所属の職員に行わせることができる。

9　国税資金支払委託官は、第七項の規定により示達された金額をこえて支払委託をしてはならない。

10　大蔵大臣は、第一項の規定による支払に必要な金額を郵政大臣の指定する出納官吏に交付することができる。

11　前各項に規定するもの外、第一項の規定による支払について必要な事項は、政令で定める。

（歳入への組入）

第十四条　大蔵大臣は、毎会計年度、政令で定めるところにより、当該年度の初日から翌年度の四月三十日までの期間内において資金に受け入れた国税収納金等（資金からする支払金の返納金で政令で定めるものを除く。）で当該年度に所属するものの額から当該年度において支払の決定をした過誤納金の還付金等の額を控除した額を、当該年度の一般会計又は特別会計の歳入に組み入れるものとする。

2　前項に規定する国税収納金等の所属する年度の区分については、政令で定める。

3　過誤納金の還付金等又は過誤納金の還付金等に係る償還金が、その支払の決定をした年度の翌年度以後において、時効の完成その他の事由に因り、その支払を要しなくなつたときは、その支払を要しなくなつた額に相当する金額は、政令で定めるところにより、資金から一般会計又は特別会計の歳入に組み入れるものとする。

（帳簿及び報告書等）

第十五条　国税収納命令官、国税資金支払命令官及び国税資金支払委託官は、政令で定めるところにより、帳簿を備え、且つ、報告書及び計算書を作製し、これを大蔵大臣又は会計検査院に送付しなければならない。

2　出納官吏、出納員及び日本銀行は、政令で定めるところにより、資金に属する現金でその出納したものについて、国税収納命令官又は国税資金支払命令官に報告しなければならない。

（国税収納金整理資金受払計算書）

第十六条　大蔵大臣は、毎会計年度、政令で定めるところにより、国税収納金整理資金受払計算書を作製しなければならない。

2　内閣は、前項の国税収納金整理資金受払計算書を、翌年度の十一月三十日までに会計検査院に送付し、その検査を受けなければならない。

3　内閣は、前項の規定により会計検査院の検査を経た国税収納金整理資金受払計算書を、一般会計の歳入歳出決算とともに、国会に提出しなければならない。

（職員の責任）

第十七条　国税資金支払命令官、代理国税資金支払命令官、国税資金支払委託官及び代理国税資金支払委託官並びにこれらの者からその補助者としてその事務の一部を処理することを命ぜられた職員の責任については、これらの職員を予算執行職員等の責任に関する法律（昭和二十五年法律第百七十二号）に規定する予算執行職員とみなし、これらの職員がする支払命令又は支払委託に関する行為を同法に規定する支出等の行為とみなして、同法を適用する。

（政令への委任）

第十八条　この法律に定めるもの外、この法律の施行について必要な事項は、政令で定める。

附　則

1　この法律は、昭和二十九年四月一日から施行する。

2　第二条第一項及び第二項並びに第八条第一項の規定の適用については、当分の間、国税に対する督促手数料及び延滞金は、滞納処分費とみなす。

3　国税収納金等、過誤納金の還付金等又は還付加算金で、この法律による改正前の会計法及びこれに基く命令の規定により昭和二十八年度所属の歳入金又は歳出金となるべきものについては、なお従前の例による。但し、昭和二十八年度の出納の完結の時までに収納され、又は支払われないものについては、この限りでない。

4　国税徴収法（明治三十年法律第二十一号）の一部を次のように改正する。

第三十一条ノ六第一項中「支出シ」を「支払決定ヲ為シ」に改め、「（第三十一条ノ七ニ依リ支払ヲ為ス場合ニ在リテハ政府ニ於テ其ノ支払ノ旨ノ通知書ヲ納税義務者ニ発シタル日）」を削る。

第三十一条ノ七を削る。

5　証券を以てする歳入納付に関する法律の一部を次のように改正する。

第一条及び第四条中「租税其ノ他ノ」を「租税及」に改める。

6　所得税法（昭和二十二年法律第二十七号）の一部を次のように改正する。

第三十一条第三項、第三十六条第七項及び第五十四条第一項第二号中「支出」を「支払決定」に改める。

7　法人税法（昭和二十二年法律第二十八号）の一部を次のように改正する。

第二十六条の四第六項、第二十六条の五第四項、第二十六条の八第四項及び第四十二条第一項第四号中「支出」を「支払決定」に改める。

8　会計法の一部を次のように改正する。

第三条及び第五条から第七条までの規定中「租税その他の」を削る。

9　印紙をもつてする歳入金納付に関する法律（昭和二十三年法律第百四十二号）の一部を次のように改正する。

第二条中「租税その他の」を「租税及び」に改める。

10　大蔵省設置法（昭和二十四年法律第百四十四号）の一部を次のように改正する。

第七条中第十七号を第十八号とし、第十二号から第十六号までを一号ずつ繰り下げ、第十一号の次に次の一号を加える。

十二　国税収納金整理資金を管理すること。

11　関税法（昭和二十九年法律第六十一号）の一部を次のように改正する。

第十三条第一項中「支払う日」を「支払決定をする日」に改める。

（大蔵・内閣総理大臣署名）

法律第三十七号（昭二九・三・三一）

◎租税特別措置法の一部を改正する法律

租税特別措置法（昭和二十一年法律第十五号）の一部を次のように改正する。

第二条の二第一項中「所得税法第一条第一項に規定する者」の下に「又は同条第二項に規定する者で同法の施行地に事業を有するもの」を加え、「同法第九条第一項第一号に規定する」を「同法第九条第一号に規定する」に、「同法第九条第一項第一号及び」を「同法第九条及び」に、「租税特別措置法の一部を改正する法律（昭和二十八年法律第百七十六号）施行の日（以下新措置法施行の日という。）の前日」を「同年八月六日」に改め、同条第二項及び第三項中「新措置法施行の日」を「昭和二十八年八月七日」に改める。

第二条の三を第二条の六とし、第二条の二の次に次の三条を加える。

第二条の三　所得税法第一条第一項に規定する者又は同条第二項に規定する者で同法の施行地に事業を有するものが、左に掲げる公債、社債、預金又は合同運用信託について支払を受けるべき利子所得については、命令の定めるところにより、同法第九条及び第十三条並びに前条及び第三条の規定にかかわらず、他の所得とこれを区分し、その支払を受けるべき金額に対し百分の五の税率を適用して、所得税を課する。

一　昭和三十一年三月三十一日までに発行された公債又は社債（昭和三十年一月三十一日までに償還期限の到来する公債及び社債を除く。）で明治三十九年法律第三十四号（国債に関する法律）又は社債等登録法により引き続きその者の登録している期間が一年以上であるもの

二　昭和三十一年三月三十一日までに締結された契約に基く金融機関に対する預金で当該預金に係る契約において定める預入期間が一年以上であるもの（昭和三十年一月三十一日までに払戻の期日の到来するものを除く。）のうち命令で定めるもの

三　昭和三十一年三月三十一日までに締結された契約に基く合同運用信託（貸付信託を除く。）で当該信託に係る契約において定める信託期間が一年以上であるもの（昭和三十年一月三十一日までに信託契約期間が終了するものを除く。）のうち命令で定めるもの

四　昭和三十一年三月三十一日までに締結された契約に基く貸付信託の受益証券で引き続きその者のものとして記名されている期間が一年以上であるもの（昭和三十年一月三十一日までに信託契約期間が終了するものを除く。）

前項各号に掲げる公債、社債、預金又は合同運用信託について支払を受けるべき利子所得に対する所得税法第十七条の規定の適用については、前条第二項及び第三条の規定にかかわらず、同法第十七条に規定する百分の二十の税率は、百分の五の税率とする。

第二条の四　昭和二十九年四月一日から昭和三十年三

月三十一日までの間に支払を受けるべき所得税法第九条第二号に規定する配当所得（無記名株式の配当又は元本の追加信託をなしうる証券投資信託の無記名受益証券につき受ける収益の分配については、当該期間内に支払を受けた金額）に対する同法第十七条、第十八条、第三十七条及び第四十一条の規定の適用については、これらの規定に規定する百分の二十の税率は、百分の十五の税率とする。

第二条の五　証券投資信託（元本の追加信託をなしうる証券投資信託を除く。）の信託期間中に分配される収益（証券投資信託契約の一部の解約に因り分配されるものを除く。）で、昭和二十九年四月一日から昭和三十年三月三十一日までの間に支払を受けるべきものについては、所得税法第九条第二号の規定にかかわらず、その収入金額の三分の一に相当する金額については、信託財産に属する有価証券の譲渡に因る収益とみなして所得税を課さないものとし、その収入金額の三分の二に相当する金額を同号に規定する配当所得の収入金額とする。

前項の規定の適用を受ける証券投資信託の収益に対する所得税法第十七条、第十八条、第三十七条及び第四十一条の規定の適用については、これらの規定により課すべき又は徴収して納付すべき所得税額は、その支払を受けるべき金額の百分の十に相当する金額又はその支払うべき金額とする。

第一項の規定の適用を受ける証券投資信託の収益で法人税法第九条の六第一項の規定の適用を受けるものについては、同項の規定にかかわらず、第一項の規定を適用した場合において同法第九条第一項の所得の計算上益金に算入しないこととなる金額の三分の二に相当する金額に限り、当該所得の計算上益金に算入しない。

第四条第一項から第三項まで中「同法第九条第一項」を「同法第九条」に改め、同条第四項中「所得税法第二十一条第二項（同法第二十二条第二項において準用する場合を含む。）及び第二十六条第二項」を「所得税法第二十六条第一項第一号及び第二号」に改める。

第五条第一項、第五条の二第一項及び第五条の三第一項中「同法第九条第一項」を「同法第九条」に改める。

第五条の四を次のように改める。

第五条の四　削除

第五条の五第一項中「第七条の六」の下に「、第七条の八」を加え、「同法第九条第一項」を「同法第九条」に改め、同条第二項中「所得税法第二十一条、第二十二条」を「所得税法第二十二条の二の規定による予定納税額減額申請書、同法第二十五条第二項に規定する予定納税額更正請求書又は同法第二十三条第一項若しくは第二項」に、「又は第二十九条」を「若しくは第二十九条」に、「同項」を「前項」に、「申告の記載」を「記載」に改める。

第五条の六第一項中「第七条の七」の下に「、第七条の九」を加える。

第五条の七第四項中「所得税法第二十一条、第二十二条」を「所得税法第二十二条の二の規定による予定納税額減額申請書、同法第二十五条第二項に規定する予定納税額更正請求書又は同法第二十三条第一項若しくは第二項」に、「又は第二十九条」を「若しくは第二十九条」に、「当該申告書」を「これらの書類」に改める。

第五条の九第二項中「前項」を「第一項」に改め、同条第一項を次のように改める。

青色申告書を提出する個人が、各年において、所得税法第十条の二に規定するたな卸をなすべき資産（以下本条においてたな卸資産という。）の価格の低

落に因る損失に備えるため、その有するたな卸資産の評価方法の区分に従い左の各号の定めるところにより計算した金額の合計額（以下本条において繰入限度額という。）以下の金額を価格変動準備金勘定に繰り入れたときは、当該繰入金額は、当該繰入をなした年の事業所得の計算上、これを必要な経費に算入する。

一　後入先出法による原価法又は後入先出法により算出した取得価額を基礎とする低価法により評価されるたな卸資産については、その年十二月三十一日におけるたな卸資産の帳簿価額の合計額が同日における当該たな卸資産の価額の百分の九十に相当する金額

二　前号に規定する方法以外の評価方法により評価されるたな卸資産については、その年十二月三十一日におけるたな卸資産の帳簿価額の合計額から当該合計額又は同日における当該たな卸資産の価額の合計額のうちいずれか少い金額の百分の九十に相当する金額を控除した金額

前項第一号又は第二号に掲げる金額は、当該たな卸資産を命令で定める事業の種類ごとに区分し、又は更に商品若しくは製品、半製品若しくは仕掛品、主要原材料及び補助原材料その他のたな卸資産に区分して計算することができるものとする。

第五条の十第二項中「前項」を「第一項」に改め、同条第一項を次のように改める。

青色申告書を提出する法人が、各事業年度（解散又は合併に因り消滅した法人の解散又は合併の日を含む事業年度及び清算中の各事業年度を除く。）において、法人税法第九条の七に規定するたな卸をなすべき資産（有価証券を除く。以下本条において「たな卸資産」という。）又は証券取引法第二条第一項及び第二項に規定する有価証券（以下本条において「有価証券」という。）の価格の低落に因る損失に備えるため、その有するたな卸資産又は有価証券の評価方法の区分に従い、左の各号の定めるところにより計算した金額の合計額（以下本条において繰入限度額という。）以下の金額を価格変動準備金勘定に繰り入れたときは、当該繰入金額は、当該事業年度の所得の計算上、これを損金に算入する。

一　後入先出法による原価法又は後入先出法により算出した取得価額を基礎とする低価法により評価されるたな卸資産及びたな卸をなすべき有価証券については、左のイ及びロに掲げる金額の合計額

イ　当該事業年度終了の日におけるたな卸資産の帳簿価額の合計額が同日における当該たな卸資産の価額の百分の九十に相当する金額

ロ　当該事業年度終了の日におけるたな卸をなすべき有価証券の帳簿価額の合計額が同日における当該有価証券の価額（証券取引所に上場されているものについては、証券取引法第百二十二条第二項の規定により公表された同日前一月間の毎日の最終価格の平均額。以下本条において同じ。）の百分の九十五（株式については、百分の九十）に相当する金額の合計額をこえる場合のそのこえる金額

二　前号に規定する方法以外の評価方法により評価されるたな卸資産及びたな卸をなすべき有価証券については、左のイ及びロに掲げる金額の合計額

イ　当該事業年度終了の日におけるたな卸資産の帳簿価額の合計額から当該合計額又は同日における当該たな卸資産の価額の合計額のうちいずれか少い金額の百分の九十に相当する金額を控除した金額

ロ　当該事業年度終了の日におけるたな卸をなすべき有価証券の帳簿価額の合計額から当該合計額又は同日における当該有価証券の価額の合計額のうちいずれか少い金額の百分の九十五（株式については、百分の九十）に相当する金額を控除した金額

三　たな卸をなすべき有価証券以外の有価証券については、当該事業年度終了の日における有価証券の帳簿価額の合計額が同日における当該有価証券の価額の百分の九十五（株式については、百分の九十）に相当する金額の合計額をこえる場合のそのこえる金額

前項第一号イ又は第二号イに掲げる金額は、当該たな卸資産を命令で定める事業の種類ごとに区分し、又は更に商品若しくは製品、半製品若しくは仕掛品、主要原材料及び補助原材料その他のたな卸資産に区分して計算することができるものとし、同項第一号ロ、第二号ロ又は第三号に掲げる金額は、当該有価証券を株式と株式以外の有価証券とに区分して計算するものとする。

第五条の十一及び第五条の十二を次のように改める。

第五条の十一　昭和二十九年四月一日において現に存する法人（当該法人の合併法人（合併後存続する法人又は合併に因り設立した法人をいう。以下同じ。）で同日後設立されたものを含む。）が、昭和二十八年十二月一日から昭和三十二年一月三十一日までの間に資本又は出資の増加（法人税法第十七条の二第一項に規定する同族会社の再評価積立金の資本組入に因る資本又は出資の増加を除く。以下本条において「増資」という。）を行い、当該増資の行われた日の属する事業年度から同日以後二年を経過した日の前日の属する事業年度までの各事業年度において当該事業年度の所得のうちから利益の配当（剰余金の分配を含む。以下本条において同じ。）をなした場合においては、当該合併に因り消滅した法人の資本又は出資の承継に係る部分を除き、額面株式を発行する株式会社が再評価積立金を資本に組み入れた場合又は商法第二百九十三条ノ三の規定により準備金を資本に組み入れた場合における資本の増加については、株式の発行のなかつた部分を除く。）に係る部分の金額（法人税法第六条の規定により法人税を免除される所得その他命令で定めるものに係る部分の金額及び当該増資の行われた日から二年を経過した日以後の期間に対応するものを除く。）については、当該資本又は出資の金額の年百分の十（再評価積立金の資本組入に因り増加した資本又は出資の金額については、年百分の五）に相当する金額を限度として、当該事業年度の所得に対する法人税を免除する。

一　当該法人が増資をなし又は配当をなす際において営む主たる事業が製造業、鉱業、建設業、運輸業及び通信業その他命令で定める事業である場合

二　昭和二十八年一月一日以後当該所得の生じた事業年度開始の日までに開始した各事業年度（当該事業年度が昭和三十年一月一日以後開始する事業年度である場合においては、昭和二十八年中又は昭和二十九年中に開始した各事業年度）のいずれか一の事業年度開始の日における減価償却資産（昭和二十八年一月一日後に取得したものを除

ロ　当該事業年度終了の日におけるたな卸をなすべき有価証券の帳簿価額の合計額から当該合計額又は同日における当該有価証券の価額の合計額のうちいずれか少い金額の百分の九十五（株式については、百分の九十）に相当する金額を控除した金額

三　たな卸をなすべき有価証券以外の有価証券については、当該事業年度終了の日における有価証券の帳簿価額の合計額が同日における当該有価証券の価額の百分の九十五（株式については、百分の九十）に相当する金額の合計額をこえる場合のそのこえる金額

前項第一号イ又は第二号イに掲げる金額は、当該たな卸資産を命令で定める事業の種類ごとに区分し、又は更に商品若しくは製品、半製品若しくは仕掛品、主要原材料及び補助原材料その他のたな卸資産に区分して計算することができるものとし、同項第一号ロ、第二号ロ又は第三号に掲げる金額は、当該有価証券を株式と株式以外の有価証券とに区分して計算するものとする。

第五条の十一及び第五条の十二を次のように改める。

のを主たる事業とする法人の有する当該事業に属する減価償却資産でその償却額の計算について定率法によつているものについては、定額法により計算した場合における償却範囲額とする。

第一項に規定する法人が同項に規定する期間内に増資を行つた日以後二年内に合併に因り消滅した場合において、当該法人の合併法人が、その合併の日を含む事業年度から当該増資の行われた日以後二年を経過した日の前日の属する事業年度までの各事業年度において当該事業年度の所得のうちから当該合併に因り承継した資本又は出資で当該増資に因り増加した資本又は出資から成る部分について利益の配当をなしたときは、合併の日以後は、当該合併法人について、前二項の規定を適用する。この場合においては、第一項第二号の規定については、当該合併に因り消滅した法人について判定するものとする。

第五条の十二　法人が昭和二十九年四月一日から昭和三十二年三月三十一日までの間に開始する各事業年度（清算中の事業年度を除く。）において支出した交際費等の額が、基準年度の交際費額に当該事業年度の月数を乗じ十二で除して計算した金額の百分の七十に相当する金額（基準年度の交際費額がない場合又は当該百分の七十に相当する金額が当該法人の営む主たる事業の区分及び取引金額に応じて命令で定める金額に満たない場合には、当該命令で定める金額）をこえるときは、そのこえる部分の金額の二分の一に相当する金額は、当該事業年度の所得の計算上、これを損金に算入しない。

前項の規定は、同項に規定する各事業年度終了の日における資本又は出資の金額が五百万円に満たない法人及び命令で定める資本又は出資のない法人については、これを適用しない。

第一項の基準年度の交際費額とは、法人が昭和二十九年四月一日を含む事業年度開始の日前一年以内に開始した各事業年度において支出した交際費等の額の合計額をいう。但し、昭和二十九年四月一日を含む事業年度開始の日前一年以内に開始した各事業年度の月数の合計が一年に満たない法人又は当該一年以内に開始した最初の事業年度開始の日以後に基準年度の交際費額のある法人が合併した場合における当該合併法人の基準年度の交際費額は、命令で定めるところによる。

第一項及び前項本文の交際費等とは、交際費、接待費、機密費その他の費用で、法人が、その得意先、仕入先その他事業に関係のある者等に対する接待、きよう応、慰安、贈答その他これらに類する行為のために支出するもの（もつぱら従業員の慰安のために行われる運動会、演芸会、旅行等のために通常要する費用その他命令で定める費用を除く。）をいう。

第一項及び第三項但書の月数は、暦に従いこれを計算し、一月に満たない端数を生じたときは、これを一月とする。

く。）の帳簿価額の合計額が同日における当該減価償却資産の再評価額の限度額（資産再評価法第三章（第十七条第一項但書及び第三十五条を除く。）の規定により計算した再評価額の限度額と当該事業年度開始の日における帳簿価額とのいずれか多い金額をいう。）の合計額の百分の八十に相当する金額以上である場合

三　当該所得の生じた事業年度において減価償却資産について行つた減価償却の額の合計額が法人税法及び同法に基く命令の規定により計算される当該事業年度の減価償却資産の償却範囲額（これらの規定に定める償却不足額及び第五条の六、第五条の八、第七条の二、第七条の四、第七条の五、第七条の九又は第二十一条第二項の規定の適用に因り増加することとなる減価償却の額を含まないで計算した場合における償却範囲額とする。）の百分の九十に相当する金額以上である場合

前項第三号に規定する償却範囲額は、電気供給業その他命令で定める公益事業で、当該事業に係る役務又は物品の供給の対価たる料金の決定について政府の認可を要し、且つ、当該料金の算定の基礎となる減価償却費の額が定額法により計算されているものについては、これを適用しない。

第一項の基準年度の交際費額とは、法人が昭和二十九年四月一日を含む事業年度開始の日前一年以内に開始した各事業年度において支出した交際費等の額の合計額をいう。但し、昭和二十九年四月一日を含む事業年度開始の日前一年以内に開始した各事業年度の月数の合計が一年に満たない法人又は当該一年以内に開始した最初の事業年度開始の日以後に基準年度の交際費額のある法人が合併した場合における当該合併法人の基準年度の交際費額は、命令で定めるところによる。

第一項及び前項本文の交際費等とは、交際費、接待費、機密費その他の費用で、法人が、その得意先、仕入先その他事業に関係のある者等に対する接待、きよう応、慰安、贈答その他これらに類する行為のために支出するもの（もつぱら従業員の慰安のために行われる運動会、演芸会、旅行等のために通常要する費用その他命令で定める費用を除く。）をいう。

第一項及び第三項但書の月数は、暦に従いこれを計算し、一月に満たない端数を生じたときは、これを一月とする。

第七条の三第一項及び第七条の四第一項中「二十トン」を「百トン」に改める。

第七条の六第一項各号列記以外の部分中「（製糸業者、紡績業者又は織物業者（織物の販売を業とする者で他の者に原料等を供給して織のを除く。以下同じ。）の第二号又は第三号に掲げる取引の場合にあつては、当該取引に係る物品についての製織加工、メリヤス加工、染色加工又は整理加工が他の者に委託されたものであるときは、その委託に因りその者に支払う金額に相当する金額を控除した金額）」を「百分の一」を「百分の一とし、第二号及び第三号に掲げる取引については、収入金額の百分の五とする。」に、「（その年において第八条第一項の規定により必要な経費に算入した金額があるときは、その金額を当該取引に係る当該年分の事業所得の金額から控除した金額）」を「として命令の定めるところにより計算した金額」に改め、同項各号を次のように改める。

一　他から購入した物品の輸出

二　自己の製造した設備等の輸出

三　自己の製造した設備等の輸出のためにする輸出（当該輸出を行う者に対する物品の販売を含む。以下本条及び第七条の七において同じ。）

四　自己の製造、採掘、採取、栽培、養殖その他これらに準ずる行為により取得した物品（第二号に規定する設備等を除く。）の輸出

五　前号に規定する物品の輸出のためにする輸出を行う者への販売

六　輸出業者（他から購入した物品の販売を主たる業とする者で常時物品の輸出を行うものをいう。以下同じ。）の委託を受けて行う当該輸出業者の輸出のための物品の加工又は当該加工の対象となつた第四号に規定する物品の当該輸出業者への販売

七　陶磁器の輸出のためにする上絵付を行う者への自己の製造した陶磁器の素地の販売

八　製糸業者、紡績業者又は織物業者（織物の販売を業とする者で他の者に原料等を供給して織物の製造を委託するものを除く。以下同じ。）の製造する繊維製品に係るこれらの者の委託を受けて行う輸出のための製織加工、メリヤス加工、染色加工又は整理加工

九　外国航路において行う輸出貨物の運送

十　対外支払手段を対価として行う運送（前号に掲げる運送を除く。）、修理、加工、建設請負又は工

業所有権その他の技術に関する権利若しくは特別の技術による生産方式及びこれに準ずるもの（これらの権利に関する使用権を含む。）若しくは著作権（映画フイルムの上映権を含む。）の譲渡若しくは提供

第七条の六第二項中「前項」を「第一項」に、「又は第六号」を「、第四号、第九号又は第十号」に、「又は当該取引に係る役務」を「、当該取引が外国航路における輸出貨物の運送であつたこと又は当該運送、修理、加工、建設請負若しくは譲渡若しくは提供」に改め、同条第三項中「第三号から第五号まで」を「第三号又は第五号から第八号まで」に改め、同条第四項中「第三号から第五号まで」を「第三号から第八号まで」に、「第一項又は第二項」を「第一項から第三項まで」に改め、同条第五項中「第二号に規定する物品の輸出業者」を「第二号に規定する設備等若しくは輸出業者」に改め、「販売をなし、」の下に「陶磁器の上絵付を行う者への自己の製造した陶磁器の素地の販売をなし、」を加え、「第三号から第五号まで」を「第三号又は第五号から第八号まで」に改め、同条第六項中「第二十一条、第二十二条」を「第二十三条第一項若しくは第二項」に改め、同条第一項の次に次の二項を加える。

前項第二号又は第三号の設備等は、左の各号に掲げる物品でその輸出契約の契約金額が千万円をこえる場合における当該物品をいう。

一　一の鉱工業生産設備、発電及び変電設備、ガス貯蔵及び供給設備（導管を除く。）、石油貯蔵設備、建設用機械設備、農業用機械設備、蒸気発生設備、通信用機械設備又は荷役設備の全部又は一部を構成する機械又は装置

二　建物用、橋りよう用又は鉄塔用の鉄骨（一の輸出契約に係るものを組み立てることにより建物用若しくは橋りよう用の鉄骨構造物又は鉄塔の全部又は大部分を構成することとなるものに限る。）及び発電用の水圧鉄管

三　船舶、航空機、鉄道用、軌道用、若しくは産業用の車両又は自動二輪車及び自動三輪車（自動二輪車を除く。）

左の各号に掲げる取引が行われた場合においては、第一項の規定により必要な経費とみなす金額の計算の基礎となる当該取引に因る収入金額は、同項の規定にかかわらず、それぞれ左の各号に掲げる金額によるものとする。

一　輸出業者が第一項第二号又は第四号に掲げる取引をなした場合において当該取引に係る物品についての加工が他の者に委託されたものであるとき又はその加工の対象となつた物品が他の者から購入されたものであるときは、当該取引に因る収入金額から当該委託又は購入に因りこれらの者に支払う金額に相当する金額を控除した金額

二　陶磁器の上絵付を行う者が第一項第四号又は第五号に掲げる取引をなした場合において、当該取引に係る陶磁器が他の者から購入した陶磁器の素地に上絵付をしたものであるときは、当該取引に因る収入金額から当該購入に因りその者に支払う金額に相当する金額を控除した金額

三　製糸業者、紡績業者又は織物業者が第一項第四号又は第五号に掲げる取引をなした場合において、当該取引に係る物品についての製織加工、メリヤス加工、染色加工又は整理加工が他の者に委託されたものであるときは、当該取引に因る収入金額からその委託に因りその者に支払う金額に相当する金額を控除した金額

四　建設業者が対外支払手段を対価として建設請負

を行つた場合において、当該建設請負に係る材料代、人夫賃等を対外支払手段により支出したときは、当該取引に因る収入金額から当該対外支払手段により支出した金額に相当する金額を控除した金額

第七条の七第一項中「（製糸業者、紡績業者又は織物業者の同項第二号又は第三号に掲げる取引の場合にあつては、当該取引に係る物品についての製織加工、メリヤス加工、染色加工又は整理加工が他の者に委託されたものであるときは、その委託に因りその者に支払う金額に相当する金額を控除した金額）」を削り、「百分の一」を「百分の一とし、同項第二号及び第三号に掲げる取引については、収入金額の百分の五とする。」に、「当該事業年度において第八条の二第一項の規定により損金に算入した金額があるときは、その金額を当該取引に係る当該事業年度の所得金額から控除した金額）」を「として命令の定めるところにより計算した金額」に改め、同条第二項中「第二項」を「第三項及び第四項」に改め、同条第三項中「第三号から第五号まで」を「第三号又は第五号から第八号まで」に改め、同条第四項中「第三号から第五号まで」を「第三号又は第五号から第八号まで」に、「残余財産確定の日」を「同項に規定する事業年度終了の日（その日までに残余財産が確定した場合においては、その確定の日）」に、「前項の規定」を「同項の規定」に、「、清算所得の計算上残余財産の価額に算入し、」を「解散の日を含む事業年度」に改め、同条第五項中「第二号に規定する物品の輸出業者」を「第二号に規定する設備等若しくは輸出業者」に改め、「販売をなし、」の下に「陶磁器の上絵付を行う者若しくは輸出業者」に改め、「第三号から第五号まで」を「第三号又は第五号から第八号まで」に改め、同条第七項中「第二十一条、第二十二条」を「第二十三条第一項若条の九において探鉱用機械設備という。）を取得し又は製作してこれをまだ採掘に着手していない鉱床（以下本条及び第七条の九において新鉱床という。）の探鉱の用に供した場合においては、その探鉱の用に供した日の属する年における事業所得の計算上当該探鉱用機械設備の減価償却費として必要な経費に算入する金額は、所得税法第十条第二項の規定にかかわらず、当該探鉱用機械設備の取得価額の二分の一に相当する金額以下の金額で当該個人が必要な経費として計算した金額とする。但し、当該探鉱用機械設備の減価償却費として同項の規定により必要な経費に算入される金額を下ることはできない。

前項に規定する個人が、昭和二十九年以後の各年において、新鉱床の探鉱のために支出した金額（その年十二月三十一日までに探鉱を打ち切り、且つ、その探鉱に因り採掘可能の鉱量を発見するに至らなかつた場合における当該探鉱のために支出した金額及び鉱業権以外の固定資産の取得のために支出した金額を除く。）又は新鉱床の鉱業権を他から購入するために支出した金額がある場合においては、その支出金額の二分の一に相当する金額以下の金額で当該個人が必要な経費として計算した金額は、その支出

第七条の八　青色申告書を提出する個人で鉱業を営むものが、昭和二十九年一月一日以後探鉱の用に供する機械設備で命令で定めるもの（以下本条及び第七

の日を含む年分の事業所得の計算上、これを必要な経費に算入する。

第五条の七第二項及び第四項の規定は、第一項の場合について、第五条の五第二項の規定は、前項の場合について、それぞれこれを準用する。

第七条の九　青色申告書を提出する法人で鉱業を営むものが、昭和二十九年四月一日以後最初に終了する事業年度開始の日以後探鉱用機械設備を取得し又は製作してこれを新鉱床の探鉱の用に供した場合においては、その探鉱の用に供した日を含む法人税法及び同法に基く命令の規定により計算される当該探鉱用機械設備の償却範囲額は、これらの規定にかかわらず、当該探鉱用機械設備の取得価額の二分の一に相当する金額とする。

前項に規定する法人が、昭和二十九年四月一日以後終了する各事業年度において、新鉱床の探鉱のために支出した金額（当該事業年度終了の日までに探鉱を打ち切り、且つ、その探鉱に因り採掘可能の鉱量を発見するに至らなかつた場合における当該探鉱のために当該事業年度において支出した金額及び鉱業権以外の固定資産の取得のために支出した金額を除く。）又は新鉱床の鉱業権を他から購入するために支出した金額がある場合において、その支出金額に満たない金額をその帳簿価額として財産目録に記載したときは、その支出金額と財産目録に記載した価額との差額に相当する金額は、その支出金額の二分の一に相当する金額を限度として、その支出の日を含む事業年度の所得の計算上、これを損金に算入する。

第五条の六第三項の規定は、前二項の場合について、これを準用する。

第八条第五項中「第三項」を「第四項」に改め、同条第六項を次のように改める。

第二項の月数は、暦に従いこれを計算し、一月に満たない端数を生じたときは、これを切り捨てる。

第八条の五第二項を次のように改める。

各事業年度開始の日において、農林漁業組合再建整備法に基く再建整備又は農林漁業組合連合会整備促進法に基く整備を行つている出資組合である農林漁業組合（農業協同組合、農業協同組合連合会、森林組合、森林組合連合会、漁業協同組合及び漁業協同組合連合会をいう。以下本条において同じ。）で同日における積立金額が同日における出資総額の四分の一に達しないものが、昭和二十九年四月一日以後最初に終了する事業年度から当該連合会の整備終了の日（当該農林漁業組合が前項の規定の適用を受ける二以上の連合会の直接又は間接の構成員となつている場合には、これらの連合会の整備終了の日のうちいずれか遅い日。以下整備終了の日という。）の属する事業年度までの各事業年度において、その所得の全部又は一部を留保したときは、その留保した金額については、当該事業年度の所得に対する法人税は、これを課さない。

前項の規定の適用を受ける農業協同組合連合会、森林組合連合会又は漁業協同組合連合会（以下本項において連合会という。）の直接又は間接の構成員たる出資組合である農林漁業組合で、各事業年度開始の日における積立金額が同日における出資総額の四分の一に達しないものが、昭和二十九年四月一日以後最初に終了する事業年度から当該連合会の整備終了の日（当該農林漁業組合が前項の規定の適用を受ける二以上の連合会の直接又は間接の構成員となつている場合には、これらの連合会の整備終了の日のうち最も遅い日とし、又、当該農林漁業組合が同項の規定の適用を受ける場合において、当該連合会の整備終了の日又は当該遅い日が当該農林漁業組合の同項に規定する整備終了の日前であるときは、同項に規定する整備終了の日とする。）の属する事業年度までの各事業年度において、その所得の全部又は一部を留保したときは、その留保した金額については、当該事業年度の所得に対する法人税は、これを課さない。

消費生活協同組合及び消費生活協同組合連合会で各事業年度開始の日における積立金額が同日における出資総額の四分の一に達しないものが、各事業年度において、その所得の全部又は一部を留保したときは、その留保した金額については、当該事業年度の所得に対する法人税は、これを課さない。但し、当該事業年度の他命令で定める者以外の者にその事業を利用させた場合においては、この限りでない。

第十二条第一項中「所得税法第九条第一項」を「所得税法第九条」に改め、同条第二項中「相続又は被相続人」を「相続、包括遺贈又は被相続人」に、「相続人」を「相続人又は包括受遺者」に改め、同項但書を次のように改める。

但し、昭和二十五年四月一日から昭和二十六年十二月三十一日までの間に相続若しくは被相続人からの遺贈に因り取得した山林又は昭和二十五年四月一日から昭和二十八年十二月三十一日までの間に包括遺贈に因り取得した山林については、この限りでない。

第十三条中「新措置法施行の日」を「同年八月七日」に改める。

第十三条の二第一項中「当該法人が新措置法施行の日」を「当該法人が昭和二十八年八月七日」に、「新措置法施行の日以後」を「同年八月七日以後」に、「ついては、同日」を「ついては、同日」に改める。

第十四条第五項中「第一項及び第二項」を「第一項、第二項及び前項」に改め、同条第四項の次に次の一項を加える。

第一項の規定は、基準日において個人の有する土地等が農地法の規定に基き買収された場合について、これを準用する。この場合において、第一項中「補償金の額」とあるのは「買収の対価の額又は補償金の額」と、「収用を受けた資産」とあるのは「買収された資産」と、それぞれ読み替えるものとする。

第十六条第二項中「所得税法第九条第一項」を「所得税法第九条」に改め、同条第二項中「遺贈（被相続人の相続人に対する遺贈を除く。）」を「遺贈（包括遺贈及び被相続人の相続人に対する遺贈を除く。）」に、「所得税法第九条第一項」を「所得税法第九条」に改める。

第十八条第一項及び第二項、第十九条、第十九条の二、第二十条、第二十条の二並びに第二十条の三第一項中「所得税法第九条第一項」を「所得税法第九条」に、同条第二項中「同法第九条第一項」を「同法第九条」に改める。

第二十一条第一項及び第二十二条中「同法第九条第一項」を「同法第九条」に改める。

第二十七条中「新措置法施行の日」を「昭和二十八年八月七日」に改める。

附　則

1　この法律は、昭和二十九年四月一日から施行する。

2　この法律の施行の日の前日までに支払を受けるべき所得税法（昭和二十二年法律第二十七号）第九条第一号に規定する利子所得又は同条第二号に規定する配当所得（無記名株式の配当又は元本の追加信託

をなしうる証券投資信託の無記名受益証券につき受ける収益の分配については、同日までに支払を受けたもの）については、なお従前の例による。

3　改正前の租税特別措置法（以下「旧法」という。）第五条の四の規定は、同条の規定の適用を受ける昭和二十五年分及び昭和二十六年分の所得税について、旧法第五条の十一及び第五条の十二の規定は、法人の昭和二十九年四月一日前に終了する事業年度の積立金に対する法人税について、なおその効力を有する。

4　改正後の租税特別措置法（以下「新法」という。）第二条の二、第五条の九、第七条の三、第七条の六第一項（同項各号に掲げる取引に係る事業所得の計算に関する部分に限る。）、第十二条及び第十六条の規定は個人の昭和二十九年分の所得税から適用し、新法第五条の十、第五条の十一、第七条の四、第七条の七第一項（新法第七条の六第一項各号に掲げる取引に係る所得の金額の計算に関する部分に限る。）及び第七項並びに第八条の五の規定は、法人の昭和二十九年四月一日以後終了する事業年度分の法人税から適用し、個人の昭和二十八年分以前の所得税又は法人の同日前に終了した事業年度分の法人税については、なお従前の例による。

5　新法第七条の六及び第七条の七の規定（前項の規定の適用を受ける部分を除く。）は、昭和二十九年四月一日以後に新法第七条の六第一項各号に掲げる取引があつたものについて適用し、同日前に旧法第七条の六第一項各号に掲げる取引があつたものについては、なお従前の例による。

6　新法第十四条の規定は、昭和二十九年一月一日以後に同条第五項に規定する資産の買収があつた場合について適用する。

（大蔵・内閣総理大臣署名）

法律第三十八号（昭二九・三・三一）

◎法人税法の一部を改正する法律

法人税法（昭和二十二年法律第二十八号）の一部を次のように改正する。

目次を次のように改める。

目次

第一章　総則（第一条―第七条の三）
第二章　課税標準及び税額控除（第八条―第十六条）
第三章　税率（第十七条・第十七条の二）
第四章　申告（第十八条―第二十五条の二）
第五章　納付及び還付（第二十六条―第二十八条）
第六章　更正及び決定（第二十九条―第三十三条の三）
第七章　再調査、審査及び訴訟（第三十四条―第三十八条）
第八章　雑則（第三十九条―第四十七条）
第九章　罰則（第四十八条―第五十二条）
附則

左に掲げる各条の前に、それぞれ下欄に掲げる見出しを附する。

第一条	（納税義務者）
第五条の二	（清算中の所得についての各事業年度の所得に対する法人税の非課税）
第六条	（重要物産の製造等についての免税）
第七条	（事業年度）
第七条の三	（実質課税の原則）
第九条の二	（額面超過金及び払込剰余金の益金不算入）
第九条の三	（加入金の益金不算入）
第九条の四	（減資益金の益金不算入）
第九条の五	（合併減資益金等の益金不算入）
第九条の七	（たな卸資産の評価方法）
第九条の八	（減価償却の方法）
第十条の二	（各事業年度の所得に対する法人税額からのみなし配当金額の一部の控除）
第十条の三	（外国税額の控除）
第十一条	（外国法人の所得の計算）
第十二条	（信託財産に関する各事業年度の所得の計算）
第三十七条	（訴訟）
第三十八条	（証拠申出の順序）
第三十九条	（申告書の公示）
第四十四条	（加算税額の通知）
第四十五条	（収税官吏の質問検査権）
第四十六条の三	（納税地）
第四十六条の四	（設立等の申告）
第四十六条の五	（納税管理人）
第四十七条	（附加税の禁止）

第二条に見出しとして「（課税所得の範囲）」を附し、同条中「及び積立金」を削る。

第三条に見出しとして「（納税義務の承継）」を附し、同条中「又は積立金」を削る。

第四条に見出しとして「（非課税法人）」を附し、同条第三号を削り、同条第四号から第六号までを一号ずつ繰り上げる。

第五条に見出しとして「（公益法人等の非収益事業所得の非課税）」を附し、同条第一項第六号中「及び家畜登録協会」を削る。

第五条の三に見出しとして「（公益法人等の精算所得の非課税）」を附し、同条中「及び積立金」及び「及び各事業年度の積立金」を削り、同条の次に次の一条を

加える。

（外国法人の非課税所得）

第五条の四　この法律の施行地に事業を有しない外国法人の所得税法第一条第五項の規定により所得税を課せられた同条第二項第二号乃至第四号、第六号、第七号又は第九号に規定する所得に対しては、各事業年度の所得に対する法人税は、これを課さない。

外国法人の清算所得に対しては、清算所得に対する法人税は、これを課さない。

第七条の二に見出しとして「（同族会社の定義）」を附し、同条第一項第一号中「一人及びその親族その他これらと」を「三人以下及びこれらの親族その他これらと」に、「個人」を「個人及び法人」に、「百分の三十」を「百分の五十」に改め、同項第二号及び第三号を削り、同項第四号を同項第二号とし、同項第五号を同項第三号とし、同条第二項中「第十七条第一項第三号」を「第十七条の二第一項」に、「開始の時」を「終了の時」に改める。

第二章の章名を次のように改める。

第二章　課税標準及び税額控除

第八条に見出しとして「（課税標準）」を附し、同条中「積立金の金額並びに」を削る。

第九条に見出しとして「（各事業年度の所得の計算）」を附し、同条第二項中「所得税法第五十七条」を「所得税法第五十六条」に、「第五十七条の二」を「第五十七条」に改め、同条第六項中「産業組合、産業組合連合会」」を削る。

第九条の六に見出しとして「（利益の配当等の益金不算入）」を附し、同条第一項中「申告書」の下に「（第二十二条の二の規定による申告書を含む。）」を加える。

第九条の九に見出しとして「（還付金等の益金不算入）」を附し、同条中「第二十六条の四第四項の規定により還付を受けた金額（同条第五項の規定により充当された金額を含む。）及び第二十六条の五第一項、第二十六条の七第一項の規定により還付を受けた金額並びに」を「第二十六条の四第四項、第二十六条の五第一項、第二十六条の六第一項、第二十六条の七第一項若しくは第二十六条の八第一項又は第三十三条の二第一項若しくは第二項の規定により還付を受けた金額又はこれらの規定により還付を受けるべき金額で未納の国税若しくは滞納処分費に充当された金額及び」に改め、「、督促手数料、延滞金」を削る。

第十条に見出しとして「（各事業年度の所得に対する法人税額からの所得税額の控除）」を附し、同条第一項に次の但書を加える。

但し、この法律の施行地に事業を有しない外国法人が第五条の四の規定により法人税を課されない所得につき所得税法第十八条の規定により納付した所得税額又はこの法律の施行地に事業を有する外国法人が所得税法第一条第二項第四号に規定する所得につき同法第十八条の規定により納付した所得税額については、この限りでない。

第十条第二項中「納付した所得税額」の下に「（前項但書に規定する所得税額を含む。）」を加える。

第十二条の二に見出しとして「（清算所得の計算）」を附し、同条第三項中「、清算中の各事業年度の積立金に対する法人税額」を削り、「その法人税額に係る地方税法の規定によるその法人税額に係る市町村民税額、解散の日以後納期限の到来する均等割たる」に改める。

第十二条の三に見出しとして「（清算所得に対する法人税額からの所得税額の控除）」を附し、同条第二項中「第二十六条の八」を「第二十六条の九」に改める。

第十二条の四に見出しとして「（清算所得に対する法

人税額からのみなし配当金額の一部の控除）」を附し、同条第二項中「第二十六条の八」を「第二十六条の九」に改める。

第十三条から第十五条までを次のように改める。

第十三条乃至第十五条　削除

第十六条に見出しとして「（積立金額の定義）」を附し、同条第一項中「留保した金額」の下に「の累積額」を加え、同条第二項中「は、前項」を「及び地方税法の規定により市町村民税として納付すべき金額は、前項」に改める。

第十七条に見出しとして「（税率）」を附し、同条第一項第二号中「（清算中の各事業年度において当該積立金額に対して課せられた法人税がある場合には、当該税額を控除した金額）」を削り、同項第三号を削り、同条第二項第三号を次のように改める。

三　清算中において還付を受け又は充当された第九条の九に規定する金額又は法人税額

第十七条第三項を削り、第三章中同条の次に次の一条を加える。

（同族会社の特別税率）

第十七条の二　同族会社（同族会社でない法人を同族会社の判定の基礎となる株主又は社員のうちに選定しないで同族会社となる会社に限る。）が各事業年度（清算中の事業年度を除く。）の所得の全部又は一部を留保した場合において、当該留保金額と当該事業年度終了の日における積立金額（当該事業年度の所得に係る部分の金額を除く。以下本項において同じ。）との合計額が同日における当該同族会社の資本若しくは出資の金額の四分の一に相当する金額又は百万円のいずれか多い金額をこえるときは、当該事業年度の所得に対する法人税額は、前条第一項の規定にかかわらず、同項の規定により計算した法人税額に、当該留保金額（当該事業年度終了の日における当該同族会社の資本若しくは出資の金額の四分の一に相当する金額又は百万円のいずれか多い金額に満たないときは、その満たない金額に相当する金額を控除した金額）に百分の十を乗じて計算した金額を加算した金額とする。

前項の留保金額は、当該事業年度の所得（第六条の規定により法人税を免除する所得を除き、第九条の六の規定により益金に算入しない金額を含む。）の金額から当該所得に対して課せられるべき法人税額（第四十二条の規定による利子税額、国税徴収法第九条第三項の規定による延滞加算税額、前項の規定により加算する税額、当該加算する税額に係る第四十三条の規定による過少申告加算税額及び無申告加算税額並びに当該加算する税額に係る第四十三条の二の規定による重加算税額を除く。）及び当該法人税額に係る地方税法の規定による市町村民税額（当該事業年度中に納期限の到来した均等割で当該事業年度終了の日において納付されていないものを含む。）並びに配当、賞与その他当該事業年度の利益の処分として法人が支出する金額で当該所得に係るもの及び法人が当該事業年度の費用として支出した金額でその所得の計算上損金に算入されなかつたため当該事業年度の所得の金額に含まれたもの（法人税額及び市町村民税額を除く。）の合計額を控除した金額による。

第十八条に見出しとして「（中間申告を要しない法人の確定申告）」を附し、同条第一項中「積立金額並びに」及び「及び積立金」を削り、同条第六項中「、第九条乃至第十二条及び第十三条乃至第十五条」を「及び第九条乃至第十二条」に改め、「及び積立金額」及び「及び積立金」を削る。

第十九条に見出しとして「（中間申告）」を附し、同条第一項但書中「、第九条乃至第十二条及び第十三条乃至

第十五条」を「及び第九条乃至第十二条」に、「及び積立金額を計算」を「を計算」に、「積立金額並びに当該所得及び積立金に対する」を「当該所得に対する第十七条の二の規定を適用しないで計算した」に改め、同条第四項中「積立金額並びに」を削り、同条第五項中「及び積立金額」及び「及び積立金」を削り、同条第七項を次のように改める。

第一項及び第二項の月数は、暦に従いこれを計算し、一月に満たないときは、一月とし、一月に満たない端数を生じたときは、これを切り捨てる。

第二十条に見出しとして「(新設法人等の中間申告の特例)」を附し、同条第一項中「第九条乃至第十二条及び第十三条乃至第十五条」を「及び第九条乃至第十二条」に、「及び積立金額を計算」を「を計算」に、「及び積立金額並びに当該所得及び積立金」を「及び当該所得」に改め、「提出しなければならない。」の下に「この場合においては、第十七条の二の規定は、これを適用しない。」を加える。

第二十一条に見出しとして「(中間申告を要する法人の確定申告)」を附し、同条第一項中「及び積立金額並びに当該所得及び積立金」を「及び当該所得」に改める。

第二十二条を次のように改める。

第二十二条 削除

第二十二条の二に見出しとして「(清算中の法人の各事業年度の申告)」を附し、同条第一項中「前条に規定するもの外、」を削る。

第二十三条に見出しとして「(期限後申告)」を附し、同条第一項中「第二十二条第三項、」を削る。

第二十四条に見出しとして「(修正申告)」を附し、同条第一項中「第十八条乃至」の下に「第二十一条又は第二十二条の二乃至」を加え、「若しくは積立金額」及び「積立金額」を削り、同条第二項中「若しくは積立金額」を削る。

第二十五条に見出しとして「(青色申告)」を附し、同条第一項中「第十八条乃至」の下に「第二十一条又は第二十二条の二乃至」を加え、同条第二項中「積立金額並びに」を削り、同条第七項第四号中「第十八条乃至」の下に「第二十一条又は第二十二条の二乃至」を加える。

第二十六条に見出しとして「(期限内申告による納付)」を附し、同条第一項中「第二十二条第一項、」を削る。

第二十六条の八に見出しとして「(清算中の予納額等の還付)」を附し、同条第一項中「納付すべき税額」の下に「(以下本条、第三十三条、第三十三条の三及び第四十二条において清算中の予納額という。)」を加え、「この場合においては、国税徴収法第三十一条ノ六の規定は、これを適用しない。」を「この場合において、未納の清算中の予納額があるときは、還付すべき清算中の予納額をこれに充当する。」に改め、同条第二項中「第二十六条第五項第一号及び第二号に掲げる納付すべき税額」を「清算中の予納額」に改め、「又は法人税額」を「又は清算中の予納額」に改め、同条に次の一項を加える。

前条第二項の規定は、第一項の規定により清算中の予納額の還付をなす場合について、これを準用する。

第二十六条の八を第二十六条の九とし、第二十六条の七の次に次の一条を加える。

(中間納付額の還付)

第二十六条の八 法人が第二十一条の規定による申告書(第二十三条の規定による申告書で第二十一条に規定する事項を記載したものを含む。)を提出した場合において、当該申告書に記載された法人税額が当該法人税額に係る第十九条又は第二十条の規定による申告書に記載された又は記載されるべきであつた法人税額(以下本条、第三十三条、第三十三条の二及び第四十二条において中間納付額という。)に満たないときは、政府は、命令の定めるところにより、その満たない金額に相当する中間納付額を還付する。

政府は、前項の規定による中間納付額の還付をなす場合において、中間納付額について納付された第四十二条の規定により利子税額があるときは、当該利子税額のうち還付すべき中間納付額に対応するものとして命令の定めるところにより計算した金額をあわせて還付する。

前二項の規定による還付をなす場合において、未納の国税及び滞納処分費があるときは、命令の定めるところにより、その還付すべき金額(第四項の規定により加算すべき金額を含む。)をこれに充当する。

政府は、第一項の規定による中間納付額の還付をなす場合においては、命令の定めるところにより、当該中間納付額(中間納付額の全部又は一部について未納の金額がある場合には、当該未納の金額に相当する金額を控除した金額)につき、当該中間納付額の納付の日(当該中間納付額が第十九条又は第二十条の規定による申告書の提出期限前に納付された場合には、当該期限)の翌日からその還付すべき金額の支出をなし又は前項の規定による充当をなす日までの期間に応じ、第四十二条の規定による利子税額の計算に準じて計算した金額を当該還付すべき金額に加算しなければならない。但し、前項の規定により当該中間納付額に係る事業年度分の法人税額に充当する場合には、この限りでない。

第二十七条に見出しとして「(清算人及び残余財産の分配又は引渡を受けた者の連帯責任)」を附し、同条第一項中「若しくは積立金」を削る。

第二十九条に見出しとして「(更正)」を附し、同条第一項中「第十八条乃至」の下に「第二十一条若しくは第二十二条の二乃至第二十二条の二十三条又は」を加える。

第三十一条の二に見出しとして「(更正又は決定の期間)」を附し、同条第一項本文中「又は第二十一条乃至」を「、第二十一条又は第二十二条の二乃至」に改める。

第三十一条の三に見出しとして「(同族会社等の行為又は計算の否認)」を附し、同条第一項中「又は欠損金額」を「若しくは欠損金額又は法人税額」に改める。

第三十一条の四に見出しとして「(更正又は決定のための調査)」を附し、同条第一項但書中「第十八条乃至」の下に「第二十一条及び第二十二条の二乃至」を加え、「及びこれに添附」を「並びにこれに添附」に、「第十五条」を「第十二条」に改め、同条第二項中「又は積立金額」を削る。

第三十三条に見出しとして「(税額の追徴)」を附し、同条第一項中「その不足税額又は決定による税額」を「更正により増加した税額又は決定した税額(第二十一条の規定による申告書を提出すべき法人がその申告書を提出しなかつたことに因る決定の場合には当該税額に係る中間納付額を、第二十二条の二又は第二十二条の三の規定による申告書を提出した又は提出すべきであつた法人が第二十二条の四の規定による申告書を提出しなかつたことに因る決定の場合には当該税額に係る清算中の予納額を控除した税額)」に改め、第六章中同条の次に次の二条を加える。

(更正又は決定の場合の中間納付額の還付)

第三十三条の二 第十九条第一項又は第二十条第一項

の規定に該当する法人（第二十条第一項の規定による申告書を提出せず、且つ、当該申告書を提出しなかつたことに因る決定を受けなかつた法人を除く。）が第二十一条の規定による申告書を提出しなかつた場合において、第三十条の規定により決定した法人税額が当該法人税額に係る中間納付額に満たないときは、政府は、その満たない金額に相当する中間納付額を還付する。

政府は、前項に規定する法人が提出した第二十一条第一項の規定による申告書に記載した法人税額又は当該法人が当該申告書を提出しなかつたため決定を受けた法人税額についてこれを減額する更正をなした場合において、その更正後の法人税額が当該法人税額に係る中間納付額に満たないときはその満たない金額に相当する中間納付額を、その更正後の法人税額がないときは当該法人税額に係る中間納付額の全額を還付する。

前項の規定による還付をなす場合において、当該中間納付額のうちに既に第二十六条の八第一項又は前項の規定により還付されることが確定したものがあるときは、当該中間納付額は、その還付されることが確定した金額だけ減額されたものとみなして同項の規定を適用する。

第二十六条の八第二項乃至第四項の規定は、第一項又は第二項の規定による中間納付額の還付をなす場合について、これを準用する。

（更正又は決定の場合の清算中の予納額の還付）

第三十三条の三　第二十二条の二第一項又は第二十二条の三第一項の規定に該当する法人（これらの規定により提出すべき申告書のいずれをも提出せず、且つ、これらの申告書を提出しなかつたことに因る決定を受けなかつた法人を除く。）が第二十二条の四の規定による申告書を提出しなかつた場合において、第三十条の規定により決定した法人税額が当該法人税額に係る清算中の予納額に満たないときは、政府は、その満たない金額に相当する清算中の予納額を還付する。

政府は、前項に規定する法人が提出した第二十二条の四第一項の規定による申告書に記載した法人税額又は当該法人が当該申告書を提出しなかつたため決定を受けた法人税額についてこれを減額する更正をなした場合において、その更正後の法人税額が当該法人税額に係る清算中の予納額に満たないときはその満たない金額に相当する清算中の予納額を、その更正後の法人税額がないときは当該法人税額に係る清算中の予納額の全額を還付する。

第二十六条の八第二項及び第二十六条の九第一項後段の規定は、前二項の規定により清算中の予納額の還付をなす場合について、前条第三項の規定は、前項の規定により清算中の予納額の還付をなす場合について、これを準用する。

第四十条及び第四十一条を次のように改める。

第四十条及び第四十一条　削除

第四十二条に見出しとして「（利子税額）」を附し、同条第一項第三号中「第二十二条第一項、」を削り、同条第二項中「前項」を「第一項」に改め、同条第四項中「前三項及び第七項」を「前四項及び第八項」に改め、同条第六項中「第二項乃至第四項」を「第三項乃至第五項」に改め、「徴収する。」の下に「この場合において、第三十二条の規定により更正又は決定の通知をなした日が第十八条乃至第二十一条又は第二十二条の二乃至第二十三条の規定による申告書の提出の日（これらの申告書がその提出期限前に提出された場合には、当該申告書の提出期限）の翌日から一年を経過した日後であるときは、詐偽その他不正の行為により法人税を免れ又は第二十六条の四第四項の規定による金額の

還付を受けた法人について追徴税額又は当該金額に係る法人税額を徴収する場合を除く外、当該一年を経過した日から当該通知をなした日までの期間を利子税額計算の基礎となる期間から控除するものとする。」を加え、同条第七項中「第三項」を「第四項」に改め、同条第八項中「第三項及び第六項」を「第四項及び第七項」に改め、同条第九項中「第六項」を「第七項」に改め、同条第八項の次に次の一項を加える。

第二十六条の八第一項若しくは第三十三条の二第一項若しくは第二項の規定による中間納付額の還付をなす場合において、当該中間納付額を当該中間納付額に係る事業年度分の未納の法人税額に充当するとき、又は第二十六条の九第一項若しくは第三十三条の三第一項若しくは第二項の規定による清算中の予納額の還付をなす場合において、当該清算中の予納額を未納の清算中の予納額に充当するときは、政府は、当該充当に係る未納の法人税額又は清算中の予納額についての利子税額を免除する。

第四十二条第一項の次に次の一項を加える。

法人が第十八条乃至第二十一条又は第二十二条の二乃至第二十三条の規定による申告書を提出した日（これらの申告書がその提出期限前に提出された場合には、当該申告書の提出期限）の翌日から一年を経過した日後に第二十四条の規定による修正申告書を提出した場合においては、当該一年を経過した日から当該修正申告書を提出した日までの期間を前項第三号又は第四号に掲げる期間から控除して同項の規定を適用する。

第四十三条に見出しとして「（過少申告加算税額及び無申告加算税額）」を附し、同条第一項中「又は第二十条」を「、第二十条、第二十一条又は第二十二条の二」に改め、「当該更正若しくは決定又は修正申告前の申告若しくは修正申告に係る法人税額（納付すべき法人税額のない旨の申告書を提出した場合には、その旨の申告）に誤があつたことについて正当な事由がないと認める場合には、」を削り、「納付すべき法人税額」の下に「（これらの税額の計算の基礎となつた事実のうちに、当該更正、決定又は修正申告前の税額の計算の基礎とされていなかつたことについて正当な事由があると認められるものがある場合には、その正当な事由があると認められる事実に基く税額を控除した税額）」を加え、同条第二項中「又は第二十条」を「、第二十条、第二十一条又は第二十二条の二」に改め、同条第四項中「第三項及び第四項」を「第四項及び第五項」に改める。

第四十三条の二に見出しとして「（重加算税額）」を附し、同条第一項中「若しくは第二十条」を「、第二十条、第二十一条若しくは第二十二条の二」に改め、同条第二項第一号中「又は第二十条」を「、第二十条、第二十一条又は第二十二条の二」に改め、同項第三号中「若しくは第二十条」を「、第二十条、第二十一条若しくは第二十二条の二」に改め、同条第四項中「第三項及び第四項」を「第四項及び第五項」に改める。

第四十八条第一項中「第二十二条第一項、」を削る。

第四十八条の二中「第二十二条第一項、」を削る。

第五十二条を削り、第五十三条を第五十二条とする。

附　則

1　この法律は、昭和二十九年四月一日から施行する。

2　この法律による改正後の法人税法（以下「新法」という。）の規定は、この附則において特別の定があるものを除く外、法人の昭和二十九年四月一日以後に終了する事業年度分の法人税及び同日以後における解散又は合併に因る清算所得に対する法人税並びにこの法律の施行の際清算中の法人（昭和二十五年

四月一日前に解散した法人及び同日以後解散した法人で昭和二十八年八月六日までの残余財産の分配額が当該法人の新法第十二条の二第一項第一号に規定する解散当時の資本金額等をこえているものを除く。)でこの法律の施行の日以後に残余財産が確定するものの清算所得に対する法人税から適用し、法人の同日前に終了した事業年度分の法人税、この法律の施行前に合併に因り消滅した法人の清算所得に対する法人税及びこの法律の施行前に解散した法人でこの法律の施行前に残余財産が確定したものの清算所得に対する法人税については、なお従前の例による。

3　新法第四十二条第二項及び第七項の規定は、この法律の施行の日以後の新法第二十六条の二又は第三十三条に規定する納期限の到来する法人税額に係る利子税額について適用し、同日前にこれらの納期限の到来した法人税額に係る利子税額については、なお従前の例による。

4　第二項の規定によりなお従前の例によることとされる法人の各事業年度の積立金に対する法人税について、この法律による改正前の法人税法(以下「旧法」という。)第二十四条の規定による修正申告書の提出又は同法第二十九条若しくは第三十一条の規定による更正若しくは納付すべき法人税がない旨の申告書の提出があつたことに因る同法第三十条の規定による決定がこの法律の施行後になされた場合において、当該修正申告書の提出の日又は当該更正若しくは決定の通知をした日が旧法第十八条、第十九条、第二十一条、第二十二条又は第二十三条の規定による申告書の提出の日(これらの申告書がその提出期限前に提出されていた場合には、当該申告書の提出期限)の翌日から一年を経過した日の後であるときは、当該修正申告書の提出又は当該更正若しくは決定により納付すべき法人税に係る利子税額の計算については、新法第四十二条第二項又は第七項の規定を準用する。

5　前二項の場合において、旧法第十八条から第二十三条までの規定による申告書の提出の日(これらの申告書がその提出期限前に提出していた場合には、当該申告書の提出期限)の翌日から一年を経過したときは、新法第四十二条第二項又は第七項(前項の規定により準用する場合を含む。)の規定により利子税額の計算の基礎となる期間から控除すべき期間は、この法律の施行の日から起算するものとする。

6　新法第四十三条第一項の規定は、この法律の施行の日以後決定の通知をする過少申告加算税額について適用し、同日前に決定の通知がされた過少申告加算税額については、なお従前の例による。

7　この法律の施行前に旧法第四十条に規定する報告をした者に対する報償金の交付については、同条の規定は、この法律の施行後においても、なおその効力を有する。

8　この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

9　第二項の規定により従前の例によることとされる法人税に係る違反行為に対する罰則の適用については、旧法第四十八条から第四十九条まで、第五十一条及び第五十三条の規定は、この法律の施行後においても、なおその効力を有する。

(大蔵・内閣総理大臣署名)

法律第三十九号　(昭二九・三・三一)

◎相続税法の一部を改正する法律

相続税法(昭和二十五年法律第七十三号)の一部を次のように改正する。

目次中「第二十六条」を「第二十六条の二」に、「第七十四条」を「第七十三条」に改める。

第三条第一項第六号中「恩給法(大正十二年法律第四十八号)の規定による扶助料に関する権利その他」を削り、「定期金に関する権利で契約に基くもの以外のもの」の下に「(恩給法(大正十二年法律第四十八号)の規定による扶助料に関する権利を除く。)」を加える。

第十二条第一項第四号及び第五号中「三十万円」を「五十万円」に改める。

第十八条中	「二十万円以下の金額	百分の十五
	二十万円をこえる金額	百分の二十
	五十万円をこえる金額	百分の二十五
	百万円をこえる金額	百分の三十
	二百万円をこえる金額	百分の三十五
	四百万円をこえる金額	百分の四十
	七百万円をこえる金額	百分の四十五
	千二百万円をこえる金額	百分の五十
	二千万円をこえる金額	百分の五十五
を	三千万円をこえる金額	百分の六十
	五千万円をこえる金額	百分の六十五
	一億円をこえる金額	百分の七十
」に改める。		

第二十一条の五中

「二十万円以下の金額		二十
二十万円をこえる金額		三十五
五十万円をこえる金額		三十
百万円をこえる金額		四十五
二百万円をこえる金額		四十
四百万円をこえる金額		五十五
七百万円をこえる金額		五十
千五百万円をこえる金額		六十五
三千万円をこえる金額		六十
」		七十

に改める。

第二十四条第五項中「恩給法の規定による扶助料に関する権利その他」を「第三条第一項第六号に規定する」に改める。

第三章中第二十六条の次に次の一条を加える。

(立木の評価)

第二十六条の二　相続に因り取得した立木の価額は、当該立木を取得した時における立木の時価に百分の八十五の割合を乗じて算出した金額による。

第三十五条の二第一項中「期限内申告書の提出期限」の下に「(第五十五条但書の場合における更正については、同条但書に規定する財産の分割があつた日の翌日から四月を経過した日)」を加える。

第四十一条第三項第三号中「及び投資信託」を「並びに証券投資信託(証券投資信託法(昭和二十六年法律第百九十八号)第二条第一項に規定する証券投資信託をいう。以下同じ。)又は貸付信託(貸付信託法(昭和二十七年法律第百九十五号)第二条第一項に規定する貸付信託をいう。)」に改める。

第五十条を次のように改める。

第五十条　削除

第五十一条第一項第三号中「納付の日までの日数」の下に「(期限内申告書又は期限後申告書を提出した者(期

三項の規定により納付すべき相続税額の納付の日までの日数（修正申告書が起算日の翌日から一年を経過した日の後に提出された場合においては、当該一年を経過した日から修正申告書の提出の日までの日数を控除した日数）

第五十一条第三項本文中「納付の日」の下に「（当該追徴税額が期限内申告書又は期限後申告書を提出した者（期限内申告書の提出期限前に第三十五条の規定による決定の通知を受けた者を含む。）については、当該更正に係るものである場合において、当該更正の通知が期限後申告書の提出期限（期限後申告書を提出した者については、その提出の日）の翌日から一年を経過した日の後になされたときは、当該更正が詐偽その他不正の行為により相続税又は贈与税を免れた者についてなされたものである場合を除く外、当該一年を経過した日から当該更正の通知がなされた日までの日数を控除した日数）」を加え、同号の次に次の一号を加える。

三　第五十五条の規定により分割されていない財産について民法の規定による相続分又は包括遺贈の割合に従つて課税価格が計算されていた場合において、当該財産の分割が当該相続分又は包括遺贈の割合に従つてなされなかつたため当該分割に因り取得した財産を基礎として第三十五条の規定による更正又は決定があつたときは、当該分割があつた日の翌日から四月を経過した日（以下本号において「起算日」という。）から当該更正又は決定に係る追徴税額の納付の日までの日数（当該追徴税額が更正に係るものである場合において、当該更正の通知が起算日から一年を経過した日の後になされたときは、当該更正が詐偽その他不正の行為により相続税を免れた者についてなされたものである場合を除く外、当該一年を経過した日から当該更正の通知がなされた日までの日数を控除した日数）

第五十二条第一項第一号イ中「（前条第二項第二号又は同条第三項第二号の規定に該当するときは、当該各

限内申告書の提出期限前に第三十五条の規定による決定の通知を受けた者を含む。）が修正申告書を期限内申告書の提出期限（期限後申告書を提出した者については、その提出の日）の翌日から一年を経過した日の後に提出された場合においては、当該一年を経過した日から修正申告書の提出の日までの日数を控除した日数）」を加え、同号の次に次の一号を加える。

三　第五十五条の規定により分割されていない財産について民法の規定による相続分又は包括遺贈の割合に従つて課税価格が計算されていた場合において、当該財産の分割が当該相続分又は包括遺贈の割合に従つてなされなかつたため当該分割に因り取得した財産を基礎として申告書を提出したときは、当該分割があつた日の翌日から四月を経過した日（以下本号において「起算日」という。）から当該申告書の提出に因り第三十三条第二項又は第三項の規定により納付すべき相続税額の納付の日までの日数（修正申告書が起算日の翌日から一年を経過した日の後に提出された場合においては、当該一年を経過した日から修正申告書の提出の日までの日数を控除した日数）

第五十一条第三項本文中「納付の日」の下に「（当該追徴税額が期限内申告書又は期限後申告書を提出した者（期限内申告書の提出期限前に第三十五条の規定による決定の通知を受けた者を含む。）については、当該更正に係るものである場合において、当該更正の通知が期限後申告書の提出期限（期限後申告書を提出した者については、その提出の日）の翌日から一年を経過した日の後になされたときは、当該更正が詐偽その他不正の行為により相続税又は贈与税を免れた者についてなされたものである場合を除く外、当該一年を経過した日から当該更正の通知がなされた日までの日数を控除した日数）」を加え、同号の次に次の一号を加える。

三　第五十五条の規定により分割されていない財産について民法の規定による相続分又は包括遺贈の割合に従つて課税価格が計算されていた場合において、当該財産の分割が当該相続分又は包括遺贈の割合に従つてなされなかつたため当該分割に因り取得した財産を基礎として第三十五条の規定による更正又は決定があつたときは、当該分割があつた日の翌日から四月を経過した日（以下本号において「起算日」という。）から当該更正又は決定に係る追徴税額の納付の日までの日数（当該追徴税額が更正に係るものである場合において、当該更正の通知が起算日から一年を経過した日の後になされたときは、当該更正が詐偽その他不正の行為により相続税を免れた者についてなされたものである場合を除く外、当該一年を経過した日から当該更正の通知がなされた日までの日数を控除した日数）

第五十二条第一項第一号イ中「（前条第二項第二号若しくは第三号又は同条第三項本文に規定する一年を経過した日がこの法律の施行の日前であるとき、及び同条第二項第二号若しくは第三号又は同条第三項第二号若しくは第三号に規定する起算日の翌日から一年を経過した日がこの法律の施行の日前であるときにおけるこれらの規定の適用については、利子税額の計算の基礎となる日数から控除すべき日数は、この法律の施行の日から起算するものとする。

4　新法第五十三条の規定は、この法律の施行の日以後に決定の通知をする過少申告加算税額について適用し、同日前に決定の通知がされた過少申告加算税額については、なお従前の例による。

5　昭和二十九年一月一日以後に相続（包括遺贈及び被相続人からの相続人に対する遺贈を含む。）に因り財産を取得した者又はその相続人若しくは包括受遺者がこの法律の施行の日前に相続税法第二十七条の規定により申告書を提出すべき場合であつて、且つ、これらの者が同日前に同法の規定による申告書を提出し、又は同法第三十五条の規定による決定を受けている場合において、その申告又は決定に係る

号に規定する日数の起算日」を「（前条第二項第二号若しくは第三号又は同条第三項第二号若しくは第三号の規定に該当する場合において、当該各号に規定する起算日前に当該各号に規定する事由に因る申告書の提出、更正又は決定があつたときは、当該起算日）」に改め、同号ハ中「第二号」の下に「若しくは第三号」を加え、「日数の起算日」を「起算日」に、「（前条第一項第一号、」を「（前条第一項第三号、同条第二項第二号若しくは第三号又は同条第三項本文若しくは同項第二号若しくは第三号の規定により控除すべき日数がある場合には、これを控除した日数とし、同条第一項第一号、」に改め、「合計日数」の下に「とする。」を加える。

第五十三条第一項中「当該更正又は修正申告前の申告又は修正申告に係る課税価格又は相続税額若しくは贈与税額に誤があつたことについて正当な事由がないと認める場合には、」を削り「納付すべき相続税額若しくは贈与税額」の下に「（これらの税額の計算の基礎となつた事実のうちに、当該更正前又は修正申告前の税額の計算の基礎とされていなかつたことについて正当な事由があると認められるものがあるときは、その正当な事由があると認められる事実に基く税額として政令の定めるところにより計算した金額を控除した税額）」を加える。

第五十九条第一項第三号中「証券投資信託法（昭和二十六年法律第百九十八号）第二条第一項に規定する」を削る。

第七十三条を削り、第七十四条を第七十三条とする。

附　則

1　この法律は、昭和二十九年四月一日から施行する。

2　この法律による改正後の相続税法（以下「新法」という。）の規定（第三十五条の二の規定を除く。）は、この附則において特別の定のあるものを除く外、昭和二十九年一月一日以後に相続、遺贈又は贈与に因り取得した財産に係る相続税又は贈与税から適用し、同日前に相続、遺贈又は贈与に因り取得した財産に係る相続税又は贈与税については、なお従前の例による。

3　新法第五十一条及び第五十二条の規定は、この法律の施行の日以後に相続税法第三十三条第一項から第三項まで又は第三十七条に規定する納期限の到来する相続税額又は贈与税額に係る利子税額について適用し、同日前にこれらの納期限の到来した相続税

法律第四十号（昭二九・三・三一）

◎酒税法の一部を改正する法律

酒税法（昭和二十八年法律第六号）の一部を次のように改正する。

第二十二条第一号中「六万二千五百円」を「六万八千五百円」に、「四千六百九十円」を「五千百四十円」に、「四万六千五百円」を「四万九千円」に改め、同条第七号中「二千四百九十円」を「三千六百八十円」に改め、同条第九号中「二万九千円」を「二万円」に改め、「四千百九十円」を「四千六百十円」に改める。

第三十条第一項及び第二項中「利子税額」の下に「及び延滞加算税額」を加える。

第五十条第一項各号列記以外の部分中「酒類製造者」の下に「又は酒類販売業者」を、「左に掲げる場合」の下に「（酒類販売業者については、第一号、第二号及び第四号に掲げる場合を除く。）」を、「製造場」の下に「又は販売場」を、「所在地」の下に「（酒類販売業者が販売場を設けていない場合には、住所地）」を加える。

附　則

1　この法律は、昭和二十九年四月一日から施行する。

2　この法律の施行前に課した、又は課すべきであつた酒税については、なお従前の例による。

3　酒税法第二十八条第一項又は第二十九条第二項の規定による承認を受けてこの法律の施行前に製造場から移出し、又は保税地域から引き取つた酒類がその承認の際税務署長又は税関長が指定した期間内にその承認を受けた移入先に移入され、若しくは引取先に引き取られたことの証明書又は当該期間内に輸出されたことを証明する書類その他必要な書類の提出がない場合（当該期間がこの法律の施行の日の前日までに終る場合を除く。）及び当該酒類がこの法律の施行後に同条第六項但書の規定による承認を受けて消費され、又は譲り渡された場合における酒税の徴収については、改正後の酒税法第二十二条の規定を適用する。

4　この法律の施行の際、酒類の製造場及び保税地域以外の場所（酒類法附則第二十項の規定により酒類の製造場とみなされる場所（以下「指定販売場」という。）を含む。）で、清酒特級若しくは第一級、ビール又は雑酒特級（以下「特級酒等」と総称する。）（次項又は第六項の規定に該当するものを除く。）を、各種類を通じて合計二石以上所持する酒類の製造者又は販売業者がある場合においては、当該酒類については、その者が酒類製造者としてこれをこの法律の施行の日に製造場から移出したものとみなして、酒税を課する。この場合においては、改正後の酒税法第二十二条の税率により算出した金額と改正前の同条の税率により算出した金額との差額をその税額とする。

5　この法律の施行の際、酒税法附則第十九項の規定により国税庁長官の指定を受けた酒類販売業者で、同項の規定により改正前の酒税法第二十二条の規定による税額に百分の七十を乗じて得た金額の酒税を課せられた特級酒等（次項の規定に該当するものを除く。）を、指定販売場において各種類を通じて合計二石以上所持するものがある場合においては、当該酒類については、その者が酒類製造者としてこれをこの法律の施行の日に製造場から移出したものとみなして、酒税を課する。この場合においては、改正後の酒税法第二十二条の税率により算出した金額と改正前の同条の税率により算出した金額との差額をその税額とする。

6　この法律の施行の際、酒類の製造場及び保税地域以外の場所（指定販売場を含む。）で、租税特別措置法（昭和二十一年法律第十五号）第二十五条第一項の規定により改正前の酒税法第二十二条の規定による税額に百分の七十を乗じて得た金額の酒税を課せられた特級酒等を、各種類を通じて合計二石以上所持する酒類の販売業者がある場合においては、当該酒類については、その者が酒類製造者としてこれをこの法律の施行の日に製造場から移出したものとみなして、酒税を課する。この場合においては、改正後の酒税法第二十二条の税率により算出した金額と改正前の同条の税率により算出した金額との差額をその税額とする。

7　第四項から前項までに規定する税額が三万円以下のときは、昭和二十九年四月三十日限り、三万円をこえるときは、左の区分によりその税額を各月に等分して、その月の末日限り、これを徴収する。

税額三万円をこえるとき
　昭和二十九年四月及び五月
税額十万円をこえるとき
　同年四月から六月まで
税額三十万円をこえるとき
　同年四月から七月まで
税額五十万円をこえるとき
　同年四月から八月まで

8　第四項から第六項までに規定する者は、その所持するこれらの規定に該当する特級酒等の貯蔵場所並びに貯蔵場所ごとの該当する規定別、種類別、品目別、級別及びアルコール分別の石数を、この法律の施行後一月以内に、その貯蔵場所の所在地の所轄税務署長に書面で申告しなければならない。

9　第五項又は第六項の規定により製造場から移出したものとみなされた酒類が、酒税法附則第二十一項若しくは第二十二項又は租税特別措置法第二十五条第二項の規定に該当することとなる場合には、これらの規定をさらに適用する。

10　この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（大蔵・内閣総理大臣署名）

法律第四十一号（昭二九・三・三一）

◎印紙税法の一部を改正する法律

印紙税法（明治三十二年法律第五十四号）の一部を次のように改正する。

第四条第一項第一号から第五号まで中「記載金高一万円以下ノモノ　三円　同三万円以下ノモノ　二十円」を「記載金高三万円以下ノモノ　二十円　同千万円ヲ超ユルモノ　四千円　記載金高ナキモノ　三円」に、「同千万円ヲ超ユルモノ　五千円　記載金高ナキモノ　二十円」を「同五千万円以下ノモノ　一万円　同五千万円ヲ超ユルモノ　二十円　記載金高ナキモノ　五千円」に改め、同項第八号から第七号中「二円」を「五円」に改め、同項第八号から第三十二号まで中「二円」を「十円」に改め、同項第三十三号中「四円」を「二十円」に改め、同項第三十四号中「四十円」を「二百円」に改める。

第五条第七号、第九号、第九号ノ三、第九号ノ三ノ二、第九号ノ四、第十二号、第十四号及び第二十五号中「千円」を「三千円」に改める。

第六条ノ二中「二円」を「十円」に改める。

附　則

1　この法律は、昭和二十九年四月一日から施行する。

2　この法律の施行前に納めた、又は納めるべきであつた印紙税については、なお従来の例による。

3　この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（大蔵・内閣総理大臣署名）

法律第四十二号（昭二九・三・三一）

◎関税定率法の一部を改正する法律

関税定率法（明治四十三年法律第五十四号）の一部を次のように改正する。

本則を次のように改める。

（趣旨）

第一条　この法律は、関税の税率、関税を課する場合における課税価格及び関税の減免その他関税制度について定めるものとする。

（定義）

第二条　この法律又はこの法律に基く命令において「輸入」、「船用品」又は「機用品」とは、関税法（昭和二十九年法律第六十一号）第二条第一号、第九号又は第十号（定義）に掲げる定義に従うものとし、「輸出」とは、同条第二号に規定する行為その他貨物を特定の国（公海で採捕された水産物については、これを採捕したその国の船舶を含む。）から他の国に向けて送り出すことをいう。

（税率）

第三条　輸入貨物に課する関税の税率は、別表による。

（課税価格）

第四条　輸入貨物の課税価格は、当該貨物の輸出の際にその輸出国において当該貨物又は同種の貨物が通常の卸取引の量及び方法によつて販売される価格（その輸出の際に軽減、免除又は払いもどしを受けるべき内国消費税の額を除く。）に当該貨物の輸出港における積込までに要する通常の費用（課徴金を課せられる場合においては、その課徴金の額を含む。）並びに輸入港に到着するまでに要する通常の運賃及び保険料（航空機で運送された貨物で政令で定めるものについては、航空機以外の通常の運送方法による運賃及び保険料）を加えた価格とする。

2　前項の課税価格は、輸入申告に際し提出された仕入書その他の書類により決定することができる場合においては、これらの書類により決定する。

3　輸入申告に際し仕入書その他の書類が提出されない場合又はこれらの書類に記載された事実が真実と認められない場合その他これらの書類により難い事由があると認められる場合において、最近に輸入港に到着した同種又は類似の貨物について前項の規定により決定された課税価格があるときは、これに基き、又は当該貨物の性質、輸入の時期その他の事情の差異による価格の相違があるときは、これに基き相違を勘案し合理的に必要と認められる調整をこれに加えて、課税価格を決定する。

4　輸入港に到着の時から輸入の許可（関税法第七十三条第一項（輸入の許可前における貨物の引取）の規定により引き取ることを承認された場合においては、当該承認とする。以下第十条において同じ。）の時までの期間が長期にわたつた貨物で、その価格が当該期間中に著しく変動し、第二項の規定により課税価格を決定することが著しく不適当であると認められるときの課税価格も、また前項と同様とする。

5　前各項の規定により課税価格を決定することができないときは、同種又は類似の貨物の本邦における卸売価格から関税その他の課徴金及び輸入港から卸売市場に至るまでの通常の費用を控除した額に当該貨物の性質等の差異による価格の相違を勘案し合理的に必要と認められる調整を加えた額を課税価格とする。

6　第一項から第四項までの規定により課税価格を決定する場合において、外国通貨により表示された価格の本邦通貨への換算は、関税法第五条（適用法令）に規定するところに従い定められる法令の適用の日において大蔵大臣により定められている外国為替相場によるものとする。

（便益関税）

第五条　関税についての条約の特別の規定による便益を受けない国（その一部である地域を含む。以下この条から第八条までにおいて同じ。）の生産物で輸入されるものには、政令で定めるところにより、国及び貨物を指定し、当該規定による便益の限度をこえない範囲で、関税についての便益を与えることができる。

（複関税）

第六条　本邦の生産物について関税に関する最恵国待遇の便益を与えない国の生産物で輸入されるものには、政令で定めるところにより、貨物を指定し、別表の税率による関税の外、当該貨物の価格と同額以下の関税を課することができる。

（報復関税）

第七条　本邦の船舶若しくは航空機又は本邦から輸出

され、若しくは本邦を通過する貨物について、他国の船舶若しくは航空機又は他国から輸出され、若しくは他国を通過する貨物よりも不利益な取扱をする国から輸出され、又はその国を通過する貨物で輸入されるものには、政令で定めるところにより、国及び貨物を指定し、別表の税率による関税の外、その貨物の価格と同額以下の関税を課することができる。

（相殺関税）

第八条 外国において生産又は輸出について直接又は間接に奨励金又は補助金を受ける貨物の輸入が本邦の産業に損害を与え、若しくは与える虞があり、又は本邦の産業の確立を妨げると認められるときは、政令で定めるところにより、国及び貨物を指定し、別表の税率による関税の外、当該奨励金又は補助金と同額以下の関税を課することができる。

（不当廉売関税）

第九条 不当廉売された貨物の輸入又は輸入された貨物の不当廉売が本邦の産業に損害を与え、若しくは与える虞があり、又は本邦の産業の確立を妨げる旨の申出があつた場合において、政府が不当廉売の事実を確認し、且つ、当該産業を保護するため必要があると認めるときは、政令で定めるところにより、貨物及び期間を指定し、当該貨物の正当価格による関税を課する外、その正当価格と当該貨物の不当廉売価格との差額に相当する額の関税を課することができる。

2 前項の規定により指定された貨物で既に輸入され、当該貨物の輸入者若しくは不当廉売者又はこれらの者の代理人その他これらの者と政令で定める密接な関係にある者の所有又は所持に係るものについては、同項の規定に準じ、当該輸入者、不当廉売者、代理人又は政令で定める密接な関係にある者から、同項の規定により課する関税の額の合計額から当該貨物について既に納付された関税の額を控除した額に相当する関税を徴収することができる。

（変質又は損傷に因る減税）

第十条 輸入貨物が輸入の許可前に変質し、又は損傷した場合においては、政令で定めるところにより、当該貨物の変質若しくは損傷に因る価値の減少に基く価格の低下率を基準として、その関税を軽減し、又はその関税の額とその変質若しくは損傷後における性質及び数量により課税した場合における関税の額との差額以内において、その関税を軽減することができる。

（加工又は修繕のため輸出された貨物の減税）

第十一条 加工又は修繕のため本邦から輸出され、その輸出の許可の日から一年以内に輸入される貨物で、本邦においてその加工又は修繕をすることが困難であると認められるものについては、政令で定めるところにより、その輸出の許可の際の性質及び形状により当該貨物が輸入される場合における課税価格を当該貨物の課税価格として算出した関税の額以内において、その関税を軽減することができる。

（主要食糧の減税又は免税）

第十二条 輸入される米、もみ、大麦又は小麦について左の各号の一に該当するときは、政令で定めるところにより、これらの貨物及び期間を指定し、その関税を軽減し、又は免除することができる。

一 輸入されるこれらの貨物の第四条第一項の課税価格にその関税及び輸入港から卸売市場に至るまでの通常の費用を加算したものが一般に本邦において生産された同等品の本邦における卸売価格よりも高価であるとき。

二 凶作の場合又は天災、事変その他の緊急の場合において必要があるとき。

（製造用原料品の減税又は免税）

第十三条 左の各号の一に掲げる原料品で輸入され、その輸入の許可の日から一年以内に、税関長の承認を受けた製造工場で当該各号に掲げる製造が終了するものについては、政令で定めるところにより、その関税を軽減し、又は免除する。

一 配合飼料のうち政令で定めるもの又はコーンスターチの製造に使用するためのこうりやん及びとうもろこし

二 油の製造に使用するための落花生

三 機械用又は工業用に供するために形作つた貴石製品の製造に使用するための貴石

四 アセトン及びブタノールの製造に使用するための変性糖みつ

2 税関長は、この法律又は関税法の実施を確保する上に支障がないと認めるときは、前項の承認をしなければならない。

3 第一項の規定により関税を軽減し、又は免除する場合においては、税関長は、その軽減又は免除に係る関税の額に相当する担保を提供させることができる。

4 第一項各号に掲げる製造を行うに際しては、税関長が第一項の規定により関税の軽減又は免除を受けた原料品（以下この条において「製造用原料品」という。）による製造の確認に支障がないと認めて承認した場合を除く外、製造用原料品にこれと同種の他の原料品を混じて使用してはならない。

5 製造用原料品による製造が終了したときは、当該製造をした者は、政令で定めるところにより、使用した製造用原料品及びその製品の数量を税関に届け出て、その製品について検査を受けなければならない。この場合においては、当該製造をした者は、政令で定めるところにより、その検査に要する費用の額に相当する手数料を納付しなければならない。

6 左の各号の一に該当する場合においては、第一項の規定により軽減又は免除を受けた関税を、直ちに徴収する。但し、製造用原料品又はその製品が災害その他やむを得ない事由に因り亡失した場合又は税関長の承認を得て滅却された場合は、この限りでない。

一 第一項各号に掲げる製造用原料品を当該各号に掲げる用途以外の用途に供したとき、又はその輸入の許可の日から一年以内に前項に規定する届出をせず、若しくはその製造を終えなかつたとき。

二 第一項の規定により税関長の承認を受けた製造工場以外の場所で製造用原料品を製造に供し、又は第四項の規定に違反してこれを使用したとき。

（無条件免税）

第十四条 左の各号に掲げる貨物で輸入されるものについては、その関税を免除する。

一 天皇及び内廷にある皇族の用に供される物品

二 本邦に来遊する外国の元首若しくはその家族（配偶者、直系尊属、直系卑属及びこれらに準ずる地位にあると認められる親族をいう。以下同じ。）又これらの者の随員に属する物品

三 外国若しくはその行政区画である公共団体、国際機関又は大蔵大臣が指定する団体若しくは基金その他これらに準ずるものから本邦に居住する者に贈与される勲章、賞はいその他これらに準ずる表彰品及び記章

四 記録文書その他の書類

五 国の専売品で政府、日本専売公社又はこれらの委託を受けた者が輸入するもの

六 商品の見本。但し、見本用にのみ適すると認められるもの限る。

七 本邦に住所を移転するため以外の目的で本邦に

入国する者がその入国の際に携帯して輸入し、又は政令で定めるところにより別送して輸入する物品（自動車、船舶、航空機その他政令で指定する物品を除く。）のうちその個人的な使用に供するもの及び職業上必要な器具で、その入国の事由、滞在の期間、職業その他の事情を勘案して税関が適当と認めるもの

八　本邦に住所を移転するため本邦に入国する者がその入国の際に輸入し、又は政令で定めるところにより別送して輸入する物品（自動車、船舶、航空機その他政令で指定する物品を除く。）のうち当該入国者又はその家族の個人的な使用に供するもの及び職業上必要な器具。但し、これらの者が既に使用したものでその住所を移転する事由、外国及び本邦における居住期間、職業、家族の数その他の事情を勘案して税関が通常、且つ、相応と認めるものに限る。

九　本邦の在外公館から送還された公用品

十　本邦から輸出された貨物でその輸出の許可の日から二年以内に輸入され、その許可の際の性質及び形状が変つていないもの。但し、第十七条第一項の規定により関税の免除を受けた貨物、第十九条第一項の規定により関税の軽減若しくは免除又は払いもどしを受けた貨物を原料として製造した貨物及び第二十条の規定により関税の払いもどしを受けた貨物を除く。

十一　本邦から輸出された貨物の容器のうち政令で定めるもので当該輸出の際に使用されたもの。但し、第十七条第一項第三号の規定により関税の免除を受けた貨物を除く。

十二　本邦から出漁した本邦の船舶によつて、外国で採捕された水産物及び当該船舶内で製造されたその製品。但し、当該船舶又はこれに附属する船舶によつて到着したものに限る。

十三　遭難した本邦の船舶又は航空機の解体材及びぎ装品

十四　本邦から出港した船舶又は航空機によつて輸出された貨物で当該船舶又は航空機の事故により本邦に積みもどされたもの。但し、第十七条第一項の規定により関税の免除を受けた貨物、第十九条第一項の規定により関税の軽減若しくは免除又は払いもどしを受けた貨物を原料として製造した貨物及び第二十条の規定により関税の払いもどしを受けた貨物を除く。

十五　増殖用の動物（増殖された動物又は当該動物からする生産品が主として輸出されるものに限る。）で大蔵大臣が指定したもの

（特定用途免税）

第十五条　左の各号に掲げる貨物で輸入され、その輸入の許可の日から二年以内に当該各号に掲げる用途以外の用途に供されないものについては、政令で定めるところにより、その関税を免除する。

一　国、公共企業体（公共企業体等労働関係法（昭和二十三年法律第二百五十七号）第二条第一項第一号（定義）に掲げる公共企業体をいう。）若しくは地方公共団体が経営する学校、博物館、物品陳列所、研究所、試験所その他これらに類する施設又は政令で指定する私立のこれらの施設に陳列する標本若しくは参考品又はこれらの施設において使用する学術研究用品（新規の発明に係るもの又は本邦において製作することが困難と認められるものに限る。）

二　学術研究又は教育のため前号に掲げる施設に寄贈された物品

三　慈善又は救いゆつのために寄贈された給与品及び救護施設又は養老施設その他の社会福祉事業を行う施設に寄贈された物品で給与品以外のもののうちこれらの施設において直接社会福祉の用に供するものと認められたもの

四　儀式又は礼拝の用に直接供するため宗教団体に寄贈された物品で大蔵大臣が指定したもの

五　赤十字国際機関又は外国赤十字社から日本赤十字社に寄贈された機械及び器具で、日本赤十字社が直接医療用に使用するものと認められるもの

六　本邦と外国との間を往来する船舶に引き渡される船用品で、船舶の種類、トン数、航海日数、旅客及び乗組員の数その他の事情を勘案して税関が適当と認めるもの

七　本邦と外国との間を往来する航空機に引き渡される機用品で、航空機の種類、自重、航行日数、旅客及び乗組員の数その他の事情を勘案して税関が適当と認めるもの並びに当該航空機に引き渡される修繕用品

八　航空機の発着又は航行を安全にするため使用する機械及び器具並びにこれらの部分品で政令で指定するもの

九　本邦に住所を移転するため本邦に入国する者がその入国の際に輸入し、又は政令で定めるところにより別送して輸入する自動車、船舶、航空機その他政令で指定する物品で当該入国者又はその家族の個人的な使用に供するもの。但し、その入国前六月以上これらの者が使用したものに限る。

2　前項各号の規定により関税の免除を受けた貨物、その輸入の許可の日から二年以内に当該各号に掲げる用途以外の用途に供された場合においては、同項の規定により免除を受けた関税を、直ちに徴収する。但し、変質、損傷その他やむを得ない事由により当該各号に掲げる用途以外の用途に供する場合においては、第十条の規定に準じてその関税を軽減することができる。

（外交官用貨物等の免税）

第十六条　左の各号に掲げる貨物で輸入されるものについては、その関税を免除する。

一　本邦にある外国の大使館、公使館その他これらに準ずる機関に属する公用品。但し、外国にある本邦のこれらの機関に属する公用品についての関税の免除に制限を附する国については、相互条件による。

二　本邦に派遣された外国の大使、公使その他これらに準ずる使節及びこれらの者の家族に属する自用品で、当該職員が輸入するもの。但し、本邦から外国に派遣した大使、公使、その他これらに準ずる使節及びこれらの者の家族に属する自用品でこれらの使節が輸入するもの。但し、本邦にある外国の領事館その他これに準ずる機関に属する物品で専ら公用に供されるもの。但し、外国にある本邦のこれらの機関に属する公用品についての関税の免除に制限を附する国については、相互条件による。

三　本邦にある外国の領事館その他これに準ずる機関に属する物品で専ら公用に供されるもの。但し、外国にある本邦のこれらの機関に属する公用品についての関税の免除に制限を附する国については、相互条件による。

四　本邦にある外国の大使館、公使館、領事館その他これらに準ずる機関の職員（名誉総領事及び名誉領事を除く。）のうち政令で指定するもの及びその家族（本邦の国籍を有する者を除く。）に属する自用品で、当該職員が輸入するもの。但し、外国にある本邦のこれに相当する職員及びその家族に属する自用品についての関税の免除に制限を附する国については、相互条件による。

2　前項の規定により関税の免除を受けた貨物のうち政令で指定するものがその輸入の許可の日から二年以内に同項に規定する用途以外の用途に供された場合（政令で定めるやむを得ない事由に因り同項に規

定する用途以外の用途に供された場合を除くほか、において
いては、その供させた者から、同項の規定により免除
を受けた関税を徴収する。但し、使用に因る減もう
その他の事由に因り価値の減少があつた場合におい
ては、第十条の規定に準じてその関税を軽減するこ
とができる。

（再輸出免税）

第十七条 左の各号に掲げる貨物で輸入され、その輸入の許可の日から一年以内に輸出されるものについては、政令で定めるところにより、その関税を免除する。

一 加工される貨物又は加工材料となる貨物で政令で定めるもの

二 輸入貨物の容器で政令で定めるもの

三 輸出貨物の容器として使用される貨物で政令で定めるもの

四 修繕される貨物

五 学術研究用品

六 試験品

七 注文の取集め若しくは製作のための見本又はこれに代る用途のみを有する写真、フイルム、模型その他これらに類するもの

八 本邦に入国する巡回興行者の興行用物品

九 博覧会、展覧会、共進会、品評会その他これらに類するものに出品するための物品

2 第十三条第三項の規定は、前項の規定により関税を免除する場合について準用する。

3 第一項の規定により関税の免除を受けた貨物がその輸入の許可の日から一年以内に輸出されないこととなつた場合又は当該各号に掲げる用途以外の用途に供された場合においては、同項の規定により免除を受けた関税を、直ちに徴収する。この場合においては、第十三条第六項但書の規定を準用する。

（船舶の建造又は修繕用貨物の免税）

第十八条 船舶の建造若しくは修繕に使用される鉄鋼材又はぎ装品若しくは機関若しくはこれらの部分品のうち政令で定めるもので輸入され、税関長の承認を受けた工場で当該建造若しくは修繕を完了し、その完了した日から二年以内に当該船舶の用以外の用に供されないものについては、政令で定めるところにより、その関税を免除する。

2 第十三条第二項、第三項及び第五項の規定は、前項の規定により関税を免除する場合について準用する。

3 左の各号の一に該当する場合においては、第一項の規定により免除を受けた関税を、直ちに徴収する。但し、同項の規定により関税の免除を受けた貨物が同項の規定により船舶の建造若しくは修繕に使用され、当該建造若しくは修繕を完了した日から二年を経た場合、災害その他やむを得ない事由に因り亡失した場合又は政令で定めるところにより他の船舶の用に供された場合は、この限りでない。

一 第一項の規定により関税の免除を受けた貨物を同項に規定する用途以外の用途に供したとき。

二 第一項の規定により税関長の承認を受けた期間内に、第二項において準用する第十三条第五項の規定による届出をせず、又は第一項の規定により関税の免除を受けた貨物を同項に規定する用途に供さず、若しくは当該貨物による建造若しくは修繕を完了しなかつたとき。

三 第一項の規定により関税の免除を受けた貨物を

同項の規定により税関長の承認を受けた工場以外の場所で使用したとき。

（輸出貨物の製造用原料品の減税、免税又はもどし税）

第十九条 輸出貨物の製造に使用される原料品のうち政令で定めるもので輸入され、その輸入の許可の日から二年（第三項の規定により製造されたものについては、一年以内において税関長が指定する期間）以内に、税関長の承認を受けた製造工場で当該製造がされてその製品が輸出されるものについては、政令で定めるところにより、その関税を軽減し、若しくは免除し、又はその関税の全部若しくは一部の払いもどしをする。

2 第十三条第二項から第五項までの規定は、前項の規定により関税を軽減し、又は免除する場合について準用する。

3 前項において準用する第十三条第四項の規定により税関長の承認を受けて、第一項の規定により関税の軽減又は免除を受けた原料品（以下この条で「輸出製造用原料品」という。）にこれと同種の原料品を混じて使用し、当該輸出製造用原料品のみを原料として製造した場合の製品と等質の製品を製造し、その輸入の許可の日から一年以内において税関長が指定する期間内にこれを輸出した場合においては、政令で定めるところにより、当該輸出貨物の製造に必要な数量を限度として、当該輸出製造用原料品がその製造に使用されたものとみなす。

4 左の各号の一に該当する場合においては、第一項の規定により軽減又は免除を受けた関税を、直ちに徴収する。この場合においては、第十三条第六項但書の規定を準用する。

一 輸出製造用原料品を第一項に規定する用途以外の用途に供したとき。

二 輸出製造用原料品の輸入の許可の日から一年以内（第三項の規定により税関長が指定した期間）以内に、第一項の規定により製造されたものについては、第一項の規定により税関長の承認を受けた製造工場以外の場所で輸出製造用原料品を製造に供し、又は第二項において準用する第十三条第四項の規定に違反してこれを使用したとき。

（違約品の返送の場合のもどし税）

第二十条 輸入された貨物の品質又は数量等が契約の内容と相違するためこれを返送することがやむを得ないと認められる場合において、その輸入のときの性質及び形状に変更を加えないで当該貨物を返送のため本邦から輸出するときは、その輸入の許可の日から三月以内にこれを保税地域に入れた場合に限り、政令で定めるところにより、その関税を払いもどすことができる。

（輸入禁制品）

第二十一条 左の各号に掲げる貨物は、輸入してはならない。

一 あへんその他の麻薬及びあへん吸煙具。但し、政府が輸入するもの及び政府の許可を受けた者が輸入するものを除く。

二 貨幣、紙幣若しくは銀行券又は有価証券の偽造品、変造品及び模造品

三 公安又は風俗を害すべき書籍、図画、影刻物その他の物品

四 特許権、実用新案権、意匠権、商標権又は著作権を侵害する物品

2　税関は、前項各号に掲げる貨物で輸入されようとするものを没収して廃棄し、又は当該貨物を輸入しようとする者にその積みもどしを命ずることができる。

（関税率審議会）

第二十二条　大蔵大臣の諮問に応じて別表の改正その他の関税率に関する重要な事項を調査審議するため、大蔵省の附属機関として、関税率審議会を置く。

2　関税率審議会は、関税率に関する事項について大蔵大臣に建議することができる。

3　関税率審議会は、大蔵大臣及び委員四十五人以内で組織する。

4　委員は、財政、産業、貿易等に関し学識経験がある者及び関係行政機関の職員のうちから大蔵大臣が任命し、その任期は、二年とする。但し、再任を妨げない。

5　大蔵大臣は、会長として会務を総理する。会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。

6　委員は、非常勤とする。

7　前各項に規定するものを除く外、関税率審議会の組織及び運営について必要な事項は、政令で定める。

（外国とみなす地域）

第二十三条　この法律の適用については、政令で定める本邦の地域は、当分の間、外国とみなす。

附則第二項から第六項までを削る。

附　則

1　この法律は、公布の日から起算して百日をこえない範囲内において政令で定める日から施行する。但し、関税定率法附則の改正規定及び附則第二項中同法附則第四項に係る部分並びに附則第三項及び第十七項の規定は、昭和二十九年四月一日から施行する。

2　この法律の施行前に、改正前の関税定率法（以下「旧法」という。）第七条、第八条、第九条第一項若しくは第二項、第十条第一項又は附則第二項若しくは第四項の規定により関税の軽減若しくは免除を受けた、又は関税の軽減、免除若しくは払いもどしを受けることができた貨物については、なお従前の例による。

3　附則第一項の政令で定める日の前日までにおける旧法附則第二項の規定の適用については、同項中「昭和二十九年三月三十一日」とあるのは、「関税定率法の一部を改正する法律（昭和二十九年法律第四十二号）附則第一項の政令で定める日の前日」とする。

4　この法律による改正後の関税定率法（以下「法」という。）第二十三条の規定によって外国とみなされる地域の生産物（政令で定めるものを除く。）で輸入されるものについては、政令で定めるところにより、当分の間、その関税を免除する。

5　法の別表に掲げる物品のうち、左に掲げる要件を備え、政令で定める事業の用に供される機械類で昭和三十年三月三十一日までに輸入され、その輸入の許可の日から五年以内に当該事業の用以外の用に供されないものについては、政令で定めるところにより、その関税を免除する。

一　新式又は高性能の産業用機械類で、本邦において製作することが困難であること。

二　本邦の経済の自立達成に資する産業の用に供する機械類であること。

6　前項の規定により関税の免除を受けた機械類をその輸入の許可の日から五年以内に同項に規定する事業の用以外の用に供した場合においては、同項の規定により免除を受けた関税を、直ちに徴収する。但し、政令で定めるところによりその事業の用以外の用に供した場合は、この限りではない。

7　前項の規定により関税を徴収する場合において、使用に因る減もう、その他の事由に因り価値の減少があつたときは、法第十条の規定に準じてその関税を軽減することができる。

8　小学校又は盲学校、ろう学校若しくは養護学校の小学部若しくは保育所の児童の給食の用に供する乾燥脱脂ミルクで、昭和三十年三月三十一日までに輸入されるものについては、政令で定めるところにより、その関税を免除する。

9　前項の規定により関税の免除を受けた乾燥脱脂ミルクを同項に規定する用途に供しない場合においては、同項の規定により免除を受けた関税を、直ちに徴収する。但し、変質その他の事由に因り、同項に規定する給食の用以外の用に供した場合において、税関長の承認を受けたとき、又は災害その他やむを得ない事由に因り亡失した場合は、この限りでない。

10　法の別表に掲げる物品のうち、別表甲号に掲げるもので昭和三十年三月三十一日までに輸入されるものについては、法の別表の税率による関税を免除する。

11　法の別表に掲げる物品のうち、別表乙号に掲げるもので昭和三十年三月三十一日までに輸入されるものに課する関税の税率は、法の別表によらないで、別表乙号による。

12　附則第六項又は第九項の規定による関税の徴収については、国税徴収の例による。

13　関税法（昭和二十九年法律第六十一号）第百五条第一項第五号（税関職員の権限）の規定は、附則第五項又は第八項の規定により関税を免除した場合について準用する。

14　関税定率法の一部を改正する法律（昭和二十六年法律第百十号）の一部を次のように改正する。

附則第四項から第八項までを削る。

15　関税定率法等の一部を改正する等の法律（昭和二十八年法律第百三十一号）の一部を次のように改正する。

「

一六八六	機械（別号に掲げるものを除く。）のうちせん孔カード式統計会計機械（せん孔機、せん孔検査機、分類機、製表機、照合機、翻訳機等当該統計会計機械を構成する機械を含む。）

」とあるのは、

「

一六八六	機械（別号に掲げるものを除く。）のうちせん孔カード式統計会計機械（せん孔機、せん孔検査機、分類機、製表機、照合機、翻訳機等当該統計会計機械を構成する機械を含む。）

」

一七〇九	一　木材	とする
	一　単に切り、ひき、又は割つたもの	
	甲　パイン、ファー、シダーその他の針葉樹	
	ロ　その他	
	ロの一のうちヘムロックその他のつが属のもの（厚さが二百ミリメートルをこえないものに限る。）	

18　砂糖消費税法（明治三十四年法律第十三号）の一部を次のように改正する。

第十七条ノ三中「関税定率法第七条第十七号」を「関税定率法第十四条第十号」に改める。

19　いやし繊維品の課税に関する法律（昭和二十九年法律第　号）の一部を次のように改正する。

第七条第六項中「関税定率法第二条第二項」を「関税定率法第四条第二項」に改める。

別表甲号

関税定率法別表の番号	品名
二一一	豆類 一　のうち大豆
五一九	炭化水素油（別号に掲げるものを除く。） 一　原油、重油及び粗油
六九五	薬材、化学薬、医薬及びこれらの調合品（別号に掲げるものを除くこのうちピグメントレジンカラー用のエキステンダー（ピグメントレジンカラーベースとともに輸入するものに限る。）及び四エチル鉛
七三三	染料及び顔料（別号に掲げるものを除く。）のうちピグメントレジンカラーベース
一二二八	コークスのうち石油コークス

備考

この表において「重油」とは、炭化水素油で摂氏十五度における比重が〇・八七六二をこえ、且、引火点が摂氏百十五度をこえないもので、一般に燃料として使用されるもの及び原油を蒸りゆうしてできたかま残油をいう。

別表乙号

関税定率法別表の番号	品名	税率
五一九	炭化水素油（別号に掲げるものを除く。） 二　その他（動植物性油脂、石けん、アルコール等を加えたものを含む。） 甲　摂氏十五度における比重が〇・八四八九をこえないもの 乙　その他	一割 備考の税率
七〇五	合成染料	一割五分
七一九	カーボンブラック	一割
一一〇一	印刷用紙 二　その他（一平方メートルの重量が三十グラムをこえ、三百グラムをこえないものに限る。） 甲　一平方メートルの重量が五十八グラムをこえないもの（砕木パルプを含むもので巻取のものに限る。）	七分五厘
	六　建染染料 乙　その他	

一四〇五	鉄鋼（別号に掲げる特殊鋼を除く。） 五　板のうち厚さ〇・六ミリメートルをこえない発生品（板の製造工程中において生じたきずものをいう。）でめつきしてないもの
一六四七	航空機及びその部分品（原動力機を除く。）
一六五八	内燃機関 二　その他のうち航空機用のもの
一六八六	機械（別号に掲げるものを除く。）のうちせん孔カード式統計会計機械（せん孔機、せん孔検査機、分類機、製表機、照合機、翻訳機等当該統計会計機械を構成する機械を含む。）
一七〇九	木材 一　単に切り、ひき、又は割つたもの 甲　パイン、ファー、シダーその他の針葉樹 ロ　その他 ロの一のうちヘムロックその他のつが属のもの（厚さが二百ミリメートルをこえないものに限る。）

備考

この表において「重油」とは、炭化水素油で摂氏十五度における比重が〇・八七六二をこえ、且、引火点が摂氏百十五度をこえないもので、一般に燃料として使用されるもの及び原油を蒸りゆうしてできたかま残油をいう。

別表乙号

関税定率法別表の番号	品名	税率
五一九	炭化水素油（別号に掲げるものを除く。） 二　その他（動植物性油脂、石けん、アルコール等を加えたものを含む。） 甲　摂氏十五度における比重が〇・八四八九をこえないもの 乙　その他	一割 備考の税率
七〇五	合成染料	一割五分
七一九	カーボンブラック	一割
一一〇一	印刷用紙 二　その他（一平方メートルの重量が三十グラムをこえ、三百グラムをこえないものに限る。） 甲　一平方メートルの重量が五十八グラムをこえないもの（砕木パルプを含むもので巻取のものに限る。）	七分五厘
	六　建染染料 乙　その他	

法律第四十三号（昭二九・三・三一）

◎骨牌税法の一部を改正する法律

骨牌税法（明治三十五年法律第四十四号）の一部を次のように改正する。

第四条第一項及び第二項を次のように改める。

骨牌税ノ税率左ノ如シ

第一種　麻雀（紙製ノ麻雀及之ニ類スルモノヲ除ク）	
甲類　象牙ヲ用ヒタルモノ	一組ニ付　六千円
乙類　牛骨ヲ用ヒタルモノ	一組ニ付　四千円
丙類　其ノ他ノモノ	一組ニ付　二千円
第二種　第一種ノ骨牌以外ノ骨牌	一組ニ付　六十円

附　則

1　この法律は、昭和二十九年四月一日から施行する。

2　この法律の施行前に課した、又は課すべきであつた骨ばい税については、なお従前の例による。

3　骨牌税法第十二条の規定による骨ばい税の免除を受けてこの法律の施行前に製造所から引き取つた骨ばいがその免除を受けた日から六月の期間内に輸出されなかつた場合（当該期間がこの法律の施行の日の前日までに終る場合を除く。）又は当該骨ばいがこの法律の施行後に骨牌税法第十四条第一項但書の規定による承認を受けて引き渡され、引き取られ、若しくは譲渡された場合における骨ばい税の徴収については、改正後の同法第四条の規定を適用する。

4　骨ばい税を課せられた骨ばいでこの法律の施行前に製造所にもどし入れられ、又は移入されたものを、この法律の施行後にその製造所から引き取る場合においては、骨牌税法第十一条ノ二第一項本文の規定にかかわらず、骨ばい税を課する。この場合においては、改正後の同法第四条の税率により算出した金額と改正前の同条の税率により算出した金額との差額をその税額とする。

5　この法律の施行の際製造所及び保税地域以外の場所において骨ばいの製造者又は販売業者が販売のために骨ばいを所持する場合においては、当該骨ばいについては、その者がこの法律の施行の日にこれを骨ばいの製造所から引き取つたものとみなして、骨ばい税を課する。この場合においては、改正後の骨牌税法第四条の税率により算出した金額と改正前の同条の税率により算出した金額との差額をその税額とする。

（大蔵・内閣総理大臣署名）

6　この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（大蔵・内閣総理大臣署名）

法律第四十四号（昭二九・三・三一）

◎砂糖消費税法の一部を改正する法律

砂糖消費税法（明治三十四年法律第十三号）の一部を次のように改正する。

第三条第一号中「八百円」を「九百五十円」に、「千七百円」を「二千五十円」に、「二千三百五十円」を「二千八百円」に、「三千円」を「三千五百五十円」に、「六百五十円」を「七百五十円」に改め、同条第二号中「九百五十円」を「千百五十円」に、「千百五十円」を「千三百五十円」に、「四百二十円」を「五百円」に改め、同条第三号中「千八百円」を「二千百五十円」に改める。

第十二条ノ二中「命令ノ定ムル所ニ依リ其ノ原料トシテ使用シタル砂糖ニ付課セラレタル消費税ノ額ニ相当スル金額以下ノ交付金ヲ交付スルコトヲ得」を「其ノ者ガ其ノ原料トシテ使用シタル砂糖ニ付課セラレタル消費税ヲ納付シタルモノト看做シ命令ノ定ムル所ニ依リ当該消費税ノ額（利子税額及延滞加算税額ヲ除ク）ニ相当スル金額ヲ還付ス」に改める。

第十二条ノ三中「交付」を「還付」に改める。

第十四条第一項中「交付金ノ交付」を「還付金ノ還付」に改め、同条第二項中「交付金」を「還付金」に改める。

第十七条ノ三中「交付金ヲ交付」を「還付金ヲ還付」に改める。

附　則

1　この法律は、昭和二十九年四月一日から施行する。

2　この法律の施行前に課した、又は課すべきであった砂糖消費税については、なお従前の例による。

3　砂糖消費税法第五条第一項の規定による承認を受けてこの法律の施行前に製造場又は保税地域から引き取った砂糖、糖みつ若しくは糖水がその引取後六月の期間内に輸出されたことの証明がない場合（当該期間がこの法律の施行の日の前日までに終る場合を除く。）又は当該砂糖、糖みつ若しくは糖水がこの法律の施行後に砂糖消費税法第五条ノ二第一項但書の規定による承認を受けて消費され、若しくは譲渡された場合における消費税の徴収については、改正後の同法第三条の規定を適用する。

4　砂糖消費税法第七条第一項若しくは第十一条第一項の規定による承認を受けてこの法律の施行前に製造場若しくは保税地域から引き取った砂糖、糖みつ若しくは糖水又は同項の規定による承認を受けてこの法律の施行前に製造場若しくは保税地域から引き取った砂糖を原料として製造した菓子、糖果その他同項第三号の命令で定める物品が、その承認の際政府が指定した期間（砂糖消費税法第十一条第三項の規定の適用を受けるものについては、その引取後六月の期間）内にその承認を受けた引取先に移入され、若しくはその承認を受けた用途に供され、又は輸出されたことの証明がない場合（当該期間がこの法律の施行の日の前日までに終る場合を除く。）における消費税の徴収については、改正後の砂糖消費税法第三条の規定を適用する。

5　この法律の施行前に消費税を課せられた砂糖消費税法第三条第一号の第二種の砂糖（第八項の規定に該当するもの及び次項又は第七項の規定の適用を受けたものを除く。）をもって製造した同号の第三種の砂糖で、この法律の施行後に製造場から引き取られるものについては、改正後の同条の規定にかかわらず、その税率は、氷砂糖については百斤につき八百五十円、その他のものについては百斤につき千二百円とする。

6　消費税を課せられた砂糖、糖みつ又は糖水でこの法律の施行前に製造場にもどし入れられ、又は移入されたもの（第八項の規定に該当するものを除く。）及び保税地域以外の場所でこの法律の施行後にその製造場から引き取る場合においては、砂糖消費税法第十二条第一項の規定にかかわらず、消費税を徴収する。この場合においては、改正後の同法第三条の税率により算出した金額と改正前の同条の税率により算出した金額との差額をその税額とする。

7　この法律の施行前に消費税を課せられた砂糖、糖みつ又は糖水を原料として製造した砂糖、糖みつ又は糖水（砂糖消費税法第三条第一号の第一種の糖みつ及び次項の規定に該当するものを除く。）をこの法律の施行後にその製造場から引き取る場合において、当該砂糖、糖みつ又は糖水については、その者が、この法律の施行の日にこれを製造場から引き取ったものとみなして、消費税を課する。この場合においては、改正後の同条の税率により算出した金額と改正前の同条の税率により算出した金額との差額をその税額とする。

8　この法律の施行の際製造場（消費税を課せられた砂糖、糖みつ又は糖水を移入して分みつしない砂糖を製造する場所を除く。）及び保税地域以外の場所で砂糖（砂糖消費税法第三条第一号の第一種甲類の砂糖を除く。）、糖みつ又は糖水（同条第三号の第一種の糖水を除く。）を各種類を通じて合計三千斤以上所持する者がある場合においては、当該砂糖、糖みつ又は糖水については、その者が、この法律の施行の日にこれを製造場から引き取ったものとみなして、消費税を課する。この場合においては、改正後の同条の税率により算出した金額と改正前の同条の税率により算出した金額との差額をその税額として、その税額が三万円以下のときは、昭和二十九年四月三十日限り、三万円をこえるときは、左の区分によりその税額を各月に等分して、その月の末日限り、これを徴収する。

税額三万円をこえるとき	昭和二十九年四月及び五月
税額十万円をこえるとき	同年四月から六月まで
税額三十万円をこえるとき	同年四月から七月まで
税額五十万円をこえるとき	同年四月から八月まで

同年四月から八月まで

9　前項に規定する者は、その所持する砂糖、糖みつ又は糖水で同項の規定に該当するものの貯蔵場所並びに貯蔵場所ごとの種別、類別及び数量を、この法律の施行後一月以内に、その貯蔵場所の所在地の所轄税務署長に書面で申告しなければならない。

10　この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（大蔵・内閣総理大臣署名）

法律第四十五号（昭二九・三・三一）

◎揮発油税法の一部を改正する法律

揮発油税法（昭和二十四年法律第四十四号）の一部を次のように改正する。

第四条中「一万千円」を「一万三千円」に改める。

附　則

1　この法律は、昭和二十九年四月一日から施行する。

2　この法律の施行前に課した、又は課すべきであった揮発油税については、なお従前の例による。

3　揮発油税法第七条第一項若しくは第八条第一項又は租税特別措置法（昭和二十一年法律第十五号）第二十六条第一項の規定による承認を受けてこの法律の施行前に製造場又は保税地域から引き取った揮発油がその承認の際政府が指定した期間内にその承認を受けた引取先に移入され、若しくは輸出された、又は航空機の燃料用に供されたことの証明がない場合（当該期間がこの法律の施行の日の前日までに終る場合を除く。）及びこの法律の施行後に揮発油税法第九条第一項但書の規定による承認を受けて揮発油が消費され、又は譲渡された場合における揮発油税の徴収については、改正後の同法第四条の規定を適用する。

4　揮発油税を課せられた揮発油でこの法律の施行前に製造場にもどし入れられ、又は移入されたものをこの法律の施行後にその製造場から引き取る場合においては、揮発油税法第十二条の規定にかかわらず、揮発油税を徴収する。この場合においては、改正後の同法第四条の税率により算出した金額と改正前の同条の税率により算出した金額との差額をその税額とする。

5　この法律の施行の際製造場及び保税地域以外の場所で合計十キロリットル以上の揮発油を所持する揮発油の製造者又は販売業者がある場合においては、当該揮発油については、その者がこの法律の施行の日にこれを製造場から引き取ったものとみなして、揮発油税を課する。この場合においては、改正後の揮発油税法第四条の税率により算出した金額と改正前の同条の税率により算出した金額との差額をその税額として、その税額が三万円以下のときは、昭和二十九年四月三十日限り、三万円をこえるときは、左の区分によりその税額を各月に等分して、その月の末日限り、これを徴収する。

税額三万円をこえるとき　昭和二十九年四月及び五月

税額十万円をこえるとき　同年四月から六月まで

税額三十万円をこえるとき　同年四月から七月まで

税額五十万円をこえるとき　同年四月から八月まで

6　前項に規定する者は、その所持する揮発油の貯蔵場所及び貯蔵場所ごとの数量を、この法律の施行後一月以内に、その貯蔵場所の所在地の所轄税務署長に書面で申告しなければならない。

7　この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（大蔵・内閣総理大臣署名）

法律第四十六号（昭二九・三・三一）

◎物品税法の一部を改正する法律

物品税法（昭和十五年法律第四十号）の一部を次のように改正する。

第一条第一項第一種第六号を同種第七号とし、同種第五号の次に次の一号を加える。

六　高級毛皮製品

第一条第一項第二種甲類第四号中「但シ第四十八号ニ掲グルモノヲ除ク」を削り、同類第五号を次のように改める。

五　高級普通乗用自動車（輪距二十吋又ハ気筒容積四千立方糎ヲ超ユルモノニ限ル）

第一条第一項第二種戊類第五十一号から己類第六十四号までをそれぞれ当該類に属するものとして二号ずつ繰り下げ、同種戊類第五十号を次のように改める。

五十二　毛皮製品但シ第一種第六号ニ掲グルモノヲ除ク

第一条第一項第二種戊類第四十八号中「同部分品」の下に「但シ第四号ニ掲グルモノヲ除ク」を加え、同類第四十七号から第四十九号までを二号ずつ繰り下げ、同種丁類中第四十六号を次のように改める。

四十八　小型普通乗用四輪自動車（電気ヲ動力源トスルモノニ在リテハ輪距百吋以下其ノ他ノモノニ在リテハ輪距百吋以下ニシテ気筒容積千五百立方糎以下又ハ四輪駆動式ノモノニ限ル）

第一条第一項第二種丁類第四十五号中「第五十八号」を「第六十号」に改め、同類中第二十七号から第四十五号までを二号ずつ繰り下げる。

第一条第一項第二種丙類第二十六号中「第四十六号及第六十号」を「第五号、第四十八号及第六十二号」に改め、同類中第十九号から第二十六号までを二号ずつ繰り下げ、第十八号を削り、同類第十七号中「第四十四号」を「第十一号及第四十六号」に改め、同号を同類第二十号とし、同類第十四号中「第五十五号」を「第五十七号」に改め、同類中同号から第十六号までを三号ずつ、第十号から第十三号までを二号ずつそれぞれ繰り下げ、同類中第十六号として次の一号を加える。

十六　テレビジョン受像機及同部分品但シ第六十号及第六十一号ニ掲グルモノヲ除ク

第一条第一項第二種乙類中第九号の次に次の二号を加える。

十　電気冷蔵器、瓦斯冷蔵器及同部分品

十一　電気、瓦斯又ハ液体燃料ヲ使用スルラジエーター（室内用ノモノニ限ル）又ハルームクーラー

第二条第二項の次に次の二項を加える。

内容積四立方呎以下ノ電気冷蔵器及瓦斯冷蔵器ニシテ前条第一項ノ規定ニ基ク命令ヲ以テ定ムルモノニ付テハ第一項ノ規定ニ拘ラズ其ノ価格ノ百分ノ三十ノ税率ニ依ル

前条第一項第二種第四十八号ニ掲グル物品ニシテ同項ノ規定ニ基ク命令ヲ以テ定ムルモノニ付テハ第一項ノ規定ニ拘ラズ其ノ価格ノ百分ノ十五ノ税率ニ依ル

第三条ノ二を第三条ノ三とし、第三条の次に次の一条を加える。

第三条ノ二　小売業者ノ販売シタル第一種ノ物品ニシテ第二条第一項ノ規定ニ基ク命令ヲ以テ物品税ヲ課スル価格ノ最低限（以下本条中課税最低限ト謂フ）ヲ定メタルモノノ対価タル金額ガ当該物品ノ課税最低限ノ額以上ニシテ当該課税最低限ノ額ニ第二条ノ税率ヲ乗ジテ算出シタル金額ト此等ノ者（第一種ノ物品ニ付テハ小売業者）ヨリ当該物品ヲ購入シタル者ガ命令ノ定ムル手続ニ依リ政府ノ承認ヲ受ケタルトキハ此ノ限ニ在ラズ

前二項ノ承認ヲ受ケタル物品ニ付テハ其ノ承認ヲ受ケタル者ヨリ当該承認ヲ受ケタル時ニ於ケル価格（前条第一項第一号ノ適用ヲ受ケタル物品ニシテ同条第四項ノ適用ヲ受クル物品以外ノ物品ニ付テハ同条第一項ノ規定ノ適用ヲ受ケテ製造場ヨリ移出シタル時ニ於ケル価格）ニ応ジ直ニ物品税ヲ徴収ス此ノ場合ニ於テハ前条第二項及第四項本文ノ規定ヲ適用セズ

第十八条第一項に次の一号を加える。

三　第十三条ノ二第一項又ハ第二項ノ規定ニ違反シタル者

第十八条第三項を次のように改める。

第一項ノ場合ニ於テハ犯人ヨリ直ニ其ノ物品税ヲ徴収ス此ノ場合ニ於テ同項第三号ノ規定ニ該当スルトキハ第十三条第二項又ハ第四項本文ノ規定ヲ適用セズ

附則

1　この法律は、昭和二十九年四月一日から施行する。

2　昭和三十年三月三十一日までの間に製造場から移出され、又は保税地域から引き取られるテレビジョン受像機で十四インチ（政令で定めるところにより通常の取引において使用される測定方法により測定した長さによる。）以下のブラウン管及びテレビジョン受像機箱に限る。）については、改正後の物品税法第一条第一項の規定にかかわらず、その価格の百分の十二の税率による。

3　当分の間、製造場から移出され、又は保税地域から引き取られる改正後の物品税法第一条第一項第二種第三十四号に掲げる物品のうち果実を原料とした果実じゆう、果実水及び果実みつに課せられるべき物品税の税率は、同法第二条第一項の規定にかかわらず、その価格の百分の十とする。

4　昭和二十九年六月一日から同年八月三十一日までの間に製造場から移出される前項に掲げる物品のうち、うんしゆうみかん、夏みかん（ひうが夏みかん、伊予みかん、なるとみかん、三宝かん及びはつさくを含む。）、りんご又はぶどうのさくじゆうで濃縮しないものを原料とし、且つ、乳化剤又は乳化香料を使用しないで製造した果実水については、前項の規定にかかわらず、物品税を課さない。

5　この法律の施行前に課した、又は課すべきであつた物品税については、なお従前の例による。

6　物品税法第十一条第一項、第十三条第二項の規定による承認を受けてこの法律の施行前に製造場から移出し、又は保税地域から引き取つた物品がその承認の際政府が指定した期間内にその承認を受けた移出先若しくは引取先に移入され、若しくは輸出され、又はその承認を受けた用途に供されたことの証明がない場合（当該期間がこの法律の施行の日の前日までに終る場合を除く。）における物品税の徴収については、改正後の物品税法第一条及び第二条の規定を適用する。

7　物品税法第十二条第一項の規定による承認を受けてこの法律の施行前に製造場から移出し、又は保税地域から引き取つた物品について、この法律の施行後にその用途が変更された場合における同条第二項の規定による物品税の徴収については、改正後の物品税法第一条及び第二条の規定を適用する。

8　この法律の施行前から引き続いて改正後の物品税法第一条第一項第一種第六号に掲げる物品の小売業を営み、又は同項第二種第十六号に掲げる物品を製造する者は、この法律の施行後一月以内に、昭和二十九年四月一日前から引き続いて第四項に掲げる物品を製造する者は、同日以後一月以内に、その旨及びその販売場又は製造場の位置をその所在地の所轄税務署長に書面で申告しなければならない。

9　前項の規定による申告をした者は、この法律の施行の日（その者が第四項に掲げる物品を製造する者である場合には、昭和二十九年九月一日）において物品税法第十五条の規定による申告をした者とみなす。

10　第八項及び物品税法第十八条第一項第一号の規定は、この法律の施行前から引き続いて改正後の物品税法第一条第一項第一種第六号に掲げる物品の小売業を営み、又は同項第二種第十六号に掲げる物品を製造する者で、この法律の施行後一月以内に小売業又は製造を廃止するもの及び昭和二十九年九月一日前から引き続いて第四項に掲げる物品を製造する者で、同日以後一月以内に製造を廃止するものについては、適用しない。

11　この法律の施行の際製造場及び保税地域以外の場所で左に掲げる物品（第二号又は第三号に掲げるものについては三個以上のものに限る。）を所持する当

該物品の製造者又は販売者がある場合においては、当該物品については、その者が製造者としてこれをこの法律の施行の日に製造場から移出したものとみなして、物品税を課する。この場合においては、第一号に掲げる物品についてはその価格の百分の二十、第二号及び第四号に掲げる物品についてはその価格の百分の十、第三号に掲げる物品についてはその価格の百分の三十（テレビジョン受像機のうち、第二項に掲げるものについては百分の十二）の税率により算出した金額をその税額とする。

一　改正後の物品税法第一条第一項第二種第五号に掲げる物品

二　改正後の物品税法第一条第一項第二種第十号に掲げる物品（同法第二条第三項の規定の適用を受ける物品を除く。）及び同種第十一号に掲げる物品

三　テレビジョン受像機

四　改正後の物品税法第一条第一項第二種第二十八号に掲げる物品（輪距百十インチをこえるものを除く。）

12　前項に規定する税額が三万円以下のときは、昭和二十九年四月三十日限り、三万円をこえるときは、左の区分によりその税額を各月に等分して、その月末日限り、これを徴収する。

税額三万円をこえるとき　昭和二十九年四月及び五月

税額十万円をこえるとき　同年四月から六月まで

税額三十万円をこえるとき　同年四月から七月まで

税額五十万円をこえるとき　同年四月から八月まで

13　第十一項に規定する者は、その所持する物品で同項の規定に該当するものの貯蔵場所並びに貯蔵場所ごとに品目別の数量及び価格を、この法律の施行後一月以内に、その貯蔵場所の所在地の所轄税務署長に書面で申告しなければならない。

14　この法律の施行の際製造場以外の場所において物品の販売者が所持する改正後の物品税法第一条第一項第一種第六号に掲げる物品については、政令で定めるところにより、物品税法第四条の規定にかかわらず、物品税を免除する。

15　第八項、第十一項及び前項の規定は、これらの項に規定する物品が改正後の物品税法第一条第一項の規定に基き政令で定められた物品に該当する場合に限り、適用する。

16　この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（大蔵・内閣総理大臣署名）

法律第四十七号（昭二九・三・三一）

◎製造たばこの定価の決定又は改定に関する法律の一部を改正する法律

製造たばこの定価の決定又は改定に関する法律（昭和二十三年法律第八十四号）の一部を次のように改正する。

第一項の日本専売公社製造たばこ価格表中「四〇円」を「四五円」に改める。

附　則

この法律は、昭和二十九年四月一日から施行する。

（大蔵・内閣総理大臣署名）

法律第四十八号（昭二九・三・三一）

◎農産物検査法の一部を改正する法律

農産物検査法（昭和二十六年法律第百四十四号）の一部を次のように改正する。

第十一条に次の一項を加える。

3　第一項の手数料の納付は、省令の定めるところにより、農産物検査印紙をもつてしなければならない。

第十一条の次に次の一条を加える。

（農産物検査印紙の売さばき人）

第十一条の二　農林大臣は、農産物検査印紙を売りさばくのに必要な資力及び信用を有する者のうちから農産物検査印紙の売さばき人を選定し、農産物検査印紙の売さばきの業務を委託することができる。

2　農産物検査印紙の売さばき人は、その業務を行うため、農林大臣の定める場所に、農産物検査印紙売さばき所を設けなければならない。

3　農林大臣は、農産物検査印紙の売さばき人に対し、第一項の規定により委託した農産物検査印紙の売さばき業務の取扱につき、省令の定めるところにより、売さばき手数料を支払う。

4　農産物検査印紙の売さばき人の選定に関し必要な事項は、省令で定める。

附　則

1　この法律は、昭和二十九年四月一日から施行する。

2　印紙をもつてする歳入金納付に関する法律（昭和二十三年法律第百四十二号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項但書中「保険料を納付するときは、」を「保険料を納付するとき及び農産物検査法（昭和二十六年法律第百四十四号）第十一条第一項の規定により手数料を納付するときは、」に、同条第二項中「及び日雇労働者健康保険法第三十一条第二項に規定する日雇労働者健康保険印紙を」、日雇労働者健康保険法第三十一条第二項に規定する日雇労働者健康保険印紙及び農産物検査法第十一条第三項に規定する農産物検査印紙に改める。

第三条第一項中「指定する郵便局において、」の下に「農産物検査印紙は、倉庫事務所又は農産物検査

印紙売さばき所において、」を加え、同条第二項中「郵政大臣が、」の下に「農産物検査印紙の売さばきの管理及び手続に関する事項は、農林大臣が、」を加える。

3　農林省設置法（昭和二十四年法律第百五十三号）の一部を次のように改正する。

第四条第四十九号の次に次の一号を加える。

四十九の二　農産物検査印紙を製造し、発行し、及び売りさばくこと。

第四十六条中「第四十九号」を「第四十九号の二」に改める。

第四十八条第五号の次に次の一号を加える。

五の二　農産物検査印紙の製造、発行及び売さばきに関すること。

（大蔵・農林・内閣総理大臣署名）

法律第四十九号（昭二九・三・三一）

◎食糧管理特別会計法の一部を改正する法律

食糧管理特別会計法（大正十年法律第三十七号）の一部を次のように改正する。

第一条中「、貯蔵又は検査」を「及貯蔵並農産物検査法（昭和二十六年法律第百四十四号）ノ規定ニ依ル農産物ノ検査」に改める。

第四条ノ二中「二千四百億円」を「二千六百億円」に改める。

第六条第一項中「食糧及農産物等ノ売渡代金、」の下に「農産物検査法ニ規定スル農産物検査印紙（以下農産物検査印紙ト謂フ）ノ売渡収入、」を加え、「、検査（農産物検査法（昭和二十六年法律第百四十四号）ノ規定ニ依ル農産物ノ検査ヲ含ム）及運搬ニ関スル諸費、」を「及運搬並農産物検査法ノ規定ニ依ル農産物ノ検査ニ関スル諸費、農産物検査印紙ノ売捌手数料、」に改め、同条第二項中「及農産物検査法ノ規定ニ依ル農産物ノ検査経費」を削る。

附　則

この法律は、昭和二十九年四月一日から施行する。

（大蔵・農林・内閣総理大臣署名）

法律第五十号（昭二九・三・三一）

◎国民金融公庫法の一部を改正する法律

国民金融公庫法（昭和二十四年法律第四十九号）の一部を次のように改正する。

第五条第一項中「百七十五億円」を「百九十五億円」に改める。

第十条第二項中「八人」を「九人」に改め、同条第三項第一号を次のように改める。

一　大蔵省銀行局及び中小企業庁を代表する者各一人

附　則

この法律は、昭和二十九年四月一日から施行する。

（大蔵・内閣総理大臣署名）

法律第五十一号（昭二九・三・三一）

◎ガス事業法

目次

第一章　総則（第一条・第二条）
第二章　事業の許可（第三条―第十五条）
第三章　供給（第十六条―第二十五条）
第四章　会計（第二十六条・第二十七条）
第五章　保安（第二十八条―第三十九条）
第六章　雑則（第四十条―第五十二条）
第七章　罰則（第五十三条―第六十一条）
附則

第一章　総則

（目的）

第一条　この法律は、ガス事業の運営を調整することによって、ガスの使用者の利益を保護し、及びガス事業の健全な発達を図るとともに、ガスの製造及び供給に伴う危険を防止することによって、公共の安全を確保することを目的とする。

（定義）

第二条　この法律において「ガス事業」とは、一般の需用に応じ導管によりガスを供給する事業をいう。

2　この法律において「ガス工作物」とは、ガスの供給のために施設するガス発生設備、ガスホルダー、ガス精製設備、排送機、圧送機、整圧器、導管、受電設備その他の工作物及びこれらの附属設備であつて、ガス事業の用に供するものをいう。

第二章　事業の許可

（事業の許可）

第三条　ガス事業を営もうとする者は、通商産業大臣の許可を受けなければならない。

（許可の申請）

第四条　前条の許可を受けようとする者は、左に掲げる事項を記載した申請書を通商産業大臣に提出しなければならない。

一　氏名又は名称及び住所並びに法人にあつてはその代表者の氏名及び住所

二　供給区域

三　ガス発生設備及びガスホルダーの種類及び能力別の数並びにこれらの設置の場所

2　前項の申請書には、供給区域の図面その他通商産業省令で定める書類を添附しなければならない。

（許可の基準）

第五条 通商産業大臣は、第三条の許可の申請が左の各号に適合していると認めるときでなければ、同条の許可をしてはならない。

一 そのガス事業の開始が一般の需用に適合すること。

二 そのガス事業のガス工作物の能力がその供給区域におけるガスの需要に応ずることができるものであること。

三 そのガス事業の開始によつてその供給区域の全部又は一部においてガス工作物が著しく過剰とならないこと。

四 そのガス事業を適確に遂行するに足りる経理的基礎があること。

五 その他そのガス事業の開始が公益上必要であり、且つ、適切であること。

（許可証）

第六条 通商産業大臣は、ガス事業の許可をしたときは、許可証を交付する。

2 許可証には、左に掲げる事項を記載しなければならない。

一 許可の年月日及び許可の番号

二 氏名又は名称及び住所

三 供給区域

四 ガス発生設備及びガスホルダーの種類及び能力

別の数並びにこれらの設置の場所

（設備の設置及び事業の開始の義務）

第七条 第三条の許可を受けた者（以下「ガス事業者」という。）は、一年以上三年以下において通商産業大臣が指定する期間内に、前条第二項第四号の設備を設置し、その事業を開始しなければならない。

2 通商産業大臣は、特に必要があると認めるときは、供給区域又は前条第二項第四号の設備を区分して前項の規定による指定をすることができる。

3 通商産業大臣は、ガス事業者から申請があつた場合において、正当な事由があると認めるときは、第一項の規定により指定した期間を延長することができる。

4 ガス事業者は、前条第二項第四号の設備を設置し、又はその事業を開始したときは、遅滞なく、その旨を通商産業大臣に届け出なければならない。

（供給区域又は設備の変更）

第八条 ガス事業者は、第六条第二項第三号又は第四号の事項を変更しようとするときは、通商産業大臣の許可を受けなければならない。

2 前項の規定によりガス事業者の地位を承継した相続人は、遅滞なく、その旨を通商産業大臣に届け出なければならない。

（ガス事業以外の事業）

第十二条 ガス事業者は、通商産業大臣の許可を受けなければ、ガス事業以外の事業を営んではならない。但し、通商産業省令で定める事業については、この限りでない。

2 通商産業大臣は、ガス事業者がガス事業以外の事業を営むことによりガス事業の適確な遂行に支障を及ぼすおそれがないと認めるときでなければ、前項の許可をしてはならない。

（事業の休止及び廃止並びに法人の解散）

第十三条 ガス事業者は、通商産業大臣の許可を受けなければ、ガス事業の全部又は一部を休止し、又は廃止してはならない。

2 ガス事業者たる法人の解散の決議又は総社員の同意は、通商産業大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

3 通商産業大臣は、ガス事業の休止若しくは廃止又は法人の解散により公共の利益が阻害されるおそれがないと認めるときでなければ、第一項の許可又は前項の認可をしてはならない。

（事業の許可等の取消）

第十四条 通商産業大臣は、ガス事業者が第七条第一項の規定により指定した期間（同条第三項の規定による延長があつたときは、延長後の期間。以下同じ。）内に第六条第二項第四号の設備を設置せず、又は事業を開始しないときは、第三条の許可を取り消すことができる。

2 通商産業大臣は、前項に規定する場合を除く外、ガス事業者がこの法律若しくはこの法律に基く命令又はこれらに基く処分に違反した場合において、公共の利益を阻害すると認めるときは、第三条の許可を取り消すことができる。

3 通商産業大臣は、前二項の規定による許可の取消をしたときは、理由を記載した文書をそのガス事業者に送付しなければならない。

第十五条 通商産業大臣は、第八条第一項の規定による第六条第二項第三号又は第四号の事項の変更の許可を受けたガス事業者が第八条第三項において準用する第七条第一項の規定により指定した期間内にその増加する供給区域において事業を開始せず、又はその期間内に第六条第二項第四号の事項を変更しないときは、その許可を取り消すことができる。

（供給義務）

第十六条 ガス事業者は、正当な事由がなければ、何人に対しても、その供給区域におけるガスの供給を拒んではならない。

2 ガス事業者は、その供給区域以外の地域において、一般の需用に応じ導管によりガスを供給してはならない。

（供給規程）

第十七条 ガス事業者は、ガスの料金その他の供給条件について供給規程を定め、通商産業大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 通商産業大臣は、前項の認可の申請が左の各号に適合していると認めるときは、同項の認可をしなければならない。

一 料金が能率的な経営の下における適正な原価に

統人は、遅滞なく、その旨を通商産業大臣に届け出なければならない。

適正な利潤を加えたものであること。

二　料金が定率又は定額をもつて明確に定められていること。

三　ガス事業者及びガスの使用者の責任に関する事項並びに導管、ガスメーターその他の設備に関する費用の負担の額及び方法が適正且つ明確に定められていること。

四　特定の者に対し不当な差別的取扱をするものでないこと。

（供給規程に関する命令及び処分）

第十八条　通商産業大臣は、ガスの料金その他の供給条件が社会的経済的事情の変動により著しく不適当となり、公共の利益の増進に支障があると認めるときは、ガス事業者に対し、相当の期限を定め、供給規程の変更の認可を申請すべきことを命ずることができる。

2　通商産業大臣は、前項の規定による命令をした場合において、同項の期限までに認可の申請がないときは、供給規程を変更することができる。

（供給規程の公表義務）

第十九条　ガス事業者は、第十七条第一項の規定により供給規程の認可を受け、又は前条第二項の規定により供給規程の変更があつたときは、その実施の日の十日前から、営業所、事務所その他の事業場において、公衆の見やすい箇所に掲示しておかなければならない。

（供給条件についての義務）

第二十条　ガス事業者は、第十七条第一項の認可を受けた供給規程（第十八条第二項の規定による変更があつたときは、変更後の供給規程）以外の供給条件によりガスを供給してはならない。但し、特別の事情がある場合において、通商産業大臣の認可を受けたときは、この限りでない。

（熱量等の測定義務）

第二十一条　ガス事業者は、政令で定める方法により、その供給するガスの熱量及び圧力を測定し、その結果を記録しておかなければならない。

（供給契約）

第二十二条　ガス事業者は、他のガス事業者からガスの供給を受け、又はこれにガスを供給すべきことを定める契約をしようとするときは、通商産業大臣の認可を受けなければならない。

（特定供給）

第二十三条　ガス事業者は、一般の需用に応じて供給する場合を除き、その供給区域以外の地域において導管によりガスを供給しようとするときは、通商産業大臣の許可を受けなければならない。

2　通商産業大臣は、前項の許可の申請が左の各号に適合していると認めるときでなければ、同項の許可をしてはならない。

一　ガス事業の適確な遂行に支障を及ぼすおそれがないこと。

二　その供給が他のガス事業者の供給区域において行われるものであるときは、当該他のガス事業者がその供給を行うことが容易且つ適切でないこと。

（卸供給事業者の供給）

第二十四条　ガス事業者以外の者であつて、ガス事業者に対して導管によりガスを供給する事業を営むもの（以下「卸供給事業者」という。）は、通商産業大臣の認可を受けたガスの料金その他の供給条件によるのでなければ、ガスを供給してはならない。但し、ガス事業者に対するガスの供給量が通商産業省令で定める数量以下である場合は、この限りでない。

2　通商産業大臣は、前項の認可の申請があつた場合において、料金その他の供給条件がガス事業者のガスの料金その他の供給条件を適正にするものであると認めるときは、同項の認可をしなければならない。

（ガス事業者以外の者の供給）

第二十五条　ガス事業者以外の者であつて、ガスを供給する事業を行うものは、前条第一項に規定する場合を除き、ガス事業者の供給区域において導管によりガスを供給しようとするときは、あらかじめ、供給の相手方及び料金その他の供給条件を通商産業大臣に届け出なければならない。

第四章　会計

（会計の整理）

第二十六条　ガス事業者は、通商産業省令で定めるところにより、その事業年度並びに勘定科目の分類及び貸借対照表、損益計算書その他の財務計算に関する諸表の様式を定め、その会計を整理しなければならない。

（減価償却）

第二十七条　通商産業大臣は、ガス事業の適確な遂行を図るため特に必要があると認めるときは、ガス事業者に対し、方法又は額を定めて、固定資産について、減価償却を行うべきことを命ずることができる。

第五章　保安

（ガス工作物の維持）

第二十八条　ガス事業者は、ガス工作物を通商産業省令で定める保安上の基準に適合するように維持しなければならない。

2　通商産業大臣は、ガス工作物が前項の保安上の基準に適合していないと認めるときは、ガス事業者に対し、その保安上の基準に適合するようにガス工作物を修理し、改造し、又は移転すべきことを命ずることができる。

（ガスの成分の検査義務）

第二十九条　ガス事業者は、政令で定める方法により、その供給するガスの成分のうち、人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがあるものの量が政令で定める数量をこえていないかどうかを検査し、その量を記録しておかなければならない。

（導管の工事）

第三十条　ガス事業者は、導管の工事により発生する危険を防止するために、通商産業省令で定める事項につき導管の工事の方法を定め、通商産業大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2　ガス事業者は、前項の通商産業省令で定める事項について導管の工事をするには、同項の認可を受けた方法に従わなければならない。

3　通商産業大臣は、ガス事業者が第一項の認可を受けた方法に従わないで同項の通商産業省令で定める事項について導管の工事をしていると認めるときは、同項の認可を受けた方法に従つてその導管の工事をすべき旨を命ずることができる。

第三十一条　ガス事業者は　通商産業省令で定める導管の工事をしようとするときは、その工事の開始の日の十五日前までに、その旨を通商産業大臣に届け出なければならない。

（ガス主任技術者）

第三十二条　ガス事業者は事業場（通商産業省令で定める範囲のものに限る。）ごとに、通商産業省令で定める区分に従い、ガス主任技術者免状の交付を受けている者のうちから、ガス主任技術者を選任し、ガスの製造及び供給の作業に関して保安の監督をさせなければならない。

2　ガス事業者は、前項の規定によりガス主任技術者

を選任したときは、遅滞なく、その旨を通商産業大臣に届け出なければならない。これを解任したときも、同様とする。

（ガス主任技術者免状）

第三十三条 ガス主任技術者免状の種類は、甲種ガス主任技術者免状及び乙種ガス主任技術者免状とする。

2 ガス主任技術者免状の交付を受けている者がその保安について監督をすることができるガスの製造及び供給の作業の範囲は、前項に規定するガス主任技術者免状の種類に応じて通商産業省令で定める。

3 ガス主任技術者免状は、左の各号の一に該当する者でなければ、その交付を受けることができない。

一 ガス主任技術者国家試験（以下「国家試験」という。）に合格した者であつて、通商産業省令で定めるガスの製造及び供給の作業に関する経験を有するもの

二 十五年以上ガスの製造及び供給の作業に従事した者であつて、前号に規定する者と同等以上の知識及び技能を有していると通商産業大臣が認定したもの

4 通商産業大臣は、左の各号の一に該当する者に対しては、ガス主任技術者免状の交付を行わないことができる。

一 次条の規定によりガス主任技術者免状の返納を命ぜられ、その日から一年を経過しない者

二 この法律又はこの法律に基く命令の規定に違反し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終り、又は執行を受けることがなくなつた日から二年を経過しない者

5 ガス主任技術者免状の交付に関する手続的事項は、通商産業省令で定める。

第三十四条 通商産業大臣は、ガス主任技術者免状の交付を受けている者がこの法律又はこの法律に基く命令の規定に違反したときは、そのガス主任技術者免状の返納を命ずることができる。

（国家試験）

第三十五条 国家試験は、ガスの製造及び供給の作業の保安に関して必要な知識及び技能について行う。

2 国家試験は、毎年一回ガス主任技術者免状の種類ごとに、通商産業大臣が行う。

3 国家試験の試験科目、受験手続その他国家試験の実施細目は、通商産業省令で定める。

（ガス主任技術者の義務）

第三十六条 ガス主任技術者は、誠実にその職務を行わなければならない。

2 ガスの製造又は供給の作業に従事する者は、ガス主任技術者がその保安のためにする指示に従わなければならない。

（ガス主任技術者の解任命令）

第三十七条 通商産業大臣は、ガス主任技術者がこの法律若しくはこの法律に基く命令若しくはこれらに基く処分に違反したとき、又はその者にその職務を行わせることがガスの製造及び供給の作業の保安に支障を及ぼすと認めるときは、ガス事業者に対し、ガス主任技術者の解任を命ずることができる。

（準用規定）

第三十八条 第二十八条及び第三十条から前条までの規定は、政令で定めるところにより、ガス事業者以外の者であつて、ガスを供給する事業を行うもの又は自ら製造したガスを使用する事業を行う者に準用する。

（ガス事業者以外の者の事業の開始等の届出）

第三十九条 ガス事業者以外の者であつて、ガスを供給する事業を行うもの又は自ら製造したガスを使用する事業を行う者は、その事業を開始し、又は廃止

したときは、遅滞なく、その旨を通商産業大臣に届け出なければならない。

第六章 雑則

（許可等の条件）

第四十条 許可又は認可には、条件を附し、及びこれを変更することができる。

2 前項の条件は、公共の利益を増進し、又は許可若しくは認可に係る事項の確実な実施を図るため必要な最少限度のものに限り、且つ、当該ガス事業者その他の者に不当な義務を課することとなるものであつてはならない。

（手数料）

第四十一条 左の表の上欄に掲げる者は、それぞれ同表の下欄に掲げる金額の範囲内で政令で定める額の手数料を納めなければならない。

手数料を納付すべき者	金額
一 国家試験を受けようとする者	八百円
二 ガス主任技術者免状の交付を受けようとする者	三百円
三 ガス主任技術者免状の再交付を受けようとする者	二百円

（公共用の土地の使用）

第四十二条 ガス事業者又は卸供給事業者（以下「ガス事業者等」という。）は、その事業の用に供するため、道路、橋、みぞ、河川、堤防その他公共の用に供せられる土地の地上又は地中に導管を設置する必要があるときは、その効用を妨げない限度において、その管理者の許可を受けて、これを使用することができる。

2 前項の場合においては、ガス事業者等は、管理者の定めるところにより、使用料を納めなければならない。

3 管理者が正当な事由がないのに第一項の許可を拒んだとき、又は管理者の定めた使用料の額が適正でないときは、主務大臣は、ガス事業者等の申請により使用を許可し、又は使用料の額を定めることができる。

4 前三項の規定は、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）の規定による道路並びに同法第十八条第一項の規定により決定された道路の区域内の土地及び当該土地に設置された道路の附属物となるべきものについては、適用しない。

5 主務大臣は、左に掲げる場合は、あらかじめ、通商産業大臣に協議しなければならない。

一 第三項の規定により使用を許可し、又は使用料の額を定めようとするとき。

二 ガス事業者等が導管を設置するため前項の道路又は道路となるべき区域内の土地若しくは当該土地に設置された道路の附属物となるべきものを占用しようとする場合において、道路法第九十六条第五項の規定による訴願の裁決であつて、同条第一項第五号又は第十三号に掲げる処分に係るものをしようとするとき。

（土地の立入）

第四十三条 ガス事業者は、ガス工作物の設置に関する測量、実地調査又は工事のため必要があるときは、都道府県知事の許可を受けて、他人の土地に立ち入ることができる。

2 都道府県知事は、前項の許可の申請があつたときは、土地の所有者及び占有者にその旨を通知し、意見書を提出する機会を与えなければならない。

3 第一項の許可を受けた者は、他人の土地に立ち入るときは、あらかじめ、土地の占有者に通知しなければならない。

4 第一項の許可を受けた者は、他人の土地に立ち入るときは、都道府県知事の許可を受けたことを証す

る書面を携帯し、関係人に呈示しなければならない。

（植物の伐採等）

第四十四条　ガス事業者は、導管の設置又は保守を行うため必要があるときは、障害となる植物を伐採し、又は移植することができる。

2　前項の場合においては、ガス事業者は、植物の所有者と協議しなければならない。協議がととのわないとき、又は協議することができないときは、都道府県知事が裁定する。

（損失の補償）

第四十五条　ガス事業者は、前二条の規定により他人の土地に立ち入り、又は植物を伐採し、若しくは移植したことによつて土地の所有者、植物の所有者その他の関係人の現に受けた損失を補償しなければならない。

2　前項の補償について当事者間に協議がととのわないとき、又は協議することができないときは、都道府県知事が裁定する。

3　裁定のうち、補償金額について不服のある者は、その裁定を受けた日から三十日以内に訴をもつてその金額の増減を請求することができる。

4　前項の訴においては、ガス事業者又は土地の所有者、植物の所有者その他の関係人をもつて被告とする。

（報告の徴収）

第四十六条　通商産業大臣は、この法律の施行に必要な限度において、政令で定めるところにより、ガスを供給する事業又は自ら製造したガスを使用する事業を行う者に対し、その事業に関し報告をさせることができる。

（立入検査）

第四十七条　通商産業大臣は、この法律の施行に必要な限度において、その職員に、ガスを供給する事業又は自ら製造したガスを使用する事業を行う者の営業所、事務所その他の事業場に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

2　前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証票を携帯し、関係人に呈示しなければならない。

3　第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

（公聴会）

第四十八条　通商産業大臣は、第十四条第一項若しくは第二十五条第一項又は第二十六条第一項の規定による処分をしようとするときは、公聴会を開き、広く一般の意見をきかなければならない。

（聴聞）

第四十九条　通商産業大臣は、第十四条第一項若しくは第二項又は第十五条第一項若しくは第二項の規定による処分をしようとするときは、当該処分に係る者に対し、相当な期間をおいて予告した上、公開による聴聞を行わなければならない。

2　前項の予告においては、期日、場所及び事案の内容を示さなければならない。

3　聴聞に際しては、当該処分に係る者及び利害関係人に対し、当該事案について証拠を呈示し、意見を述べる機会を与えなければならない。

（異議の申立）

第五十条　この法律（第六章を除く。）の規定によつてした処分に対して不服のある者は、その旨を記載した書面をもつて、通商産業大臣に異議の申立をすることができる。

2　通商産業大臣は、前項の異議の申立があつたときは、前条の例により公開の聴聞をした後、文書をもつて決定をし、その正本を異議の申立をした者に送

付しなければならない。

（苦情の申出）

第五十一条　ガス事業者のガスの供給に関し苦情のある者は、通商産業大臣に対し、理由を記載した文書を提出して苦情の申出をすることができる。

2　通商産業大臣は、前項の申出があつたときは、これを誠実に処理し、処理の結果を申出者に通知しなければならない。

（権限の委任）

第五十二条　この法律の規定により通商産業大臣の権限に属する事項は、政令で定めるところにより、通商産業局長又は都道府県知事に行わせることができる。

第七章　罰則

第五十三条　ガス工作物を損壊し、その他ガス工作物の機能に障害を与えてガスの供給を妨害した者は、五年以下の懲役又は十万円以下の罰金に処する。

2　みだりにガス工作物を操作してガスの供給を妨害した者は、二年以下の懲役又は五万円以下の罰金に処する。

3　ガス事業に従事する者が正当な事由がないのにガス工作物の維持又は運行の業務を取り扱わず、ガスの供給に障害を生ぜしめたときも、前項と同様とする。

4　第一項及び第二項の未遂罪は、罰する。

第五十四条　ガス事業者の承諾を得ないでガス工作物の施設を変更した者は、五万円以下の罰金に処する。

第五十五条　第三条の許可を受けないでガス事業を営んだ者は、三年以下の懲役若しくは三十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

第五十六条　左の各号の一に該当する者は、二年以下の懲役若しくは二十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一　第十三条第一項の許可を受けないでガス事業の全部又は一部を休止し、又は廃止した者

二　第十六条第一項の規定に違反してガスの供給を拒んだ者

三　第十六条第二項の規定に違反してガスを供給した者

第五十七条　左の各号の一に該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

一　第八条第一項の許可を受けないでガス発生設備又はガスホルダーを変更した者

二　第十二条第一項の規定に違反してガス事業以外の事業を営んだ者

三　第二十条の規定に違反してガスを供給した者

四　第二十二条の認可を受けた契約によらないでガスの供給を受け、又はガスを供給した者

五　第二十三条第一項の許可を受けないでガスを供給した者

六　第二十四条第一項の規定に違反してガスを供給した者

七　第三十二条第一項（第三十八条の規定により準用する場合を含む。）の規定によるガス主任技術者を選任しなかつた者

第五十八条　左の各号の一に該当する者は、十万円以下の罰金に処する。

一　第二十一条又は第二十九条の規定による記録をせず、又は虚偽の記録をした者

二　第二十八条第二項（第三十八条の規定により準用する場合を含む。）の規定による命令に違反した者

三　第三十条第三項（第三十八条の規定により準用する場合を含む。）の規定による命令に違反して工事をした者

第五十九条　左の各号の一に該当する者は、三万円以下の罰金に処する。

一　第七条第四項（第八条第三項において準用する場合を含む。）、第十一条第二項、第三十二条第二項（第三十八条の規定により準用する場合を含む。）又は第三十九条の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

二　第十九条の規定に違反して掲示をしなかつた者

三　第二十五条の規定による届出をしないでガスを供給した者

四　第三十一条（第三十八条の規定により準用する場合を含む。）の規定による届出をしないで工事をした者

五　第三十七条（第三十八条の規定により準用する場合を含む。）の規定による命令に違反した者

六　第四十六条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

七　第四十七条第一項の規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避した者

第六十条　法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第五十五条から前条までの違反行為をしたときは、行為者を罰する外、その法人又は人に対して、各本条の罰金刑を科する。

第六十一条　左の各号の一に該当する者は、一万円以下の過料に処する。

一　第九条の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

二　第二十六条の規定に違反した者

三　第二十七条の規定による命令に違反した者

附　則

1　この法律は、昭和二十九年四月一日から施行する。

2　電気及びガスに関する臨時措置に関する法律（昭和二十七年法律第三百四十一号）の規定に基き旧公益事業令（昭和二十五年政令第三百四十三号）の規定の例によつてした処分、手続その他の行為は、この法律中これに相当する規定があるときは、この法律の規定によつてしたものとみなす。

3　この法律の施行の際現に電気及びガスに関する臨時措置に関する法律に基き旧公益事業令第二十六条の規定の例による許可を受けてガス事業を営んでいる者（以下「旧ガス事業者」という。）については、この法律の施行の日から三月間は、第三十条第二項の規定は、適用しない。その期間内に同条第一項の認可を申請した場合において、その申請について認可又は不認可の処分があるまでの間も、同様とする。

4　第三十一条の規定は、この法律の施行の日から二十五日を経過した日前に、同条の導管の工事を開始するガス事業者には、適用しない。

5　電気及びガスに関する臨時措置に関する法律施行規則（昭和二十七年通商産業省令第九十九号）第一条第一項の規定に基き旧瓦斯事業法施行規則（大正十四年商工省令、内務省令）第四十五条の規定の例により交付された甲種免状又は乙種免状は、それぞれこの法律の規定による甲種ガス主任技術者免状又は乙種ガス主任技術者免状とみなす。

6　この法律の施行の際現に旧ガス事業者に対しガスを供給している卸供給事業者については、この法律の施行の日から一月間は、第二十四条第一項の規定は、適用しない。その期間内に同項の認可を申請した場合において、その申請について認可又は不認可の処分があるまでの間も、同様とする。

7　この法律の施行の際現にガス事業者以外の者であつて、ガスを供給する事業を行つているもの又は現に自ら製造したガスを使用する事業を行つている者は、この法律の施行の日から三十日以内に、その旨を通商産業大臣に届け出なければならない。

8　この法律の施行の際現に存する旧ガス事業者と市町村との間のガス事業の経営に関する定に基き、旧ガス事業者又は市町村がその相手方に対し要求をし、又は承認を求めた場合において、協議がととのわないとき、又は協議することができないときは、通商産業大臣が内閣総理大臣と協議して裁定する。

9　前項の規定は、この法律の規定により通商産業大臣の許可又は認可を受けるべき事項については、適用しない。

10　附則第八項の規定による通商産業大臣の裁定は、文書をもつて行い、且つ、理由を附さなければならない。

11　通商産業大臣は、裁定書の正本を当事者に送付しなければならない。

12　附則第七項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者は、三万円以下の罰金に処する。

13　通商産業省設置法（昭和二十七年法律第二百七十五号）の一部を次のように改正する。

第四条第一項第四十四号中「及びガス」を削る。

第二十五条第一項の表中

「ガス主任技術者試験委員	ガス主任技術者国家試験に関する事務をつかさどること。
電気関係法令改正審議会	電気に関する法令の改正に関する重要事項を調査審議すること。」

を

「電気及びガス関係法令改正審議会	電気及びガスに関する法令の改正に関する重要事項を調査審議すること。」

に改める。

14　昭和二十二年法律第五十四号私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の適用除外等に関する法律（昭和二十二年法律第百三十八号）の一部を次のように改正する。

第三条第十七号中「又はガス工作物」を削り、同条第十七号の三の次に次の一号を加える。

十七の四　ガス事業法（昭和二十九年法律第五十一号）によるガス工作物

15　郵便振替貯金法（昭和二十三年法律第六十号）の一部を次のように改正する。

第六十三条中「（公益事業の料金）」を「（電気事業及びガス事業の料金）」に、「公益事業者」を「電気事業者又はガス事業者」に、「公益事業」を「電気事業又はガス事業」に改める。

16　土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号）の一部を次のように改正する。

第四条第一項第十七号の次に次の一号を加える。

十七の二　ガス事業法（昭和二十九年法律第五十一号）第二条第十一項に規定するガス工作物

17　道路法の一部を次のように改正する。

第三十六条第一項中「地方鉄道法（大正八年法律第五十二号）」の下に「、ガス事業法（昭和二十九年法律第五十一号）」を加える。

18　電気及びガスに関する臨時措置に関する法律の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

電気に関する臨時措置に関する法律

本則中「及びガス事業及び「及びガス」を削り、「電気用品並びに」を「電気用品及び」に改める。

附則第九項中「電気及びガスに関する臨時措置に関する法律」を「電気に関する臨時措置に関する法

K 7092

律に改める。

19　農山漁村電気導入促進法（昭和二十七年法律第三百五十八号）の一部を次のように改正する。

第四条第三号及び第十二条（見出しを含む。）中「電気及びガスに関する臨時措置に関する法律」を「電気に関する臨時措置に関する法律」に改める。

20　この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（内閣総理・農林・通商産業・郵政・建設大臣署名）

法律第五十二号（昭二九・四・一）

◎所得税法の一部を改正する法律

所得税法（昭和二十二年法律第二十七号）の一部を次のように改正する。

目次を次のように改める。

所得税法目次

第一章　総則（第一条―第八条）
第二章　課税標準及び税率
　第一節　所得金額の計算（第九条―第十一条の二）
　第二節　所得控除（第十一条の三―第十二条の三）
　第三節　税率及び税額の計算（第十三条―第十五条の二―第十五条の八）
　第四節　税額控除（第十五条の二―第十五条の八）
　第五節　税率及び税額計算の特例（第十六条―第二十条）
第三章　予定納税及び予定申告（第二十一条―第二十二条の三）
　第一節　予定納税（第二十一条―第二十三条―第二十四条の二）
　第二節　予定申告（第二十三条―第二十四条の二）
　第三節　予定納税額の更正及び修正（第二十五条―第二十五条の二）
　第四節　予定納税に関する通則（第二十五条の三―第二十五条の五）
第四章　確定申告及び申告納税
　第一節　確定申告（第二十六条―第二十九条）
　第二節　確定申告に係る納税及び還付（第三十条―第三十六条の三）
第五章　源泉徴収（第三十七条―第四十三条）
第六章　更正及び決定（第四十四条―第四十七条）
第七章　再調査、審査及び訴訟（第四十八条―第五十二条）
第八章　雑則（第五十三条―第六十八条）
第九章　罰則（第六十九条―第七十三条）

左に掲げる各条の前に、それぞれ下欄に掲げる見出しを附する。

第三条の二　（実質課税の原則）
第四条　（信託利益の課税）
第五条　（配当所得とみなす場合）
第七条　（合同運用信託等の定義）
第十条の三　（減価償却の方法）
第十一条　（公社債の利子等の所得の帰属）

第十九条　（信託財産について納付した所得税額の控除）
第二十条　（重要物産の製造等についての免税）
第四十三条　（源泉徴収所得税の徴収）
第五十条　（訴願法の不適用）
第五十一条　（訴訟）
第五十二条　（証拠申出の順序）
第五十八条　（公社債等の募集調書）
第六十条　（給与支払者の申告）
第六十一条の二　（株式の消却等の場合の通知）
第六十一条の三　（積立金の資本組入の場合の通知）
第六十一条の四　（証券投資信託の終了等の場合の通知）
第六十二条　（源泉徴収票）
第六十二条の二　（給与の支払明細書等）
第六十四条　（収税官吏の諮問）
第六十五条　（納税地）
第六十六条　（納税管理人）
第六十八条　（附加税の禁止）

第一条に見出しとして「（納税義務者）」を附し、同条第一項中「個人」の下に「（以下居住者という。）」を加え、同条第二項各号列記以外の部分中「個人」の下に「（以下非居住者という。）」を加え、同項第一号中「所得」の下に「（第二号乃至第九号に該当するものを除く。）」を加え、同項第二号中「前各号」を「第一号乃至前号」に改め、同号を同項第九号とし、同項第七号の次に次の一号を加える。

八　この法律の施行地にある不動産、当該不動産の上に存する権利若しくは採石法による採石権の貸付（地上権又は採石権の設定その他他人をして不動産、不動産の上に存する権利又は採石権を使用せしめる一切の場合を含む。）又は鉱業法による租鉱権の設定に因る所得

第一条第五項中「左の各号」を「第二項第二号乃至第四号又は第六号乃至第九号」に改め、同項第一号及び第二号を削る。

第二条に見出しとして「（課税所得の範囲）」を附し、同条第一項中「前条第一項の規定に該当する個人」を「居住者」に改め、同条第二項中「前条第二項の規定に該当する個人」を「非居住者」に、「同項各号」を「前条第二項各号」に改め、同条第三項中「前条第一項の規定に該当する個人で外国において勤務するもの」を「外国において勤務する居住者」に改める。

第七条の次に次の一条を加える。